

近世開版古往來の研究
— 『新撰遊覺往來』をめぐって—

二松学舎大学大学院
文学研究科国文学専攻
学生番号 211K4101
氏名 具香

* 縦 54 字 × 横 25 行 (400 字詰め原稿用紙 705 枚相当、
282150 字)

* 数字については、表や統計データには、アラビア数字を用い、論本中では漢数字を用いる。また、書名については、表や統計データに示す時はそのままにし、文中では『』で示す。

目次

序章

一、本研究の目的と意義	1
二、「往来物」に関する先行研究	3
三、研究方法と論文の構成	4

第一章 「往来物」の誕生と諸相

一、「往来物」とは	6
二、「往来物」の性格について	7
三、本稿で扱う「庭訓往来型」と先行研究における「古往来」の分類について	8
四、本稿で扱う「庭訓往来型」と近世出版の「古往来」について	14

第二章 『新撰遊覚往来』考

第一節 『新撰遊覚往来』の諸相	17
一、『新撰遊覚往来』とは	17
二、『新撰遊覚往来』の諸本の紹介	19
三、『新撰遊覚往来』の書名	26
第二節 『新撰遊覚往来』の本文の比較	29
一、古写本と版本の比較	29
二、近世刊本と近代写本の異同	36
三、諸本に見られる日付の異同	50
第三節 『新撰遊覚往来』に見る増補について	54
一、寛文本と謙堂本の分量について	54

二、諸本の分量についての比較	58
三、諸本の分量の統計	64
第四節 『新撰遊覚往来』の誤写・誤刻現象について	69
一、誤刻箇所分析	69
二、誤刻箇所の統計	95
第五節 『新撰遊覚往来』の特殊な語彙について	98
一、特殊の表記	98
二、「鬱」を構成要素とする用語	108
第六節 『新撰遊覚往来』における漢字表記について	111
一、寛文本と謙堂本の漢字表記の異同箇所	111
二、諸本の漢字表記の比較	129
三、諸本の漢字表記の性格	135
第七節 傍訓から見た『新撰遊覚往来』	140
一、読みの異同箇所の分析	140
二、異同箇所の統計	153
第三章 『新撰遊覚往来』と『異制庭訓往来』の比較	156
第一節 『異制庭訓往来』について	156
第二節 二種の往来に見られる親子関係	159
一、構成面の類似性	159
二、集団的に列挙した重要語彙	162
三、文章上の相似点	164
四、月配列の順序	169

第四章 「庭訓往来型」往来の比較

第一節 「庭訓往来型」往来とは

第二節 「庭訓往来型」往来の語彙について

一、語彙の種類

二、語彙数の統計

第三節 「庭訓往来型」往来の特徴

一、書名の繋がり

二、「庭訓往来型」往来の共通点

三、各々の特殊性

終章

一、本稿の調査結果

二、『新撰遊覚往来』の諸本の系統関係

三、『新撰遊覚往来』の性格

四、「庭訓往来型」往来の位置付け

五、残された課題

参考文献

本稿の資料編1 (『新撰遊覚往来』の寛文本の翻字本文)

本稿の資料編2 (『新撰遊覚往来』の寛文本と謙堂本の異同箇所の一覧)

初出一覧

204	198	196	192	189	188	188	187	184	183	183	178	174	174	173	173
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

序章

一、本研究の目的と意義

「往来物」は平安後期から明治初期にかけて初歩教育に用いられた手本であるが、特に、近世に入って飛躍的に発展した。この時期の「往来物」には、新しく作られたものと、中古・中世の「古往来」が刊本化され普及したものとがある。本稿では、特に後者の近世に出版された「古往来」を取り挙げ、そこに見られる語彙の特徴、内容の変化などを考察することにより、江戸時代の教科書である「往来物」の版本のうち、より普及したと考えられる「古往来」の刊本の実態を明らかにすることを目的とする。方法論としては、『新撰遊覚往来』を主たる研究対象とし、『異制庭訓往来』『庭訓往来』『新撰類聚往来』の四種の「庭訓往来型」往来について比較検討する。

「古往来」の内、「庭訓往来型」往来は極めて重要な位置を占める。なぜなら、「庭訓往来型」往来は「十二月往来型」と拾要抄型との複合体」ともよばれ、「消息文例集」と「語句集」の性格を兼ね備えているからである¹⁾。また、それらは、一四世紀の半ばの南北朝時代から明治初年に至る約五世紀の間、広く流布し、当時の児童の教育に深い影響を及ぼした。それ故、「庭訓往来型」往来は、近世に出版された「往来物」の実態を把握する上で欠かせない資料であり、つまりは、「庭訓往来型」往来の実態を明らかにすることにより、「往来物」が盛んに用いられた頃の教科書一般の性格を知ることができると考えられる。

「庭訓往来型」往来の中でも、特に『新撰遊覚往来』に焦点を当てる理由は、「古往来」のうち重要視されているにも関わらず従来あまり研究されてこなかった点と、その内容が次第に変化し増加・充実していった点で注目すべき往来であるからである。

先に、その重要性について文献上から見ると、文安元年(一四四四)に撰された『下学集』の序文には、「実語童子為レ教。庭訓雜筆為ニ往来一也。」と記して、「往来物」の代表として『庭訓往来』と『雜筆往来』の二種を挙げている。また、『新撰類聚往来』(明応、永正頃の撰)においては、「将又新撰往来集。廻令ニ一覽」。為ニ小生稽古一尤可レ然候。於ニ消息。庭訓。遊学。新札。風情。其外往来等。文章聯レ玉。詞語散レ花。此上不レ及レ申候。云々。」とあり、消息・庭訓・遊学・新札・風情往来を典型的なものに数えている。更に『庭訓往来旧鈔』(室町時代後期の撰)の序でも、『尺素往来』『明

『新撰遊覚往来』及び『庭訓往来』の四種を代表的書物として挙げている。これらの他に次の中世文献でも『新撰遊覚往来』を代表的な往来として挙げている。

『運歩色葉集』(天文一七年撰)

「庭訓往来、遊覚往来(新撰遊覚往来)」

『化城笑草』(大永頃の撰)

「庭訓往来、雑筆往来、遊覚往来(実語教)〔童子教〕」

また、石川謙(二九四九)は、『新撰遊覚往来』の重要性について以下のように述べている(以下①②は引用)。

① 往来物のうち、『明衡往来』『雑筆往来』『庭訓往来』『富士野往来』『尺素往来』の五部は、編纂年代に早い遅いの差こそあれ、編纂されてから直ちに用いはじめられて、江戸時代に至るまで中断することなく行われたものである。『十二月往来』と『新撰遊覚往来』との二部は、編纂年代における使用の足跡こそ捕捉されないが、次代からは継続して行われながら近世に及んだものである。この七部はそれ故に、どの時代にも歓迎されたところの、教科書としての評価に移り変りのなかつた往来と見ることができよう。従つてまた、教科書史上における伝統の形成者でもあり、伝統の代表者でもある。

② 古往来には、一時代に榮えてやがて萎んでしまったもの、降替交錯の波状型式を以て流伝したものの、編纂時代を遙か隔てた後世になって偶然の事情から盛行したものなどいろいろな流布形態があつた。これに反して、力強い歩調をとつてどの時代にも変わりなく用いられ、教科書史上に毅然たる伝統の存在を実証したものに『明衡往来』から『新撰遊覚往来』に至る七部がある。

続いて内容の変化について見ると、「古往来」のうち、目立つた変化を持つている「往来物」はせいぜい九つしかないと言われている⁽²⁾。それらは、『明衡往来』『雑筆往来』『手習往来』『新札往来』『消息詞』『常途往来』『新撰遊覚往来』『富士野往来』『賢才往来』である。その内の一本と認められる『新撰遊覚往来』は、「往来物」の内容の異同・変遷を研究する上で、極めて重要な資料である。「往来物」において、増補はどのような進むのか、その理由はどのようなものであるのかという研究についても、典型的な材料を提供してくれる作品であると考えられる。

このように『新撰遊覚往来』は、「長い年代の経過の間に選り上げられて教科書史上の伝統を形成した七部の往来」⁽³⁾の一種であり、その内容が次第に増加した注目すべき往来でもある。しかし、『新撰遊覚往来』そのものについては、従来の「往来物」の研究ではあまり取り挙げられてこなかった。従つて、研究の余地もあり、その意義も大きいと考えられるのである。特に、『新撰遊覚往来』にあらわれている増補の様相を明らかにすることは、「往来物」の内容、年代と共に移りゆく過程を知る上で欠かせない作業であろう。

二、「往来物」に関する先行研究⁽⁴⁾

従来、「往来物」についての研究は多岐にわたるが、おおよそ、教育史と国語学の立場からなされてきた。

「往来物」に関する最初の研究は、膨大な資料の分類・整理と「古往来」の紹介が主流であった。これらの代表的研究に、石川謙（一九四九）や石川謙・石川松太郎（一九七〇）などがある。これらの研究によって、「往来物」の多くが整理分類され、系統・系譜も示された。また、解題・解説も施され、更に統計的に処理されて、様々な「往来物」の推移や傾向が明らかになった。その後、「往来物」の研究史に関するもの⁽⁵⁾、対象を「女子消息型」往来に限定して調査を緻密にしたもの⁽⁶⁾、算術や科学知識に焦点をあてた論考⁽⁷⁾、戯作者が執筆した「往来物」を扱った研究⁽⁸⁾などがなされてきた。更に、江戸時代における教育の実態を明らかにする過程で「往来物」に触れているもの⁽⁹⁾も多い。

国語学の研究の上では、早く、高山寺典籍文書総合調査団（一九七二）と山田忠雄（一九八六）などがある。この他にも酒井憲二（一九九九）、三保忠夫・三保サト子（一九九七）、三保忠夫（二〇〇〇）などによって研究がなされてきた。また、古辞書との関連に着目した高橋久子氏の研究⁽¹⁰⁾、お茶との関連に着目した高橋忠彦（二〇一三）と、対象を農業型に限定して調査した高野宏親（二〇一二）などがある。他に、書簡文の観点から研究したもの⁽¹¹⁾など様々な方面から研究が行われている。

国文学・国語教育の立場からの研究は比較的少ない。仮名草子『薄雪物語』を起点に展開するもの⁽¹²⁾、「国語教育前史」の観点によって行なった「往来物」研究⁽¹³⁾、読書や出版の実態を扱ったもの⁽¹⁴⁾などが著された。

なお、以上の他に、文化史的な視点から江戸時代の教育を扱ったもの⁽¹⁵⁾、江戸時代の出版文化に関する研究成果と「往来物」の研究成果とを合わせて考察したもの⁽¹⁶⁾などがある。また、書誌学や書道史⁽¹⁷⁾、図書館情報学⁽¹⁸⁾などとも関連がある。このように、「往来物」は教育史の資料として扱われるだけでなく、様々な研究が展開されている。

本稿は数多くある「往来物」の中でも、対象を「庭訓往来型」往来に限定して調査研究を行った。その中でも特に、『新撰遊覚往来』を中心に据えた。『新撰遊覚往来』についての先行研究は極めて少ない。早くは、石川謙（一九四九）があるが、これは「往来」と呼ばれる一群の教科書を教育史の立場から調査し、教育史的視点から「古往来」の類型史的発展の系譜を明らかにしたものである。その後、茶との関連から『新撰遊覚往来』の文化的背景を調査した三保サト子（二〇〇〇）や、『新撰遊覚往来』の転本について丁寧⁽¹⁹⁾に調査した三保サト子（二〇〇一）などが著された。

その他、『異制度訓往来』の研究についても、三保サト子氏の研究⁽¹⁹⁾は重要である。そのうち、『新撰遊覚往来』と『異

制庭訓往来』を比較した、三保サト子(二〇〇五)の研究は著しい成果をあげた。これは、二種の往来のずれと重なりとを見ることによって、『異制庭訓往来』を成立させた文化圏が新興勢力の武家政権に近い場にあること、「往来物」を必要とする場が寺院文化圏から武家文化圏へと移行していくことを立証した論文である。この他に『異制庭訓往来』に関する研究では、「連歌式目」に焦点をあてた勢田勝郭(一九八一)や、宗教との関連から論及した横田光雄(二〇〇八)などがある。

このように「庭訓往来型」往来のうち、『新撰遊覚往来』『異制庭訓往来』『新撰類聚往来』⁽²⁰⁾に関する研究は極めて少ない。反面、「往来物」のうち極めて重要な位置にあり、「庭訓往来型」往来の代表的作品でもある『庭訓往来』については、数多くの先行研究があり、様々な角度から研究がなされている⁽²¹⁾。

三、研究方法と論文の構成

繰り返しになるが、本稿では『新撰遊覚往来』を中心に据え、「庭訓往来型」往来に焦点を絞って調査する方法を採った。具体的には『新撰遊覚往来』の構成・内容の増補・表記など、多角的に調査検討を行う。また、『異制庭訓往来』『庭訓往来』などの語彙や特徴の分析も行い、近世に出版され、広く流布し、当時の児童の教育に深い影響を及ぼした「往来物」の諸相の把握を試みる。

以下、本稿の構成を示す。

第一章では、「往来物」の誕生と諸相について述べる。まず「往来物」とは何か、その性格を検討しながら考察する。その後、先行研究における「古往来」の分類法を取り挙げながら、「古往来」における「庭訓往来型」往来の位置を確かめる。更に、近世に出版され普及した「古往来」についても紹介し、それらにおける「庭訓往来型」往来の位置についても確かめる。

第二章では、『新撰遊覚往来』について様々な面から調査検討を行う。第一節では、特にその書名・構成・内容・諸本などを紹介する。第二節では、『新撰遊覚往来』の諸本の本文の比較を行い、その本文の異同発生の背景を調べる。まず、江戸期の寛文二年刊本と古写本の謙堂文庫本について本文の比較を行い、その上で、近世刊本と近代写本の異同箇所について比較する。更に、諸本間の手紙の日付についても比較検討する。第三節では、『新撰遊覚往来』に見られる内容の増

補について調査し、その内容の変遷過程と変化をもたらした文化的背景を考察する。まず、謙堂文庫本と寛文二年刊本の分量について調査する。その結果から問題になる部分を取り挙げ、『新撰遊覚往来』の九つの諸本に対し比較を行う。第四節では、『新撰遊覚往来』に見られる誤写・誤刻現象の実態について述べる。この調査結果を用いて、教科書としての『新撰遊覚往来』が持つ性格の把握や、諸本間の継承関係の解明も試みる。第五節では、『新撰遊覚往来』の特殊な語彙について調査する。特に、寛文二年刊本には、同期の「往来物」や他の文献には見られない語彙や表記が少なからず見られるが、このような単語についても言及する。第六節では、『新撰遊覚往来』の漢字表記の多様性に注目し、漢字表記の辿った変化について詳しく分析し、その異同を総合的に考察する。その際、成立年代に近い日本古辞書（以下、古辞書と示す）などと照合し、その表記の性格を調べ、当時の表記意識の一端を明らかにする。第七節では、『新撰遊覚往来』の傍訓について調査する。諸本のうち、江戸時代に刊行された寛文二年本は、無訓の多い他の写本に比べ、本文の漢字全体に訓が付いているのが特徴である。また、寛文本の傍訓は異訓が多く、なかには、特殊な読みを用いている場合もある。それについて九つの諸本に対し比較分析を行う。

第三章では、『新撰遊覚往来』と『異制庭訓往来』との比較を行う。具体的には、同一題材を取扱っている箇所を取り挙げ、両書の緊密度と類似度を検討する。第一節では、『異制庭訓往来』の紹介を行う。第二節では、『新撰遊覚往来』と『異制庭訓往来』の内容の重なりとずれとを分析し、二種の往来に見られる親子関係について考察する。その際、二種の往来に見出される、①文章中の語の列挙の仕方などの構成上の類似性、②集団的に列挙した重要語彙の数、③語の列挙部分に見られる文章上の相似点、④往復書簡の月配列の順序、の四点に関して比較調査を行う。

第四章では、「庭訓往来型」往来について比較を行う。具体的には『新撰遊覚往来』『異制庭訓往来』『庭訓往来』『新撰類聚往来』の語彙使用の実態と傾向を調べる。更には、「庭訓往来型」往来の特徴についても検討する。第一節では、「庭訓往来型」往来の紹介を行う。第二節では、「庭訓往来型」往来の語彙の部門・項目と数について調査検討する。第三節では、「庭訓往来型」往来の表題・語彙・編纂方式などの多くの共通性と、四種の往来に認められる各々の特殊性について言及する。

終章では、本稿の調査結果で明らかになったこと、『新撰遊覚往来』の価値、「庭訓往来型」往来の位置付け、残された課題などについて述べる。

資料編には、「寛文二年刊本の翻字本文」と「謙堂文庫本と寛文二年本の異同箇所の一覧」を載せる。

第一章 「往来物」の誕生と諸相

「往来物」とは何か、その性格を検討しながら考察する。また、先行研究における「古往来」の分類法を取り挙げながら、「古往来」における「庭訓往来型」往来の位置を確かめていく。更に、近世に出版され普及した「古往来」についても紹介し、それらにおける「庭訓往来型」往来の位置についても確かめる。

一、「往来物」とは

「往来物」とは、平安時代の後期から明治初期にかけて盛んに作られ広く学ばれた、一定の評価を保ち変動しなかった手本を指す。もともと進状、返状といった、往復一対の手紙模範文をいくつも集めて手本の形に仕立てたもので、一一世紀の後半に成立した。その始祖となるものは、平安貴族であった藤原明衡（九八九—一〇六六）の作と伝えられる『明衡往来』である。この形式の「往来物」は、平安時代から室町時代にかけて盛んに編まれ、主として貴族や僧侶の子弟を対象に普及した。一般に、「往来」という名称はこの頃から名づけられたもので、以降、教科書の主流は「往来物」が占めるようになったと言われている。

降って近世になると、産業の発達により庶民層の間で文字の読み書きへの要望が広く興り、家庭や寺子屋での学習に役立つ様々な初歩教材・初歩教科書が作られて、流布するようになった。そして、これらの教材・教科書のすべてが「往来物」の範疇に組み入れられ、近代直前には、人々の意識のうちに「往来物」＝教科書の図式が成り立ち、近代初頭の教科書に深く影響を残している。明治一〇年代までに生産された「往来物」の種類は全体約七〇〇種存在すると推測されており、それらは成立年代によって、「古往来」と「近世往来」に大別されている⁽²²⁾。

「古往来」とは、室町時代の末期頃までに編纂された往来を指すのであって、つまり、中古から中世へかけての五五〇年間（一一世紀後半—一六世紀末葉）に編纂され使用されたものを指す⁽²³⁾。実際には、安土桃山時代から慶長七年に至る間に編纂された往来が見付かっていないので、結果的に室町末期までのものを指すことになったのである。五五〇年間という長い年代ではあったが、その数は約七〇種に過ぎないと伝えられる。少ない数ではあるが、やがて三五〇〇種近くにまで成長し繁栄する近世、近代初期の往来の原形であり母体であるから、教科書史の上に占める地位は高いと言えよう。

「近世往来」とは、江戸時代から明治時代前期に作られた往来を指す⁽²⁴⁾。江戸時代に入って、生産力の増強・貨幣経済

の発達・出版技術の向上などの理由から、多くの「往来物」が作られた。内容では手紙文を中心とした「往来物」から変じて、あらゆる面の日常の知識が求められることにより、語彙・訓育・社会・歴史・地理・理数・産業・消息などと多様となった。文章形式では「古往来」のそれをはるかに凌ぎ、和漢混淆文のみでなく韻文・散文で綴られた「往来物」も多く作られた。⁽²⁵⁾

二、「往来物」の性格について

「往来」とは「往くと来る」を指すことから、本来は往復書簡の意であるが、「往来物」というと、『明衡往来』『庭訓往来』などの、往復書簡の形態をとった手紙の模範文例集の総称を指すようになったのである。こうした「往来物」の性格については、次の「A型」「B型」「C型」の三つに概括できる。以下、その「A型」「B型」「C型」を検証していくことにする。

A型 〈書名+体裁(手紙文体)〉

A型に属するものは、書名に「○○往来」のように「往来」と示されているもので、更に体裁から見ても、「往来物」の本来の性格を有するものである。「往来物」は進状返状の一对を備えた消息文案集であるのが本来の姿である。その成立は一〇―一世紀の平安中期頃で、藤原明衡の作と伝える『明衡往来』を先駆とする。その後、こうした「往来物」が次々に編まれていき、『東山往来』『西郊往来』『菅丞相往来』『积氏往来』『貴嶺問答』⁽²⁶⁾、『十二月往来』『新十二月往来』『季綱往来』など、鎌倉時代前期までに出来たものは、いずれも進状返状の体裁を備えた消息文例集ばかりである。

B型 〈書名+体裁(語句集)〉

B型に属するものは、「往来物」の本来の性格を有していないが、書名に明確に「○○往来」と銘打ったものである。つまり、一篇書流しの文章または短句・短文集であり、進状返状の一对を備えた消息文案集ではない。一五世紀の室町時代には、『富士野往来』のように手紙文以外の文体を集めた手本も教科書として編集されたことから、「往来物」と呼ばれるようになった。このようなB型に属するものは決して少なくない。B型に含まれるものには、鎌倉時代の作と伝えら

れる『雑筆往来』『常途往来』、南北朝時代の『新札往来』、室町時代中期の『尺素往来』『手習往来』、元禄七年刊の『商買往来』などがある。他にも寛文九年（一六六九）に出来た『江戸往来』、万治二年（一六五九）刊行の『花月往来』、慶長一七年（一六一二）の撰と伝えられる『駿府往来』などは、いずれも往復一対の手紙の形をとっていない。このような「往来物」は、往来本来の意味を反映していないものの、消息文案と全く関連のないものではなかった。つまり、もともと消息文を読んだり作ったりするための教科書として編纂された短句・短文集であるから、消息文学習の一端を担う教科書ではあったのである。

C型 〈「往来物」に区分されていたが、A型・B型にあてはまらないもの〉

C型に属するものは、書名に「往来」と記されておらず、体裁も手紙文体ではないが、教科書として区分されたものである。近世（近代初頭）にかけては、「往来物」の概念はますます拡大し、手紙文体であれ、韻文体・散文体であれ、教科書として著された手本類をも包括するようになっていった。それ故、中世より盛んに学習されてきた『実語教』『童子教』『今川状』『御成敗式目』などに加えて、『五人組帳前書』『諸法度集』なども教材化され、「往来物」の範疇に入ったのである。しかし、「往来物」の内容的特色もなく、書名にも「往来」と表記されていないものがこの分類である。

以上の「往来物」の性格に関する分類法によって、「往来」の意味の変化の傾向を見ることができたと考えられる。もともとの消息文例集から、消息文学習としての単語集団に範囲が広がり、最終的には「初学用の教科書」を意味することになった。このように「往来」本来の意味はかなり見失われがちになっていった。

「往来物」のうち、「古往来」にはA型とB型があるが、初期作品であるA型が多い。近世往来には、B型とC型があるが、B型が多い。

三、本稿で扱う「庭訓往来型」と先行研究における「古往来」の分類について

まず、「古往来」は石川謙（一九四九）によって、「明衡往来型」「十二月往来型」「雑筆往来型」「庭訓往来型」「富士野往来型」の五つに分類されている。この分類法に従えば、「明衡往来型」というのは主として実際に往復された書簡を無

作意に集めたもの、「十二月往来型」は新しく創作した書簡の模範文例を一二ヶ月に配当したもの、「雑筆往来型」は書簡に必要な単語・短句・短文を集めたもの、「庭訓往来型」は一二月月に配当した書簡毎に特定の主題を設定して、それに関する類語を収集羅列したもの、「富士野往来型」は廻文・著到状・陳情状など、書簡以外で武家に必要な書式を集めたものである。

その後、石川松太郎(一九八八)によって、「古往来」がより詳細に分類された。以下、その分類法を紹介していく。⁽²⁷⁾ その分類法には大きく、「消息文例集」「語句集」「庭訓往来型」「教材内容の伝達を主とする諸文体の往来」の四種があるが、前述した筆者の分類法(A B C型)に従えば、「消息文例集」はA型、「語句集」はB型、「庭訓往来型」はA型+B型、「教材内容の伝達を主とする諸文体の往来」はB型に属する。

(1) 消息文例集(A型)

手紙文の体裁を採る「往来物」を「消息文例集」と呼ぶ。中世末期までに『明衡往来』のような編集方式を採る種々の「往来物」が作られているが、これらが「消息文例集」に属する。これらの「往来物」は、編集方法が簡易であり、しかも時代により絶えず改訂する必要があったので、多種にわたって作られてきた。「消息文例集」の往来をより詳しく見ると、「明衡往来型」「十二月往来型」「釈氏往来型」の三種に大別できる。

明衡往来型

『明衡往来』は平安中期より後期にかけて活躍した中流貴族、藤原明衡の作と伝えられている。構成は中流以上の貴族子弟の社会生活に役立つことを目的として綴った手紙文案など、合せて二〇九通より組み立てられ、内容はおおむね、平安貴族の日常生活や儀式・行事に関する事柄である。それぞれの手紙がそれぞれの時と場所で別個に役立つように仕組んでいるのが特徴と言えよう。

手紙文・文案を一定の計画や脈絡を考へることなく、無造作に集めた往来を特に「明衡往来型」と名づけている。このように、「明衡往来型」は実際に手紙として用いたもの、実際に手紙文例として役立たせる目的で綴ったものを模範文として集録した教科書である。もっとも素朴な編集法によったもので、手紙の篇数にも配列の順序にも制限がない。これらには『明衡往来』をはじめ、次の諸本が含まれる。

明衡往来〔藤原明衡作、平安中期〕

季綱往来〔藤原季綱作、平安末期〕

東山往来〔僧定深作、平安末期〕

貴嶺問答〔中山忠親作、鎌倉初期〕

弟子僧往来集〔作者不明、鎌倉時代〕

南都往来〔作者不明、南北朝時代〕

消息往来〔作者不明、室町初期〕

鎌倉往来〔作者不明、室町中期〕

賢濟（賢才）往来〔作者不明、室町中期〕

会席往来〔作者不明、室町中期〕

貴理師端往来〔作者不明、室町後期〕

十二月往来型

一二世紀末の鎌倉時代初期に作られた『十二月往来』は、一ケ年一二ケ月の月々に所収の手紙を配当して、新年状にはじまり歳暮状に終る形式を嚴格に守り、一ケ月のうちに往復二通ずつを収め、全編二四通をもって完結している。ここには、教科書としての編集形式や体裁が整っている。内容は各手紙とも、その月の貴族生活にかかわる主要な行事や節会を主題とし、模範としての手紙文例を学習者に示し習熟させるのを主な目的としていた。

このような編集形式と内容を備えたものを、ひとまとめにして「十二月往来型」と名づける。これには、一ケ月に往復二通を収めたもの、一ケ月一通、一か年に一通としたもの、その他がある。この型の「往来物」は、手紙文の形式を教える目的で綴った文例集であって、教科書意識を以て編んだものである。この類型には、『十二月往来』をはじめ、次の諸本が含まれる。

菅丞相往来〔作者不明、平安中期〕

西郊往来〔作者不明、平安中期〕

十二月往来〔作者不明、鎌倉初期〕

新十二月往来〔後京極良経作、鎌倉前期〕

御慶往来〔作者不明、鎌倉後期〕

異本十二月往来〔作者不明、鎌倉時代〕

釈氏往来型

『釈氏往来』は平安末期に仁和寺第六世の座主であった守覚法親王（一一五〇—一二〇二）が作ったもので、二七双・五四通の手紙文より成り、内容は高位の僧侶間、僧侶と朝廷の役人との間にかわされた問答の形によって、上級寺院の行事・儀式について記したものである。

「十二月往来型」と時を同じくして出現したのが、「釈氏往来型」と称される一群の往来である。消息文例集の形状をとりながら、手紙文の内容が専門的で、ある特定の職分・学問に限られている。従って特定の身分または学問を望むものにとつて適切な教育内容に限定しているところに特徴がある。本類型には、『釈氏往来』をもって先駆とし、次の諸本が含まれる。

釈氏往来〔守覚法親王作、平安末期〕

和泉往来〔僧西室作、平安末期〕

垂髪往来 (僧愚宝作、建長五年(一一五三))

手習覚(学)往来 (作者不明、鎌倉中期)

山密往来 (僧正実徹作、応安六年(一一三三))

十二月消息 (作者不明、室町初期)

蒙求臂鷹往来 (松田宗岑作、室町後期(一一五九))

(2) 語句集(B型)⁽²⁸⁾

一三世紀半ばの鎌倉時代になると、手紙文練習に入る準備段階として、手紙文にしばしば使われる単語・短句・短文のみに集めた手本が工夫されるようになった。この「語句集」の往来を「消息詞型」「雑筆往来型」「拾要抄型」「瑣玉集型」の四つに分類することができる。

消息詞型

『消息詞』は鎌倉時代の半ばに大藏卿を勤めた菅原為長(一一五八—一二四六)の作であって、内容は「御札・貴札・芳札・嚴札・恩札……」といったように、日常の手紙文によく使われる単語・短句を列挙してある。単語・短句集という性質上、教師の識見や学習者の年齢・興味・能力によつて、どこで切つてもよければ、どこまで続けてもよく、更にある語・ある句を添加してもよく、削ることもできた。ここに「初歩教科書」を作ろうとする活発な動きと、学習方法についての積極的な工夫の跡が見られる。

中世、鎌倉時代に入ると、幼児らに、いきなり手紙文を暗記させるのではなく、手紙文ひいては日常生活に頻用される単語・短句・短文を集めた教科書が工夫されるようになった。このように、消息文を読解し、習作する前の準備段階として、消息文にしばしば使われる慣用語や、消息文に固有な短句・短文を編集した初歩教科書を「消息詞型」と呼ぶ。この類型の往来には、『消息詞』をはじめ、次の諸本が含まれる。

消息詞 (菅原為長作、平安中期)

常途往来 (作者不明、鎌倉時代)

消息手本 (上杉謙信作、永禄一年(一一五八))

消息手本 (作者不明、天正四年(一一五七))

消息手本 (鳥養宗晰作、天正一年(一一五八))

雑筆往来型

『雑筆往来』は作者は全く不明ながら鎌倉中期の作とされる手本である。『消息詞』が単語中心であったのに比べ、手紙文に必要な短句・短文を大量に教えこむことを目的として編集されているのが特徴である。

日常生活に必要な実用的な知識を、単語・短句・短文の形で集めて、一巻の往来としたものを「雑筆往来型」と呼ぶ。

消息文例集の体裁を採らないで、むしろ、文例学習への予備段階とした点では「消息詞型」に似ているが、消息文に頻出する慣用語を集めたのでなく、社会生活上の百科的知識の集録を主とした点に特質がある。この類型には『雑筆往来』を代表として、以下の三種を数える。

雑筆往来（作者不明、鎌倉中期）

新札往来（僧素眼作、貞治六年（一三六七））

尺素往来（一条兼良作、室町中期）

拾要抄型

『拾要抄』は青蓮院流（後の御家流）を開いた尊円親王（一二九八—一三五六）が康永二年（一三四三）に作った往来で、内容は畳字門と事項門によって構成されている。

「拾要抄型」は一字一字の文字を主とするのではなく、二字・三字・四字から成る単語を授けるのを日標にした教科書であって、しかも語の選択にあたっては、百科的知識と日常生活への実用とを主要規準にしている。また、単語の配列については、いわゆる字尽型と名寄型との双方を併用した。この型に属するものは、次の二種を数える。

拾要抄（尊円親王作、康永二年（一三四三））

大乘院雑筆集（尊円親王作、南北朝時代）

瑣玉集型

『瑣玉集』は信州の小管山麓に住む比丘円一なるものが、南北朝時代の康永元年（一三八九）八月に作ったとされる往来である。

「瑣玉集型」は一字一語の文字を集めて、これを弁別した上で、もう一度統合して、意味と読みと書きとを、同時に教えるように工夫した教科書である。この形式は、記憶や理解の容易さを旨とし、初学者に対する学習効果を挙げようとしたことが特徴である。この型に属するものには、『瑣玉集』を代表とし次の三つがある。

瑣玉集

（比丘円一作、康永元年（一三八九））

小野篁離合歌

（井上忠兵衛梓、天和三年（一六八三）刊）

弘法字尽

（山形屋吉兵衛梓、貞享頃（一六八四—一六七）刊）

（3）庭訓往来型（十二月往来型と拾要抄型との複合体）（A型+B型）

一四世紀半ばの南北朝時代になると、『十二月往来』の編集方式と『消息詞』『雑筆往来』の編集方式を統合した形をもつ「往来物」が作られたが、これらを「庭訓往来型」と呼ぶ。この型は、南北朝時代より室町初期にかけて、武家や上

層庶民の子弟を対象に編まれた往来である。その代表的なものの一つが『庭訓往来』である。ここには、この『庭訓往来』をはじめ、次の諸本が含まれる。

新撰遊覚往来 (作者不明、南北朝時代、応安五年(一三七二)以前)

異制庭訓往来 (作者不明、南北朝時代、延文―応安頃(一三五六―一三七二))

庭訓往来 (作者不明、南北朝時代、室町初期)

新撰類聚往来 (丹峯和尚作、室町時代の中期、明応・永正頃(一四九二―一五二〇))

快言抄 (作者不明、室町時代中期)

右に挙げている往来は、本稿で扱う「往来物」である。それらの内容や特徴、位置付けに関する詳細については、本稿の第四章で取り挙げる。なお、『快言抄』は残欠であって全貌を見ることができないので本論文の研究対象から外す。

(4) 教材内容の伝達を主とする諸文体の往来 (B型)

一五世紀に入る頃の室町時代より、手紙文体以外の様々な文体を収めた手本についても、教科書として編述されたという意味から、「往来」と名のりもし、呼ばれるようになってきた。ここには、次の諸本が含まれる。

喫茶往来 (喫茶に関する教材) (作者不明、南北朝後期或は室町初期)

富士野往来 (歴史に関する教材) (作者不明、室町初期)

十三湊往来 (地理に関する教材) (作者不明、南北朝後期或は室町初期)

富山之記 (地理に関する教材) (星琮庵重治作、天文一四年―元亀三年(一五四五―一五七二))

手習往来 (手習教訓に関する教材) (作者不明、室町中期)

以上、石川松太郎(一九八八)による「古往来」の分類法について見てきたが、そのうち本稿で「庭訓往来型」を特に取り挙げる意味は、「十二月往来型と拾要抄型との複合体」という特徴をもっていることにある。つまり、A型とB型の特徴を兼ね備えている。このように、「庭訓往来型」は本来の「往来」の性格を有している上に、新しい性格とも言えるB型の性格も有しているため、「往来物」の研究では欠かせない存在であると考えられる。

四、本稿で扱う「庭訓往来型」と近世出版の「古往来」について

「往来物」のうち、教科書として広く且つ永く普及したものは、いずれも編纂↓書写↓刊行という三段階を歩んできたのであった。平安時代から南北朝時代に至る三時代の間に作られた「往来物」は、当代よりも後代に用いられた場合の方が遙かに多い。また、室町時代に作られた往来も同じく、後世になって広く利用された。例えば、『富士野往来』や『尺素往来』『手習往来』なども、中世よりも近世以降にこそ教科書として広く普及したものである。石川松太郎(一九八八)によれば、そのうち、室町時代の編纂本である『庭訓往来』一種だけでも何百点・何千点の写本と幾百板の重板・異板が作成されて、後世に使用されたと推測されている。

このように、「古往来」のうち近世に入って刊本化されて普及したものは少なくない。「古往来」の写本はせいぜい一〇〇本程と伝わっているが、寛永初年頃から「古往来」の刊行が盛んになり、版本としてかなりの量が残存している。「往来物」は江戸時代に入ると、寺子屋教育で読み書きの教材に採用され、急速に多種刊行されるようになった。⁽²⁹⁾次に、中古・中世に作られた「古往来」のうち、近世に入り公刊され普及したものを挙げておく。

1、消息文例集より(A型)

(二四本の往来の内)

- ① 明衡往来 (寛永一九年(一六四二)初版)
- ② 菅丞相往来 (寛永六年(一六二九)初版)
- ③ 釈氏往来 (元禄一三年(一七〇〇)刊)

2、語句集より(B型)

(一五本の往来の内)

- ④ 消息詞 (江戸中期刊)
- ⑤ 常途往来 (享保八年(一七二三)刊)
- ⑥ 百也往来 (雑筆往来、寛文七年(一六六七)初版)
- ⑦ 尺素往来 (寛文八年(一六六八)刊)
- ⑧ 小野篁離合歌 (瑠玉集、天和三年(一六八三)刊)
- ⑨ 弘法字尽 (瑠玉集、貞享頃(一六八四―一七八七)刊)

3、庭訓往來型より(A型+B型) (五本の往來の内)

⑩ 遊學往來 (新撰遊學往來、寛文二年(一六六二)刊)

⑪ 異制庭訓往來 (百舌往來・新撰之消息、天和三年(一六八三)刊)

⑫ 庭訓往來 (寛永五年(一六二八)刊本はじめ二〇〇版をこえる)

⑬ 新撰類聚往來 (慶安元年(一六四八)刊)

近世に出版された「古往來」の数について見ると、「消息文例集」は二四本のうち、わずか三本、「語句集」は一五本のうち、六本が刊本化され普及した。それらに比べ、「庭訓往來型」は五本のうち、四本が刊本化され流布したのであり、しかもその勢いは前の二種より遙かに大きかった。このように、近世に出版された「古往來」のうち、「庭訓往來型」の位置はきわめて高いものであった。

「往來物」の始祖と言われる『明衡往來』は、近世に入って公刊されることにより、著しい普及の足跡を残している。また、『菅丞相往來』なども近世になって刊行され、しかも版を重ねて普及した。更に、一四世紀半ばの南北朝時代になると、「庭訓往來型」往來が作られ、広く流布して当時の児童の教育に深い影響を及ぼした。これらの「往來物」は公刊された「古往來」の代表とも言える。特に『庭訓往來』は教科書としての編集体裁が整っていること、採録された教材が充実していることなどから、めざましい普及を見せ、当時は重版も再版も多分に行われたようで、江戸時代におけるその刊行点数は、膨大なものであると推測されている。

近世になっても、引き続き中古・中世に作られた「往來物」が大量に出版され普及したのは何故であろうか。近世にふさわしい往來類がまだあまり編まれていなかったのか。

近世、特に江戸時代に入ると、「往來物」は庶民の家庭や寺子屋において、広く使われる教材・教科書になった。当時、『庭訓往來』のような既成の「往來物」に加えて新たな「往來物」が目的に応じて著されるようになった。それらには、農村向けのものとしては農事暦の要素を織り込んだ『田舎往來』『農業往來』『百姓往來』など、都市の商人向けのものとしては『商売往來』『問屋往來』『呉服往來』『万祥廻船往來』などが代表的な往來として挙げられる。また、『富士野往來』に始まる歴史物語を織り込んだものや、子供達の関心を呼ぶために他地域の地理や風物・物産などを織り込んだ往來も作られ、『日本国尽』『都名所往來』『浪花往來』『中仙道往來』、そして明治維新期には『世界風俗往來』まで作成さ

れるに至った。このように、数多くの「往来物」が作られており、もともと『江戸往来』（寛文九年原板）や『商売往来』（元禄七年原板）のように近世を代表すると言われるものも作られてはいたものの、普及度という点からは「古往来」に遠く及ばなかった。

「往来物」については『日本教科書大系』や『往来物大系』に調査があるが、はじめは刊行者無記名本が多く、書肆版は寛永六年（一六二九）安田弥吉刊『菅丞相往来』、同九年中野市郎右衛門刊『小笠原諸礼集』、同一一年西村又左衛門刊『万膳方目録』などが早い。また、既に指摘があるように、「往来物」は再版後刷本や覆刻本も多い。

近世に入ってから内容では手紙文を中心とした「往来物」から変じて、あらゆる面の日常の知識に関する「往来物」が盛んに作られたにも関わらず、手紙文体と、消息文を読んだり作ったりするための短句・短文集との「古往来」がより多く刊行され広く流布したのは、古くから伝わってきたものを生かそうとする意識の現れであろう。特に、「庭訓往来型」には最初の手紙文体を守ろうとする意識が見て取れる。つまり、本来の手紙のやりとりのスタイルを守ろうとする規範意識である⁽³⁰⁾。

大きく見ると、近世に出版された「古往来」にはA型が多い。これは古典・規範意識が求められ、出版された結果であると考えられる。しかし、A型である「庭訓往来型」はB型の性格をも所有していることから、「古往来」の中でも、短文・短句などの語句集を中心で作られたものの多くが、近世にいたって公刊されたことが分かる。つまり、体裁からはA型に属する手紙文体の往来が多く出版されたが、その内容の性格からいうと、B型の「語句集」の往来が多く出版されたのである。従って、近世に出版された「古往来」には、高い尚古主義・規範意識が見られると同時に、A型↓B型に移り変わろうとする傾向が見られる。「庭訓往来型」は「古往来」から近世往来への、いわば橋わたしのような役割を果たしているとも言えよう。

以上の分析から、近世においても「古往来」が如何に重要だったのかということと、特に「庭訓往来型」の重要性について説明できたと考える。

第二章 『新撰遊覚往来』考

第一節、『新撰遊覚往来』の諸相

この節では『新撰遊覚往来』の構成・内容・諸本などについて紹介する。その後、『新撰遊覚往来』の書名についても調査する。

一、『新撰遊覚往来』とは

『新撰遊覚往来』は「古往来」の一種で、往復一組の書状を一二ヶ月に配した二四通の手紙からなる往来物である。その二四通の書状は、当時の社会生活に必要な語彙・語句を数多く列記し、内容は遊戯・喫茶・香・学文・習字・和歌・連歌・管絃・仏事など多岐にわたる。また、月々に中心的話題が設定され、その話題を巡っての質問に続いて回答・解説がなされるという形をとる。そして、その中心的話題に関連した語句集団が消息文の大部分を占める。

各月に配された中心的話題は次のように整理される。

一月(連歌)	二月(和歌)	三月(喫茶)	四月(喫茶)	五月(仏事)	六月(遊戯)
七月(香道)	八月(手習)	九月(手習)	一〇月(管絃)	十一月(学問)	十二月(仏事)

このように、各月にわたり新年状から歳暮状に至る僧侶の贈答文二四通を収める。そのうち、喫茶は三・四月、仏事は五・一二月、手習は八・九月において扱われており、多くの分量を占める。

また、各月の主な内容については、月順に従い次に挙げておく。⁽⁹¹⁾

一月状

往：近日連歌一万句の会を開くにつき、花下新式の式目に関して、教えを乞う。

復：連歌の本質を説き、花下の新式の方式を記す。

二月状

往：少童のために、八代集、十三代集につき注せられんことを乞う。

復：八代集、十三代集の品目、撰者、撰進年代を記す。

三月状

往：茶会における茶室の荘物に関する品目を記す。

復：新渡の荘物、喫茶の具足の品目の名を記す。

四月状

往：喫茶の本義、茶の名産地、種類、茶合せ批判規準を記す。

復：茶に十種の徳(効用)あるを説いて、茶品目をかかぐ。

五月状

往：仏事に托し、七山(七寺)の名、僧官の目、寺院の構造を述べる。

復：仏事の際の茶湯の法を説いて、点心の品目に及ぶ。

六月状

往：遊戯の品を挙げて、囲碁、将棋、双六、蹴鞠、管絃、相撲、水練などをかかぐ。

復：詩歌、俳句、連句、連歌より音曲、曲舞、弓、細工、料理、庖丁に至るまでの、教養上の品目を記す。

七月状

往：名香並びに新渡りの香の譲与を乞う。

復：名香の品目を列举し、新渡りの名香は未だ知らぬと答える。

八月状

往：筆跡の効能を述べ、習字用具、筆法書写の型式などを問う。

復：筆法、特に日本における筆法の発達をのべ、道風・佐理・行成について記す。

九月状

往：書体、書写の故実、消息の体、小湯殿の八曲の次第につき教を乞う。

復：手習三種の品、書写の故実、消息の認めようなどを記す。

一〇月状

往：管絃の沿革、楽器の品目をかかげ、呂律、五音、六調子について問う。

復：管絃を供仏敬神の業とし、五音、六調子について説く。

十一月状

往：手習、学問の功德を説き、外典学習の書名を求む。

復：外典の書目を列記し、十三經、史記、文選その他の名を記す。

一二月状

往：法事に托し、仏堂の飾具、諸道具、僧用の具足を記す。

復：歳暮の供養に托し、儀式、服装、行事の仏教上の意味を説く。

この往来は成立年も作者も明らかではない。成立年については現在のところ「室町前期、応安五年（一三七二）以前」と推測されている⁽³²⁾だけで、管見の限りでは先行研究でも明確な証拠はまだ示されていない。このように、その成立年代については明確ではないが、文明一六年（一四八四）に作られた『運歩色葉集』にその名が登載されていることから、既に室町時代には知られていたことが分かる。現存する最古の写本は、天文五年（一五三六）に書写された高野山金剛三昧院蔵本である。作者については、群書類従本や寛文二年本・柏原屋刊本はすべて「天台沙門玄恵撰」とするが根拠がない。玄恵説については諸説があり、先行研究でも主張が分かれていて、今のところ明確ではない。

二、『新撰遊覚往来』の諸本の紹介

『新撰遊覚往来』の伝本については、現在までに次の一五本が知られている⁽³³⁾。それらを古写本、近世刊本、近世・近代写本の三類に分け、以下に紹介する⁽³⁴⁾。

【古写本】

① 高野山金剛三昧院旧蔵本 ↓略号、〈金剛本〉

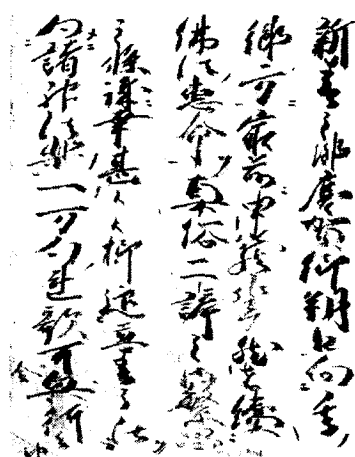
書名：新撰遊覚往来

書写者：慶恩

書写年：天文五年一二月（一五三六）

所蔵：高野山大学付属図書館

形態：一冊（上下巻）。全五四丁、每半葉五行。



新撰遊覚往来の巻目
佛方家前中義等
佛心集今集二詩
後集等悉く柳延
向諸作は第一万
三巻新

② 謙堂文庫比叡山某坊旧蔵本 ↓略号、(謙堂本)

書名：新撰遊覚往来

書写者：少将公か

書写年：天文一三年八月(一五四四)

所蔵：謙堂文庫

所収：『往来物大系』一一卷

翻刻：『日本教科書大系 古往来四』

形態：上下二冊。全五六丁、每半葉六行。



③ 内閣文庫蔵本 ↓略号、(内閣本)

書名：新撰遊覚往来

書写者：不明

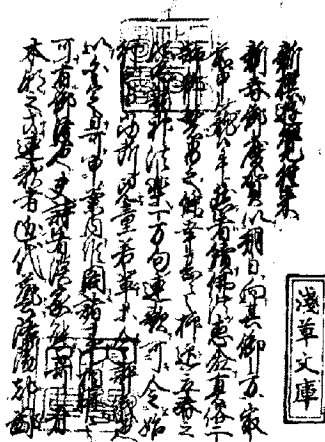
書写年：天正二年五月(一五七四)

所蔵：国立公文書館内閣文庫

形態：一冊。全二六丁、每半葉九行。

注：国立公文書館内閣文庫に所蔵される『賜蘆拾葉』一二〇巻中に収める一本である。訓点は墨と朱二種が

ある。奥書の内容から、この内閣文庫本の祖本が、法隆寺において写されたものであることが知られている。



④ 東京大学国語研究室蔵本 ↓略号、〈東大本〉

書名：新撰遊覚往来

書写者：磯辺

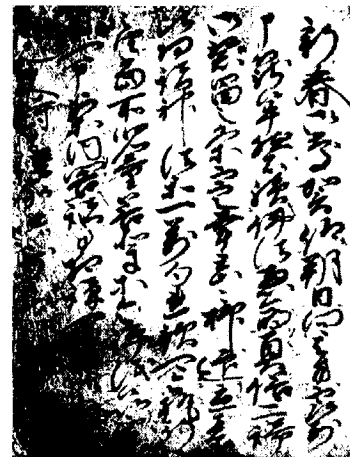
書写年：天正五年一〇月九日（一五七七）

所蔵：東京大学国語研究室

翻刻：三保サト子著『寺院文化圏と古往来の研究』

形態：二冊（上下巻）。全三七丁、每半葉七行。

注：多くはないが、訓点全体にむらなく施されている。訓点には墨と朱の二種類があり、墨点が先である。



⑤ 比叡山仏乘院本 ↓略号、〈仏乗本〉

書名：新撰遊覚往来

書写年：天正七年二月（一五七九）

⑥ 東北大学図書館狩野文庫蔵本 ↓略号、〈東北大本〉

書名：新撰遊覚往来

書写者：不明

書写年：天正頃（一五七三〜一五九二）

所蔵：東北大学図書館狩野文庫

所収：『往来物大系』一一巻（石川謙氏の重写本）

形態：上下二冊。全四三丁、每半葉七行。

注：奥書に「慶長九年」と書かれているが、それに対し、石川謙（一九四九）は、後世の筆によるいたずら書きであると指摘している。



【近世刊本】

⑦ 安田十兵衛版本(京都) ↓略号、(安田本)

書名:遊学往来

作者:玄恵

刊年:寛文二年二月(一六六二)

所蔵:東大國語研究室(黒川真道寄贈本)

形態:一冊(上下巻)。全七四丁、每半葉六行。

注:本文は漢字全体に平仮名のルビと返り点を付す。

⑧ 袋屋十良兵衛版本(京都) ↓略号、(袋屋本)

書名:遊学往来

作者:玄恵

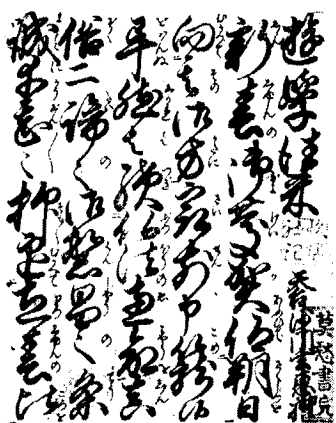
刊年:寛文二年二月(一六六二)

所蔵:東大國語研究室

所収:『稀覯往来物集成』第二巻

形態:上下二冊。全七四丁、每半葉六行。

注:本文は漢字全体に平仮名のルビと返り点を付す。



⑨ 柏原屋佐兵衛版本(大阪) ↓略号、(柏原屋本)

書名: 統庭訓往来

作者: 玄恵

刊年: 不明⁽³⁵⁾

所蔵: 謙堂文庫(他)

所収: 『往来物大系』 一一卷

形態: 一冊。全七四丁、每半葉六行。

注: 本文は漢字全体に平仮名のルビと返り点を付す。

⑩ 菊屋利兵衛版本(京都) ↓略号、(菊屋本)

書名: 統庭訓往来

作者: 玄恵

刊年: 不明⁽³⁶⁾

所蔵: 東大総合図書館

所収: 『往来物分類集成』

形態: 一冊。全七四丁、每半葉六行。

注: 本文は漢字全体に平仮名のルビと返り点を付す。

⑪ 群書類従所収本 ↓略号、(類従本)

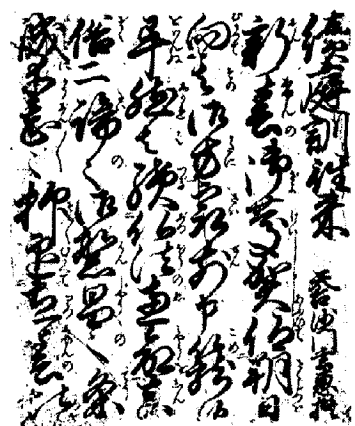
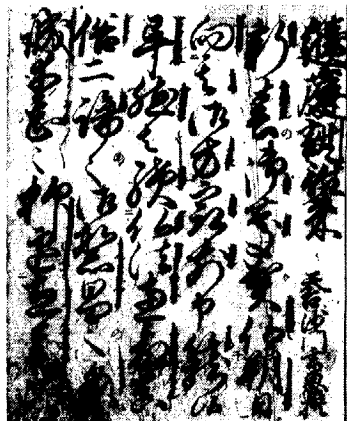
書名: 遊学往来

作者: 玄恵

刊年: 文政二年(一八一九)

翻刻: 『続群書類従』 一三・下

形態: 二冊(上下巻)。



注：底本についての記載がない。続群従本の奥書には、「右遊学往来以黒河春村本校了于時天保一四年正月一三日 忠宝花押」と識語がある。

【近世・近代写本】

これらの写本には次の四つが存在するが、近世写本と見られる三次本は江戸時代末期に書写されたものであり、学習院本などの近代写本とは書写年代に近い。

⑫ 広島県三次市立図書館蔵本 ↓略号、〈三次本〉

書名：遊学往来

書写者：五十嵐

書写年：天保九年（一八三八）

所蔵：広島県三次市立図書館

形態：上下二冊。

注：底本についての記載がない。

⑬ 学習院大学図書館蔵本 ↓略号、〈学習院本〉

書名：遊学往来

書写者：佐藤誠

書写年：明治一八年（一八八五）

所蔵：学習院大学図書館

形態：二冊（上下巻）。全五三丁、每半葉六行。

注：『雕虫居写本』一六〇冊の中の一冊である。文中に漢文の注を加えたり、訓点を付したりした所もあるが、いずれも後人の加筆であろう。奥書には続群書類従原本を書写したとある。

遊学往来上 三巻内巻持
 新書 卷一 賀作 綴り 其 其 方
 此より 宛年 宛年 宛年 宛年 宛年
 其 俗 二 簿 宛年 宛年 宛年 宛年
 抄 宛年 宛年 宛年 宛年 宛年
 宛年 宛年 宛年 宛年 宛年
 宛年 宛年 宛年 宛年 宛年

⑭ 早稲田大学図書館蔵本 ↓略号、(早稲田本)

書名：遊学往来

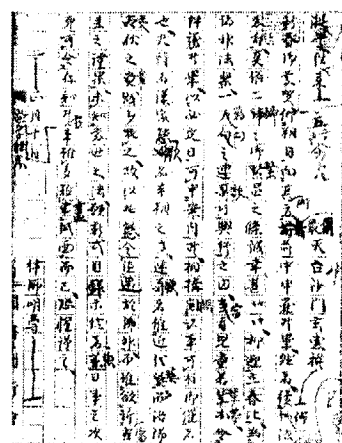
書写者：不明

書写年：明治四〇年四月一五日(一九〇七)

所蔵：早稲田大学図書館

形態：一冊(上下巻)。全二〇丁、每半葉一〇行。

注：国書刊行会の原稿用紙に書かれた原稿本である。本文末尾に「寛文二年仲春吉日」とあって、寛文二年板本を写したことが分かる。



⑮ 日本大学学術情報センター蔵本 ↓略号、(日本大本)

書名：遊学往来

書写者：山本氏(未勘)

書写年：不明

所蔵：日本大学学術情報センター

注：裏表紙見返に「此書ハ寛文二年の版本ニよりて写す／佐*雑太郡新町／山本氏 圃」とあり、寛文二年版本を写したものであると知られる。

これまで『新撰遊覚往来』の諸本について見てきたが、写本の情報について最も早くは、『日本国書総目録』に内閣本・東大本・仏乗本・東北大本・学習院本・早稲田本の六つの写本が挙げられている。その後、金剛本と謙堂本については、石川謙・石川松太郎(一九七〇)によって挙げられた。石川謙・石川松太郎(一九七〇)には、謙堂本が底本として翻刻されており、金剛本・東大本・東北大本・寛文本・類従本が校合に使われている。また、三保サト子(二〇〇一)は、東大本について翻刻本文を作成し、内閣本・東大本・日本大本について丁寧な伝本調査を行っている。その他、本稿では新しく三次本について紹介した³⁷⁾。なお、諸本のうち、仏乗本・三次本・日本大本については本文入手ができなかったため、ここ

に紹介するだけで、本稿では扱っていない。

三、『新撰遊覚往来』の書名

『新撰遊覚往来』の書名については、現在まで「新撰遊覚往来」「遊学往来」「統庭訓往来」の三種が知られている。現存する最古の写本である金剛本をはじめ、中世の数種の古写本はすべて「新撰遊覚往来」とある。そして、寛文本や類従本、数種の近代写本にはすべて「遊学往来」と題されている。しかし、無刊記本である柏原屋本と菊屋本には、外題内題が共に「統庭訓往来」と記されているのは注目すべきである。ただし本稿においては先行研究と現存の古写本の状況から、「新撰遊覚往来」を正式名称として扱うこととする。

現存の物から、この往来の普及の状況とその書名についてまとめて見ると次のようになる。

室町末期	六(古写本)	新撰遊覚往来
江戸前期	四(版本)	遊学往来、統庭訓往来
江戸末期	二(類従本、近世写本)	遊学往来
明治時代	三(近代写本)	遊学往来

各時代を通じてその書名の異同が見出される。室町時代には「新撰遊覚往来」が用いられ、江戸時代になって「遊学往来」と「統庭訓往来」という書名で普及したが、「遊学往来」に対し「統庭訓往来」の使用度は比較的少なく、その後、江戸末期から明治にかけて「遊学往来」のみ用いられていたことが分かる。

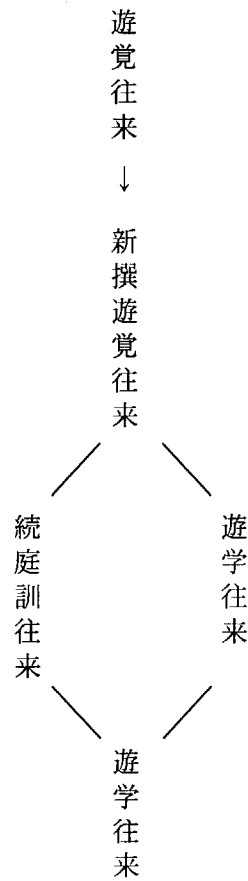
他に、往来物と共に発達してきたとされる古辞書の状況から、特に「節用集」などの通俗辞書類からその書名を挙げてみると、次のようになる。

運歩色葉集	【文明一六年(一四八四)】	遊覚往来、新撰遊覚往来
易林本節用集	【慶長二年刊(一五九七)】	遊覚往来
恵空編節用集	【延宝八年刊(一六八〇)】	遊覚往来

上記の例から分かるように、「新撰」を冠した書名は『運歩色葉集』のみに載せられており、「遊学往来」「統庭訓往来」という書名は見出せない。また、古辞書には「新撰遊覚往来」よりも「遊覚往来」のほうが多く掲載されていることが分

かる。現在まで知られている諸本には「遊覚往来」という書名はない。つまり、現物は出てこないが、古辞書の状況から推して当時は、むしろ「遊覚往来」という書名がより普及していたことが分かる。おそらく後に「新撰」が附せられ「新撰遊覚往来」の名義が生じ、以後定着したのであろう⁽³⁸⁾。従って、「遊覚往来」という書物が存在したこと、そして、この書名が本来のものであり最も古い形であることは明らかである。

以上の分析をふまえ、『新撰遊覚往来』の書名が辿ってきた経路を推測すると次のようになる。



最も古い形であると考えられる「遊覚往来」という書名は、室町末期に至って「新撰遊覚往来」という書名になったと考えられる。更に、江戸時代には「遊学往来」と「統庭訓往来」として刊本化され普及したのである。石川謙・石川松太郎（一九七〇）は、「何にしても書名が、中世においては『新撰遊覚往来』に一定していたのを、近世に入って板木に写すにあたって、書肆が勝手に『遊学往来』『統庭訓往来』などと、改名したもののよう⁽³⁹⁾に考えられる。」と述べている。書肆が勝手に直した書名かどうかは分からないが、このような書名で普及したことは、当時（江戸時代）の流れによるものであつて、そこには何らかの意味が込められているのではないか。

『新撰遊覚往来』の書名のうち、「覚」と「学」の違いについてはどう見るべきか。先行研究では、この「遊覚往来」という書名についてはあまり触れられていない。「覚」と「学」の問題について、石川謙（一九四九）は、「覚と学とは『手習覚往来』の場合においてのように、しばしば混用された」と指摘している。また、「覚」の字に関して、三保サト子（二〇〇三）は、「意味するところは「遊学」であり、「学問する人の消息文例集」の意であろう。「覚、学省声」であるが故に「覚」の字が用いられたと推測される。」と指摘している。しかし、最も古い形であると考えられる「遊覚往来」についても、「新撰」を冠した中世の古写本についてもすべて「覚」を使用している。その後、江戸時代に入って刊行された寛文本になって、初めて「学」が用いられ、群書類従本もその後の写本もこの「遊学往来」の書名を踏襲している。これは何を物語っているのか。

古辞書と諸本の状況から見ると、中世には「覚」が用いられ、近世になってから「学」が重視されたことが分かる。このように、『新撰遊覚往来』においては「覚」と「学」が混用されたのではなく、時代によって、しっかりと使い分けられていたのではあるまいか⁽³⁹⁾。従って、後世の人が「覚」よりも「学」を好んだことが言えよう。江戸時代に入り、勉強の意識が強くなって、「覚」から「学」になったのであろう。「遊学往来」の意味は、「学問をするための往来」或いは「学問する人の往来」であろう。

『新撰遊覚往来』の「新撰」は新しく作られたという意味で、既存の往来物一般に冠したものであつて、特別な意図はないと考える。では、なぜ室町末期から原形の「遊覚往来」に「新撰」という意味を附随して表記するようになったのか。つまり、なぜ新しく作らなければならなかったのか。この問題を説明するには、『新撰遊覚往来』の諸本の分量について検討する必要がある。分量に関する詳しい分析はこの章の第三節で行う。

『新撰遊覚往来』の特徴の一つとして、内容が次第に変化し、増加していったことが挙げられるが、古写本から刊本になる段階で『新撰遊覚往来』の本文には、最も飛躍的な変化があつた。刊本系諸本は後世の加筆改訂を大量に含んでおり、中世の古写本とは様相を異にしていた。このように『新撰遊覚往来』は古写本から刊本化される時に「遊学往来」「統庭訓往来」と改名されると同時に本文の分量も大きく増加された。では、それと同じく、原形の「遊覚往来」から室町末期になって本文にある程度の変化が起きて、新しく作つた意味から書名も「新撰遊覚往来」に変えたと考えられることはできないだろうか。また、『新撰遊覚往来』の姉妹関係とされる『異制庭訓往来』には、「新撰之消息」と「新撰消息往来」という書名が知られている。更に、同じく「庭訓往来型」往来に属する『新撰類聚往来』にも「新撰」の冠が付けられていることを勘案すると、これらは当時の世に流布していた往来の好んだ書名であつたと考えられないか。

他に、「統庭訓往来」という書名の意味についてはどう捉えるべきか。この場合は、後に作られた『庭訓往来』の書名から単に名をかりてきて「統」という字を附随して作つた呼称であろう。石川謙・石川松太郎(一九七〇)は、「考えてみると、寛文二年刊本の外題に、角書として細字二行に、「尊円流、庭訓統」とあつたのを、大きく飛躍させて、『統庭訓往来』と看板を書きかえたのかも知れない。」と指摘している。もし、そうだとすれば、『異制庭訓往来』にある「庭訓往来」という呼称はどこからきたのか。おそらく「統庭訓往来」も「異制庭訓往来」という書名も、すぐ後に作られた『庭訓往来』の影響を受けてできたものだと考えられる。これらの問題については第四章でもっと詳細に検討する。

第二節、『新撰遊覚往来』の本文の比較

この節では、『新撰遊覚往来』の諸本の本文比較を行い、その本文の異同発生の背景を調べる。

一、古写本と版本の比較

『新撰遊覚往来』の古写本のうち謙堂本を選び、寛文年間版本の安田本との比較を行う。謙堂本は書写年代も古く、独自の本文を多く有し、原形を留めていると見られる貴重な伝本であるため、従来の先行研究でもよく扱われてきたものである。

1、寛文本の翻字本文（本稿の資料編1）

『新撰遊覚往来』の諸本には、室町末期に書写された古写本六つ、江戸期の版本四つと類従本、近世・近代頃の写本数点がある。このように『新撰遊覚往来』は写本↓版本↓写本の道を歩んできた。

本稿では諸本のうち中間に位置する版本を主な調査対象として扱う。なぜなら、江戸時代前期に刊行され、当時の教科書であった『新撰遊覚往来』の版本を調査することにより、江戸時代の教科書の版本の実態、当時の言語生活を見出すことができるからである。

『新撰遊覚往来』の版本は確認できるものとして、寛文二年に刊行された安田本と袋屋本、及び無刊記本である柏原屋本と菊屋本の計四種ある。これらを照らし合わせてみると、いずれも同一の版本を使用していることが分かる。従って、刊記が明示されている寛文二年本のうち、安田本を底本とする。なぜならば、安田本は一冊本になっているが、袋屋本は上下二冊本になっている。一冊本から二冊本にすることは、商売の戦略だと考えられるからである。先行研究では安田本と袋屋本について共に寛文本と総称しているので、本稿においても以下、安田本については寛文本と示すが、右に述べたように底本は安田本である。

寛文本の目立つ特徴は、無訓が多い他の写本に比べ、本文の漢字全体に訓が付いていることである。また、同期の往来物や他の文献に出てこない特殊な表記や誤写・誤刻などの現象が少なからず見られる。

寛文本については翻字本文を作成し、本稿の資料篇とする。その翻字本文については、本稿の最後に付しておく（以下、本稿の資料編1とする）。

2、寛文本と謙堂本の異同箇所 (本稿の資料編2)

寛文本と謙堂本について詳しい比較を行うため、両者の本文を照らし合わせながら、すべての異同箇所を次の通りに抽出する。

凡例

- ① 漢語の相違のみ抽出する。語訓は対象としない。
- ② 正字と異体字の相違は扱わない。(例)「哥」と「歌」
- ③ 単語が連続して抜けている場合は、一つにまとめて有無を示す。
- ④ 文単位の有無、違いについては、より大きな単位で一つとした。

原則に従って抽出した結果、寛文本と謙堂本との違いは全一〇五六箇所であった。それに関する資料は、本稿の最後に載せてある(以下、本稿の資料編2と称する)。

3、異同箇所の分類

寛文本と謙堂本の一〇五六箇所の違いは、「語の有無」「語の違い」「表記の違い」「文の有無」「文の違い」「語順の違い」「その他」の七つに分類することができる。

語の有無

(1) 助詞「之(の)」の有無

A (謙堂本にあって、寛文本にない場合) 全 110 例(次に並べてある番号は、本稿の資料編2の用例番号である。以下同じ)

1	5
14	21
30	38
51	50
111	111
150	172
173	177
179	183
185	188
191	195
203	203
206	206
342	344
344	344
331	331
332	332
352	352
378	378
453	453
472	472
474	474
477	477
513	513
522	522
523	523
524	524
528	528
529	529
531	531
533	533
534	534
553	553
559	559
564	564
566	566
570	570
572	572
577	577
585	585
586	586
587	587
588	588
589	589
606	606
608	608
613	613
614	614
615	615

618 638 642 647 651 655 658 682 684 686 705 730 731 735 736 738 740 741 743 744 748 749 762 764 766 770 775 780 788 790 807 816 837 838 853 898 903 911 919 928 932 933 952 954 961 965 966 1003 1005 1009 1011 1019 1025

(例) 寛文本 「新春」御慶賀「

B (寛文本にあって、謙堂本にない場合) 全 83 例

8	11	16	42	64	166	168	192	193	217	238	251	253	256	260	261	263	264	266	268	270	277	283	295	306	315	319	357	365	377	417	425	427	433	434	440	476	484	486	498	541	548	556	568	574	612	616	622	623	625	629	673	676	678	689	690	701
---	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

709 711 716 747 751 753 759 892 920 921 927 934 957 958 973 984 985 992 1027 1034 1035 1039 1048 1050 1051 1054

(例) 寛文本 「真俗二諦之御繁昌之条。誠幸甚々々」

謙堂本 「誠真俗二諦 御繁昌之条。尤幸甚云々」

(2) 助詞「者(は)」の有無

A (謙堂本にあって、寛文本にない場合) 全 31 例

65 175 242 245 265 343 415 452 455 459 460 464 543 549 558 663 667 675 688 707 712 714 847 857 890 947 948 949 951 953 988

(例) 寛文本 「如レ此事 一向奉レ憑ニ貴殿ニ候也」

謙堂本 「如レ此事者 一向奉レ憑ニ貴殿ニ者也」

B (寛文本にあって、謙堂本にない場合) 全 22 例

31 244 247 250 316 514 603 611 641 648 668 671 680 687 694 699 700 702 813 328 1007 1020

(例) 寛文本 「願新式目録示給者 兼日事之次第可レ令ニ存知ニ候」

謙堂本 「願新式之目録示給 兼ニ事之次第ニ可レ令ニ存知ニ候」

(3) 補助動詞「候(そろ、そろろう)」の有無

A (謙堂本にあって、寛文本にない場合) 全 10 例

229 482 489 491 496 515 539 783 862 887

(例) 寛文本 「新渡之名香同一焚被ニ恩加ニ者畏入候 毎事期ニ参拜之次」

謙堂本 「又未レ聞新渡名香同一焼被ニ恩加ニ候者可ニ悦入ニ候 毎事期ニ参拜之次ニ候」

B (寛文本にあって、謙堂本にない場合) 全 15 例

76 79 83 88 160 163 169 214 237 340 442 445 594 599 635

(例) 寛文本 「委細注給候者 可レ為ニ恐悦ニ候」

謙堂本 「委註給 者可レ為ニ恐悦ニ候」

(4) その他

A (謙堂本にあって、寛文本にない場合) 全 139 例

547 7 22 23 26 29 53 62 74 75 82 84 93 115 120 134 145 146 154 154 194 207 222 228 230 239 240 249 257 273 289 292 301 317 327 329 339 359 362 382 392 398 409 416 429 454 463 475 479 481 485 504 506 507 510 525 535 538 545

875
876
880
888
902
904
914
915
918
931
944
945
950
963
964
977
982
986
987
993
1002
1030
1040
1049
1052

(例) 寛文本 「連歌者雖ニ近代芸」

謙堂本 「連歌者近代之芸也」

B (寛文本にあつて、謙堂本にない場合) 全 124 例

3
15
20
24
27
28
45
54
55
56
57
59
61
67
69
73
85
90
91
92
95
96
99
109
112
117
119
124
128
130
133
137
139
142
155
170
184
197
210
216
218
220
232
235
259
275
276
288
297
299
312
318
320
321
341
355
356

(例) 寛文本 「当寺兒童若輩等令ニ評議ニ候畢」

謙堂本 「当所之兒童若輩等令ニ評議ニ候」

語の違ひ

(1) 日付の違ひ… 全 10 例

58
87
162
209
231
335
437
519
834
997

(例) 寛文本 「正月十日都維那」

謙堂本 「正月十二日都維那」

(2) その他… 全 313 例

2
4
9
10
12
13
16
18
25
32
33
34
35
36
37
39
40
43
44
47
48
49
52
60
63
66
68
70
77
78
80
81
86
89
94
97
98
100
102
104
105
106
108
113
116
121
123
125
127
135
143
151
152
153
156
157
158

(例) 寛文本 「一万句之連哥可ニ興行ニ之由」

謙堂本 「一万句連歌可ニ始行ニ之由」

表記の違ひ

(1) 日付の表記の違ひ… 全 3 例

224
784
863

(例) 寛文本 「十月廿三日 別当」

謙堂本 「十月二十三日 別当某」

(2) その他… 全 94 例

71 118 181 182 186 187 189 190 199 201 205 219 221 223 236 246 248 278 305 336 360 373 386 393 411 418 421 450 469 500 508 530 536 560 561 596 602 627 634 654 734 737 742 746 758 763 767 769 771 773 774 782 787 794 799 801 802

(例) 寛文本 「謹上東大寺中納言僧都御坊」

謙堂本 「謹上東大寺中納言僧都御房」

文の有無

A (謙堂本にあって、寛文本にない場合) 全 6 例

6 285 643 703 732 822

(例) 寛文本 「七者書ニ双紙之歌ニ者如レ聳ニ晴天村雲ニ」

謙堂本 「七者書ニ双紙歌ニ如レ聳ニ晴天村雲ニ可レ書レ之又硯水苦辛出可レ入也是為レ令ニ長久ニ也」

B (寛文本にあって、謙堂本にない場合) 全 13 例

72 103 107 114 122 126 129 131 136 138 140 144 148

(例) 寛文本 「総姿尋常超ニ過諸人ニ刷ニ衣裳ニ無レ所ニ見苦ニ将又容顔美麗也」

謙堂本 「容顔美麗」

文の違い… 全 10 例

110 208 225 353 388 420 436 467 597 946

(例) 寛文本 「並頭首方者前堂後堂両首座書記藏主知客浴主殿主浄頭知事方都官都聞都寺監寺副寺

維那直歳典座是等両班也此外塔主堂主又侍者分者焼香書状請客湯薬衣鉢侍者聖僧侍

者沙弥喝食行者人工等可ニ供養ニ候」

謙堂本 「並首座書記藏主侍者都寺監寺副寺典座維那直歳浄頭殿主堂主知客沙弥喝食行者人具

等可レ令ニ供養ニ候」

語順の違い… 全 13 例

17
132
396
399
410
474
503
779
798
815
828
941
974

(例) 寛文本 「然者宮者司ニ越調呂大日脾藏土用土音黄色甘味意根中央黍穀也」

謙堂本 「然者宮者司ニ越調呂大日脾藏土音土用黄色甘味意根中央黍穀也」

その他… 全60例

19 41 46 141 147 165 212 293 294 298 303 322 333 363 364 367 368 369 375 376 380 383 402 403 408 441 448 466 471 490 497 537 591 617 632 637 639 659 672 691 717 833 845 848 865 866 868 877 894 900 907 959 972 1001 1013 1018 1028

(例) 寛文本 「猶又囉齋行脚僧陪堂法眷相伴相看之僧旦過來集候」

謙堂本 「此外不掛塔邏齋行脚暫到法眷之僧号ニ相伴相看ニ多付ニ旦過ニ來集」

4、異同箇所統計表

寛文本と謙堂本の本文の異同箇所について、それぞれ項目別に分類し相違点をまとめると、表1の通りである。⁽⁴⁰⁾

表1

異同の種類	語の有無				語の違い		表記の違い		文の有無	文の違い	語順の違い	その他
	助詞「之(の)」の有無	助詞「者(は)」の有無	補助動詞「候(そろ、そうろう)」の有無	その他	日付の違い	その他	日付の表記の違い	その他				
A	110例	31例	10例	139例	/	/	/	/	6例	/	/	/
B	83例	22例	15例	124例	/	/	/	/	13例	/	/	/
全例(1056)	193例	53例	25例	263例	10例	313例	3例	94例	19例	10例	13例	60例

(A) 謙堂本にあり、
寛文本にない場合)

(B) 寛文本にあり、
謙堂本にない場合)

これまで見てきたように、寛文本と謙堂本の違いの総数は一〇五六例にも達し、大きな差異が見られる。次に、謙堂本に比べ寛文本は何がどのように変えられたのか、について詳しく見てみる。

表1について見ると、まず「表記の違い」が九一七例、「語順の違い」が一三例あるが、これらは内容の異同として見なさない。

「語の有無」について見ると、そのうち、助詞「之」「者」、補助動詞「候」の有無の違いは、共に二七二例ある。これらは漢文体で書かれている本において、助詞や助動詞を漢字で表記するか否かの問題であるため、異同としてはさほど重要ではない。また、二三六例ある「その他」は、字の脱落或いは誤写などである。

「語の違い」には「日付の違い」と「その他」の二種がある。本来、手紙の日付は同じはずであるため、「日付の違い」は誤写からきた違いだと考えられる。また、三一三例ある「その他」は、同じ単語や同じ意味を表すものではあるが、表す表記が違っており、それには異体字関係でも通用でも当て字でもない場合や誤写の場合などがある。

「文の有無」と「文の違い」は共に二九例あるが、ここからは大きな違いが見て取れる。大きく見ると、寛文本は謙堂本に比べ元の内容をそのまま残し、その上に更に分量を増加していることが分かる。つまり、分量的には多く増加されたが、それは新しい内容や新しい項目を設けた訳ではなく、単に元の内容を膨らませただけであることが分かる。主に追加された内容は、①列挙された一四の歌集(万葉集と十三代集)それぞれに付加された説明、②十三代集の書名に次ぐ書名(玉葉集・続千載集・続後拾遺集・風雅集及び新千載集)、③連歌式目の記述、④喫茶の道具、⑤僧侶の級別名などに関する語句集団である。

「その他」に関する用例は六〇例あるが、これらは単語・短文による表現の違いや誤写などであり、内容的に大きな違いは見られない。

このように、寛文本と謙堂本では語順の異同に加え、単語や語句の違いが少なからず見られる。増補については、記載内容をより詳細にすると共に、新たに追加するような方法が採られており、新しい内容や項目が増えた傾向は見られない。

二、近世刊本と近代写本の異同

『新撰遊覚往来』の近世刊本には、版本である寛文本⁽⁴¹⁾と類従本との二種がある。次に、それらの本文について比較し、すべての異同箇所を挙げていく。諸本の本文に関する引用は、すべて標準字体に直した。また、誤写と考えられる箇所、文字の脱落などについては本文を尊重した。特に、返り点が抜けている場合も少なくないが、すべて原文通りに引用した(以下、同じ)。

〔寛文本と類従本の本文の異同〕

〈寛文本〉

- 〔1〕 新春御慶賀仰_レ朔日向_レ其御方最前申籠候畢
- 〔2〕 然者統_レ仏法_レ恵命真俗二諦之御繁昌之条誠幸甚々々
- 〔3〕 然者統_レ仏法恵命真俗二諦之御繁昌之条誠幸甚々々
- 〔4〕 一万句之連哥可_レ興行之由当寺兒童若輩等令_レ評議候畢
- 〔5〕 自此間可始手習由_レ申候
- 〔6〕 一万句之連哥可_レ興行之由当寺兒童若輩等令_レ評議候畢
- 〔7〕 一万句之連哥可_レ興行之由当寺_レ兒童若輩等令_レ評議候畢
- 〔8〕 一万句之連哥可_レ興行之由当寺兒童若輩等令_レ評議候畢
- 〔9〕 相構閣_レ諸事可_レ有_レ御催者也
- 〔10〕 相構閣_レ諸事可_レ有_レ御催者也
- 〔11〕 妓樂者讚談_レ仏法之功德大会莊嚴之相也
- 〔12〕 詩者漢家之態哥者本朝之才連歌者雖_レ近代_レ芸
- 〔13〕 正月十日 _レ律師明尊
- 〔14〕 謹上御室戸寺治部都維那御房
- 〔15〕 改年御吉事_レ弘_レ明方霞望_レ貴方既令_レ礼拝候畢

〈類従本〉

- 新春御慶賀以_レ朔日向_レ其御方最前申籠候畢
- 然者統_レ仏法之_レ恵命真俗二諦御繁昌之条誠幸甚々々
- 然者統_レ仏法恵命真俗二諦_レ御繁昌之条誠幸甚々々
- 一万句_レ連歌可_レ興行之由当寺之兒童若輩等令_レ評議候
- 自此間可始手習由_レ令_レ申候
- 一万句連歌可_レ令_レ興行之由当寺之兒童若輩等令_レ評議候
- 一万句連歌可_レ令_レ興行之由当寺之_レ兒童若輩等令_レ評議候
- 一万句連歌可_レ令_レ興行之由当寺之兒童若輩等令_レ評議候
- 相構閣_レ諸事可_レ有_レ御渡者也
- 相構閣_レ諸事可_レ有_レ御渡者也
- 妓樂者讚嘆_レ仏法之功德大会莊嚴之相也
- 詩者漢家之態歌者本朝之才連歌者雖_レ近代_レ芸
- 正月十日 _レ寺主
- 謹上御室戸寺治部都維那御房
- 改年御吉慶_レ弘_レ明方霞望_レ貴方既令_レ礼拝候畢

- 〔16〕 抑如レ被レ示詩者為ニ漢家之才定ニ平他韻聲綴ニ其旨ニ
 〔17〕 塗香者成ニ五分法身之無体無物証之儀也
 〔18〕 哥者為ニ和国之風以ニ上下句顯ニ其理ニ
 〔19〕 連歌者為ニ近代態二句之内成ニ其心ニ
 〔20〕 連歌者為ニ近代態二句之内成ニ其心ニ
 〔21〕 所謂春秋恋者各五句統景物多故
 〔22〕 所謂春秋恋者各五句統景物多故
 〔23〕 なし
 〔24〕 名草名木名鳥名獸蟲昔古夕
 〔25〕 又三句 物者桜柳昔林(みなてい)可(べ)しレ改
 〔26〕 四句 物者花此他似物之花(にせもののはな)異可(べ)しレ有(ある)こと 雪冬(はる)冬(ふゆ)
 〔27〕 音与レ声遠与レ遙無与レ少木花与レ雪花
 〔28〕 自余可レ準ニ知之一
 〔29〕 委細 新式目錄可ニ見知也
 〔30〕 万端期ニ面拜 恐々謹言
 〔31〕 依ニ同宿少生之所望重而令レ申候
 〔32〕 八代集十三代集者何人之御撰
 〔33〕 又自ニ何御代被ニ定置候
 〔34〕 翡翠之袖芙蓉之眸青黛之眉丹果之唇
 〔35〕 翡翠之鈿芙蓉之眸青黛之眉丹果之唇
 〔36〕 白雪之膚蘭麝之衣総姿尋常超ニ過諸人ニ
 〔37〕 然間寵愛依レ無レ他不レ願ニ無心所レ令ニ言上候也
 〔38〕 少童住山之間有ニ入御 懸ニ御目候者可ニ畏入候
 〔39〕 少童住山之間有ニ入御 懸ニ御目候者可ニ畏入候
 〔40〕 万鬱 併期ニ面謁耳恐々謹言

- 抑如レ被レ示詩者為ニ漢家之才定ニ平仄韻聲綴ニ其旨ニ
 塗香者成ニ五分法身之無体無物証之義也
 歌者為ニ和国之情以ニ上下句顯ニ其理ニ
 連歌者為ニ近代之態二句之内成ニ其志ニ
 連歌者為ニ近代之態二句之内成ニ其志ニ
 所謂春秋恋雜各五句統景物多故
 所謂春秋恋者各五句統其景物多故
 梅者春冬二句
 名草名木名鳥名獸名虫昔古夕
 又三句之物者桜柳昔林(みなてい)可(べ)しレ改
 四句之物者花此他似物之花(にせもののはな)異可(べ)しレ有(ある)こと 雪冬(はる)冬(ふゆ)
 音与レ声遠与レ逢無与レ少木花与レ雪花
 自余可レ准知之一
 委細如載新式目錄可ニ見知也
 万端期ニ面拜時恐々謹言
 依ニ同宿少童之所望重而令レ申候
 八代集十三代集者誰人之御撰
 又自ニ何御代被ニ定置候哉
 翡翠之袖芙蓉之眸青黛之眉丹果之唇
 翡翠之鈿芙蓉之眸青黛之眉丹菓之唇
 白雪之膚蘭麝之衣惣姿尋常超ニ過諸人ニ
 然間寵愛依レ無レ他不レ預ニ無心所レ令ニ言上候也
 少童住山之間有ニ入御被懸ニ御目候者可ニ畏入候
 少童住山之間有ニ入御懸ニ御目候者可ニ畏入候
 万鬱併期ニ面謁耳恐々謹言

【41】二月十日 豎者

【42】故為三歲暮之勤欲レ礼ニ過現当三世之仏名経

【43】延喜五年四月十五日奉醍醐天皇之勅御書所 | 紀貫之

【44】有レ序仮名序貫之貫之真名紀淑望書レ之

【45】有レ序仮名序貫之貫之真名紀淑望書レ之

【46】山市青嵐漁村夕照江天暮雪遠寺晚鐘遠浦帰帆

【47】奉ニ鳥羽院勅天治元年俊頼朝臣撰レ之

【48】新古今者二十卷元久三年依ニ後鳥羽院仰一

【49】続後撰者建長二年依ニ後嵯峨院仰為家卿撰レ之

【50】山市青嵐漁村夕照江天暮雪遠寺晚鐘遠浦帰帆

【51】紫藤机花梨木椅子孤牀曲景

【52】并木綿豹虎敷皮氈白氈金欄魚綾打敷

【53】又壺瓶瓢部瓦真壺石壺年々壺東陽瓶西陽瓶

【54】又壺瓶瓢部瓦真壺石壺年々壺東陽瓶西陽瓶

【55】如ニ来命遥不ニ申承自他不審無レ極候

【56】同兔足紫竹茶筥茶碗榻茶襦茶巾梅之壺扨

【57】水吞七入円盆六入茶盆朱漆木椀厨子

【58】自然 | 懈怠失ニ本意候

【59】自然 | 懈怠失ニ本意候

【60】出所之茶 | 梅尾千金黄金燒香雨前

【61】於ニ大和者室尾寺風肝肝白雲春雪

【62】於ニ大和者室尾寺風肝肝白雲春雪

【63】於ニ大和者室尾寺風肝肝白雲春雪

【64】於ニ般若寺者錄山水厄於伊勢者

【65】又新渡宋朝之茶 | 羅漢洞之初番天台茶

二月十三日 豎者

故為三歲暮之勤令レ礼ニ過現当三世之仏名経

延喜五年四月十五日奉醍醐天皇之勅御書所 | 預紀貫之

有レ序仮名序貫之貫之真名紀淑望書レ之

有レ序仮名序貫之貫之真名紀淑望書レ之

山市晴嵐漁村夕照江天暮雨遠寺晚鐘遠浦帰帆

奉ニ鳥羽院勅天治二年俊頼朝臣撰レ之

新古今者二十卷建仁元年依ニ後鳥羽院仰一

【49】続後撰者建長三年依ニ後嵯峨院仰為家卿撰レ之

山市晴嵐漁村夕照江天暮雨遠寺晚鐘遠浦帰帆

紫藤机花梨木椅子孤牀曲景

并木綿豹虎敷皮氈白氈金欄魚綾打敷

又壺瓶部類真壺石壺年々壺東陽瓶西陽瓶

又壺瓶部類真壺石壺年々壺東陽瓶西陽瓶

如ニ来命遥不ニ申承自然不審無レ極候

同兔足紫竹茶筥茶碗榻茶襦茶巾梅之壺扨

水吞七入円盆六入茶盆朱漆木椀厨子

自然 | 懈怠失ニ本意候華

自然 | 懈怠失ニ本意候華

出所之茶者 | 梅尾千金黄金燒香雨前

於ニ大和者室尾寺風肝肝白雲春雪

於ニ大和者室尾寺風肝肝白雲春雪

於ニ大和者室尾寺風肝肝白雲春雪

於ニ般若寺者

又新渡宋朝之茶者 | 羅漢洞之初番天台茶

- 【66】玉川 七院已作清風之氣
- 【67】嶺山之三盃又驚殘更之眠
- 【68】藏主知客浴主殿主淨頭知事方都官都聞
- 【69】藏主知客浴主殿主淨頭知事方都官都聞
- 【70】此外白魚羹糟鷄羹驢腸龜羹羊羹猪羹
- 【71】水团五味粥素麵餛飩饅頭兔耳羹小鳥羹
- 【72】茶子者魅指物零余子串指筍干生栗
- 【73】猶貴殿如何抑住山之間余吟然之遊戲為宗
- 【74】然者改年初月遊宴打鬪的手增之困基
- 【75】管絃聯句詩韻作文等皆是有巨多之賭
- 【76】他事無憚慮劇無暇
- 【77】六月五日 得業
- 【78】故見之直捨邪見入無生忍忽滿三祇成功德
- 【79】相構而無相違者可為恐悅候
- 【80】武藏野異皮茶苑合香龍涎白檀薰陸香
- 【81】武藏野異皮茶苑合香龍涎白檀薰陸香
- 【82】雖下不少其憚候上獻之
- 【83】相尋故実之仁自是委可申候
- 【84】又家々習入木法所々額文字御願寺碑文
- 【85】玉章連行花筆写文蒼頡尋鳥跡文字以來
- 【86】雖多能書漢朝之六義懸針
- 【87】垂露 廻鸞魚鱗虎爪六様写
- 【88】垂露 廻鸞魚鱗虎爪六様写
- 【89】成三十八形圖所謂鳥相蛇形枯松立
- 【90】雁飛点仁頭龍足折点高峰墜石

- 玉川之七院已作清風之氣
- 滿山之三盃又驚殘更之眠
- 藏主知客俗主殿主淨頭知事方者都官都聞
- 藏主知客俗主殿主淨頭知事方者都官都聞
- 此外白魚羹糟鷄羹驢腸龜羹羊羹猪羹
- 水团五味粥素麵餛飩饅頭兔耳羹小鳥羹
- 茶子者魅指物雲余子串指筍干生栗
- 於貴殿如何抑住山之間余吟然之遊戲為宗
- 然者改年初月遊宴打鬪的手增之困基
- 管絃聯句詩歌作文等皆是有巨多之賭
- 他事無憚慮劇無暇
- 五月六日 得業
- 故見之直捨邪見入無生忍忽滿三祇成功德
- 相構面無相違者可為恐悅候
- 武藏野異波茶苑合香龍涎白檀薰陸香
- 武藏野異波茶苑合香龍涎白檀薰陸香
- 隨下不少其憚候上獻之
- 相尋故実之仁從是委可申候
- 又家々習入木之法所々額文字御願寺碑文
- 玉章連行花筆写文蒼頡尋鳥跡作文字以來
- 雖多能書漢義之者懸針
- 垂露返鵲廻鸞魚鱗虎爪六様圖
- 垂露 廻鸞魚鱗虎爪六様圖
- 成三十八形圖所謂鳥相蛇形枯松立
- 雁飛点仁足龍走木折点高峰墜石

- 【91】雁飛点仁頭龍足折点高峰墜石
- 【92】雁飛点仁頭龍足折点高峰墜石
- 【93】長和冷泉院之御代正三位兼左兵衛
- 【94】藤原佐理卿者於一字成三五之形圖
- 【95】藤原佐理卿者於一字成三五之形圖
- 【96】謹上法勝寺刑部卿威儀師御坊
- 【97】主君貴人之仰書本書消息体色紙双紙書樣
- 【98】委細示給候者可悦入候
- 【99】自余以是可準知
- 【100】火舍輪宝概標皆指減金仏具也
- 【101】松煙者以新藳可裹之
- 【102】必後見之可有僻說甚可斟酌事也
- 【103】随多委曲不可過之
- 【104】最可為恐悦候每事期後信
- 【105】若商音乱則臣下可有危其折持者識察忠勲
- 【106】夫管絃者以笛為主
- 【107】即随調子輪轉云々
- 【108】古之蘇秦俊敬以錐刺股頸懸繩驚眼
- 【109】努々不可有無沙汰之義者也
- 【110】心事雖多併期面拜之時
- 【111】十一月廿日 寺務某
- 【112】欲從是令申候之處遮而預芳札条
- 【113】左伝卅卷周礼十七卷義礼公羊伝
- 【114】左伝卅卷周礼十七卷義礼公羊伝
- 【115】貞觀政要臣軌帝範蒙求百詠郎詠

- 雁飛点仁足龍走木折点高峰墜石
- 雁飛点仁足龍走木折点高峰墜石
- 安和冷泉院之御代正三位兼左兵衛
- 藤原佐理卿者於氷一字成五形之圖
- 藤原佐理卿者於氷一字成五形之圖
- 謹上法勝寺刑部卿威儀師御坊
- 主君其人之仰書本書消息体色紙双紙書樣
- 委細承給候者可悦入候
- 自余以是可準知
- 火舍輪宝概標皆指減金仏具也
- 松煙者以新藳可裹之
- 必後見之可有僻說甚可斟酌事也
- 随多委細不可過之
- 最可為恐悦候每事期後信
- 若商音乱則臣下可有危其折持者識察忠勲
- 夫管絃者以笛為主
- 則随調子輪轉云々
- 蘇秦俊敬以錐刺股頸懸繩驚眼
- 努々不可有無沙汰之儀者也
- 心事雖多併期面拜之時恐惶謹言
- 十一月廿日
- 欲從是令申候之處遮而預芳札条
- 左伝三十卷周礼十七卷義礼公羊伝
- 左伝三十卷周礼十七卷義礼公羊伝
- 貞觀政要臣軌帝範蒙求百詠郎詠

- 【116】同横皮精好帷鈍衣穀鈍色織物白裳
 【117】浮氈綾表袴練貫襪黒漆鼻広錦草鞋
 【118】響天橙地聴聞道俗集会貴賤門前成レ市

- 同横皮精好帷子鈍衣穀鈍色織物白裳
 浮氈綾表袴練貫襪黒染鼻広錦草鞋
 響天橙地聴聞道俗集会貴賤門前成レ市

右の比較表から分かるように、寛文本と類従本の違いは全一八箇所である(異体字は相違として扱わない。以下同じ)。そのうち、「語の違い(太文字の箇所、以下同じ)」が七三箇所であり、全違いの大半を占めている。また、「語の有無」に関する違いは四五箇所であり、そのうち、「之」や「候」などの助詞や助動詞が抜けている場合が一八例ある。これらは漢文体で書かれている本において、助詞や助動詞を漢字で書くか否かの問題であり、大きな違いではない。

従来の研究には、「類従本は恐らく寛文本から採ったものである」と推測するものもあるが、両者には非常に多くの増字改訂の手が入っており、寛文本から写されたとは判断し難い。類従本の底本については分からないが、寛文本と一定の距離があるのは明らかである。しかし、他の古写本との対照から見ると、寛文本と類従本は比較的類似していると言えよう。以上のことから推測できるのは、寛文本と類従本は共に同じ本に拠ったか、または、類従本が寛文本を使って書かれたかのいずれかであろう。

次に、近世刊本(寛文本・類従本)と近代写本(学習院本・早稲田本)⁽⁴²⁾との比較を行い、両者の関係性を見てみる。奥書によると学習院本は類従本より、早稲田本は寛文本より書写されたとある。

〔寛文本と早稲田本の本文の異同〕

〈寛文本〉

- 【1】新春御慶賀仰朔日向其御方最前申籠候畢
 【2】抑迎立立春之比為諸神法楽
 【3】以必定之日可申案内候
 【4】詩者漢家之態哥者本朝之才連歌者雖近代芸
 【5】然者為一寺之法燈弘法興行之条

〈早稲田本〉

- 新春御慶賀仰朔日向其御方最前申籠候畢
 抑迎立立春比為諸神法楽
 以必定日可申案内候
 詩者漢家態哥者本朝之才連歌者雖近代芸
 然者為一事之法燈弘法興行之条

- 〔6〕 又七句可レ去物者松竹夢船月
 〔7〕 又自ニ何御代被ニ定置候哉
 〔8〕 御書所紀貫之大内記紀友則前甲斐目凡河内躬恒
 〔9〕 年々壺東陽瓶西陽瓶青香白瓜冬瓜大海円壺
 〔10〕 胡蓋各在ニ堆紅堆朱堆漆鷄楊桂漆雲朱台盆等
 〔11〕 三月十八日 權律師名範
 〔12〕 五藏調和煩惱自在壽命長遠睡眠自在孝養父母
 〔13〕 殿主淨頭知事方都官都聞都寺監寺副寺維那
 〔14〕 殿主淨頭知事方都官都聞都寺監寺副寺維那
 〔15〕 殿主淨頭知事方都官都聞都寺監寺副寺維那
 〔16〕 謹上 日野少納言僧都御坊
 〔17〕 水団五味粥素麵餛飩饅頭兔耳羹小鳥羹
 〔18〕 茶子者麩指物零余子串指筍干生栗
 〔19〕 小車等遊戯為レ本諸学從レ斯怠終成ニ無能者
 〔20〕 謹上東大寺阿闍梨御坊
 〔21〕 仍御香一燒可レ蒙ニ御恩候哉
 〔22〕 富士峯切利羅漢木橘花梯擲花伊勢海疎竹
 〔23〕 富士峯切利羅漢木橘花梯擲花伊勢海疎竹
 〔24〕 所謂往還梅枝鉄切飛鳥枯草落石池入江牛尾草
 〔25〕 芳問之趣委細承候訖
 〔26〕 又筆持様夏者不レ指レ笠冬者可レ入レ笠
 〔27〕 故妙音大士之奏ニ妓樂於雲雷音王仏既為ニ仏道直路
 〔28〕 紫竹尺八唐竹龍笛并陽笛獨槽箏入ニ纏纏之袋
 〔29〕 若商音乱則臣下可レ有レ危其祈禱者識ニ察忠勤
 〔30〕 欲ニ從レ是令レ申候之処遮而預ニ芳札条

- 又七句可レ去 者松竹夢船月
 又自ニ何御代被ニ定置候哉
 御書所紀貫之大内記 友則前甲斐目凡河内躬恒
 年々壺東陽瓶西陽瓶青香白瓜冬瓜大海円壺
 胡蓋各有ニ堆紅堆朱堆漆鷄楊桂漆雲朱台盆等
 三月十八日 權律師明範
 五藏調和煩惱自在壽命長遠睡眠自在孝養父母
 殿主淨頭知事方都官都聞都寺監寺副寺維那
 殿主淨頭知事方都官都聞都寺監寺副寺維那
 殿主淨頭知事方都官都聞都寺監寺副寺維那
 殿主淨頭知事方都官都聞都寺監寺副寺維那
 謹上 日野少納言僧都御坊
 水団五味粥素麵餛飩饅頭兔耳羹小鳥羹
 茶子者麩指物雲余子串指筍干生栗
 小車等遊戯為レ本諸学從レ是怠終成ニ無能者
 謹上東大寺阿闍梨御坊
 仍御香一燒可レ遂ニ御恩候哉
 富士峯切利羅漢木橘花梯擲花伊勢海疎竹
 富士峯切利羅漢木橘花梯擲花伊勢海疎竹
 所謂往還梅枝鉄切飛鳥枯草落石池入口牛尾草
 芳問之趣委細承候華
 又筆持様夏者不レ指レ笠冬 可レ入レ笠
 故妙音大士之奏ニ妓樂於雲雷音王仏既為ニ仏常直路
 紫竹尺八唐竹龍笛并陽笛獨槽箏入ニ纏纏之袋
 若商音乱則臣下可レ有レ危其祈禱者識ニ察忠勤
 欲ニ從レ是令レ申候 処遮而預ニ芳札条

【31】貞観政要臣軌帝範蒙求百詠朗詠

【32】臘月良暮日来不審雪与積

【33】又難波奈良之伶人舞人尽レ数

【34】四禅六欲之天衆皆俱侍從而已

【35】歳暮之嵐鬱々深雪軒積之処賜ニ貴札令レ散ニ不審畢

【36】増ニ食欲瞋恚之煙熾盛而猶未レ聞ニ妙法甘露之沢

【37】梵唄穿レ雲織法響レ砌受持之人誦誦之音解説之体

【38】梵唄穿レ雲織法響レ砌受持之人誦誦之音解説之体

【39】塗香者成ニ五分法身之無体無物証之儀也

【40】鏡鉢之響者驚ニ貴賤之耳

貞観政要臣軌帝範蒙求百詠朗詠

臘月良暮日来不審雪典積

又難波奈良 | 伶人舞人尽レ数

四禅六欲之天衆皆供侍從而已

歳暮 | 嵐鬱々深雪軒積之処賜ニ貴札令レ散ニ不審畢

増ニ食欲瞋恚之煙熾盛而猶未レ聞ニ妙法甘露之沢

梵唄穿レ雲織法響レ砌受持之人誦誦之音解説之体

梵唄穿レ雲織法響レ砌受持之人誦誦之音解説之体

塗香者成ニ五分法身之無体無 | 証之儀也

鏡鉢之響 | 驚ニ貴賤之耳

右の比較表から分かるように、寛文本と早稲田本の違いは全四〇箇所であり、そのうち語の違いが二七箇所、全違いの大半を占める。また、「語の有無」に関する違いが一三箇所であり、そのうち「之」や「候」などの助詞や助動詞が抜けている場合が七例である。

早稲田本は寛文本から写されたにも関わらず、以上のような異同が見られるのはなぜであろうか。その理由としては、書写者の不注意による一字の脱落・添加、草書体の近似による誤写、書写時に底本の誤りに気づいた書写者が修正、もしくは書写者が異なる表記法を使用したことなどが考えられる。このように、底本から新しい本が生まれる時には、書写者の不注意による違いと、能動的な異同があらわれてくるのである。

〔類従本と学習院の本文の異同〕

〈類従本〉

（学習院Ⅱ寛文本の場合）

〈学習院本〉

【1】新春御慶賀以ニ朔日向ニ其御方最前申籠候畢

新春御慶賀仰ニ朔日向ニ其御方最前申籠候畢

- 〔2〕 然者統ニ仏法惠命真俗二諦 御繁昌之条誠幸甚々々
- 〔3〕 一万句 連歌可令ニ興行之由当寺之兒童若輩等令ニ評議候
- 〔4〕 一万句之連歌可令ニ興行之由当寺之兒童若輩等令ニ評議候
- 〔5〕 改年御吉慶弘ニ明方霞望ニ貴方既令ニ礼拝候畢
- 〔6〕 抑如レ被レ示詩者為ニ漢家之才定ニ平仄韻声綴ニ其旨
- 〔7〕 歌者為ニ和国之情以ニ上下句顯ニ其理
- 〔8〕 梅者春冬二句
- 〔9〕 又三句之物者桜柳昔林(みなてい)可(べ)しレ改
- 〔10〕 四句之物者花此地似物之花(こせもののはな)可(べ)しレ改 雪(春(はる)冬(ふゆ))
- 〔11〕 依ニ同宿少童之所望ニ重而令レ申候
- 〔12〕 八代集十三代集者誰人之御撰
- 〔13〕 翡翠之鈿芙蓉之眸青黛之眉丹菓之唇
- 〔14〕 少童住山之間有ニ入御懸ニ御目候者可ニ畏入存候
- 〔15〕 有レ序仮名 貫之真名紀淑望書レ之
- 〔16〕 有レ序仮名紀貫之真名紀淑望書レ之
- 〔17〕 奉ニ鳥羽院勅大治二年俊頼朝臣撰レ之
- 〔18〕 山市青嵐漁村夕照江天暮雨遠寺晚鐘遠浦帰帆
- 〔19〕 山市晴嵐漁村夕照江天暮雨遠寺晚鐘遠浦帰帆
- 〔20〕 紫藤机花梨木椅子孤牀曲泉
- 〔21〕 如ニ来命遥不ニ申承自然不審無レ極候
- 〔22〕 於般若寺者
- 〔23〕 玉川之七院已作ニ清風之氣
- 〔24〕 満山之三盃又驚ニ残更之眠
- 〔25〕 然者改年初月遊宴打毬圖の手増之囲碁
- 〔26〕 管絃聯句詩歌作文等皆是有ニ巨多之賭

- 然者統ニ仏法惠命真俗二諦之御繁昌之条誠幸甚々々
- 一万句之連哥可ニ興行之由当寺兒童若輩等令ニ評議候畢
- 一万句之連哥可ニ興行之由当寺兒童若輩等令ニ評議候畢
- 改年御吉事弘ニ明方霞望ニ貴方既令ニ礼拝候畢
- 抑如レ被レ示詩者為ニ漢家之才定ニ平他韻声綴ニ其旨
- 哥者為ニ和国之風以ニ上下句顯ニ其理
- なし
- 又三句 物者桜柳昔林(みなてい)可(べ)しレ改
- 四句 物者花此地似物之花(こせもののはな)可(べ)しレ改 雪(春(はる)冬(ふゆ))
- 依ニ同宿少生之所望ニ重而令レ申候
- 八代集十三代集者何人之御撰
- 翡翠之鈿芙蓉之眸青黛之眉丹菓之唇
- 少童住山之間有ニ入御懸ニ御目候者可ニ畏入候
- 有レ序仮名序貫之真名紀淑望書レ之
- 有レ序仮名序貫之真名紀淑望書レ之
- 奉ニ鳥羽院勅天治元年俊頼朝臣撰レ之
- 山市青嵐漁村夕照江天暮雪遠寺晚鐘遠浦帰帆
- 山市青嵐漁村夕照江天暮雪遠寺晚鐘遠浦帰帆
- 紫藤机花梨木椅子孤牀曲泉
- 如ニ来命遥不ニ申承自他不審無レ極候
- 於般若寺者錄山水厄於伊勢者
- 玉川 七院已作ニ清風之氣
- 嶺山之三盃又驚ニ残更之眠
- 然者改年初月遊宴打毬圖の手増之囲碁
- 管絃聯句詩韻作文等皆是有ニ巨多之賭

【27】五月六日 得業

【28】自此間可始手習由令申候

【29】又家々習入木之法所々額文字御願寺碑文

【30】玉章連レ行花筆写ニ文蒼頡尋ニ鳥跡作文字以來

【31】雖レ多ニ能書漢義之者懸針

【32】垂露廻鸞魚鱗虎爪六様図

【33】雁飛点仁足龍走木折点高峰墜石

【34】雁飛点仁足龍走木折点高峰墜石

【35】安和冷泉院之御代正三位兼左兵衛

【36】藤原佐理卿者於氷一字成ニ五形之図

【37】謹上法勝寺刑部卿威儀師御坊

【38】必後見之可レ有ニ僻統甚可ニ斟酌事也

【39】隨レ多ニ委細不レ可レ過レ之

【40】蘇秦俊敬以レ錐刺レ股頸懸レ繩驚レ眠

【41】十一月廿日

【42】欲ニ從レ是令申之処遮而預ニ芳札条

【43】左伝三十卷周礼十七卷義礼對七公羊伝對二

【44】於ニ大和者室尾寺風肝舉盧白雪春雪

(寛文本ニ類從本の場合)

【45】平城天皇御宇大銅年中左大臣橘諸兄卿撰者也

【46】新勅撰者貞永元年依ニ後堀河院之仰定家卿撰レ之

【47】其後玉葉集延慶四年依ニ伏見院之仰為兼卿撰レ之

【48】二月十三日 注記

【49】三月十八日 阿闍梨隆鏤

【50】然間当世之貴賤上下之好士達

六月五日 得業

自此間可始手習由申候

又家々習入木之法所々額文字御願寺碑文

玉章連レ行花筆写ニ文蒼頡尋ニ鳥跡文字以來

雖レ多ニ能書漢朝之六義懸針

垂露廻鸞魚鱗虎爪六様写

雁飛点仁頭龍足折点高峰墜石

雁飛点仁頭龍足折点高峰墜石

長和冷泉院之御代正三位兼左兵衛

藤原佐理卿者於ニ一字成ニ五之形図

謹上法勝寺刑部卿威儀師御坊

必後見之可レ有ニ僻統甚可ニ斟酌事也

隨レ多ニ委曲不レ可レ過レ之

古之蘇秦俊敬以レ錐刺レ股頸懸レ繩驚レ眠

十一月廿日 寺務某

欲ニ從レ是令申之処遮而預ニ芳札条

左伝卅卷周礼十七卷義礼對七公羊伝對二

於ニ大和者室尾寺風肝舉盧白雪春雪

平城天皇御宇大銅年中左大臣橘諸兄公撰者也

新勅撰者貞永元年依ニ後堀河院之仰定家卿撰レ之

其後玉葉集延慶四年依ニ伏見院之仰為兼卿撰レ之

二月十三日

三月十八日

然間当世之貴賤上下之好士達

【51】駿河之關茶伊賀服部伊勢 河井近江比叡之茶

【52】夫茶者源起自仙家漸流出我朝方飲之祖百葉之宗也

【53】抑為四恩報謝聊欲行少仏事

【54】東司後架之掃除之次第一向無叢林之間無沙汰候

【55】兼又点心之樣委細示給候者喜悅之至候

【56】兼又点心之夏者水織冬者温糟

【57】自由之申狀雖恐入候不願無心所申入也

【58】就其手本用何人筆跡

【59】聊示給者可喜入候

【60】八月十三日 某

【61】紫竹尺八唐竹龍笛并陽笛獨槽箏入纏纏之袋

【62】塗香者成五分法身之無体無物証之義也

【63】鏡鉢之響者驚貴賤之耳

【64】十二月廿五日 法務某

【65】又壺瓶部類真壺石壺年々壺東陽瓶西陽瓶

右の比較表から分かるように、類従本と学習院本の違いは全六五箇所であり、そのうち語の違いが三四箇所、全違いの大半を占める。また、「語の有無」に関する違いは三一箇所であり、そのうち「之」や「候」などの助詞や助動詞が抜けている場合が一五例である。しかし、この六五箇所の違いのうち、学習院と寛文本が同じ場合が四四箇所もあり、寛文本と類従本が同じ場合が二〇箇所である。ここで注目すべきは、この六五箇所の違いのうち、学習院本と寛文本が同じ場合が四四箇所にもよる点である。この数字から学習院本は類従本より寛文本と近い関係であることが推測される。次に、それを証明するため、寛文本と学習院本の本文比較を行う。

駿河之關茶伊賀服部伊勢之河井近江比叡之茶

夫茶者源起自仙家漸流出我朝方飲之祖百葉之宗也

為四恩報謝聊欲行少仏事

東司後架之掃除之 一向無叢林之間無沙汰候

兼又点心之樣委細示給候者恐悅之至候

兼又点心之夏者水織冬者温糟

自由之申狀雖恐入候不願無心所者入也

就其手本用何人筆跡

聊示給者可恐入候

八月十三日

紫竹尺八唐竹龍笛并陽笛獨槽箏入纏纏之袋

塗香者成五分法身之無体無物証之儀也

鏡鉢之響 驚貴賤之耳

十二月廿五日

又壺瓶部瓦真壺石壺年々壺東陽瓶西陽瓶

(その他)

〔寛文本と学習院本の本文の異同〕

〈寛文本〉

〔学習院本〕類従本の場合

〈学習院本〉

- | | |
|---|--|
| <p>〔1〕 正月十日 律師明尊</p> <p>〔2〕 新古今者二十卷元久三年依ニ後鳥羽院仰ニ</p> <p>〔3〕 統後撰者建長二年依ニ後嵯峨院仰為家卿撰レ之</p> <p>〔4〕 又壺瓶瓢部瓦真壺石壺年々壺東陽瓶西陽瓶</p> <p>〔5〕 同兔足紫竹茶筵茶碗榻茶襦茶巾梅之壺弘</p> <p>〔6〕 自然 懈怠失ニ本意候</p> <p>〔7〕 於ニ般若寺者 錦山水厄於ニ伊勢者</p> <p>〔8〕 藏主知客浴主殿主浄頭知事方 都官都聞</p> <p>〔9〕 此外白魚羹糟鶏羹驢腸 亀羹羊羹猪羹</p> <p>〔10〕 相ニ尋故実之仁自レ是委可レ申候</p> <p>〔11〕 若商音乱則臣下可レ有レ危其祈祷者識ニ察忠勤</p> <p>〔12〕 努々不レ可レ有ニ無沙汰之義者也</p> <p>〔13〕 心事雖レ多併期ニ面拝之時</p> <p>〔14〕 左伝卅卷周礼十七卷 義礼^{對七}公羊伝^{對二}</p> <p>〔15〕 貞觀政要臣軌帝範蒙求百詠朗詠</p> <p>〔16〕 同横皮精好帷鈍衣穀鈍色織物白裳</p> <p>〔17〕 紫竹尺八唐竹龍笛并陽笛獨槽箏入ニ額纈之袋</p> <p>〔18〕 平城天皇御宇大銅年中左大臣橘諸兄卿撰者也</p> <p>〔19〕 新勅撰者貞永元年依ニ後堀河院之仰定家卿撰レ之</p> | <p>〔學習院本〕類従本の場合</p> <p>正月十日 寺主</p> <p>新古今者二十卷建仁元年依ニ後鳥羽院仰ニ</p> <p>統後撰者建長三年依ニ後嵯峨院仰為家卿撰レ之</p> <p>又壺瓶部瓦真壺石壺年々壺東陽瓶西陽瓶</p> <p>同兔足紫竹茶筵茶碗榻茶襦茶巾梅之壺弘</p> <p>自然之懈怠失ニ本意候華</p> <p>於ニ般若寺者</p> <p>藏主知客俗主殿主浄頭知事方者都官都聞</p> <p>此外白魚羹糟鶏羹驢腸羹 亀羹羊羹猪羹</p> <p>相ニ尋故実之仁從レ是委可レ申候</p> <p>若商音乱則臣下可レ有レ危其祈祷者識ニ察忠勤</p> <p>努々不レ可レ有ニ無沙汰之儀者也</p> <p>心事雖レ多併期ニ面拝之時 恐惶謹言</p> <p>左伝卅卷周礼十七卷 義礼^{對七}公羊伝^{對二}</p> <p>貞觀政要臣軌帝範蒙求百詠朗詠</p> <p>同横皮精好帷子鈍衣穀鈍色織物白裳</p> <p>紫竹尺八唐竹龍笛并陽笛獨槽箏入ニ額纈之袋</p> <p>平城天皇御宇大銅年中左大臣橘諸兄公撰者也</p> <p>新勅撰者貞永元年依ニ後堀河院 仰定家卿撰レ之</p> |
|---|--|

【20】 其後玉葉集延慶四年依_二伏見院_一之仰為兼卿撰_レ之

【21】 二月十三日 注記

【22】 三月十八日 阿闍梨隆鏤

【23】 然間当世之貴賤上下之好士達

【24】 駿河之關茶伊賀服部伊勢 河井近江比叡之茶

【25】 夫茶者源起_レ自_二仙家漸流出_二我朝_一方飲之祖百葉之宗也

【26】 抑為_二四恩報謝聊欲_レ行_二少仏事_一

【27】 東司後架之掃除之次第一向無_二叢林之間無_二沙汰候

【28】 兼又点心之樣委細示給候者喜悅之至候

【29】 兼又点心者夏者水織冬者温糟

【30】 自由之申状雖_二恐入候不_レ願_二無心所_一申入也

【31】 就_レ其手本_一用_二何人筆跡_一

【32】 聊示給者可_二恐入候

【33】 八月十三日 某

【34】 即隨_二調子輪転云々

【35】 塗香者成_二五分法身_一無体無物証之儀也

【36】 鏡鉢之響者驚_二貴賤之耳_一

【37】 十二月廿五日 法務某

【38】 於_二大和者室尾寺_一 風肝卓盧白雪春雪

其後玉葉集延慶四年依_二伏見院_一 仰為兼卿撰_レ之

二月十三日

三月十八日

然間当世之貴賤上下 好士達

駿河之關茶伊賀服部伊勢之河井近江比叡之茶

夫茶者源起_レ自_二仙家漸流出_二我朝_一方飲之祖百葉之宗也

為_二四恩報謝聊欲_レ行_二少仏事_一

東司後架之掃除之 一向無_二叢林之間無_二沙汰候

兼又点心之樣委細示給候者恐悅之至候

兼又点心者夏者水織冬者温糟

自由之申状雖_二恐入候不_レ願_二無心所_一者入也

就_レ其手本_一用_二何人筆跡_一

聊示給者可_二恐入候

八月十三日

則隨_二調子輪転云々

塗香者成_二五分法身_一無体無物証之儀也

鏡鉢之響 驚_二貴賤之耳_一

十二月廿五日

於_二大和者室尾寺_一 風肝卓盧白雪春雪

(その他)

右の比較表から分かるように、寛文本と学習院本の異同箇所は全三八箇所であり、そのうち語の違いが一五箇所、全
違いの半分にいかない。また、「語の有無」に関する違いが二三箇所であり、そのうち「之」や「者」などの助詞や助動
詞が抜けている場合が一例もある。ここで注目すべきは三八箇所の違いのうち、学習院と類従本とでは一六箇所が同じ
もの、寛文本と類従本とでは二一箇所が同じものである点である。

更に、学習院本・寛文本・類従本の三者の関係を明確にするため、次の一覧表を見てみよう。

表 2

		異同箇所の数		学習院本
		寛Ⅱ学	寛Ⅱ類	
類従本	44	20	1	65
	34	26	16	
	31	14	21	
寛文本	1	1	1	38
	3	2	1	

この比較表から分かるように、学習院本と類従本の違いは六五箇所、寛文本との違いは三八箇所しかない。そして、学習院本と寛文本の異同箇所三八箇所のうち、一六箇所が学習院本と類従本の同じ部分である。この点から、底本本来の部分が残っていると言え、それは四四箇所よりはずっと少ない。これは何を物語っているのか。学習院本は類従本から写されたはずであるが、類従本よりも寛文本と学習院本のほうがより近いことは明らかである。よって、学習院本は寛文本から書写された可能性があると推測されるのである。

以上、近世刊本と近代写本の関係について見てきたが、それを一覧表にまとめて示すと次の通りである。

表 3

類従本	寛文本			異同箇所の総数
	早稲田本	学習院本	類従本	
65	40	38	118	異同箇所の総数
34	26	15	73	語の違い
31	14	23	45	語の有無
3	2	1	4	近い順

表 3 から分かるように、近世・近代の諸本のうち、本文において最も近い関係を持つのは寛文本と学習院本であり、次は寛文本と早稲田本である。従って、近世刊本の寛文本と類従本は、その後の写本について影響が深かったことと、類従本より、寛文本のほうがより重視されたことが言えよう。更に、同じく近代写本である日本大本も寛文本から書写されたことを勘案すると、寛文本の影響はいかに大きかったか分かると考える。

三、諸本に見られる日付の異同

諸本の本文を比較して気が付くのは、諸本間の手紙の日付の違いである。同じ往来の諸本において、語彙の表記の違いや、内容の違いなどが見られるのは想像に難くないが、本来、手紙の日付は同じはずである。しかし、九つの諸本に対し調べた結果、異同が激しいのである。

『新撰遊覚往来』は往復一組の書状を一二月に配した、計二四通の手紙からなる往来物であるため、手紙文の最後に書かれている日付は二四箇所である。以下、それらについて月順に並べて示す。

表4

金剛本	天文五年	謙堂本	天文一三年	内閣本	天正二年	東大本	天正五年	東北大本	天正頃	寛文本	寛文二年	類従本	文政二年	学習院本	明治一八年	早稲田本	明治四〇年
初春十日	正月十日	正月十日	正月十日	正月十日	正月十日	正月十日	正月十日	正月十日	正月十日	正月十日	正月十日	正月十日	正月十日	正月十日	正月十日	正月十日	正月十日
孟春十三日	正月十二日	正月十二日	正月十三日	正月十三日	正月十二日	正月十二日	正月十二日	正月十二日	正月十二日	正月十日	正月十日	正月十三日	正月十三日	正月十三日	正月十三日	正月十日	正月十日
仲陽十三日	二月十三日	二月十三日	二月十三日	二月十三日	二月十三日	二月十三日	二月十三日	二月十三日	二月十三日	二月十日	二月十日	二月十三日	二月十三日	二月十三日	二月十三日	二月十日	二月十日
二月十五日	二月十八日	二月十八日	二月十五日	二月十五日	二月十五日	二月十五日	二月十五日	二月十七日	二月十七日	二月十三日	二月十三日	二月十三日	二月十三日	二月十三日	二月十三日	二月十三日	二月十三日
沾洗十五日	三月十五日	三月十五日	三月十五日	三月十五日	三月十五日	三月十五日	三月十五日	三月十五日	三月十五日	三月十八日	三月十八日	三月十八日	三月十八日	三月十八日	三月十八日	三月十八日	三月十八日
晚春十八日	三月十九日	三月十九日	三月十五日	三月十五日	三月十八日	三月十八日	三月十八日	三月十八日	三月十八日	三月十八日	三月十八日	三月十八日	三月十八日	三月十八日	三月十八日	三月十八日	三月十八日
卯月九日	卯月九日	卯月九日	卯月九日	卯月九日	卯月九日	卯月九日	卯月九日	卯月九日	卯月九日	卯月九日	卯月九日	卯月九日	卯月九日	卯月九日	卯月九日	卯月九日	卯月九日
卯月十三日	卯月十二日	卯月十二日	卯月十六日	卯月十六日	卯月十二日	卯月十二日	卯月十二日	卯月十二日	卯月十二日	卯月十一日	卯月十一日	卯月十一日	卯月十一日	卯月十一日	卯月十一日	卯月十一日	卯月十一日
梅雨三日	五月三日	五月三日	五月十三日	五月十三日	五月十三日	五月十三日	五月十三日	五月十三日	五月十三日	五月三日	五月三日	五月三日	五月三日	五月三日	五月三日	五月三日	五月三日
五月七日	五月七日	五月七日	五月十五日	五月十五日	五月七日	五月七日	五月七日	五月七日	五月七日	五月七日	五月七日	五月七日	五月七日	五月七日	五月七日	五月七日	五月七日
林鐘十七日	六月十七日	六月十七日	六月十七日	六月十七日	六月十七日	六月十七日	六月十七日	六月十七日	六月十七日	六月五日	六月五日	六月六日	六月六日	六月五日	六月五日	六月五日	六月五日
六月十八日	六月十八日	六月十八日	六月十一日	六月十一日	六月十八日	六月十八日	六月十八日	六月十八日	六月十八日	六月十八日	六月十八日	六月十八日	六月十八日	六月十八日	六月十八日	六月十八日	六月十八日
文月十三日	七月十三日	七月十三日	七月十三日	七月十三日	七月十三日	七月十三日	七月十三日	七月十三日	七月十三日	七月十三日	七月十三日	七月十三日	七月十三日	七月十三日	七月十三日	七月十三日	七月十三日
初秋十三日	七月十三日	七月十三日	七月十三日	七月十三日	七月十三日	七月十三日	七月十三日	七月十三日	七月十三日	七月十五日	七月十五日	七月十五日	七月十五日	七月十五日	七月十五日	七月十五日	七月十五日
中秋十三日	八月十三日	八月十三日	八月十三日	八月十三日	八月十三日	八月十三日	八月十三日	八月十三日	八月十三日	八月十四日	八月十四日	八月十三日	八月十三日	八月十三日	八月十三日	八月十三日	八月十三日

八月十四日	八月十四日	八月十四日	八月十四日	八月十四日	八月十四日	八月十四日	八月十四日	八月十四日	八月十四日
九月十五日	九月十五日	九月十三日	九月十五日	九月十五日	九月十五日	九月十五日	九月十五日	九月十五日	九月十五日
九月廿日	九月廿日	九月十九日	九月十八日	九月廿日	九月廿日	九月廿日	九月廿日	九月廿日	九月廿日
十月廿三日	十月廿三日	十月廿三日	十月廿三日	十月廿三日	十月廿三日	十月廿三日	十月廿三日	十月廿三日	十月廿三日
十月廿五日	十月十五日	十月廿五日	十月廿五日	十月廿五日	十月廿五日	十月十五日	十月十五日	十月十五日	十月十五日
霜月廿四日	七月廿日	七月廿三日	七月廿日	十一月十日	七月廿日	七月廿日	七月廿日	七月廿日	七月廿日
七月廿五日	七月廿三日	七月廿三日	七月廿三日	七月廿三日	七月廿三日	七月廿三日	七月廿三日	七月廿三日	七月廿三日
三月十日	三月十日	七月十日	三月十日	三月十日	三月十日	三月十日	三月十日	三月十日	三月十日
三月廿五日	三月廿五日	三月十五日	極月廿五日	三月廿五日	三月廿五日	三月廿五日	三月廿五日	三月廿五日	三月廿五日

表4から分かるように、現存する最も古い写本である金剛本だけが、他の諸本とは違って、漢数字以外で日付を表記している。九つの諸本において、日付がすべて一致する箇所は、二四箇所のうち、「卯月九日」「七月十三日」「八月十三日」「八月十四日」「十月廿三日」の五箇所しかない。

続いて、日付によって諸本の関係を調べるため、表4に掲げた諸本の日付について、更に表5にまとめてみた。なお、表5では最も多く見られる日付を原形として仮定し、推定される原形と同じ日付のものについては○で示した。

表5

書写(刊)年	推定される原形	金剛本	謙堂本	内閣本	東大本	東北大本	寛文本	類従本	学習院本	早稲田本
正月十日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
正月十三日	○		○	○	○	○	○	○	○	○
二月十三日	○		○	○	○	○	○	○	○	○
二月十五日	○		○	○	○	○	○	○	○	○
三月十五日	○		○	○	○	○	○	○	○	○
三月十八日	○		○	○	○	○	○	○	○	○
卯月九日	○		○	○	○	○	○	○	○	○

九つの諸本を、○の数が多い順から並べると、次の通りである。

○の数																	卯月十二日 五月三日 五月七日 六月十七日 六月十八日 七月十三日 七月十三日 八月十三日 八月十四日 九月十五日 九月廿日 十月廿三日 十月廿五日 十月廿日 十月廿三日 十月廿五日	
21																		卯月十三日 五月十三日
20																		十月十五日
15																		卯月十六日 五月十三日 五月十五日 六月十一日
21																		五月十三日
20																		十一月十日
15																		卯月十一日 六月五日
17																		卯月十一日 五月六日
17																		卯月十一日 六月五日
15																		卯月十一日 六月五日

金剛本・東大本 21
 謙堂本・東北大本 20
 類従本・学習院本 17
 内閣本・寛文本・早稲田本 15

まず、表5の○の数によって分かるように、最も原形を保っているのは、金剛本と東大本である。古写本が最も原形を保っていることは言うまでもないが、これは先に示した原形を推測したデータが正しいことの裏付けにもなる。古写本のうち、内閣本だけが飛び抜けて原形との差が大きいのはなぜであろうか。

寛文本から早稲田本に至る刊本系諸本は古写本系に比べ、かなりの異同が確認できる。そして、刊本系諸本の二四箇所の日付はほぼ同じであるが、「正月十三日」と「二月十三日」の二箇所が二種に分かれている。つまり、寛文本と早稲田本が同じで、類従本と学習院本が同じなのである。従って、学習院本は類従本から写されたことは明らかである。本稿の四九ページで、学習院本は寛文本から書写された可能性があると考えたが、以上の日付についての分析から、おそらく学習院本は類従本から写されたが、書写時に寛文本も参照しながら本文を補ったのではないかと考えられる。このように、学習院本の「統群書類従原本を書写した」という奥書自体は信用できるものと考えられる。

第三節、『新撰遊覺往来』に見る増補について

『新撰遊覺往来』の特徴の一つとして、内容が次第に変化し、増加していったことが挙げられる。本節では、その内容の増補について調査し、内容の変遷過程とその変化をもたらす文化的背景を考察する。

まず、寛文本と謙堂本の分量について調査し、その結果から問題になる部分を取り挙げ、九つの諸本に対し本文の増補部分やその内容の比較を行う。

一、寛文本と謙堂本の分量について

寛文本と謙堂本の本文の七つの異同種類(本稿の三四ページの表1)の内、「語の有無」「文の有無」「文の違い」から本文の分量を比較することができよう。そのうち、「語の有無」については、助詞「之(の)」「有無、助詞「者(は)」の有無、補助動詞「候(そろ、そうらう)」の有無は違いとみなさない。その他の有無は字の脱落或いは誤写などである。また、謙堂本にのみある場合が三九例、寛文本にのみある場合が二四例で、分量には大きな差は認められない。このように「語の有無」からは増補関係が見られない。

続いて「文の有無」と「文の違い」について見ると、次の通りである。なお6・285・643などの用例の上に示してある番号は本稿の資料編2の用例番号である。

① 謙堂本にあって、寛文本にない場合(A)… 6例

6 禱ニ都鄙之安全一

285 雖ニ御指合ニ相構可レ有ニ入御一候

643 下品ニ云々詩歌消息之古詞自レ習ニ一字能レ可レ知ニ千字ニ云々

703 可レ書レ之又硯水苦辛出可レ入也是為レ令ニ長久一也

732 故令ニ秘計ニ調儲処之

822 可レ諫ニ非政ニ故不レ諫則諫可レ諫行可レ行

② 寛文本にあって、謙堂本にない場合… 13例

総姿尋常超ニ過諸人一刷ニ衣裳ニ無レ所ニ見苦ニ将又

四月十五日奉ニ醍醐天皇之勅ニ御書所

前甲斐目凡河内躬恒右衛門府生壬生

二十卷千三百五十一首長徳年中

十卷六百四十四首奉ニ鳥羽院勅ニ天治元年

十卷依ニ崇徳院仰ニ天養元

廿卷文治三年依ニ後白河院仰ニ入道三位

二十卷元久三年依ニ後鳥羽院仰ニ

貞永元年依ニ後堀河院之仰ニ

建長二年依ニ後嵯峨院仰ニ

同御代文永二年重而九条内大臣基家

者建治年中依ニ龜山院仰ニ為氏卿撰レ之新後撰者嘉元年中依ニ後宇多院仰ニ

其後玉葉集延慶四年依ニ伏見院之仰ニ為兼卿撰レ之統千載集者正和五年重而依ニ後宇多院仰ニ為世卿撰レ之統後

拾遺者依ニ後醍醐院仰ニ民部卿為藤初撰レ之為定重而奉レ勅相繼終レ功訖風雅集者貞和五年花園院御自撰新千載

集者延文四年入道大納言為定卿奉レ勅撰レ之

③ 文の違ひ… 10例

〔寛文本〕有レ序仮名序貫之真名紀淑望書レ之不レ入ニ万葉集哥ニ後撰集者廿卷千三百五十六首村上天皇御代天曆五

年十月於ニ照陽舎ニ別当藏人少将伊尹

〔謙堂本〕御撰者天曆御時

〔寛文本〕又壺瓶瓢部瓦真壺石壺年々壺東陽瓶西陽瓶青白瓜冬瓜大海円壺鶴頸肩築平壺瓶子形茄子形茶桶一對

焼香具足茶碗香炉古銅花瓶鍬石香匙火箸薬器形香箱赤銅白鐵蠟燭之台燭鑽雲母金盆等被ニ恩借一者是

可レ為ニ生前之大望一者也委旨期ニ見参之時ニ候恐々謹言

〔謙堂本〕壺瓢部者饒州定州鑽乳油滴水滴大海作鶴頸円壺瓶子成肩築平壺茄子成燒香之具足者茶坑之香炉胡銅之花瓶鑰石之香筋火匙赤銅之台白錫之蟬燭台雲母之銀盤等被_二恩借_一者生前之望可_レ足者也委細期_二見參_一候誠恐謹言

〔寬文本〕

並喫茶之具足者唐石磨碓一帖祇陀利生駒碓各一帖拽木羽轄黑塗之茶篩、黃楊茶瓢象牙之茶杓並竹茶酌同免足紫竹茶筴茶椀榻茶襦茶巾梅之壺弘於_二湯涌_一者耳白鐘子天明団瓶並釜銅湯瓶同湛瓶鉛水瓶鉄錐等奈良風炉於_二吞物_一者青兔毫黃兔毫建蓋_二对各有_二梨花金絲花青漆銀絲花九練絲犀皮等台_一同古蓋各在_二堆紅堆朱堆漆鷄楊桂漆雲朱台盆等_一建州坑饒州坑定州鑽乳雨滴茶器水吞七入円盆六入茶盆朱漆木椀厨子櫟馬上蓋唐折敷同黑漆赤漆折敷各三束納_二楊編一荷借進候

〔謙堂本〕

並喫茶之具足者唐石磨碓黑塗之茶篩耳白鐘子同奈良風炉紫竹茶筴黃楊茶瓢象牙茶杓茶坑榻茶襦茶巾梅弘壺唐竹茶杓上品天目五对随分建蓋_三对各有_二梨花金絲青漆之台七入円椀六入之茶盤銅湯瓶鉛水瓶鉄手取朱漆木椀並椀子櫟皆具_二金絲花銀絲花九連絲犀皮堆紅堆朱堆漆鷄楊桂漆雲朱世良田等香箱納_二細編一荷借進候

〔寬文本〕

並頭首方者前堂後堂兩首座書記藏主知客浴主殿主淨頭知事方都官都聞都寺監寺副寺維那直歲典座是等兩班也此外塔主堂主又侍者分者燒香書狀請客湯藥衣鉢侍者聖僧侍者沙弥喝食行者人工等可_二供養_一候將又仏殿僧堂庫裏法堂方丈山門総門照堂塔頭書院眠藏廊下

〔謙堂本〕

並首座書記藏主侍者都寺監寺副寺典座維那直歲淨頭殿主堂主知客沙弥喝食行人具等可_レ令_二供養_一候仏殿僧堂庫裏法堂將又照堂塔頭山門方丈廊下庫裏眠藏

〔寬文本〕

龜羹羊羹猪羹蟾羹羊羹卷餅水団五味粥索麵餛飩饅頭兔耳羹小鳥羹納短麵等也

〔謙堂本〕

卷餅水団五味粥索麵餛飩饅頭龜羹猪羹細短麵羊羹蟾羹烏龜茄等也

〔寬文本〕

毘沙門双六七双六一二五六双六下半打

〔謙堂本〕

入金要金小重嗽毘沙門双六一居去

〔寛文本〕 少性之遊。鼙鼓編木。摺礫。磬独楽。廻拍毬。石子持遊。無木篔打。小白物。竹馬。草鷄。小車等遊。戲為レ本諸。覺從レ斯。怠終成ニ無能者。一他事無レ憚。慮劇無レ暇。然間卒爾染レ筆。候頓首謹言。

〔謙堂本〕 小生遊者。振鼓。早鼓。摺ニ編木。一打礫盤。一廻独楽。一持ニ柏毬。一取ニ石子。一打無木篔。一引ニ小車。馳ニ竹馬。如レ此。依ニ遊戯。一他事無レ隙。且身代染レ筆。頓首謹言。

〔寛文本〕 定老後悔無レ限。不レ如令ニ懈怠。雖下不レ少ニ心懷。候上短志不具謹言。

〔謙堂本〕 定可レ有ニ後悔為レ述ニ心懷。且上ニ短志。一諸事不具謹言。

〔寛文本〕 常欲ニ申入一候之処。

〔謙堂本〕 雖下欲ニ細々可レ令レ申之由一候。

〔寛文本〕 一座一句之物者。名草名木名鳥名獸。蟲昔古夕暮。昨日平雨夕立。村雨嵐木枯。隱家朝月夕月。又二句之物者。春月

夏冬月梅雁。今日故郷宿代春風秋風松風五月雨旅之字。又三句物者。桜柳四句物者。花雪有明氷。関鐘又七句可レ去物者。松竹夢船月与レ月。涙田与レ田。衣与レ衣。五句可レ去物者。日与レ日。風与レ風。雲与レ雲。山与レ山。水边与レ水边。一居所与レ居所。一夜分詞字。神祇。釈教。恋無常。祝言衣類等。同字可レ隔ニ五句。一也。三句物者。月日星木与レ草鳥与レ獸。降物与レ降物。一聳物与レ聳物。又可レ嫌ニ打越。一物者。冬枯野山植物竹与レ草木。一礎衣装之類。恋与レ思老与レ昔古。与レ故郷。一独与レ一雲。曇面影陰像形。見梢与レ末音。与レ声遠与レ遙。無与レ少木花与レ雪花。自余可レ准ニ知之。一委細新式目録可ニ見知。一也。万端期ニ面拜。一恐々謹言。

〔謙堂本〕 又花桜雪者。改レ体三句。梅春冬二句。雁春秋二句。将又木与木。草与草。同類並詞字。同文字等。其中五句兼又雨露雪雲霞霧煙人倫異名。草木音声魚虫禽獸之類。可レ去ニ三句。一雖レ然。月松夢淚同季者。可レ去ニ中七句。一也。此他頭レ名物皆悉。可レ為ニ一座一句。自余可レ令レ准ニ知之。一委細如ニ式目載。一万端期ニ面拜。一而已。恐々謹言。

このように、「文の有無」と「文の違い」においては増補関係が見て取れる。文の有無は謙堂本にあつて、寛文本にならぬ場合が全六例で、寛文本にあつて、謙堂本にない場合が全一四例である。この比較から、謙堂本に比べ寛文本の増補部

分が多いことがある程度見て取れる。特に148の文は増補部分が長い。また、「文の違い」は全一一例あるが、597以外はすべて寛文本のほうが長文である。特に、そのうちの110 225 353 946は増補部分が非常に長い。以上の調査から分かるように、謙堂本に比べ寛文本が多く増補されていることは明らかである。しかもその増補部分はかなりの量である。

二、諸本の分量についての比較

寛文本と謙堂本の分量の調査において、問題になる部分、即ち「文の有無」と「文の違い」について見てきた。それらを次の一七箇所にとめることができるが、続いてそれらについて九つの諸本に対し比較検討を行う。

【1】 禱三都鄙之安全 6 (この番号は本稿の資料編2の用例番号である。以下同じ)

〔備考〕 ① 謙堂本は前記の一文があり、他の八本にはこの一文がない。

【2】 雖三御指合相構可レ有ニ入御一候 285

〔備考〕 ① 謙堂本には前記の一文がある。

② 金剛本 除三御指合相構々々可有入御候

内閣本 除御指、合二可レ有ニ入御一候也

東大本 除三指合可レ有入御器

東北大本 除御指合相構々々可有入御候

③ 寛文本・類従本・学習院本・早稲田本には、この一文がない。

【3】 下品云々詩歌消息之 643

〔備考〕 ① 謙堂本には前記の一文がある。

② 東大本には「消息」の二文字しかない。

③ 内閣本 以下為下品云々詩歌消息

東北大本 以下為下品云々消息

④金剛本・寛文本・類従本・学習院本・早稲田本には、この一文がない。

【4】可レ書レ之又硯水苦辛出可レ入也是為レ令ニ長久一也 703
〔備考〕①謙堂本には前記の一文がある。

②金剛本 書之也硯水出苦辛出可入也是為長久也

内閣本 可レ書也可レ入水細苦辛是為ニ長久

東大本 可書硯水苦辛出可書是為長久也

東北大本 可書之又水可入細苦辛令為長久

③寛文本・類従本・学習院本・早稲田本には、この一文がない。

【5】故令ニ秘計ニ調儲之 732

〔備考〕①謙堂本には前記の一文がある。

②金剛本 令ニ秘計ニ調儲之処

内閣本 令秘計ニ伺儲之所

東大本 令秘計儲処

東北大本 令秘計調儲之処

③寛文本・類従本・学習院本・早稲田本には、この一文がない。

【6】可レ諫ニ非政ニ故不レ諫則諫可レ諫行 822

〔備考〕①謙堂本には前記の一文がある。

②金剛本 非政不諫即諫可諫ニ可レ行

内閣本 諫ニ政非可放行諫所

東大本 不レ諫者非政則諫可諫行

東北大本 不諫政非即諫可諫行可行

③寛文本・類従本・学習院本・早稲田本には、この一文がない。

【7】総姿尋常超ニ過諸人刷ニ衣裳ニ無レ所ニ見苦ニ将又 72

〔備考〕①金剛本・寛文本・類従本・学習院本・早稲田本には同じく前記の一文がある。

②謙堂本・内閣本・東大本・東北大本には、この一文がない。

【8】

208

〔寛文本〕

又壺瓶瓢部瓦真壺石壺年々壺東陽瓶西陽瓶青白瓜冬瓜大海円壺鶴頸肩築平壺瓶子形茄子形茶桶一對焼香具足茶碗香炉古銅花瓶鍮石香匙火箸菜器形香箱赤銅白蠟蠟燭之台燭鑽雲母金盆等被ニ恩借一者是可レ為ニ生前之大望一者也委旨期ニ見参之時一候恐々謹言

〔謙堂本〕

壺瓢部者饒州定州鑽乳油滴水滴大海作鶴頸円壺瓶子成肩築平壺茄子成焼香之具足者茶垵之香炉胡銅之花瓶鍮石之香筋火匙赤銅之台白錫之蠟燭台雲母之銀盤等被ニ恩借一者生前之望可レ足者也委細期ニ見参一候誠恐謹言

〔備考〕

①金剛本・類従本・学習院本・早稲田本は寛文本と同じ。

②内閣本・東北大本は謙堂本と同じ。

③東大本 年壺東陽瓶西陽瓶青白似饒州定州鑽乳油滴水滴

【9】

946

〔寛文本〕

一座一句之物者名草名木名鳥名獸蟲昔古夕暮昨日平雨夕立村雨嵐木枯隱家朝月夕月又二句之物者春月夏冬月梅雁今日故郷宿代春風秋風松風五月雨旅之字又三句物者桜柳四句物者花雪有明氷関鐘又七句可レ去物者松竹夢船月与レ月涙田与レ田衣与レ衣五句可レ去物者日与レ日風与レ風雲与レ雲山与レ山水边与ニ水边一居所与ニ居所一夜分詞字神祇釈教恋無常祝言衣類等同字可レ隔ニ五句一也三句物者月日星木与レ草鳥与レ獸降物与ニ降物一聳物与レ聳物又可レ嫌ニ打越一物者冬枯野山植物竹与ニ草木一礎衣装之類恋与レ思老与レ昔古与ニ故郷一独与レ一雲曇面影陰像形見梢与レ末音与レ声遠与レ遥無与レ少木花与レ雪花自余可レ準ニ知之ニ委細新式目錄可ニ見知一也万端期ニ面拝一恐々謹言

〔謙堂本〕

又花桜雪者改レ体三句梅春冬二句雁春秋二句将又木与木草与草同類並詞字同文字等其中五句兼又雨露雪雲霞霧煙人倫異名草木音声魚虫禽獸之類可レ去ニ三句一雖レ然月松夢淚同季者可レ去ニ中七句一也此他頭レ名物皆悉可レ為ニ一座一句自余可レ令レ準ニ知之ニ委細如ニ式目載一万端期ニ面拝一而已恐々謹言

〔備考〕

①金剛本・類従本・学習院本・早稲田本は寛文本と同じ。

②内閣本・東大本・東北大本は謙堂本と同じ。

【10】

103
107
110
114
122
126
129
131
136
138
140
144
148

〔寛文本〕

古今集者廿卷千九十九首延喜五年103四月十五日奉ニ醍醐天皇之勅一御書所紀貫之大内記紀友則107前甲斐目凡

〔謙堂本〕

河内躬恒右衛門府生壬生忠岑等撰レ之¹¹⁰有レ序仮名序貫之真名紀淑望書レ之不レ入ニ万葉集哥一後撰集者廿卷千三百五十六首村上天皇御代天曆五年十月於ニ照陽舎一別当藏人少将伊尹大中臣能宣清原元輔源順紀時文坂上望城等撰也拾遺集者¹¹⁴二十卷千三百五十一首長徳年中花山院御自撰後拾遺者二十卷応徳三年白河院御時中納言通俊撰金葉集者¹²²十卷六百四十四首奉ニ鳥羽院勅一天治元年俊頼朝臣撰レ之詞花集者¹²⁶十卷依ニ崇徳院仰一天養元年昭輔三位撰レ之千載集者¹²⁹廿卷文治三年依ニ後白河院仰一入道三位俊成卿撰レ之新古今者¹³¹二十卷元久三年依ニ後鳥羽院仰一通具有家雅経定家々隆等撰レ之是号ニ八代集一其後新勅撰者¹³⁶貞永元年依ニ後堀河院之仰一一家卿撰レ之統後撰者¹³⁸建長二年依ニ後嵯峨院仰一為家卿撰レ之統古今者¹⁴⁰同御代文永二年重而九条内大臣基家号ニ鶴殿為行家光俊等撰也統拾遺¹⁴⁴者建治年中依ニ龜山院仰一為氏卿撰レ之新後撰者嘉元年中依ニ後宇多院仰一為世卿撰レ之加ニ彼等号ニ十三代集¹⁴⁸其後玉葉集延慶四年依ニ伏見院之仰一為兼卿撰レ之統千載集者正和五年重而依ニ後宇多院仰一為世卿撰レ之統後拾遺者依ニ後醍醐院仰一民部卿為藤初撰レ之為定重而奉レ勅相繼終レ功訖風雅集者貞和五年花園院御自撰新千載集者延文四年入道大納言為定卿奉レ勅撰レ之古今集者廿卷千九十九首延喜五年紀貫之大内記紀友則忠岑等撰レ之¹¹⁰後撰集者天曆御時大中臣能宣清原元輔源順紀時文坂上望城等撰也拾遺集者花山院御自撰後拾遺者二十卷応徳三年白河院御時中納言通俊撰金葉集者俊頼朝臣撰レ之詞花集者昭輔三位撰レ之千載集者俊成卿撰レ之新古今者一通具有家雅経定家々隆等撰レ之是号ニ八代集一其後新勅撰者定家卿撰レ之統後撰者為家卿撰レ之統古今者号ニ鶴殿為行家光俊等撰也統拾遺為世卿撰レ之加ニ彼等号ニ十三代集一

〔備考〕

① 金剛本・謙堂本・内閣本・東大本・東北大本にない。

② 類従本・学習院本・早稲田本は寛文本と同じ。

【異同箇所¹¹⁰において】

③ 類従本・学習院本・早稲田本は寛文本と同じ。

④ 金剛本・内閣本
後撰者天曆御時

東大本
後撰天曆御時

東北大本
後撰者天曆之御時

【異同箇所¹²² 126 129 131 136 140 144 148 において】

⑥ 類従本・学習院本・早稲田本は寛文本と同じ。

⑦ 内閣本・東大本は謙堂本と同じ。

⑧ 金剛本は122 126 129 131について次のように書かれている。なお、136 140 144 148の箇所はない。

122 同院御時代木工頭

129 後白河院御宇

⑨ 東北大本には次の部分が書かれている。

122 同御・代

131 後鳥羽院御・時

144 新・後御・宇

126 崇徳院御・宇

136 後・白・河御・宇

148 続千者為・世・卿・撰

126 崇徳院御時同御宇左京大夫

131 後鳥羽院御時

129 後・白・河御・宇

140 同御・時

【11】

〔寛文本〕

225

並喫茶之具足者唐石磨碓一帖祇陀利生駒碓各一帖拽木羽轄黒塗之茶篩、黄楊茶瓢象牙之茶杓並竹茶酌同兔足紫竹茶筴茶椀櫛茶襦茶巾梅之壺於湯涌一者耳白罐子天明団瓶並釜銅湯瓶同澁瓶鉛水瓶鉄錐等奈良風炉於呑物一者青兔毫黄兔毫建蓋二对各有ニ梨花金絲花青漆銀絲花九練絲犀皮等台一同古蓋各在ニ堆紅堆朱堆漆鷄楊桂漆雲朱台盆等一建州坑饒州坑定州鑽乳雨滴茶器水吞七入円盆六入茶盆朱漆木椀厨子楝馬上蓋唐折敷同黒漆赤漆折敷各三束納ニ楊編一荷借進候

〔謙堂本〕

〔備考〕

① 金剛本・類従本・学習院本・早稲田本は寛文本と同じ。

353

〔寛文本〕

並頭首方者前堂後堂両首座書記藏主知客浴主殿主浄頭知事方都官都聞都寺監寺副寺維那直歳典座是等両班也此外塔主堂主又侍者分者焼香書狀請客湯菓衣鉢侍者聖僧侍者沙弥喝食行人人工等可ニ供養候將又仏殿僧堂庫裏法堂方丈山門総門照堂塔頭書院眠藏廊下

〔謙堂本〕

並首座書記藏主侍者都寺監寺副寺典座維那直歳浄頭殿主堂主知客沙弥喝食行人人具等可レ令ニ供養候仏殿僧

堂庫裏法堂將又照堂塔頭山門方丈廊下庫裏眠藏

〔備考〕①金剛本・類従本・学習院本・早稲田本は寛文本と同じ。

②内閣本・東大本・東北大本は謙堂本と同じ。

〔13〕

388

〔寛文本〕 此外白魚羹糟鷄羹驢腸魚羹羊羹猪羹蟾羹羊羹卷餅水团五味粥索麵餛飩饅頭兔耳羹小鳥羹納短麵等也

〔謙堂本〕 此外白魚羹糟鷄羹驢腸羹卷餅水团五味粥索麵餛飩饅頭魚羹猪羹細短麵羊羹蟾羹鳥龜茄等也

〔備考〕①類従本・学習院本・早稲田本は寛文本と同じ。

②内閣本・東北大本は謙堂本と同じ。

③金剛本 龜羹猪羹蟾羹羊羹卷餅水团五味粥索麵餛飩饅頭兔耳羹鳥龜茄羊羹細短麵等也

④東大本 羹月子羹龜羹猪羹羊羹蟾羹卷餅水团五味粥索麵餛飩饅頭細短麵鳥龜茄等也

〔14〕

420

〔寛文本〕 毘沙門双六七双六一二五六双六下半打

〔謙堂本〕 入金要金小重噉毘沙門双六一居去

〔備考〕①金剛本・類従本・学習院本・早稲田本は寛文本と同じ。

②東大本・東北大本 入金要金小重噉毘沙門双六一居去七双六

③内閣本は謙堂本と同じ。

〔15〕

436

〔寛文本〕 少性之遊鞞鼓編木摺礫譬独樂廻拍毬石子持遊無木篋打小白物竹馬草鷄小車等遊戲為レ本諸覚從レ斯怠終成ニ無

能者ニ他事無レ憚慮劇無レ暇然間卒爾染レ筆候頓首謹言

〔謙堂本〕 小生遊者振鼓早鼓摺ニ編木ニ打礫盤ニ廻独樂ニ持ニ柏毬ニ取ニ石子ニ打無木篋ニ引ニ小車馳ニ竹馬ニ如レ此依ニ遊戲ニ他

事無レ隙且身代染レ筆頓首謹言

〔備考〕①金剛本・東大本・東北大本・類従本・学習院本・早稲田本は寛文本と同じ。

②内閣本は謙堂本と同じ。

〔16〕

467

〔寛文本〕 定老後悔無レ限不レ如令ニ懈怠ニ雖下不レ少ニ心懐ニ候上短志不具謹言

〔謙堂本〕 定可レ有ニ後悔為レ述ニ心懷ニ且上ニ短志ニ諸事不具謹言

〔備考〕 ①類従本・学習院本・早稲田本は寛文本と同じ。

②金剛本 定後悔無レ限不レ如令ニ勿懈怠ニ諸事雖不少ニ心懷ニ候且上短志不具謹言

内閣本 可レ有ニ後悔雖不心懷ニ且上ニ短志恐々謹言

東大本 可有後悔也不如自今以後学文勿懈怠諸事不少心懷且上短志不具謹言

東北大本 老後定可有後悔不如令勿懈怠諸事不少心懷且上短志恐々謹言

〔17〕

597

〔寛文本〕 常欲ニ申入ニ候之処

〔謙堂本〕 雖下欲ニ細々可レ令レ申之由ニ候

〔備考〕 ①金剛本・類従本・学習院本・早稲田本は寛文本と同じ。

②内閣本 雖レ欲細々ニ申入

東大本 雖細々可申入由存候

東北大本 雖欲細々可令申入之由候

このように、『新撰遊覚往来』の諸本では、語順の異同に加え語句の増補が少なからず見られる。増補については記載内容をより詳細に敷衍すると共に、新たに追加するような方法で施されており、異同が生じたのは解釈に基づく語の再整理を行った結果だと推測される。つまり、諸本では一貫して原文を大事にすることよりも、分かり易い本文の提供が優先されていることが分かる。

三、諸本の分量の統計

これまで〔1〕と〔17〕の文にわたり分析してきたが、その結果をまとめて次の表6に示す。表6では謙堂本と同じ場合は「A」、寛文本と同じ場合は「B」、両方とも違う場合は「★」で示した。なお、この表における諸本異同の比較において、一字の脱落あるいは誤写等であって大きな差は認められない所は異同なしとして扱う。

表 6

B の 数	A の 数	[17]	[16]	[15]	[14]	[13]	[12]	[11]	[10]	[9]	[8]	[7]	[6]	[5]	[4]	[3]	[2]	[1]	例文
11	4	B	B	B	B	★	B	B	★	B	B	B	A	A	A	B	A	B	金剛本
0	17	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	謙堂本
1	16	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	内閣本
5	11	A	B	B	A	B	A	A	A	A	★	A	A	A	A	B	A	B	東大本
3	13	A	B	B	A	A	A	A	★	A	A	A	A	A	A	A	A	B	東北大本
17	0	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	寛文本
17	0	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	類従本
17	0	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	学習院本
17	0	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	早稲田本

右の表6によって、諸本は古写本系と刊本系、謙堂本系(A型)と寛文本系(B型)に区分できることが分かる。前者の分け方が従来の通説であるが、これはおそらく分量の多い金剛本の存在に気付かなかったためであろう。「増補」の時期を一五四〇年以前に遡らせてみると、多少異なる角度が見えてくる。つまり、現存する最も古い写本である金剛本が、謙堂

本などの他の古写本より分量がかなり多く、むしろ刊本系に近いのである。この二種の分類について詳しく示すと、次の通りである。

1、古写本系と刊本系の区分

【古写本系】

① 謙堂本・内閣本・東大本

② 金剛本・東北大本

【刊本系】

寛文本・類従本・学習院本・早稲田本

表3から、寛文本・類従本・学習院本・早稲田本が完全に一致していることは明らかである。学習院本は類従本から、早稲田本は寛文本から写されたものであるから、完全に一致するとは言うまでもない。他に近代の写本である日本大本も寛文本から写された（奥書による）ことを含めて、近代の写本はすべて近世の版本から写されており、刊本系に属する。従って、諸本はまず、その全体の分量によって、古写本系と刊本系に分かれる。刊本系諸本は後世の加筆改訂を大量に含んでいて、中世の古写本とは様相を異にしている。また、特定の書状【10】によって、古写本系諸本は分量が少なく、刊本系での増補が明らかである。【10】において諸本を照らし合わせてみると、まず、謙堂本・内閣本・東大本には既に若干の異同が認められるが、金剛本・東北大本には容易に気が付く程の著しい変化が見られる。それが刊本系に至って更に飛躍的な変化を見せるのである。【10】に増補された語句集団は、列挙された一四の歌集（万葉集と十三代集）それぞれに付加された説明である。古写本系の諸本には、歌集名・下命者・撰者名が簡単に記されているのに対し、刊本系の諸本には、巻数・成立年・歌数・撰者の役職などについて詳しく説明されている。また、刊本系諸本には十三代集の書名に次いで、玉葉集・続千載集・続後拾遺集・風雅集及び新千載集の五種を記してあるが、これらは六種の古写本のいずれにも見られない。おそらく中世以降の添加部分であろう。つまり、取り挙げた歌集数も多く、古写本系に比べ刊本系の増補されていることが見て取れるのである。

このように、諸本に見られる内容上の出入は、各時代において後人が随時加除改編を加えた結果であると考えられる。ここで使用される刊本系は、庶民用に改編・改訂されたものであったと言えよう。

2、謙堂本系と寛文本系の区分

A型(謙堂本系)

- ① 謙堂本・内閣本
- ② 東北大本・東大本

A の数 17 (16)
A の数 13 (11)

B型(寛文本系)

- ① 金剛本
- ② 寛文本・類従本・学習院本・早稲田本

B の数 11
B の数 17

諸本は統計表のAとBの数によって謙堂本系と寛文本系に分かれる。ここでは現存する最も古い金剛本が謙堂本などの他の古写本より分量がかなり多く、むしろ刊本系に近いことは注目すべきである。金剛本の分量について詳しく見てみると、一七箇所のうち、【2】【4】【5】【6】【10】【13】以外の一一箇所においては刊本系と同じである。そのうち【9】【11】【12】はかなり大きな増補部分である。【9】は連歌式目の内容、【11】は喫茶の道具、【12】は僧侶の級別名である。全体的に見ると、金剛本の分量は他の古写本とは異なり、刊本系諸本により近いが、刊本系諸本とはまたある程度距離があつて、古写本系と刊本系の中間に位置するとも言えよう。

このように、諸本の分量について比較検討した結果、古写本系諸本に比べ刊本系諸本の増補が多いことは明らかである。つまり、古写本から近世流布本へと次第に内容を大きくしながら移り変つていったのであり、段々と増補されていったということがひとまず言える。その上、更に細かく分けると、金剛本は他の古写本とは違い、刊本系により近い。従つて、一六世紀の時に『新撰遊覚往来』には既に分量の多いテキスト(金剛本)とそれ以外のテキスト(謙堂本など)の二系統が存在することが分かった。つまり、類型を異にした二つの異本が並んで存在していた可能性が高いのである。

『新撰遊覚往来』は一つの往来でありながら、その記載内容が年代と共に変化していった性格を有する。同じ系列(B型)に属する金剛本と寛文本との間にも、顕著な変化が見られるし、寛文本を継承したと言われる類従本であっても、この二本の間には少なからず異同があつて、完全に一致するものは一本もない。ここに『新撰遊覚往来』における内容の変

化がいかに大きかったかを読み取ることができよう。

このような異同をもたらした理由は、歳月が経過するにつれてその時代にふさわしい事柄と語彙とが増加されたからであろう。ここから、増補に増補を重ね新しい時代の要求に適應していくという、往來の教科書としての性格を読み取ることができよう。つまり、教科書としての『新撰遊覚往來』の変化は明らかであり、そして、それは『新札往來』の場合と同じく、教科書を使う人・場所、学ぶ人・場所などの具体的な状況に應じて変化していったのである。

従來の往來物の変更の方式から見ると、消息文例型の往來物は、『手習覚往來』のように書状の入れ替えを行ったもの、『賢才往來』のように書状の追加を施したもの、『富士野往來』のように書状の追加と共に既収書状の分割を行い内部組織を整備したものなどがある。また『明衡往來』のように書状の配列法を一新し、註釈を加え、状数を整理縮約する方式のものもあり、『新撰遊覚往來』のように書状数とその配列法とはそのままに、書状の文言や文脈や措辞に工夫を加えて一大増補を行うといった方法もある。このように、内容の変化・変更は往來物に具備する性格の一つである。

第四節、『新撰遊覚往来』の誤写・誤刻現象について

実際、寛文本を繙いてまず気が付くのは、誤刻の多さである。例えば、水塵道凝(すいぢんだうげう)といった判読し難い箇所が見られる。しかも、この現象は書写年代としては、最古の金剛本にも見られるものである。このような誤りは、おそらく寛文本における誤刻ではなく、既に金剛本において誤写されていた可能性が高い。この事例からも両者には何らかの密接な関係があるのではないかと疑問を持った。

本節では、『新撰遊覚往来』に見られる誤写・誤刻現象の実態を調査報告し、その調査結果を用いて、教科書としての『新撰遊覚往来』の性格の把握や諸本間の継承関係の解明も試みる。具体的には、寛文本に記載される語彙の誤刻箇所を取り挙げ、他の諸本と比較しながらその実態を分析する。その際、問題になる誤刻箇所とその出典、つまり古辞書及び文献などの資料に見られる用例との照合を行うことによって、誤刻箇所の原形を推測し、ひいては江戸期の版本と原形との違いや誤刻が生じた原因についても言及する。

一、誤刻箇所の分析

ここで取り挙げた諸本は次の九種で、年代順に並べると、寛文本は東北大本の後に入るが、寛文本を主軸とし比較分析を行うため、一番はじめに置いた。

① 「諸仏(神)加護(しよぶつかい)」

寛文本

「爰以蘇摩童子經云諸仏加ニ護徳一(しよぶつごとくをくはふ)五藏調和煩惱自在壽命長遠睡眠自在孝養父母息災延命天魔随心諸天加護臨終不乱等各説二十種之徳一」

金剛本

「爰以蘇摩古童子經云於諸神加護五臟調和煩惱自在壽命長遠睡眠自在孝養父母息災延命天魔隨身諸天加護臨終不乱等説二十種之徳一」

謙堂本

「爰以蘇莫童子經云諸神加ニ護一五臟調和煩惱自在壽命長遠睡眠自在孝養父母息災延命天魔隨身諸天加護臨終不乱等説二十種之徳一」

内閣本

「是、以蘇莫呼童、子經云諸神加護五臟調、和煩惱自在壽命長遠睡眠自在孝養父母息災延命天、魔降、府諸天加、護臨、終不乱等十徳一」

東大本

「以此蘇莫童子經曰諸神加護五藏調和煩惱自在壽命長遠睡眠自在孝養父母息災延命天魔随心諸天守護臨終不乱等說レ十種徳」

東北大本

「以此蘇莫呼童子經云諸仏加護五藏調和煩惱自在壽命長遠睡眠自在孝養父母息災延命天魔随心諸天守護臨終不乱説十種徳」

類従本

「爰以蘇摩子童子經云諸仏加護徳五藏調和煩惱自在壽命長遠睡眠自在孝養父母息災延命天魔随心諸天加護臨終不乱等各説十種之徳」

学習院本

「爰以蘇摩子童子經云諸仏加護徳五藏調和煩惱自在壽命長遠睡眠自在孝養父母息災延命天魔随心諸天加護臨終不乱等各説二十種之徳」

早稲田本

「爰以蘇摩子童子經云諸仏加護徳五藏調和煩惱自在壽命長遠睡眠自在孝養父母息災延命天魔随心諸天加護臨終不乱等各説二十種之徳」

東北大本は「諸仏加護」、寛文本・類従本・学習院本・早稲田本は「諸仏加護徳」、その他は「諸神加護」である。「お茶を飲めば十種の徳がある」と言うが、「諸仏加護」はそのうちの一種であり、神仏が慈悲の力を加えて助け守ることを指す。寛文本などには「徳」が余計に入っている。これは、おそらく筆記者の目移りにより、竄入したものと考えられる。なお、寛文本は一行目と五行目に「加護」があつて、五行目の「加護」と六行目の「徳」がほぼ隣接している。次に、寛文本の該当箇所を掲げておく。

寛文本の該当箇所

次に、当該語「諸仏加護」について、他の文献資料に見られる用例をしてみる。

*『角川茶道大事典』・「十徳釜」

「操り口、真形風の形姿。鑲付茶の實の遺釜がある。これとよく似た釜が『釜廻記芦屋の煙』の「古釜形並違棚之
図」にあり、「諸物加護 五臟調和 孝養父母 煩惱自在 壽命長遠 睡眠自在 息災延命 天魔隨身 諸天加
護 臨終不礼」とある。」(607)

*『普公茶話』

「ある人蘇摩訶童子經に茶の十徳ありとて、文のかたはしに書きつけ(略)一仏身加護 二精氣增益 三除撥煩惱
四壽命長遠 五除邪睡眠 六坐禪不退 七孝養父母 八惡除業窮 九天魔不侵 十臨終正念」

『日本国語大辞典第二版』(以下「日国二版」と略記)によると、「諸仏」の初出例は、『続日本紀』(七五八)「摩訶般
若波羅密多者、是諸仏之母也」である。古辞書のほうは、『日葡辞書』に「諸仏」が見られ、文明本・明応五年本・天正
十八年本・饅頭屋本・黒本本・易林本・書言字考節用集などには「加護」が見られる。原形は「諸仏加護」であるが、寛
文本は「諸仏加護徳」に誤る。

②「冷然(れいぜん)」

寛文本 「抑住山之間余吟然(ぎんぜん)之遊戯為レ宗」

金剛本 「抑住山之間企冷然余為宗遊戯」

謙堂本 「抑住山之間冷然之余遊戯為レ宗」

内閣本 「抑住山之隙冷然之余為レ宗ニ遊戯」

東大本 「抑住山之間依余涼然遊戯為本宗」

東北大本 「抑住山之間余冷然為宗遊戯」

類従本 「抑住山之間余吟然之遊戯為宗」

学習院本 「抑住山之間余吟然之遊戯為レ宗」

早稲田本 「抑住山之間余吟然之遊戯為レ宗」

東大本は「涼然」、寛文本・類従本・学習院本・早稻田本は「吟然」、その他は「冷然」である。「冷然」は人けがなく、さむざむとしているさまの意である。「吟然」という単語はない。「冷」と「吟」の草書体が似ているため、草書体を媒介とした誤りが生じ、「冷然」を「吟然」と誤写し、更に、「ぎんぜん」と音読してしまったのである。次に、寛文本の該当箇所と金剛本・東北大本の本文中の「冷泉院」という箇所を掲げる。

寛文本↓

金剛本↓

東北大本↓

次に、当該語「冷然」について、他の文献資料に見られる用例をしてみる。

- * 『山槐記』 「未刻参新院、御所体甚冷然」
- * 『園太暦』 「雑色人数厳制候間、前行之時者弥冷然候」
- * 『師郷記』 「冷然のみ候。凡度々光臨候て御物語候へ」

また、古辞書のほうは、文明本節用集に「冷然」が見られる。原形は「冷然」であるが、寛文本は「吟然」に誤る。

③ 「龍涎(りゆうぜん)」

寛文本 「異皮茶苑合香龍涎(れうたん)白檀薫陸香八煎紫雲等」

金剛本 「異皮茶園合香龍誕白檀薰陸香八煎紫雲煎香等」
 謙堂本 「異皮茶園合香龍誕(一タン)白檀薰陸香八煎紫雲煎香等」
 内閣本 「異皮茶苑合香龍誕(レウタン)白檀薰陸香八煎紫雲煎香等」
 東大本 「異皮茶園合香龍誕(一ゼン)白檀薰陸香八煎紫雲煎香等」
 東北大本 「異皮茶園合香料誕(一ゼン)白檀薰陸香八煎紫雲煎香等」
 類従本 「異波茶苑合香龍誕白檀薰陸香八煎紫雲等」
 学習院本 「異皮茶苑合香龍誕白檀薰陸香八煎紫雲等」
 早稲田本 「異皮茶苑合香龍誕白檀薰陸香八煎紫雲等」

東大本・東北大本・類従本は「龍誕」、謙堂本は「龍誕」、その他は「龍誕」である。寛文本・学習院本・東北大本は判読困難であるので、原本の該当箇所を掲げる。

寛文本↓

龍誕

学習院本↓

龍誕

東北大本↓

龍誕

「龍誕」は龍涎香の略であり、その意味は香料の一つで、マッコウクジラの腸内からとれる蠟状の物質である。「龍誕」「龍誕」という語はない。「シ」「言」「β」の草書体が似ているため、書写の際に誤写した可能性が高い。次に、当該語「龍誕」について、他の文献資料に見られる用例を見てみる。

* 『宋史』禮志二二

「紹興七年三仏齊國乞進章奏赴闕朝見詔許之令広東経略司斟量只許四十人到闕進貢南珠象齒龍誕珊瑚琉璃」

* 『異人恐怖伝』下 「真珠は大村の海湾に生じ、龍誕は琉球の浦、薩摩州及び紀国にあり」

* 『造化妙々奇談』二 「其香氣清芬として人を襲ひ、遠く龍誕、麝香に勝れり」

*『蘇軾』、過子忽出新意以山芋作玉羹詩 「香似龍涎、仍白、味如牛乳更全清」
また、次のような古辞書にも「龍涎」に関する用例が見られる。

下学集・言海

龍涎

伊京集・易林本節用集

龍涎香

書言字考節用集

龍涎香 (リウゼンカウ)

温故知新書・兩足院本・弘治二年本節用集

龍涎香 (レウゼンカウ)

村井本・文明本・永祿二年本節用集

竜涎香 (リウゼンカウ)

和漢通用集・弘治二年本節用集

龍涎香 (リヨウゼンカウ)

原形は「龍涎(りゅうぜん)」であるが、寛文本は「龍涎(れうたん)」に誤る。

④ 「孫康(そんかう)

寛文本 「然者昔車胤孫弘(そんこう)者聚螢積雪照書卷誦文」

金剛本 「余昔車胤宣士等者聚螢積雪照書卷誦文」

謙堂本 「余昔車胤宣士等者聚螢積雪積古」

内閣本 「車胤寛士聚螢積雪積古」

東大本 「然昔車胤宣士聚螢積雪積古」

東北大本 「然者車胤宣士聚螢積雪積古」

類従本 「然者昔車胤孫弘者聚螢積雪照書卷誦文古之」

学習院本 「然者昔車胤孫弘者聚螢積雪照書卷誦文古」

早稲田本 「然者昔車胤孫弘者聚螢積雪照書卷誦文古」

寛文本・類従本・学習院本・早稲田本は「孫弘」、内閣本は「宣士」、その他は「宣士」である。「孫康」は中国晋代の学者・政治家で、家が貧しく油を買うことができなかったので雪明かりで読書したという。車胤と共に「螢雪の功」の故事で名高い。寛文本などに見られる「孫弘」は中国前漢の学者・政治家であった公孫弘との錯誤であろうか。

次に、当該語「孫康」について、他の文献資料に見られる用例をしてみる。

* 『芸文類聚』・雪 「孫康家貧常映雪讀書清介交遊不雜」

* 『蒙求』・孫康映雪 「孫氏世録曰、康家貧無油。常映雪讀書。少小清介、交遊不雜。後至御史大夫。」

* 『晉書』・車胤伝

「貧しいために灯火用の油が買えないので、晋の車胤は螢を集めてその光で書を読み、孫康は雪の明りで書を読むという苦勞をした」

また、古辞書のほうは、易林本節用集に「孫康(ソソカウ)へ映雪」とある。原形は「孫康」であるが、寛文本は「孫弘」に誤る。

⑤ 「芬馥(ふんぷく)」

寛文本 「香者真如内薰之義以ニ介覆(かいふく)ニ為レ能ニ瓔珞者仏界無尽之義道場莊嚴之相也」

金剛本 「香者真如内薰之儀以ニ芥覆(けふく)ニ為レ能瓔珞者仏界無尽之徳道場莊嚴之相也」

謙堂本 「香者真如内薰之儀以ニ芬覆(フソフク)ニ為レ能瓔珞者仏界無尽之徳道場莊嚴之相也」

内閣本 「香者真如内薰之義以ニ芬覆(フソフク)ニ為レ能瓔珞者仏界無尽之徳仏身莊嚴之相也」

東大本 「香真如内薰儀以ニ芬馥(フソフク)ニ為レ能瓔珞者仏界無尽徳場莊嚴相也」

東北大本 「香者真如内薰儀以ニ芬馥(フソフク)ニ為レ能瓔珞者仏界無尽之徳仏身莊嚴相也」

類従本 「香者真如内薰之義以ニ介覆(けふく)ニ為レ能瓔珞者仏界無尽之義道場莊嚴之相也」

学習院本 「香者真如内薰之義以ニ介覆(けふく)ニ為レ能ニ瓔珞者仏界無尽之義道場莊嚴之相也」

早稲田本 「香者真如内薰之義以ニ介復(けふく)ニ為レ能ニ瓔珞者仏界無尽之義道場莊嚴之相也」

金剛本は「芥覆」、謙堂本は「芥復」、内閣本は「芥覆」、東大本と東北大本は「芬馥」、その他は「介覆」である。「芬馥」は香気が高いさま、香が良いさまの意味である。寛文本の「介覆」は古写本の金剛本からきたと考えられる。まず、「芥」と「芥」の草書体が似ているため金剛本に「芥覆」と誤りが生じ、その後寛文本は金剛本により「介覆」となったのであろう。次に、諸本の該当箇所を掲げる。

寛文本↓

金剛本↓

謙堂本↓

内閣本↓

東大本↓

次に、当該語「芬馥」について、他の文献資料に見られる用例を見てみる。

* 『日本霊異記』中

「その飲食蘭しくして、美味芬馥たること、比無く」

* 『新撰朗詠集』上・梅

「芬馥（フク）。簾に入る、夜、薰籠の氣を添ふ（藤原篤茂）」

* 『平家物語』三・大臣流罪

「やうやう深更に及んで、風香調の内には、花芬馥の氣を含み、流泉の曲の間には、月清明の光をあらそふ。」

* 『左思』・呉都賦

「扨ニ白帯一、銜ニ朱蕤一。鬱兮菴茂、曄曄菲菲。光色炫晃、芬馥胎蠻。」

* 『平安遺文』 遍照發揮性靈集七所収、大同二年仲春（二月）一日、大宰少貳田中某願文（平安四三二九号）

「伏惟先妣田中氏婦德颯茂桃林、母儀芬馥蘭苑、所冀竭告面於芥劫、何凶害芝玉於露朝、嗚呼痛哉」

原形は「芬馥（ふんぷく）」であるが、寛文本は「介覆（かいふく）」と二重の誤りを犯している。

⑥ 「仏道凝玄(ぶつだうぎようげん)

- 寛文本 「然者水塵道凝(すいぢんだうげう)遵(レ)之莫(レ)知(ニ)其際(一)法流湛寂」
- 金剛本 「然者水塵道凝玄遵(レ)之莫(レ)知(ニ)其際(一)法流湛寂」
- 謙堂本 「然者名道凝玄(一)キヨケン)遵(レ)之莫(レ)知(ニ)其際(一)法流湛寂」
- 内閣本 「然間水道凝玄遵(レ)之莫(レ)知(ニ)其際(一)法流湛寂」
- 東大本 「然者此道疑玄遵(レ)之莫(レ)知(ニ)其際(一)法流湛寂」
- 東北大本 「然者仏道凝玄遵(レ)之莫(レ)知(ニ)其際(一)法流湛寂」
- 類従本 「然者水塵道凝遵(レ)之莫(レ)知(ニ)其際(一)法流湛寂」
- 学習院本 「然者水塵道凝遵(レ)之莫(レ)知(ニ)其際(一)法流湛寂」
- 早稲田本 「然者水塵道凝遵(レ)之莫(レ)知(ニ)其際(一)法流湛寂」

内閣本は「水道」、寛文本・金剛本・類従本・学習院本・早稲田本は「水塵道」である。後者は「水道」と書写するつもりが、筆記者の目移りにより隣の行の「塵」が竄入したものと考えられる。次に学習院本の該当箇所を示すが、二行目と三行目の「塵」がほぼ隣接しており、このような誤りが起こったと推定される。

学習院本の該当箇所

然者水塵道凝遵之莫知其際法流湛寂

また、謙堂本には「名道」と記されているが、「名道」という語はない。「名」と「水」の草書体が似ているため誤写し

た可能性が高い。次に謙堂本の該当箇所「名道」と寛文本の本文中の「魚水」という箇所を掲げる。

謙堂本↓

寛文本の↓

そして、「水道」と東大本の「此道」は後に続く内容と文意が通じない。「凝玄」とは奥深さをとどめていることであり、主語としては「仏道」が来るべきであろう。更に、当該語「仏道」については、文明本節用集・書言字考節用集・言海などの古辞書に見られる。原形は「仏道凝玄」であるが、寛文本は「水塵道凝」に誤る。

⑦ 「誠(まこと)」

寛文本 「我等稟ニ生末世ニ雖レ慕ニ在世之昔ニ更有レ勞無レ誠未レ知ニ舍滄之金言ニ」

金剛本 「我等生稟ニ遠末世ニ雖レ恋ニ在世之昔ニ誠未レ知ニ舍衛之金言ニ」

謙堂本 「我等生稟ニ遠末世ニ雖レ恋ニ在世之昔ニ誠未レ知ニ舍衛之金言ニ」

内閣本 「以来聞ニ舍滄金言ニ」

東大本 「吾等生於遠稟ニ末世ニ雖レ恋ニ在世之昔ニ誠未レ知ニ舍衛金言ニ」

東北大本 「以来不聞舍衛之金言ニ」

類従本 「我等稟生末世雖慕在世之昔更有勞無誠未知舍滄之金言ニ」

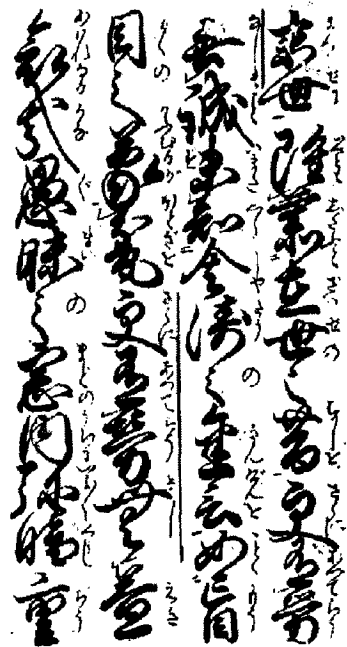
学習院本 「我等稟ニ生末世ニ雖レ慕ニ在世之昔ニ更有レ勞無レ誠未レ知ニ舍滄之金言ニ」

早稲田本 「我等稟ニ生末世ニ雖レ慕ニ在世之昔ニ更有レ勞無レ誠未レ知ニ舍滄之金言ニ」

寛文本・類従本・学習院本・早稲田本には「更有レ勞無レ誠」と記されているが、これは書写の際の目移りにより、隣の行にある「更有レ勞無レ」が竄入したものと考えられる。次に寛文本の該当箇所を示すが、一行目と三行目に見える「更

有レ勞無レ」がほぼ隣接しており、目移りにより起こった誤りであると推測される。

寛文本の該当箇所



⑧ 「舍衛(しゃゑ)」

寛文本 「我等稟ニ生末世ニ雖レ慕ニ在世之昔ニ更有レ勞無レ誠未レ知ニ舍_レ涛_レ之金言_ニ」

金剛本 「我等生稟ニ遠末世ニ雖レ恋ニ在世之昔ニ誠未レ知ニ舍_レ衛_レ之金言_ニ」

謙堂本 「我等生稟ニ遠末世ニ雖レ恋ニ在世之昔ニ誠未レ知ニ舍_レ衛_レ之金言_ニ」

内閣本 「以来聞ニ舍_レ涛_レ金_レ言_ニ」

東大本 「吾等生於遠稟ニ末世ニ雖レ恋ニ在世昔ニ誠未レ知ニ舍_レ衛_レ金言_ニ」

東北大本 「以来不聞舍衛之金言」

類従本 「我等稟生末世雖慕在世之昔更有勞無誠未知舍_レ涛_レ之金言」

学習院本 「我等稟ニ生末世ニ雖レ慕ニ在世之昔ニ更有レ勞無レ誠未レ知ニ舍_レ涛_レ之金言_ニ」

早稲田本 「我等稟ニ生末世ニ雖レ慕ニ在世之昔ニ更有レ勞無レ誠未レ知ニ舍_レ涛_レ之金言_ニ」

寛文本・内閣本・類従本・学習院本・早稲田本は「舍涛」、その他は「舍衛」となっている。「舍衛」とは地名で、北印度憍薩羅国の都城であり、釋迦在世の時、波斯匿王が此処に居たことが知られている。「舍涛」という単語はない。草書体を媒介とした誤りが生じ、「舍衛」の下字の「衛」を「涛」と誤写し、更に「しゃたう」と音読してしまったケース

である。次に寛文本と東大本の該当箇所と寛文本の「右衛門」という箇所を掲げておく。

寛文本↓

東大本↓

寛文本↓

このように、寛文本の「右衛門」の「衛」と「舍衛」の「衛」が酷似している。

次に、当該語「舍衛」について、他の文献資料に見られる用例を見てみる。

* 『日本書紀』三 「丁亥に、吐火羅人、妻舍衛婦人と共に来り。」

* 『日本靈異記』 「昔仏在世の時に、舍衛城の須達長者の女蘇曼の生める卵十枚、開きて十男と成り」

* 『平安遺文』 根来要書下、天養二年三月廿八日、紀伊国大伝法院陳状案（平安二五五四号）

「而良佐等只不知其徳、尚可類舍衛之三億、況還吐狂言、寧不過調達之五逆、所以経云」

また、古辞書のほうは合類節用集に「舍衛国」とある。原形は「舍衛（しやゑ）」であるが、寛文本は「舍衛（しやたう）」と二重の誤りを犯している。

⑨ 「金地（かなぢ）」

寛文本 「楽器之具者先樺装束漢竹横笛奇竹高麗笛金形（きんけい）之錦革袋入レ之」

金剛本 「儲処之樂器之具足者先樺装束之漢竹之横笛寄竹高麗笛入ニ金形之錦之革袋」

謙堂本 「儲処之樂器之具足者先樺装束之漢竹之横笛寄竹高麗笛入ニ金地之錦之革袋」

内閣本 「伺儲之所樂器者樺装束漢竹横笛寄竹高麗笛入金形（カネカタ）錦革袋」

東大本 「儲処樂器具足先樺装束漢竹横笛寄竹高麗笛入金綱錦革袋」

東北大本 「儲之処樂器樺装束漢竹横笛寄竹高麗笛入金形錦革袋」

類従本 「楽器之具者先樺装束漢竹横笛奇竹高麗笛金形之錦革袋入之。」
 学習院本 「楽器之具者先樺装束漢竹横笛奇竹高麗笛金形之錦革袋入之」
 早稲田本 「楽器之具者先樺装束漢竹横笛奇竹高麗笛金形之錦革袋入之」

謙堂本は「金地」、東大本は「金縷」、その他は「金形」である。「金地」とは金ばくなどをはって金色にした下地を指す。「金形」という語はない。「金地」を「金形」に誤写し、更に「きんけい」と音読してしまったのである。

次に、当該語「金地」について、他の文献資料に見られる用例を見てみる。

* 『井原西鶴集』三、日本永代蔵

* 『松尾芭蕉集』一、全発句

* 『平安遺文』

園城寺文書、貞観五年十一月一三日、円珍奏状(平安四四九二号)

「大中八年二月、上禅林寺、便礼定光禅师菩提之樹、又拜智者大師留身之墳、金地銀地」
 また、古辞書のほうは、色葉字類抄に「金地」とあり、日葡辞書に「金地の金欄(カナチのキンラン) (錦、金欄に似た織物の一種)」とある。原形は「金地」であるが、寛文本は「金形」に誤っている。

⑩ 「室生寺(むろふじ)」

寛文本 「出所之茶梅尾千金黄金焼香雨前於大和_一者室尾寺(むろをてら)風肝舉慮白雪春雪」

金剛本 「出所茶者梅尾寺黄金焼香雨前於大和室尾寺_一鳳肝舉慮白雪春雪」

謙堂本 「出所茶者於_二梅尾寺_一者千金黄金焼香雨露於_二大和室尾寺_一者鳳肝舉慮白雪春雪」

内閣本 「茶者於_二梅尾_一千金黄金焼香雨露於大和室生寺_一者鳳肝舉慮白雪春雪」

東大本 「所本茶者梅尾千金黄金焼香雨前於_レ大和室尾寺_一鳳肝舉慮白雪春雪」

東北大本 「出所茶者於_二梅尾_一千金黄金焼香雨露於_二大和室_一生寺_一鳳肝舉慮白雪春雪」

類従本 「出所之茶者梅尾千金黄金焼香雨前於大和_一者室尾寺風肝舉慮白雪春雪」

学習院本 「出所之茶梅尾千金黄金焼香雨前於_二大和_一者室尾寺者風肝舉慮白雪春雪」

早稲田本 「出所之茶梅尾千金黄金焼香雨前於_二大和_一者室尾寺風肝舉慮白雪春雪」

金剛本は「室生尾寺」、内閣本・東北大本は「室生寺」、他は「室尾寺」である。「室生寺」は奈良県宇陀郡室生村にある真言宗室生寺派の大本山のことを指す。山号は室生山また一（べんいつ）山である。また、室生寺は中世から近世の茶産地として知られている。「室尾寺」という単語はない。金剛本の「室生尾寺」は「尾」が余計に入っているが、これは書写の際の目移りにより生じた誤りであろう。次に金剛本の該当箇所を掲げるが、一行目と四行目の「尾寺」がほぼ同じ高さの所にある。

金剛本の該当箇所

寛文本などの「室尾寺」は、またそれを写す際に「室生尾寺」から起きた誤りであろうか。他に、「生」と「尾」の草書体が似ているため起きた誤りである可能性も考えられる。次に東大本と内閣本の該当箇所を掲げておく。

東大本↓

内閣本↓

次に、当該語「室生寺」について、他の文献資料に見られる用例をしてみる。

*『平家物語』花田清輝 四・一 「室生寺からぬすみだされた贓品の一種であるはずがなかった」

* 南京新唱・室生寺 「みほとけの肱まろなるやははだのあせむすまでにしげる山かな」

* 『角川茶道大事典』・室生寺

「中世から近世の茶産地。『異制庭訓往来』には「大和室尾」、『新撰遊覚往来』では「於大和室尾寺」者」と見える。現在「大和茶発祥伝承地」の石碑が空海伝来という茶臼のある仏隆寺(室生寺末寺)に建っている。(一三三六)

原形は「室生寺」であるが、寛文本は「室尾寺」に誤っている。

① 「緑山(りよくさん)」

寛文本 「於般若寺一者録山(せんさん)水厄於伊勢一者小山寺之雲映雀舌鷹爪」

金剛本 「於般若寺一録山水厄中後煙於伊勢小山寺一雲映雀舌鷹爪」

謙堂本 「於般若寺一録山水厄午後煙於伊勢小山寺一雲映雀舌鷹爪」

内閣本 「於般若寺者録山水厄午後煙於伊勢小山寺雲映雀舌鷹爪」

東大本 「於般若寺一録山水厄午後、煙於伊勢小山寺一者雲映雀舌鷹爪」

東北大本 「於般若寺一録山水厄午後苑於伊勢小山寺一雲映雀舌鷹爪」

類從本 「於南都般若寺一者録山水厄於伊勢一者小山寺之雲映雀舌鷹爪」

学習院本 「於般若寺一者 小山寺之雲映雀舌鷹爪」

早稲田本 「於般若寺一者録山水厄於伊勢一者小山寺之雲映雀舌鷹爪」

謙堂本・東大本は「緑山」、内閣本・東北大本は「録山」、他は「録山」である。「録山」とは上等なお茶の名前である。「録」と「録」、「録」と「録」の草書体が似ているため、草書体を媒介とした誤りが起こり「録山」を「録山」と誤写し、更に「録山」と誤写してしまったのである。次に諸本の該当箇所を掲げる。

原形は「緑山」であるが、寛文本は「録山」に誤っている。

寛文本↓

謙堂本↓

内閣本↓

東大本↓

⑫ 「細短麵(きしめん)」

寛文本 「五味粥素麵 餛飩 饅頭 兔耳 羹 小鳥 羹 納短麵(きしめん)等也」

金剛本 「五味粥素麵 餛飩 饅頭 兔耳 羹 烏龜 茄 羹 細短麵等也」

謙堂本 「五味粥素麵 餛飩 饅頭 兔耳 羹 猪 羹 細短麵 羊羹 蟾 羹 烏龜 茄 等也」

内閣本 「五味粥素麵 餛飩 饅頭 兔耳 羹 猪 羹 細短麵 羊羹 蟾 羹 烏龜 茄 等也」

東大本 「五味粥素麵 餛飩 饅頭 細豆 麵 烏龜 茄 等也」

東北大本 「五味粥素麵 餛飩 饅頭 兔耳 羹 猪 羹 細短麵 羊羹 蟾 羹 烏龜 茄 等也」

類從本 「五味粥素麵 餛飩 饅頭 兔耳 羹 小鳥 羹 納短麵 等也」

學習院本 「五味粥素麵 餛飩 饅頭 兔耳 羹 小鳥 羹 納短麵 等也」

早稻田本 「五味粥素麵 餛飩 饅頭 兔耳 羹 小鳥 羹 納短麵(キシメン)等也」

東大本は「細豆麵」、金剛本・謙堂本・内閣本・東北大本は「細短麵」である。他は「納短麵」に誤っている。「納」と「細」の草書体が似ているため、草書体を媒介とした誤りが生じ、「細短麵」を「納短麵」と誤写したケースである。次に、寛文本と内閣本の該当箇所掲げる。

寛文本↓

納短麵

内閣本↓

細短麵

「きしめん」は「碁子麵」のことであろう。つまり、小麦粉を水でねって薄くのしたものを竹筒で碁石の形に押し切り、ゆでて、きなこをかけた食べ物である。

次に、当該語「きしめん」について、他の文献資料に見られる用例を試みる。

* 『庭訓往来』

「点心者、水織、(略)索麵、碁子麵、卷餅」

* 『貞丈雑記』六

「碁子麵(キシメン)と云は小麦の粉を水にてこねて薄くのしひらめ置て、竹の筒の切口を内の方の肉を削り皮の方を薄刃の如くして其筒にて押し切れれば碁子の如くに切る也。大さ碁石のごとし。」

また、次のような古辞書にも「碁子麵」に関する用例が見られる。

文明本節用集

「碁子(きし)」

下学集・伊京集・文明本・饅頭屋本・黒本本節用集

「碁子麵(キシメン)」

天正十八年本・易林本節用集

「碁子麵(キシメン)」

このように、「きしめん」の原形は「碁子麵」であると考えられる。「細短麵」は形から「碁子麵」に意味を当てたと考えられる。寛文本は「細短麵」を「納短麵」に誤る。

⑬ 「委細(るさい)」

- 寛文本 「一昨日御消息只今到来委哲(いてつ)之旨承候畢」
 金剛本 「一昨日御消息只今到来委哲之旨承候畢」
 謙堂本 「昨日御消息只今到来委細旨承候畢」
 内閣本 「昨日御消息只今到来委細承候畢」
 東大本 「一昨日御消息只今到来委細旨承候」
 東北大本 「一昨日御消息只今到来委旨承候畢」
 類從本 「一昨日御消息只今到来委哲之旨承候畢」
 学習院本 「一昨日御消息只今到来委哲之旨承候畢」
 早稲田本 「一昨日御消息只今到来委哲之旨承候畢」

謙堂本・東大本・内閣本は「委細」、東北大本は「委」、他は「委哲」であるが、「委哲」という単語はない。「委細」は細かに詳しいこと、こまごまとした詳しい事情の意味である。「委細」を「委哲」と誤写し、更に「いてつ」と音読してしまったのである。寛文本の本文中、他に「委細」に関する箇所は次に挙げた七箇所があるが、すべて「委細」となっている。

- 委細新式目録可ニ見知也
- 委細注給候者可レ為ニ恐悦候
- 御札之旨委細承候畢
- 此外雖レ多ニ代々勅撰家々撰集不レ能レ注ニ委細
- 芳札之趣委細承候畢
- 兼又点心之様委細示給候者喜悦之至候
- 芳問之趣委細承候訖

次に、当該語「委細」について、他の文献資料に見られる用例を見てみる。

* 太平記 一二、公家一統政道事 「諸大将に其手の忠否を委細尋究（たづねきはめ）て」
 * 蒙求抄 三 「一諾は委細（イサイ）心得申すと云たはましと云ぞ」
 * 『井原西鶴集』二・男色大鑑 「よき折節出合ひ申して」と委細に語れば、御心底の程、さりととはかたじけなし。」
 また、古辞書のほうは、色葉集・伊京集・文明本・明応五年本・天正十八年本・饅頭屋本・黒本本・易林本・書言字考節用集とヘボン・言海に「委細」と見られる。原形は「委細」であるが、寛文本は「委哲」に誤る。

⑭ 「坡仙（はせん）」

寛文本 「啜レ之更添ニ聡敏玉川七院已作ニ清風之氣ニ坡山（こさん）之三盃」
 金剛本 「啜レ之更添ニ聡敏玉川七院已作ニ清風氣ニ坡仙（コ）之三盃」
 謙堂本 「啜レ之更添ニ聡敏玉州七院已作ニ清風之氣ニ坡仙三盃」
 内閣本 「啜レ之更添ニ聡敏玉州七院已作清風氣坡仙三盃」
 東大本 「啜レ之更添ニ聡敏玉州七院已作ニ清風之氣ニ坡仙三盃」
 東北大本 「啜レ之更添ニ聡敏玉州七院已作清風之氣坡仙之三盃」
 類従本 「啜レ之更添ニ聡敏玉川之七院已作ニ清風之氣ニ満山之三盃」
 学習院本 「啜レ之更添ニ聡敏玉川七院已作ニ清風之氣ニ坡山之三盃」
 早稲田本 「啜レ之更添ニ聡敏玉川七院已作ニ清風之氣ニ坡山之三盃」

金剛本は「坡仙」、寛文本・学習院本・早稲田本は「坡山」、謙堂本は「坡山」、類従本は「満山」、他は「坡仙」である。「坡仙」は宋の蘇軾（東坡）の異称であり、敬慕者の蘇軾に対する敬称である。「坡山」という単語はない。「坡」と「坡」の草書体が似ているため、草書体を媒介とした誤りが起こり「坡仙」を「坡山」と誤写し、更に「こさん」と音読してしまったのである。次に寛文本と東大本の該当箇所を掲げる。

東大本↓

寛文本↓

次に、当該語「坡仙」について、他の文献資料に見られる用例を見てみる。

*本草綱目・真賞亭賦 「掲ニ真賞之新名ニ摭ニ坡仙之旧詞」。

*宋張矩・応天長詞 「換橋渡航、添柳護堤、坡仙旧迹今続」

原形は「坡仙」であるが、寛文本は「坡山」に誤る。

⑮ 「七堦(しちわん)」

寛文本 「噉レ之更添ニ聡敏玉川七院(しちるん)已作ニ清風之氣一坡山之三盃」

金剛本 「噉レ之更添ニ聡敏玉川七院已作ニ清風氣一坡仙三盃」

謙堂本 「噉レ之更添ニ聡敏玉州七院已作ニ清風之氣一坡仙三盃」

内閣本 「噉之則更添聡敏玉州七院已作清風氣坡仙三盃」

東大本 「噉レ之更添ニ聡敏一玉州七院已作ニ清風之氣一坡仙三盃」

東北大本 「噉之更添聡敏玉州七院已作清風之氣坡仙之三盃」

類従本 「噉レ之更添ニ聡敏玉川之七院已作ニ清風之氣一満山之三盃」

学習院本 「噉之更添ニ聡敏一玉川七院已作ニ清風之氣一坡山之三盃」

早稲田本 「噉レ之更添ニ聡敏一玉川七院已作ニ清風之氣一坡山之三盃」

寛文本・類従本・学習院本・早稲田本は「七院」、東北大本は「七院」、他は「七堦」である。これらの部首である「木」「土」「阝」の草書体が似ているため、書写の際に混写した可能性が高い。次に諸本の該当箇所を掲げる。

原形は「七境」であるが、寛文本は「七院」に誤っている。

寛文本↓

東大本↓

東北大本↓

⑩ 「両足(りやうそく)」

寛文本

「小野朝臣道風者成二十八形図所謂鳥相蛇形枯松立師子尾垂露下藤上雲出雨足(うそく)雁飛点仁頭龍足折点高峰墜石乱草落玉点月輪方丈人頭等点也」

金剛本

「小野朝臣道風者成二十八形図所謂鳥形蛇形枯松立師子尾垂露下藤上雲出雨足雁飛点仁足龍走木折点高峰墜石乱草落玉点月輪方丈人頭等点也」

謙堂本

「小野朝臣道風者成二十八形図所謂鳥相蛇形枯松立師子尾垂露下藤上雲出雨足雁飛之点仁豆龍走木折点高峰墜石乱草落玉之点月方丈人頭等之点也」

内閣本

「小野朝臣道風者成二十八形之図所謂鳥相蛇形枯松立師子尾垂露下藤上雲出雨足雁飛点仁豆龍走木折点高峰乱草落玉点月輪方丈人等点也」

東大本

「小野朝臣道風者成二十八形図所謂鳥相蛇形枯松立師子尾垂露下藤上雲出雨足雁飛点仁頭折点高峰乱草落玉点月輪方丈人頭等点也」

東北大本

「小野朝臣道風者作二十八形図所謂鳥相蛇形枯松立師子尾垂露下藤上雲出雨足雁飛点仁頭折点高峰乱草落玉点月輪方丈人頭等点也」

類従本

「小野朝臣道風者成二十八形図所謂鳥相蛇形枯松立師子尾垂露下藤上雲出雨足雁飛点仁足龍走木折点高峰墜石乱草落玉点月輪方丈人頭等点也」

学習院本

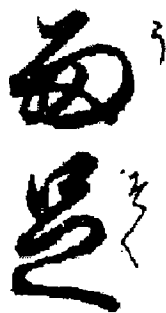
「小野朝臣道風者成二十八形図所謂鳥相蛇形枯松立師子尾垂露下藤上雲出雨足雁飛点仁頭龍足折点高峰墜石乱草落玉点月輪方丈人頭等点也」

早稲田本

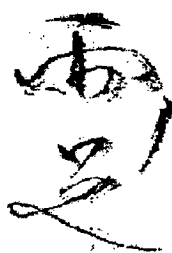
「小野朝臣道風者成三十八形図」所謂鳥相蛇形枯松立師子尾垂露下藤上雲出雨足雁飛点仁頭龍足折点高峰墜石乱草落玉点月輪方丈人頭等点也」

金剛本・内閣本・東北大本・学習院本は「両足」、他は「雨足」である。「両足」は『新撰遊覚往来』の本文に出てくる「小野道風」の「十八形図」の一つである。「雨足」は草書体を媒介とした誤りが生じ、「両」を「雨」と誤写し、更に、「うそく」と音読してしまったケースである。次に寛文本と金剛本の草書体を掲げる。

寛文本↓



金剛本↓



次に、当該語「両足」について、他の文献資料に見られる用例をしてみる。

*『異制庭訓往来』

「小野道風作ニ鳥相。蛇形。枯松立。鷲尾。垂露。下藤。上雲出。雨足。雁飛点。龍走。木折。高峯。乱草。落玉。日輪。方丈。人頭等十七之図。」

また、古辞書のほうは文明本節用集に「両足(リヤウソク)」とある。原形は「両足」であるが、寛文本は「雨足」に誤っている。

⑰ 「龍走(りようそう)」

寛文本

「小野朝臣道風者成三十八形図所謂鳥相蛇形枯松立師子尾垂露下藤上雲出雨足雁飛点仁頭龍足(れうそく)折点高峰墜石乱草落玉点月輪方丈人頭等点也」

金剛本

「小野朝臣道風者成三十八形図所謂鳥形蛇形枯松立師子尾垂露下藤上雲出雨足雁飛点仁足龍走(れうそく)木折点高峰墜石乱草落玉点月輪方丈人頭等点也」

謙堂本

「小野朝臣道風者成二十八形図所謂鳥相蛇形枯松立師子尾垂露下藤上雲出兩足雁飛之点仁豆龍走木折点高峯墜石乱草落玉之点月方丈人頭等之点也」

内閣本

「小野朝臣道風者成二十八形之図所謂鳥相蛇形枯松立師子尾垂露下藤上雲出兩足雁飛点仁豆龍走木折点高峰墜石」

東大本

「小野朝臣道風者成十八形図所謂鳥相蛇形枯松立師子尾垂露下藤上雲出兩足雁飛点仁頭龍走木折点高峰墜石乱草落玉点月輪方丈人頭等点也」

東北大本

「小野朝臣道風者作二十八形図所謂鳥相蛇形枯松立師子尾垂露下藤上雲出兩足雁飛点仁頭折点高峰乱草落玉月輪方丈人頭虎爪横露垂等点也」

類従本

「小野朝臣道風者成二十八形図所謂鳥相蛇形枯松立師子尾垂露下藤上雲出兩足雁飛点仁足龍走木折点高峰墜石乱草落玉点月輪方丈人頭等点也」

学習院本

「小野朝臣道風者成二十八形図所謂鳥相蛇形枯松立師子尾垂露下藤上雲出兩足雁飛点仁頭龍足折点高峰墜石乱草落玉点月輪方丈人頭等点也」

早稲田本

「小野朝臣道風者成二十八形図所謂鳥相蛇形枯松立師子尾垂露下藤上雲出兩足雁飛点仁頭龍足折点高峰墜石乱草落玉点月輪方丈人頭等点也」

寛文本・学習院本・早稲田本は「龍足」、東北大本は「虎爪」、他は「龍走」である。「龍走」も「小野道風」の「十八形図」の一つである。これも草書体を媒介とした誤りが生じ、「走」を「足」と誤写してしまったケースである。次に諸本の該当箇所掲げる。

寛文本↓

東大本↓

内閣本↓

次に、当該語「龍走」について、他の文献資料に見られる用例を見てみる。

*『異制庭訓往来』

「小野道風作鳥相。蛇形。枯松立。鷲尾。垂露。下藤。上雲出。両足。雁飛点。龍走。木折。高峯。乱草。落玉。日輪。方丈。人頭等十七之図」

原形は「龍走」であるが、寛文本は「龍足」に誤る。

⑱ 「木折点(ぼくせつのでん)」

寛文本

「小野朝臣道風者成二十八形図所謂鳥相蛇形枯松立師子尾垂露下藤上雲出兩足雁飛点仁頭龍足折点(おりでん)高峯墜石乱草落玉点月輪方丈人頭等点也」

金剛本

「小野朝臣道風者成二十八形図所謂鳥相蛇形枯松立師子尾垂露下藤上雲出兩足雁飛点仁足龍走木折点高峯墜石乱草落玉点月輪方丈人頭等点也」

謙堂本

「小野朝臣道風者成二十八形図所謂鳥相蛇形枯松立師子尾垂露下藤上雲出兩足雁飛点仁豆龍走木折点高峯墜石乱草落玉之点月方丈人頭等之点也」

内閣本

「小野朝臣道風者成二十八形之図所謂鳥相蛇形枯松立師子尾垂露下藤上雲出兩足雁飛点仁頭龍走木折点高峯墜石点(キヨリノ)高峯乱草落玉点月輪方丈人頭等点也」

東大本

「小野朝臣道風者成二十八形図所謂鳥相蛇形枯松立師子尾垂露下藤上雲出兩足雁飛点仁頭龍走木折点高峯墜石乱草落玉点月輪方丈人頭等点也」

東北大本

「小野朝臣道風者作二十八形図所謂鳥相蛇形枯松立師子尾垂露下藤上雲出兩足雁飛点仁頭折点高峯乱草落玉点月輪方丈人頭虎爪横露垂等点也」

類従本

「小野朝臣道風者成二十八形図。所謂鳥相蛇形枯松立師子尾垂露下藤上雲出兩足雁飛点仁足龍走木折点高峯墜石乱草落玉点月輪方丈人頭等点也」

学習院本

「小野朝臣道風者成二十八形図。所謂鳥相蛇形枯松立師子尾垂露下藤上雲出兩足雁飛点仁頭龍足折点高峯墜石乱草落玉点月輪方丈人頭等点也」

早稲田本

「小野朝臣道風者成二十八形図所謂鳥相蛇形枯松立師子尾垂露下藤上雲出兩足雁飛点仁頭龍足折点高峯墜石乱草落玉点月輪方丈人頭等点也」

寛文本・東北大本・学習院本・早稲田本は「折点」、他は「木折点」である。「折点」は「十八形図」の一つである「木折点」の一文字が脱落して起きた誤りであろう。

次に、当該語「木折点」について、他の文献資料に見られる用例をしてみる。

*『異制庭訓往来』

「小野道風作鳥相。蛇形。枯松立。鷲尾。垂露。下藤。上雲出。両足。雁飛点。龍走。木折。高峯。乱草。落玉。日輪。方丈。人頭等十七之図」

原形は「木折点」であるが、寛文本は「折点」に誤る。

①⑨ 「尽レ功(こうをつくす)」

寛文本 「故宝樹宝幢尽ニ数建(すけん)庭前ニ綵幡殿ニ室内ニ」

金剛本 「故宝樹宝幢尽レ功建ニ庭前ニ綵幡莊殿室内ニ」

謙堂本 「故宝樹宝幢尽レ功而建ニ庭前ニ綵幡綵縵調レ色莊ニ室内ニ」

内閣本 「故宝樹宝幢尽(一シ)数建ニ庭前ニ綵幡莊ニ室内ニ」

東大本 「故宝樹宝幢尽レ功建庭前綵幡莊室内」

東北大本 「故宝樹宝幢尽レ功建庭前綵幡瓔珞灰色莊室内」

類従本 「故宝樹宝幢尽ニ数建庭前綵幡殿室内」

学習院本 「故宝樹宝幢尽ニ数建庭前ニ綵幡殿ニ室内ニ」

早稲田本 「故宝樹宝幢尽ニ数建庭前ニ綵幡殿ニ室内ニ」

金剛本・謙堂本・東大本・東北大本は「尽レ功」、他は「尽数」である。「尽数」はすべて・ことごとくの意味を表す連語であり、本文の内容とは合わない。また、「建ニ庭前ニ」で一区切りであるが、寛文本はその上の「尽数」の「数」と「建」を合わせて「すけん」に誤る。原形は「尽レ功」であるが、寛文本は二重の誤りを起こしている。

⑳ 「遠山雲井(ゑんざんうんせい)」

寛文本

「藤原佐理卿者於ニ一字一成一五之形図一所謂雪中落巖点牛片角折点野口長立之点半月雲出之点遠山雲行(ゑんざんうんぎやう)之点等也」

金剛本

「藤原卿之佐利卿者於永一字一成一五形図一所謂雪中落巖之点牛片角折野口長立之点半月雲出之点遠山雲引之点等也」

謙堂本

「藤原之佐理卿者於ニ永一字一成一五形図一所謂雪中落雁之点牛行角折之点野口長立之点半月雲出之点遠山雲井之点等也」

内閣本

「藤原朝臣佐理卿者於ニ永一字一成一五形之図一所謂雪中落巖之点半行角折之点野口長立之点半月雲出之点遠山雲引之点等也」

東大本

「藤原佐理卿者於詠一字五形成五形図所謂雪中落巖牛片角折点野中長立点半月雲出遠山雲引之点等也」

東北大本

「藤原佐理卿者於永一字成五形図所謂雪中落玉之点牛行角折点野中長木立之点半月雲出之点遠山聳雲之点等也」

類従本

「藤原佐理卿者於永一字一成一五形之図一所謂雪中落巖点牛片角折点野口長立之点半月雲出点遠山雲行(ゑんざんうんぎやう)之点等也」

学習院本

「藤原佐理卿者於ニ一字一成一五之形図一所謂雪中落巖点牛行角折点野口長立之点半月雲出之点遠山雲行之点等也」

早稲田本

「藤原佐理卿者於ニ一字一成一五之形図一所謂雪中落巖点牛片角折点野口長立之点半月雲出之点遠山雲行之点等也」

謙堂本・内閣本は「遠山雲井」、金剛本・東大本は「遠山雲引」、東北大本は「遠山聳雲」、他は「遠山雲行」である。「遠山雲井」は「藤原佐理」の「五形図」の一つである。「雲引」と「雲行」は、「井」「引」「行」の草書体が近似しているため起きた誤りであろう。次に諸本の該当箇所を掲げる。

寛文本↓

金剛本↓

謙堂本↓

東大本↓

次に、当該語「雲井」について、他の文献資料に見られる用例を見てみる。

* 俳諧・犬子集 三・白雨 「夕だちに虹の銘打雲井哉（利治）」

* 雨月物語・夢応の鯉魚 「杖に扶られて門を出づれば、病もやや忘れたるやうにて籠の鳥の雲井にかへるここちす」

また、古辞書のほうは、言海に「雲井」とある。原形は「遠山雲井」であるが、寛文本は「遠山雲行」と誤まる。

二、誤刻箇所統計

以上、寛文本の二〇箇所の誤刻箇所について分析してきたが、それを統計して次の表7に収める。表7の「○」は原形と一致する場合を示し、「×」はその語を載せていない場合を表す。

表7から、まず、「○」の数が最も多い謙堂本のほうが最も原形に近いことが分かる。先行研究でも謙堂本は誤りが少なく、原形を留めるといふ注目すべき資料として挙げられている。

また、表7から分かるように⑤⑥⑫⑬⑭については、寛文本と金剛本(古写本のうち)に限って同じ誤りを起こしている。他に③⑨⑪⑯についても両者の誤り方は同じである。これは写本から版本への際に起きた誤刻ではなく、元にした写本の誤りであると言えよう。そうすると、寛文本の誤り箇所において、ほぼ半分がそのまま写本から写されてきたことになる。それ以外の誤り箇所は、寛文本を彫る時に起きた誤刻であろう。従って、江戸期の版本である寛文本は現存の古写本のうち、金剛本と最も近い関係であることが明らかである。

このように、寛文本の誤りは、写本の誤りがそのまま写されたことや、版本を彫る時に誤刻されたことなどによる。中でも最も多かったのは、草書体の近似による誤りであった。二〇箇所のうち、草書体による誤りが一二箇所(②③⑤⑧⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱)、目移りによる誤りが四箇所(①⑥⑦⑩)ある。

第五節、『新撰遊覚往来』の特殊な語彙について

一、特殊な表記

『新撰遊覚往来』の版本である寛文本には、これまで分析してきた誤写・誤刻とは別に、同期の往来物や他の文献に出てこない語彙と表記が少なからず見られる。それらは他の文献での用例が著しく少ないため、誤字として認識されやすい。次にこのような特殊な語彙について寛文本を中心に据え、九つの諸本に対し比較分析を行う。

①「寒山拾得(かんざんじつとく)」

- 寛文本 「川鵬鴉月湖観音漁藍馬良婦李堯栗鼠花鳥堪殿主布袋寒山十徳(かんざんじつとく)朝陽対月」
 金剛本 「川鵬鴉月湖之観音漁監馬郎婦栗鼠花鳥堪殿主之布袋寒山拾得朝陽対月」
 謙堂本 「河鵬石鴉月湖之観音漁藍馬良婦栗鼠花鳥堪殿主之布袋寒山拾得朝陽対月」
 内閣本 「川鵬石鴉月湖之観音漁藍婆良婦栗鼠花鳥堪殿主之布袋寒山十徳朝陽対月」
 東大本 「鵬石鴉月湖観音漁藍馬良婦栗鼠花鳥堪殿主袋寒山拾徳朝陽対月」
 東北大本 「河鵬石鴉月湖観音漁監馬良婦栗鼠花鳥堪殿主之布袋寒山拾得朝陽対月」
 類従本 「川鵬鴉月湖観音漁藍馬良婦李堯栗鼠花鳥堪殿主布袋寒山十徳朝陽対月」
 学習院本 「川鵬鴉月湖観音漁藍馬良婦李堯栗鼠花鳥堪殿主布袋寒山十徳朝陽対月」
 早稲田本 「川鵬鴉月湖観音漁藍馬良婦李堯栗鼠花鳥堪殿主布袋寒山十徳朝陽対月」

金剛本・謙堂本・東北大本は「寒山拾得」、東大本は「寒山拾徳」、他は「寒山十徳」である。「拾得」とは、中国の唐代(貞観年間)、天台山国清寺の僧の名である。もと孤児で、豊干禅師に拾われたのでこの名があると伝わる。寛文本・内閣本・学習院本・早稲田本は「十種類徳」の意を表す「十徳」もしくは、脇縫いの小素襖の通称である「十徳」との混乱であろうか。それとも、同じ音による当て字であろうか。

次に、当該語「寒山拾得」について、他の文献資料に見られる用例を見てみる。

*平安遺文 清涼寺釈迦堂本尊胎内文書、寛和二年太歳乙酉八月一八日、然入瑞像五臟記(平安四五六七号)

「瞻 四果之真居、登桂嶺、觀三賢之旧隠(豊干 寒山 拾得) 栖心莫及、行役所牽、十月八日発離天台、」

*寒山子詩集 序文

「唐興縣有寒山拾得已否時縣申稱当縣界西七十里内有一巖巖中古老見有貧士頻往國清寺止宿寺庫中有一行者名曰拾得」

*拾得録

「豊干禪師寒山拾得者在唐太宗貞觀季中相次垂跡於國清寺拾得者豊干禪師因遊松徑徐步於赤城道路側偶而聞啼乃尋其由見一子可年十歳初謂彼村牧牛之子委問逗遛云我無舍無姓遂引至寺付庫院候人來認数句之間絶其親鞠乃今事知庫僧靈燿經于三祀頗会人言令知食堂香燈供養」

*沙石集

「酒を呑み、肉を食ひて、楽しみ遊びけるを、寒山・拾得、傍らにして是を見て、けしからぬ程に咲ひければ、」

また、黒文本・易林本・明応五年本・永禄二年本・弘治二年本・堯空本・両足院本・村井本・文明本節用集・伊京集・和漢通用集・運歩色葉集などの古辞書に「寒山拾得」とある。「寒山子詩集」の記述から、豊干禪師に拾われたので「拾得」と名が付いたことが分かる。このように、一般的な表記は「拾得」であるが、寛文本は「十徳」となっている。

② 「山市晴嵐(さんしせいらん)」

寛文本 「此外八鋪一對瀟湘夜雨洞庭秋月山市青嵐(さんしのせいらん)漁村夕照江天暮雪遠寺晚鐘遠浦帰帆平砂落雁」

金剛本 「此外八鋪一對瀟湘夜雨洞庭秋月山市清嵐漁村夕照江天暮雪遠寺晚鐘遠浦帰帆平砂落雁」

謙堂本 「此外八幅一對之瀟湘夜雨洞庭秋月山市晴嵐漁村夕照江天暮雪遠寺晚鐘遠浦帰帆平砂落雁」

内閣本 「此外八補一對瀟湘之夜雨洞庭秋月山市之青嵐漁村之夕照江天之暮雪遠寺之晚鐘遠浦之帰帆平砂落雁」

東大本 「此外八鋪一對瀟湘夜雨洞庭秋月山市晴嵐漁村夕照江天暮遠寺晚鐘遠浦帰帆平砂落雁」

東北大本 「此外八鋪一對瀟湘之夜雨洞庭秋月山市晴嵐(一シノセーラン)漁村之夕照江天之暮雪遠寺晚鐘遠浦帰帆平砂落雁」

遠浦帰帆平砂落雁」

類従本 「此外八鋪一對瀟湘夜雨洞庭秋月山市晴嵐漁村夕照江天暮雨遠寺晚鐘遠浦帰帆平砂落雁」

学習院本 「此外八鋪一對瀟湘夜雨洞庭秋月山市青嵐漁村夕照江天暮雪遠寺晚鐘遠浦帰帆平砂落雁」

早稲田本 「此外八鋪一対瀟湘夜雨洞庭秋月山市青嵐漁村夕照江天暮雪遠寺晚鐘遠浦歸帆平沙落雁」

金剛本は「山市晴嵐」、謙堂本・東大本・東北大本・類従本は「山市晴嵐」、他は「山市青嵐」である。「山市晴嵐」とは、中国湖南省の瀟湘八景の一つで、晴れた日、山中の町に霞の漂っている美しい風景のことである。

次に、当該語「山市晴嵐」について、他の文献資料に見られる用例を見てみる。

*『夢溪筆談』書画 「平沙落雁 遠浦歸帆 山市晴嵐 江天暮雪 洞庭秋月 瀟湘夜雨 煙寺晚鐘 漁村落照」

*蔭涼軒日録 「八景御障子以円。以前山市晴嵐并漁村夕照之位換故、以此命伝于雲章和尚春林和尚。」

*浮世草子、好色二代男 「山市晴嵐(サンシノセイラン)西湖の万景、此一景にまさらんや」

また、古辞書のほうは、明応五年本・文明本・弘治二年本・永祿二年本・堯空本・黒本本・天正十八年本・易林本・村井本・慶長九年本・広島大本・両足院本・恵空編・書言字考・合類節用集と運歩色葉集・和漢通用集・撮壤集に、「山市晴嵐」とある。一般的な表記は「山市晴嵐」であるが、寛文本などは「山市青嵐」となっている。

③ 「昭明太子(せうめいたいし)」

寛文本 「此外班固之史記一部梁昭明太子(せうめいたいし)文選一部白氏文集一部等令ニ進覽ニ」

金剛本 「此外班固之史記一部梁昭明太子文選一部白樂天文集一部等令ニ進覽ニ候」

謙堂本 「此外班固之史記一部梁昭明太子文選一部樂天之文集一部等令ニ進覽ニ候」

内閣本 「此外班固之史記一部梁昭明太子文選一部樂天・天文・集一部進之候」

東大本 「此外班固史記一部梁昭明太子文選一部樂天文集一部等令ニ進覽ニ候」

東北大本 「此外班固之史記一部梁昭明太子文選一部樂天文集一部進之候」

類従本 「此外班固之史記一部梁昭明太子文選一部白氏文集一部等令ニ進覽ニ」

学習院本 「此外班固之史記一部梁昭明太子文選一部白氏文集一部等令ニ進覽ニ」

早稲田本 「此外班固之史記一部梁昭明太子文選一部白氏文集一部等令ニ進覽ニ」

東大本は「昭太子」、金剛本・謙堂本・東北大本は「昭明太子」、他は「昭明太子」である。「昭明太子」は中国南北朝の梁の武帝の皇太子であり、「昭明」は諡である。編著に『文選』がある。

次に、当該語「昭明太子」について、他の文献資料に見られる用例をしてみる。

* 梁書・八 「昭明太子統字德施、高祖長子也。」

* 南史・五三 「昭明太子統字德施、小字維摩、武帝長子也。」

* 『異制庭訓往来』 「昭明太子曰。箴興_ニ於補_レ闕_一」

また、古辞書のほうは撮壤集に「昭明(セウメイ)」とある。一般的な表記は「昭明太子」であるが、寛文本は「照明太子」となっている。

④ 「讚嘆(さんだん)」

寛文本 「妓樂者讚談(さんだん)仏法之功德大会莊嚴之相也」

金剛本 「妓樂者讚嘆(さんだん)仏法之功德大会莊嚴之相也」

謙堂本 「妓樂者讚嘆(さんだん)仏法之功德大会莊嚴之相也」

内閣本 「妓樂者讚嘆(さんだん)仏法之功德大会莊嚴之相也」

東大本 「妓樂者讚嘆(さんだん)仏法之功德大会莊嚴之相也」

東北大本 「妓樂者稱嘆(さんだん)仏法之功德大会莊嚴之相也」

類従本 「妓樂者讚嘆(さんだん)仏法之功德大会莊嚴之相也」

学習院本 「妓樂者讚談(さんだん)仏法之功德大会莊嚴之相也」

早稲田本 「妓樂者讚談(さんだん)仏法之功德大会莊嚴之相也」

寛文本・学習院本・早稲田本は「讚談」、東大本は「讚歎」、東北大本は「稱嘆」、他は「讚嘆」である。「歎」と「嘆」は異体字の関係である。「讚嘆」は仏教語で、偈を唱えて仏徳を褒め称えることの意味である。「讚談」は事の是非を論じ合うこと、または、評判、噂の意味である。本文の内容から見て、「讚嘆」のほうが適切であるが、読みが「ダン」と濁っているので、「談」を当てたと考えられる。

次に、当該語「讚嘆」について、他の文献資料に見られる用例をしてみる。

* 三宝絵 「まさに心をいたして、阿難が恩を思て名をとなへ供養し讚歎すべし」

* 無名抄 「たとへば、説法する人の、その仏に向ひてよく讚歎するがごとし」

また、古辞書に見られる用例を見てみると、次の通りである。

温故知新書・運歩色葉集 「讚嘆(サンタン)」

合類節用集 「讚嘆(サンダン)」

黒本本節用集 「讚歎(サンダン)」

易林本節用集 「讚歎(サンダン) (嘆同仏乗)」

明応五年本節用集 「讚歎(サンタン)」

和漢通用集 「讚歎(さんだん) (ほむる也)」

図書寮零本・弘治二年本・文明本節用集 「讚歎(サンダン)」

一般的な表記は「讚嘆(讚歎)」であるが、寛文本は「讚談」となっている。

⑤ 「寄竹(よりたけ)」

寛文本 「樂器之具者先樺装束漢竹横笛寄竹(きちく)高麗笛金形之錦革袋入レ之」

金剛本 「儲処之樂器之具足者先樺装束之漢竹之横笛寄竹(ヨリ)高麗笛入金形之錦之革袋」

謙堂本 「儲処之樂器之具足者先樺装束之漢竹之横笛寄竹(ヨリ)高麗笛入金形之錦之革袋」

内閣本 「伺儲之所樂器者樺装束漢竹横笛寄竹高麗笛入金形錦革袋」

東大本 「儲処樂器具足先樺装束漢竹横笛寄竹高麗笛入金形錦革袋」

東北大本 「儲之処樂器樺装束漢竹横笛寄竹高麗笛入金形錦革袋」

類従本 「樂器之具者先樺装束漢竹横笛寄竹高麗笛金形之錦革袋入之」

学習院本 「樂器之具者先樺装束漢竹横笛寄竹高麗笛金形之錦革袋入レ之」

早稲田本 「樂器之具者先樺装束漢竹横笛寄竹高麗笛金形之錦革袋入レ之」

寛文本・類従本・学習院本・早稲田本は「寄竹」、その他は「寄竹」である。「寄竹」は海岸などに流れ寄った竹を指し、これを用いて笛を作ると、美しい音色が出るといふ。「寄竹」は珍しい竹のことで、中国の文献にはその用例が見られるが、日本の文献資料には見当たらない。また、「寄」と「奇」の草書体が似ているため、「寄」と「奇」の混用が起りやすい。次に寛文本と東大本の該当箇所を掲げる。

寛文本↓

東大本↓

次に、当該語「奇竹」と「奇竹」について、他の文献資料に見られる用例をしてみる。

* 梁武帝、詠笛詩 「柯亭有奇竹、含情復抑揚」

* 『艮嶽記』 「奇竹異花」

* 『懐竹抄』 「古竹ノ奇竹ト云笛ノ氣一二品二有也高クハシタナクイカメシキモアリト云々。」

* 『夫木抄』 雜一〇、後鳥羽院の歌 「にしのうみあらいそなみにより竹の一よになりぬ冬の日かずは」

* 『平家物語』 三、有王 「家を持ち給へるふしぎさよと思て行程に、松の一村ある中に、より竹を柱にして、葦をゆひ、」

* 『古事談』 上、試樂挿頭用呉竹枝縁由事

「臨時祭試樂、実方中将依遅参、不賜挿頭花、逐加舞之間、進寄竹台許、折呉竹枝挿之」
一般的な表記は「寄竹(よりたけ)」であるが、寛文本は「奇竹(きちく)」となっている。

⑥ 「大同年中(だいどうねんぢゆう)」

寛文本 「万葉集者廿卷平城天皇御宇大銅年中(だいどうねんぢゆう)左大臣橘諸兄卿撰者也」

金剛本 「万葉集者平城天皇御宇 左大臣師兄卿御撰」

謙堂本 「万葉者平城天皇御宇 左大臣橘諸兄公御撰」

内閣本 「万葉集者平城天皇御宇 左大臣師兄卿御撰」

東大本 「万葉者平城天皇御宇 橘左大臣師兄卿御撰」

東北大本 「万葉者平城天皇御宇 左大臣諸兄公御撰」

類従本 「万葉集者廿卷平城天皇御宇大銅年中左大臣橘諸兄卿撰者也」

学習院本 「万葉集者廿卷平城天皇御宇大銅年中左大臣橘諸兄公撰者也」

早稲田本 「万葉集者廿卷平城天皇御宇大銅年中左大臣橘諸兄御撰者也」

寛文本・類従本・学習院本・早稲田本は「大銅」、他はこの単語を載せていない。「大同」は平安時代、平城・嵯峨両天皇の代の年号である。出典は『書経』洪範の「汝則従、龜從筮従、卿士従、庶民従、是之謂大同」であると言われている。

次に、当該語「大同」について、他の文献資料に見られる用例をしてみる。

* 『内裏式』・一六日踏歌式

「訖共跪庭中、賜酒一坏、綿十屯、即夕令近臣系引、至于大同年中此節停廢、弘仁年中更中興、」

* 『本朝桜陰比事』一・一 「扱又高根の景地に大同年中の建立といひ伝へて、楠木作りに一間四面の観音堂あつて」

* 『平家物語』一・吾身榮花

「神龜五年、朝家に中衛の大将をはじめおかれ、大同四年に、中衛を近衛と改められしよりこのかた」

一般的な表記は「大同」であるが、寛文本は「大銅」を当てている。

⑦ 「宝生仏(ほうしやうぶつ)」

寛文本 「宝性仏(ほうしやうぶつ)心藏火音夏季赤色苦味舌根南方麦穀也」

金剛本 「宝生仏心藏火音夏季赤色苦味舌根南方麦穀也」

謙堂本 「宝性仏心藏火音夏季赤色苦味舌根南方麦穀也」

内閣本 「心藏火音夏・季赤色苦味舌根南方麦・穀」

東大本 「宝性仏心藏火音夏季赤色舌根南方麦穀」

東北大本 「心藏火音夏季赤色苦味舌根南方麦穀」

類従本 「宝性仏心藏火音夏季赤色苦味舌根南方麦穀也」

学習院本 「宝性仏心藏火音夏季赤色苦味舌根南方麦穀也」

早稲田本 「宝性仏心藏火音夏季赤色苦味舌根南方麦穀也」

金剛本は「宝生仏」、東北大本と内閣本にはこの単語がなく、他は「宝性仏」である。「宝生仏」は宝生如来ともいう。

金剛界曼荼羅の五仏の一つで、南方の月輪に住して平等性智の徳を司るといふ。

次に、当該語「宝生仏」について、他の文献資料に見られる用例を見てみる。

* 仏説瑜伽大教王經 四 「亦如宝生仏等五部如来為一切明主」

* 秘藏宝鑰 下 「第一〇（略）南方宝生仏由成平等性智、亦名灌頂智也」

一般的な表記は「宝生仏」であるが、寛文本は「宝性仏」と表記する。

⑧ 「智証城（ちしようじやう）」

寛文本 「大阿闍梨法儀疑ニ知処城（ちしよじやう）之教主」

金剛本 「大阿闍梨法儀疑ニ知処城之教主」

謙堂本 「大阿闍梨法儀疑ニ智証城之教主」

内閣本 「大阿闍梨法儀疑ニ智処城之教主」

東大本 「大阿闍梨法儀疑者疑ニ知人力城教主」

東北大本 「大阿闍梨法儀疑智処城教主」

類従本 「大阿闍梨法儀疑知処城之教主」

学習院本 「大阿闍梨法儀疑ニ知処城之教主」

早稲田本 「大阿闍梨法儀疑ニ知処城之教主」

謙堂本は「智証城」、内閣本と東北大本は「智処城」、東大本は「知人力城」、他は「知処城」である。東大本については判読し難いため、該当箇所を掲げておく。

東大本↓



次に、当該語「智証」について、他の文献資料に見られる用例を見てみる。

*『平家物語』一、額打論 「次に天武天皇の御願、教待和尚・智証大師の草創とて、園城寺の額をうつ。」

*今昔物語集 「文徳天皇ノ御代ニ、智証大師ト申ス聖在マシケリ。俗姓ハ和氣氏。」

また、古辞書のほうは、運歩色葉集・恵空本節用集に「智証大師」とある。一般的な表記は「智証城」であるが、寛文本は「知処城」となっている。

⑨「雪中落雁(せつちゆうのらくがん)」

寛文本 「藤原佐理卿者於ニ一字一成一五之形図一所謂雪中落巖(せつちゆうのらくがん)点牛片角折点野口長立之点半月雲出之点遠山雲行之点等也」

金剛本 「藤原卿之佐利卿者於永一字一成一五形図一所謂雪中落巖之点牛片角折野口長立之点半月雲出之点遠山雲引之点等也」

謙堂本 「藤原之佐理卿者於ニ永一字一成一五形図一所謂雪中落雁之点牛行角折之点野口長立之点半月雲出之点遠山雲井之点等也」

内閣本 「藤原朝臣佐理卿者於ニ永一字一成一五形之図一所謂雪中落巖之点半行角折之点野口長立之点半月雲出之点遠山雲井之点等也」

東大本 「藤原佐理卿者於詠一字五形成五形図所謂雪中落巖牛片角折点野中長立点半月雲出遠山雲引之点等也」

東北大本 「藤原佐理卿者於永一字成一五形図所謂雪中落玉之点牛行角折点野中長木立之点半月雲出之点遠山聳雲之点等也」

類従本 「藤原佐理卿者於永一字一成一五形之図一所謂雪中落巖点牛片角折点野口長立之点半月雲出点遠山雲行之点等也」

学習院本 「藤原佐理卿者於ニ一字一成一五之形図一所謂雪中落巖点牛行角折点野口長立之点半月雲出之点遠山雲行之点等也」

早稲田本 「藤原佐理卿者於ニ一字一成一五之形図一所謂雪中落巖点牛片角折点野口長立之点半月雲出之点遠山雲行之点等也」

謙堂本は「雪中落雁」、東北大本は「雪中落玉」、他は「雪中落巖」である。「雪中落雁」は『新撰遊学往来』の本文中

に出てくる能書家、「藤原佐理」が作成した図である。「五形図」の一つである。「落雁」は池や沼などにおりたつ雁のことである。

次に、当該語「落雁」について、他の文献資料に見られる用例を見てみる。

* 光悦本謡曲・善知鳥 「平砂に子をうみて落雁の、はかなや親はかくすとすれど」

* 寛斎摘草 三・得宮田子亮書、有薦余某藩之言賦謝 「草堂風雨暗江干、落雁高天倚檻看」

* 江総・贈賀左丞蕭舍人詩 「翔鷗方怯東、落雁不勝彈」

また、古辞書のほうは、下学集・恵空編・書言字考節用集や女節用集文字囊・和英語林集成・言海に「落雁」と見られる。一般的な表記は「雪中落雁」であるが、寛文本は「雪中落巖」となっている。

ここまで、『新撰遊覚往来』の特殊な表記について見てきたが、それらは平安時代の年号、歴史上著名な僧侶や人物の名、管楽器に関する用語、画題、仏教語など多岐にわたる。これらの語彙九箇所については、次の表8にまとめて示しておく。一般的な表記と同じ場合には「○」で示し、その単語が載っていない場合は「×」で示した。

表8

○の数	一般的な表記	寛文二年	天文五年	天文一三年	天正二年	天正五年	天正頃	文政二年	明治一八年	明治四〇年
①	寒山拾得	寛文本	金剛本	謙堂本	内閣本	東大本	東北大本	類従本	学習院本	早稲田本
②	山市晴嵐	寒山十徳	○	○	寒山之青嵐	○	○	寒山十徳	寒山十徳	寒山十徳
③	昭明太子	山市青嵐	○	○	昭明太子	○	○	○	山市青嵐	山市青嵐
④	奇竹	照明太子	○	○	○	○	○	○	照明太子	照明太子
⑤	智証城	奇竹	○	○	○	○	○	○	奇竹	奇竹
⑥	讚嘆(歎)	知処城	○	○	智処城	○	○	○	知処城	知処城
⑦	大同年中	讚談	○	○	○	○	○	○	讚談	讚談
⑧	宝生仏	大銅年中	×	×	×	×	×	×	大銅年中	大銅年中
⑨	雪中落雁	宝性仏	○	○	×	×	×	×	宝性仏	宝性仏
		雪中落巖	雪中落巖	宝性仏	雪中落巖	雪中落巖	雪中落玉	雪中落巖	雪中落巖	雪中落巖

表8から、まず「〇」の数が最も多い謙堂本のほうが比較的一般的な表記を多く使用していることが分かる。また、寛文本の九箇所の特殊な表記は、すべて一般的な表記と同じ「音」で当てられていることが分かる。従って、寛文本は一般的な表記より同音で当てる方法を好んだということが言える。そこから近世の表記の考え方と教育の規範の意識を見ることもできよう。当時このような語彙についてこのように「音」で当てる方法が正しいかどうかは判断し難いが、如上の表記方が一定の量を示していることから、誤写・誤刻とは違う現象であろうと考えられる。つまり、間違いではなくて、当時の表記の有り方であったと言えよう。このように、近世には当て字が多く、様々な表記で一つの単語を表すのが当時の意識だった。

二、「鬱」を構成要素とする用語

『新撰遊覚往来』において、相手と長期間会わなかった場合、或いは音信がなかった場合に、その間の自身の心情を表現する語彙として、「鬱」を構成要素とするものが目立つ。『新撰遊覚往来』における「鬱」と「鬱」に関する用語には、「鬱念」「鬱望」「鬱結」「万鬱」「愚鬱」「鬱々」「恐鬱」「積鬱」の八つがある。それぞれが現れる本文中の場所は次のようになっている。

- | | | | |
|---|---|-------|-----|
| ① | 万鬱併期面拝耳。恐々謹言。 | (金剛本) | 二往 |
| ② | 御見参之後、久不申案内、鬱念無極候。 | (金剛本) | 五往 |
| ③ | 玉章久絶、守心如経隔万里。而今令恩問、明万鬱。 | (金剛本) | 五返 |
| ④ | 久不面拝、積鬱之至、有余貴殿如、何。 | (内閣本) | 六往 |
| ⑤ | 如仰久不面拝問、万事鬱念無極候。 | (金剛本) | 六返 |
| | 如仰久不能面拝候間、万鬱無極。 | (東大本) | 六返 |
| ⑥ | 如仰久不及面拝謁、鬱望候処、只今賜恩札、日来不審、忽以散候畢。 | (金剛本) | 七返 |
| ⑦ | 遥久不捧拙状、万鬱之至無極候。 | (金剛本) | 八往 |
| ⑧ | 久不 _レ 及 _二 高問 _一 、鬱結之至、甚深也。 | (金剛本) | 一〇往 |
| ⑨ | 此間不申承、何条御事候。恐鬱之至無極候。 | (金剛本) | 一一往 |

此間不_二申承候、何事候哉。積鬱之至無_レ極候。
 此間不申承、何条御事候哉。愚鬱之至無極候。
 ⑩ 歳暮之嵐鬱々、深雪之漸積之処、賜_二貴札_一、令_レ散_二不審畢_一。
 右の諸例は、いずれも諸般の事情で相手と長期間会うことができない、若しくは、相手からの音信が途絶えて久しく、
 気持ちがあふさいでいる所に、当の相手からの書状が届いたり、対面がかなったりなどして、心を晴らすことができた場合
 に、それ以前のむすばれた心情を表現する際に、「鬱」を構成要素とする語が使用されている。「鬱」と「一鬱」に関
 する単語について諸本にわたり統計し、次の表9に示す。

表 9

⑩ 鬱々	鬱々	鬱々	鬱	鬱	鬱々	鬱々	鬱々	鬱々	鬱々	鬱々	鬱々	鬱々
⑨ 恐鬱	恐鬱	積鬱	思鬱	思鬱	思鬱	思鬱	思鬱	思鬱	思鬱	思鬱	思鬱	思鬱
⑧ 鬱結	鬱結	鬱結	鬱結	鬱結	鬱結	鬱結	鬱結	鬱結	鬱結	鬱結	鬱結	鬱結
⑦ 万鬱	万鬱	万鬱	万鬱	万鬱	万鬱	万鬱	万鬱	万鬱	万鬱	万鬱	万鬱	万鬱
⑥ 鬱望	鬱望	鬱望	鬱望	鬱望	鬱望	鬱望	鬱望	鬱望	鬱望	鬱望	鬱望	鬱望
⑤ 鬱念	鬱念	鬱念	万鬱	鬱念	鬱念	鬱念	鬱念	鬱念	鬱念	鬱念	鬱念	鬱念
④ 積憂	積憂	積鬱	積憂	積憂	積憂	積憂	積憂	積憂	積憂	積憂	積憂	積憂
③ 万鬱	万鬱	万鬱	万鬱	万鬱	万鬱	万鬱	万鬱	万鬱	万鬱	万鬱	万鬱	万鬱
② 鬱念	鬱念	鬱念	鬱念	鬱念	鬱念	鬱念	鬱念	鬱念	鬱念	鬱念	鬱念	鬱念
① 万鬱	万鬱	万鬱	万鬱	万鬱	万鬱	万鬱	万鬱	万鬱	万鬱	万鬱	万鬱	万鬱
金剛本	謙堂本	内閣本	東大本	東北大本	寛文本	類従本	学習院本	早稲田本				
天文五年	天文一三年	天正二年	天正五年	天正頃	寛文二年	文政二年	明治一八年	明治四〇年				

「鬱」と「一鬱」につくる用語は、手紙文体において普通に使われている用語である。ところが、「万鬱」の用例は極めて少ない。古辞書の採録も無く、大型国語辞典類・漢和辞典類・古文書用語辞典類にも立項されていない。また、中国の主要古典文献（データベース検索による）・中国大型辞書類にも見られない。わずかに、『新撰遊覚往来』に次の例が見出されるだけである。

① 万鬱併期面拝耳。恐々謹言

(金剛本) 二往

② 玉章久絶、守心如隔万里。而今令恩問、明万鬱。

(金剛本) 五返

③ 如仰久不能面拝候間、万鬱無レ極。

(東大本) 六返

④ 遙久不捧拙状、万鬱之至無極候。

(金剛本) 八往

そのうち、①と④の本文における「万鬱」の使用については、諸本に異同が無く、すべて「万鬱」となっている。「万鬱」という語彙は、管見の限りでは中国文献における使用例がないことからして、和製漢語である可能性が高い⁽⁴³⁾。また、この時期に広まったことは間違いない語であり、新語である可能性も高い。

第六節、『新撰遊覚往来』における漢字表記について

この節では、『新撰遊覚往来』の漢字表記の多様性に注目し、九つの諸本における漢字表記の異同について総合的に考察する。同時に、『新撰遊覚往来』のある本が他の本と、どのように関係し、諸本の中で何処に位置付けられるかについての推測も試みる。具体的には、寛文本と謙堂本の漢字表記の異同箇所を抽出し、それについて九つの諸本に対し比較を行う。更に、『新撰遊覚往来』との成立年代が近い古辞書などにより、その表記の性格を調べ、当時の表記意識の一端を明らかにする。なお、この節には表が多いため、この節の表だけで独立させ、節内一五箇所の表を、また一から順に「表①」のように示した。

一、寛文本と謙堂本の漢字表記の異同箇所

「往來物」は『下学集』や節用集などの通俗辞書類と共に発達してきたため、古辞書との対照から『新撰遊覚往来』の表記の性格を調べることがができる。本稿では、主に室町時代から江戸時代までの古辞書を使って、『新撰遊覚往来』がそれぞれの語をどのように漢字表記したか、一般的か特殊か、などの漢字表記の性格について調査する。また、時代による表記のゆれを見るため、平安時代と明治時代の代表的な古辞書も幾つか調査対象に入れた。本稿で参照した古辞書は、四項目あり、以下それぞれの略称を扱う。正式名称などの情報については最後の参考文献に載せてある。

まず、寛文本と謙堂本の漢字表記の異同箇所一二五例について三四項目の古辞書と対照させる。それらについては、以下の表①から表⑨に示した。また、寛文本と謙堂本の異同箇所については、通用・扁揃え・当て字・異表記の四つの現象に分けて検討した。異体字についてはすべて同じに扱い、異同箇所の対象としては除外する。

表①から表⑨において、多くの古辞書に同じ表記が掲載されている場合は、一般的であるとみなし、一つもしくは零だった場合は、特殊として扱う。例えば、表①の「小生」と「小性」の場合、後者のほうが圧倒的に多いことに比べ、前者は二例しかない。この場合は、後者を一般的であるとし、前者を特殊とする。また、古辞書にめったに見られない単語の場合は、一つ、二つ程度でも掲載されていれば一般的なものと扱い、すべての古辞書にない場合のみ特殊として扱う。例えば、表①の「弾棊」と「彈碁」の場合、前者を特殊とし、後者を一般的な表記として扱う。また、一般的であると判断した語彙については○で示し、特殊であれば◎で示す。そして、それぞれの語彙については、寛文本と同じ場合はAで示し、謙堂本と同じ場合はBで示した(以下○と◎、AとBについての表し方は同じ)。

(1)、通用現象 (61例)

「通用」とは、両方に通じて用いること、どれにも用いられること、置き換え可能な関係を指す(通用の概念は便宜的に「日国二版」による。以下、「当て字」についても同じ)。

寛文本と謙堂本の異同箇所一二五例のうち、通用に属するのは六一例である。これらについては、次の表①から表④に示しておく。

表①

黒本	伊京	寮零	運歩	堯空	永祿	弘治	文明	頓要	温故	和玉	明応	色葉	名義	和名	字鏡	謙堂本(B)	寛文本(A)
A		A	A	A	A	A	A B		B		A	A B				儀	義
			B				B	B								儀礼	義礼
																旧儀	旧儀
																法議	法儀
							B									勤学	勤学
A B	A B		A B	A B	A B	A B	A B				A B	A B				委細	委曲
						B	B									広大	広太
		B	B	B	B	B	B				B					百姓	百姓
												B				弾碁	弾碁
A B			A		A B		A B			A B	A B	A B	A B			超	越
B	B		B	B	B	B	A B		B		B	A	A			椅子	椅子
																丹菓	丹菓
			B				A B									靈鷲山	鷲峰山
B	B	A B	B	B	B	B	B	B			B					削物	梳物
			白河	白河		白河								白河		白川院	白河院
							A									堂内	室内
B	B	B	B	B	B	B	B				B					小性	小生
			A				小童									少生	少童

謙堂本(B)	寛文本(A)	言海	へボン	女節用	撮壊	書言	合類	恵空	早大	和漢	両足	下学	広島大	慶長	村井	易林	天正	枳園	饅頭
○	○	A B	A		B		A B	A B								A B		A	
○	◎				B				A										
◎	◎							旧義								旧義			
◎	◎					法義													
○	◎	B	B	B		B		B											B
○	○	A B	B			A B	A	A B		A B	A B		A B	A B	A B	A B	A B	A	A B
○	◎	B	B			B	B	B		B						B			B
○	◎	B	B		A	B		B				B					B	B	B
○	◎	B																	
○	○	A B	A			A B										A B	A B		A
○	○	A B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	A	B	B	B
○	○					丹花	A	B								B			
○	◎					A B		B				B				B			
○	◎							B	B	B			B			B	B	B	B
○	○	白川石		白川		白河	白川	白河・白川		A			白川瀧			白川			
◎	○					A													
○	◎	A 小姓	A B	B		B		小姓		B			B				B	B	B
◎	◎		小童			A 小童		小童								小童			

和玉	明心	色葉	名義	和名	字鏡	謙堂本(B)	寛文本(A)
						謹上	進上
						進上	謹上
	A B	B				仮字	仮名
						蒔絵	蒔画
						他所	他処
						指事	差事
	B					有様	在様
						积子	积氏
	A	A				香呂	香炉
						返進	返牒
		A				五臟	五蔵
						脾臟	脾蔵
		B				肺臟	肺蔵
						肝臟	肝蔵
						心臟	心蔵
		B				腎臟	腎蔵
						八幅一对	八鋪一对
						河鵠	川鵠
						鳳肝	風肝

表③

謙堂本(B)	寛文本(A)	言海	へボン	女節用	撮壤	書言	合類	恵空	早大	和漢	両足	下学	広島大
○	○			A		A	A	A B	A B				
◎	○				A		A	A	A			A	B
○	○	A B	A B	B		B	何方	A B		B	A		
◎	○	A	控物・背旗			捺物							
○	○	A	A B			A B	A	A B	A	A			A
○	○	B	B	B		A B	B	A B	A	A B			A
◎	○	A	A										
○	○	A B	B	A B		A B	A	B					
○	○	B	B	A		B	A	A			A		
◎	○	A				A							
○	○	B			B	A	A	A	A 邏菜	A 邏菜	羅齋	A	A 邏菜
◎	○	A	A			A B	A	A					
◎	○						A	A		A		A	
◎	○	A	A				A	A		A		A	A 独牒
◎	○	A											
◎	○	A	A	A	羯鼓	A	A	A	A	A	A	A	A

撮壤	書言	合類	恵空	早大	和漢	兩足	下学	広島大	慶長	村井	易林	天正	枳園	饅頭	黒本	伊京	寮零	運歩	堯空	永祿	弘治	文明	頓要	温故	
	A B	B	A B	A	A			A B				A		B	A		A	A B	A	A	A	A B		A	
	A B	A	A B	B	B			A B				B		A	B		B	A B	B	B	B	B	A B		B
	A	A	A	B	A B	A	A	A B		A B	A	A B	A	A	A B	A		A	A	A	A	A	A		
B	B	A	B	B	A		A	B			A		B		A		A	B	B	B	B	B	A B	B	B
	B		A B		B						B												B		
		A		A B	A B			A B					A B				A B		A B	A B	A B	A B			
			B	B	B		B	B			B	B	B		B	B	B	B		B	B	B	B		B
	A B																	A	A						
A	A	A	A	A	A	A	A	A		A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	A B		B		B	B			B	B	B			B	B			B	B	B	B	B	B		
	B	B	B		B		B				B		B	B	B	B	B	A	B	B			B		
			B								B														
			B								B							B							
						B												B					A		
			B																						
																		A							
	一幅・一副	一幅	一幅	一幅				一幅			一幅	一幅	一幅					一幅				一幅			

伊京	寮零	運歩	堯空	永祿	弘治	文明	頓要	温故	和玉	明心	色葉	名義	和名	字鏡	謙堂本(B)	寛文本(A)
恐惶	A	恐惶・恐々	恐惶	恐惶・恐々	A恐々	A		恐々		A	恐々				恐惶謹言	恐々謹言
恐惶	A	恐惶・恐々	恐惶	恐惶・恐々	A恐々	A		恐々		A	恐々				恐々謹言	恐惶謹言
恐惶・不宣	A	恐惶・不宣	恐惶	恐惶	A不宣	A不宣				A不宣					不宣謹言	恐惶謹言
		再拝・恐々	再拝	再拝・恐々	再拝・恐々	再拝		再拝・恐々			恐々				再拝謹言	恐々謹言
不具		不具・恐々	不具	不具・恐々	不具・恐々	不具		恐々			不具・恐々				恐々謹言	不具謹言
不具		不具・恐々	不具	不具・恐々	不具・恐々	不具		恐々			不具・恐々				不具謹言	恐々謹言
恐惶	A	恐惶	恐惶	恐惶	A	A誠恐				A					誠恐謹言	恐惶謹言

表④

謙堂本(B)	寛文本(A)	言海	へボン	女節用
○	○	A B	A	A B
○	○	A B	B	A B
○	○	A B	A B	
○	○	B	B	
○	◎	B	B	B
○	○			
○	◎	B	A	
◎	○		A	
◎	○	A	A	
○	◎		B	B
○	◎	B	B	
○	◎			
○	◎			
○	◎			
○	◎	B		
○	◎			
○	◎			一幅
◎	◎			
◎	◎			

謙堂本(B)	寛文本(A)	言海	へボン	女節用	撮壤	書言	合類	恵空	早大	和漢	両足	下学	広島大	慶長	村井	易林	天正	枳園	饅頭	黒本
○	○	恐惶				恐惶	恐惶	A		A			A			A恐々	恐惶		恐惶	A
○	○	恐惶				恐惶	恐惶	A		A			A			A恐々	恐惶		恐惶	A
○	○	恐惶				恐惶・不宣	恐惶	A不宣	不宣	A			A不宣			A	恐惶・不宣		恐惶・不宣	A
○	○	再拝	再拝			再拝	再拝	再拝					再拝			恐々				
○	○	不具	不具			不具	不具	不具				不具				不具・恐々			不具	
○	○	不具	不具			不具	不具	不具				不具				不具・恐々			不具	
○	○	恐惶				誠恐・恐惶	恐惶	A誠恐		A			A			A誠恐	恐惶		恐惶	A

表①から表④の六一例の通用について統計してみると、次の通りである。
 (寛文本)

一般的な表記: 38例

（謙堂本）

特殊な表記…23例

一般的な表記…43例

特殊な表記…18例

（2）、扁揃え現象（6例）

ここでは、古文書・古記録・正倉院文書などで屢々見られる「扁揃え」という現象について取り挙げる。一方の文字の偏旁がもう一方の文字に及ぼす類化現象を扁揃え現象と呼ぶ¹⁴⁴⁾。通用の一種でもある。

寛文本と謙堂本の六例の通用現象については、次の表⑤に示しておく。

表⑤

永禄	弘治	文明	頓要	温故	和玉	明心	色葉	名義	和名	字鏡	謙堂本(B)	寛文本(A)
鵲鴿・鸚鴿	鵲鴿・鸚鴿	鵲鴿		鵲鴿	鵲・鸚	鵲鴿	鵲鴿・鸚鴿				石鴿	鴿鴿
B	B	B		B		B					忠勤	忠勤
伽羅・伽藍	伽羅・伽藍	伽羅・伽藍	A	伽羅		伽羅					茄藍木	伽羅木
安排	安排	安排		桉梅		安排					桉排	桉排
茶園	茶園					茶園					茶園	茶苑
											槍旗	鎗鎭

謙堂本(B)	寛文本(A)	言海	へボン	女節用	撮壤	書言	合類	恵空	早大	和漢	両足	下学	広島大	慶長	村井	易林	天正	枳園	饅頭	黒本	伊京	寮零	運歩	堯空
◎	◎	鶴鴿	鶴鴿	鶴領	鶴鴿	鶴鴿	鶴鴿	鶴領・脊令	鶴領	鶴鴿	鶴鴿・鸚鴿	鶴鴿	鶴領	鶴鴿		鶴鴿	鶴鴿	鶴領	鶴鴿	鶴鴿・脊令	鶴鴿	鶴鴿	鶴鴿	鶴鴿・鸚鴿
○	◎	B				B	B	B		B	B			B	B	B	B		B	B	B		B	B
◎	○	A	伽羅	伽羅・伽藍		伽羅	伽藍	伽羅・伽藍	伽羅・伽藍	伽羅・伽藍	伽藍		伽羅・伽藍		伽藍	伽羅	伽羅	伽羅・伽藍	伽羅	伽羅	伽羅	伽羅	伽羅・伽藍	伽羅・伽藍
◎	◎	安排	塩梅	塩梅	塩梅	A 塩梅	塩梅	安排・塩梅		安排						A	安排		A	安排	安排	安排	安排	安排
◎	◎	茶園	茶園			A		茶園	茶園	茶園	茶園		茶園	茶園	茶園	茶園	茶園	茶園		茶園			茶園	茶園
◎	◎																							

表⑤の六例の扁揃えについてまとめると、次の通りである。

〔寛文本〕

一般的な表記：1例

特殊な表記：5例

〔謙堂本〕

一般的な表記：1例

特殊な表記：5例

(3)、当て字現象 (22例)

漢字本来の意味に関係なく、その音・訓だけを借りて、ある語の表記に漢字を当てる用法を指す。例えば、「浅増(あさまし)」「目出度(めでたし)」「矢張(やはり)」「野暮(やぼ)」の類である。

寛文本と謙堂本の当て字現象二二例について、次の表⑥から表⑦に示しておく。

表⑥

頓要	温故	和玉	明心	色葉	名義	和名	字鏡	謙堂本(B)	寛文本(A)
			A					曲録	曲景
			B					山市晴風	山市青風
								炙昆布	煎昆布
				A				宝縲	宝螺
								番張	番帳
								忠峯	忠岑
								扉文	碑文
								美童	名童
			B					寒山拾得	寒山十徳
	浮線綾		浮線綾					浮泉綾	浮氈綾
			A					青黄牛	政黄牛
	紅糟		A					温槽	温糟
	A	A	A	A	A	A		椀	椀
								本銘	本名
隨身	隨身			隨身				天魔隨身	天魔随心
	A		A	A				正人	聖人

へボン	女節用	撮壤	書言	合類	恵空	早大	和漢	両足	下学	広島大	慶長	村井	易林	天正	枳園	饅頭	黒本	伊京	寮零	運歩	堯空	永禄	弘治	文明	
A		A	A	A	A	A	A		曲椽	A			A	A	A	A	A	A	A		A	A	A	A	A
		B	B	B	B		B	B		B	B	B	B	B			B			B	B	B	B	B	B
					A	A									A										A
				A																					
				番長	反張	A				A			A												番長
					B																				
				B	A								A								A				
				B		B	B	B	B	B		B	B	B	B		B	B			B	B	B	B	B
				浮線綾	浮線綾	浮線綾	浮線綾	B		浮線綾			浮線綾	浮線綾	浮線綾		B	浮線綾	浮線綾	浮線綾	浮線綾	浮線綾	浮線綾	浮線綾	浮線綾
				A		A	A			A			A		A		A		A				A	A	A
				A	紅糟	A紅糟	A紅糟	A	紅糟	A紅糟		A紅糟	紅糟	A紅糟	A	A	A紅糟	A紅糟	A紅糟	紅糟	A	A	A	A	A紅糟
A			A		A	A	A	A	A	A		A		A	A		A	A					A	A	
																				A					
隨身			隨身		隨身		隨身		隨身				隨身				隨身		隨身	隨身	隨身	隨身	隨身	隨身	隨身
A	A		A	A	A	A	A		A	A			A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A

饅頭	黒本	伊京	寮零	運歩	堯空	永禄	弘治	文明	頓要	温故	和玉	明応	色葉	名義	和名	字鏡	謙堂本(B)	寛文本(A)
																	雪中落雁	雪中落敵
																	墨統	墨付
		B		B	B	B		B					横被・横帔				横尾	横皮
				果李木				菓李木	A	菓李木			A				花輪木	花梨木
																	頭輔卿	昭輔三位
																	十不満	十不足

表⑦

謙堂本(B)	寛文本(A)	言海
◎	○	A
○	◎	晴嵐
◎	○	
◎	○	
◎	◎	
◎	○	A
◎	○	
○	◎	
◎	◎	浮線綾
◎	○	
◎	○	
◎	○	A
◎	○	A
○	◎	隨身
◎	○	A B

謙堂本(B)	寛文本(A)	言海	へボン	女節用	撮壤	書言	合類	恵空	早大	和漢	両足	下学	広島大	慶長	村井	易林	天正	枳園
○	◎	落雁	落雁	落雁		落雁		落雁				落雁						
◎	○	A																
○	◎					B	横被	横被			B	B			B	B横被		B
◎	○			欄木	花梨木・果李木		花欄木					果李木						菓李
◎	◎																	
◎	◎																	

表⑥から表⑦の二二例の当て字について統計してみると、次の通りである。
 (寛文本)

一般的な表記…13例
 特殊な表記…9例

謙堂本(B)	寛文本(A)	言海	へボン	女節用	撮壤	書言	合類	恵空	早大	和漢	両足	下学	広島大	慶長	村井	易林	天正	枳園	饅頭	黒本	伊京	寮零
○	◎	B	讚歎			讚歎	B	讚歎	讚歎	讚歎			讚歎			B 讚歎	讚歎			讚歎		讚歎
○	○	A B	B			A B		A B	B	B		B	B			A B	B	A B	A B	B		B
○	◎	B				B		B								B						
○	◎	A																				
○	◎							B												B		
○	◎																					
◎	○	A						A									A					
◎	○	A	A	A		A	A	A	A	A		A	A			A	A	A	A	A	A	A
◎	◎	料足				A 料足		料足	料足		料足					料足	料足	料足	料足	料足		
○	○	A B	A B	B		B	B	B			B		B	B	B	B		B	B			
◎	○																	B				
◎	○		A																			
○	◎			B		B	B		B													
◎	○	A			A	A	A	A		A		A	A			A	A	A	A	A	A	A
◎	○	A			A	A	A	A		A B			A			A	A	A	A	A	A	A
◎	○	A				A	A	A	A	A		A				A	A	A	A	A	A	A
○	○	B	A			A B		A B			B		B		B	A		A	A			
○	◎	B	B	B		B	B	A B	B	B	B	B	B		B	A B	B	B	B			B
◎	○	A	A	A		A			A				A	A		A	A		A	A		

表⑨

慶長	村井	易林	天正	枳園	饅頭	黒本	伊京	寮零	運歩	堯空	永祿	弘治	文明	頓要	温故	和玉	明心	色葉	名義	和名	字鏡	謙堂本(B)	寛文本(A)
	B	A B	B	B		B	B	B	A B		B	B	B	A	A B		B					呉綾	魚綾
															B							雨露	雨前
																						海岸	海此岸
																						遠山雲井	遠山雲行
		B																B 係念				繫念	尽念
																		蘓莫者				蘇莫	蘇摩子
		B																				妙典	妙曲
		B	B	B								B	B				B					串柿	串指
									A													両縁	両流
																						細編	楊編
																						枝際	枝条
																						仁豆	仁頭
																						牛行角折	牛片角折
																						衣襟	衣袴
																						百飲	万飲
																						枕笛	龍笛
																						茶摺	茶搦

謙堂本(B)	寛文本(A)	言海	へボン	女節用	撮壤	書言	合類	恵空	早大	和漢	兩足	下学	広島大
○	○	魚陵				A	A	B	B	B	B	B	B
○	◎	B	B										
○	◎	B	B			B							
○	◎	雲居・雲井	雲居			雲居							
○	◎	懸念	懸念			懸念		B					
○	◎				蘇莫者								
○	◎					B	B						
○	◎	B串刺	B			B貫架		B	B				B
◎	○												
◎	◎												
◎	◎												
◎	◎												
◎	◎												
◎	◎												
◎	◎												
◎	◎												

表⑧から表⑨の三六例の異表記について統計してみると、次の通りである。

〈寛文本〉

一般的な表記：13例

特殊な表記：23例

〈謙堂本〉

一般的な表記：18例

特殊な表記：18例

二、諸本の漢字表記の比較

これまでに見てきた寛文本と謙堂本の異同箇所一二五組の語彙について、九つの諸本に対し比較統計する。それらについては、次の表⑩から表⑬に示しておく。

1、通用現象

表⑩

紙面	室内	禽獸	濃墨	川鷗	釈氏	刑部卿	御坊	赤	養性	如何様	白河院	梳物	鷲峰山	丹菓	而已	椅子	寛文本(A)
○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	○	○	○	○
貴面	堂内	虫獸	厚墨	河鷗	釈子	形部卿	御房	又	養生	何様	白川院	削物	靈鷲山	丹菓	耳	椅子	謙堂本(B)
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B	B	B	A	A	B	B	B	A	B	A	B	A	鷲嶺山	A	A	A	金剛本
◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	◎	◎	○	○	○	○
B	A	B	古墨	A	B	形部	B	B	A	B	A	A	A	B	B	A	内閣本
◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	◎	◎	○	○	○	○
B	B	B	滋墨	鷗	B	B	B	B	A	B	A	A	A	A	尽	A	東大本
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	◎	◎	○	○	○	○
B	B	B	古墨	B	B	B	B	B	B	B	白河	A	A	B	B	A	東北大本
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	◎	◎	○	○	○	○
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	A	B	類従本
○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	○	○	○	○
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	学習院本
○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	○	○	○	○
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	早稲田本
○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	○	○	○	○

囉齋	指物	越	百姓	義礼	義	勤学	委曲	広太	弾碁	謹上	進上	差事	返牒	態	面謁	少童	小生	恐々謹言	恐惶謹言	恐惶謹言	不具謹言	恐々謹言	恐々謹言	恐惶謹言
○	○	○	◎	◎	○	◎	○	◎	◎	○	○	○	◎	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○
邏齋	差物	超	百姓	儀礼	儀	勤学	委細	広大	弾碁	進上	謹上	指事	返進	能	面拜	少生	小性	恐惶謹言	恐々謹言	不宣謹言	恐々謹言	再拜謹言	不具謹言	誠恐謹言
○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○
A	A	B	B	×	B	B	B	B	B	A	B	B	B	A	B	少性	A	A	B	B	B	A	B	恐々謹言
○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○
B	A	×	B	B	B	勸学	B	B	B	A	B	B	B	A	B	少性	少性	A	B	B	謹言	A	A	A
○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○
B	A	B	A	B	B	B	A	B	B	A	B	B	B	A	B	少性	少性	A	B	B	謹言	B	B	恐々謹言
○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○
囉菜	A	×	B	B	B	B	A	B	B	B	A	B	B	A	B	少性	×	A	B	B	B	謹言	A	恐々謹言
○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	×	○	○	○	○	○	○	○
A	A	A	A	A	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
○	○	○	◎	◎	○	◎	○	◎	◎	○	○	○	◎	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
○	○	○	◎	◎	○	◎	○	◎	◎	○	○	○	◎	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
○	○	○	◎	◎	○	◎	○	◎	◎	○	○	○	◎	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○

B の数	A の数	◎ の数	○ の数	法 儀	旧 儀	仮 名	風 肝	八 鋪 一 対	腎 藏	心 藏	肝 藏	肺 藏	脾 藏	五 藏	独 粘	三 粘	五 粘	羯 鼓	香 炉	在 様	他 処	詩 画
		23	38	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	◎	◎	○
				法 議	旧 議	仮 字	鳳 肝	八 幅 一 対	腎 藏	心 藏	肝 藏	肺 藏	脾 藏	五 藏	独 粘	三 粘	五 粘	羯 鼓	香 呂	有 様	他 所	詩 絵
		18	43	◎	◎	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○
28	27			A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	独 粘	A	B	B	B	B	他 郷	B
		24	36	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	○	○	○
24	23			客 議	A	A	B	八 補 一 対	A	A	A	A	A	×	独 粘	A	B	B	A	×	他 郷	×
		23	35	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×	○	○	◎	◎	○	×	×
29	24			A	A	A	B	A	A	A	A	A	A	B	独 粘	B	B	B	A	A	B	A
		26	35	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	○	◎	○	○
32	18			A	A	B	B	A	A	A	A	A	A	A	独 粘	三 粘	B	B	B	×	B	B
		24	34	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	×	○	○
10	51			A	A	A	B	A	B	B	B	B	B	B	A	A	A	A	A	A	A	A
		17	44	◎	◎	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	○
0	61			A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
		23	38	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	◎	◎	○
0	61			A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
		23	38	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	◎	◎	○

2、扁揃え現象

寛文本(A)	謙堂本(B)	金剛本	内閣本	東大本	東北大本	類従本	学習院本	早稲田本
寛文本(A)	謙堂本(B)	金剛本	内閣本	東大本	東北大本	類従本	学習院本	早稲田本
鴿	石鴿	鴿	鴿	鴿	鴿	鴿	鴿	鴿
忠勤	忠勤	鴿	鴿	鴿	鴿	鴿	鴿	鴿
伽羅木	茄藍木	鴿	鴿	鴿	鴿	鴿	鴿	鴿
按排	椀排	鴿	鴿	鴿	鴿	鴿	鴿	鴿
鎗旗	椀旗	鴿	鴿	鴿	鴿	鴿	鴿	鴿
茶苑	茶園	鴿	鴿	鴿	鴿	鴿	鴿	鴿
○の数	○の数	○の数	○の数	○の数	○の数	○の数	○の数	○の数
1	1	1	0	1	1	1	1	1
◎の数	◎の数	◎の数	◎の数	◎の数	◎の数	◎の数	◎の数	◎の数
5	5	5	6	5	5	4	5	5
Aの数	Aの数	Aの数	Aの数	Aの数	Aの数	Aの数	Aの数	Aの数
2	3	2	3	2	1	5	6	6
Bの数	Bの数	Bの数	Bの数	Bの数	Bの数	Bの数	Bの数	Bの数
3	4	3	4	4	1	1	0	0

表⑪

3、当て字現象

寛文本(A)	謙堂本(B)	金剛本	内閣本	東大本	東北大本	類従本	学習院本	早稲田本
寛文本(A) <td>謙堂本(B)</td> <td>金剛本</td> <td>内閣本</td> <td>東大本</td> <td>東北大本</td> <td>類従本</td> <td>学習院本</td> <td>早稲田本</td>	謙堂本(B)	金剛本	内閣本	東大本	東北大本	類従本	学習院本	早稲田本
浮氈綾	浮泉綾	浮線綾	浮広線綾	浮線綾	浮線綾	浮線綾	浮線綾	浮線綾
○	○	○	○	○	○	○	○	○
碑文	扉文	扉文字	B	B	B	B	B	B
○	○	○	○	○	○	○	○	○
名童	美童	B	B	B	B	B	B	B
○	○	○	○	○	○	○	○	○
山市青嵐	山市晴嵐	山市清嵐	山市之青嵐	B	B	B	B	B
◎	○	○	○	○	○	○	○	○
政黄牛	青黄牛	B	B	B	B	B	B	B
○	○	○	○	○	○	○	○	○
温槽	温槽	A	紅槽	A	紅槽	A	A	A
○	○	○	○	○	○	○	○	○
番帳	番張	A	A	A	A	A	A	A
○	○	○	○	○	○	○	○	○

表⑫

B の 数	A の 数	◎ の 数	○ の 数	宝 螺	曲 録	忠 岑	寒 山 十 徳	十 不 満	本 名	花 梨 木	煎 昆 布	横 皮	墨 付	雪 中 落 巖	聖 人	昭 輔 三 位	天 魔 随 心	樵
		9	13	○	○	◎	◎	◎	○	○	○	◎	○	◎	○	◎	◎	○
				宝 螺	曲 録	忠 岑	寒 山 拾 得	十 不 満	本 銘	花 輪 木	炙 昆 布	横 尾	墨 統	雪 中 落 雁	正 人	頭 輔 卿	天 魔 随 身	樵
		16	6	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	○	◎	○	◎	◎	○	◎
11	8			A	B	B	B	A	B	A	B	A	B	A	B	B	A	B
		16	6	○	◎	○	○	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
13	5			A	B	B	A	B	B	A	B	B	B	A	B	B	天 魔 降 府	B
		16	6	○	◎	○	◎	◎	◎	○	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
10	8			法 螺	A	B	寒 山 拾 徳	A	A	A	炎 昆 布	B	B	A	B	B	A	B
		14	8	◎	○	○	◎	◎	○	○	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
11	7			A	B	B	B	B	A	A	A	横 被	B	雪 中 落 玉	B	B	A	A
		11	11	○	◎	○	○	◎	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	○
0	22			A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
		9	13	○	○	◎	◎	◎	○	○	○	◎	○	◎	○	◎	◎	○
0	22			A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
		9	13	○	○	◎	◎	◎	○	○	○	◎	○	◎	○	◎	◎	○
0	22			A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
		9	13	○	○	◎	◎	◎	○	○	○	◎	○	◎	○	◎	◎	○

4、異表記

表⑬

盤涉	黒塗	讃談	芸能	串指	蘇摩子	尽レ念	海此岸	雨前	妙曲	懺法	何人	涼レ肝	愚鬱	恐悦	思恭	羊革	魚綾	侍従	兄卿	夷狄	興行	寛文本(A)
○	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	○	○	◎	○	○	◎	○	○	○
盤沙	黒漆	讃嘆	芸態	串柿	蘇莫	繫レ念	海岸	雨露	妙典	呂律	誰人	冷レ肝	恐鬱	喜悦	思教	羊皮	呉綾	侍衛	兄公	邊土	始行	謙堂本(B)
◎	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	◎	◎	○	○	○	◎	○	○	◎	○	○	○	◎
A	B	B	A	A	蘇魔古	B	海紫岸	A	B	B	A	A	B	A	A	A	B	B	A	都鄙田舎	A	金剛本
○	○	○	○	◎	◎	○	◎	◎	○	◎	○	◎	○	○	○	◎	○	◎	◎	○	○	○
A	B	B	A	×	蘇莫呼	×	B	B	妙	A	B	A	強鬱	A	A	B	漢綾	B	A	都鄙田舎	B	内閣本
○	○	○	○	×	○	×	○	○	×	○	◎	◎	◎	○	○	○	○	◎	◎	○	◎	◎
A	B	讃歎	A	A	B	B	A	A	B	B	A	A	A	B	A	B	漢綾	B	A	都鄙田舎	執行	東大本
○	○	○	○	◎	○	○	◎	◎	○	◎	○	◎	◎	○	○	○	○	◎	◎	○	○	◎
A	B	稱嘆	A	A	蘇莫呼	B	B	B	妙	A	A	B	A	A	A	B	B	B	B	都鄙田舎	B	東大本
○	○	◎	○	◎	○	○	○	○	×	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎	○	○	○	◎
A	A	B	A	A	A	A	A	A	A	A	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	類従本
○	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	○	○	◎	○	○	◎	○	○	○
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	学習院本
○	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	○	○	◎	○	○	◎	○	○	○
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	早稲田本
○	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	○	○	◎	○	○	◎	○	○	○

Bの数	Aの数	◎の数	○の数	衣袴	万飲	牛片角折	遠山雲行	楊編	両流	枝条	龍笛	龍足	仁頭	茶櫺	面拜	沈香	開白
		23	13	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	◎
				衣襟	百飲	牛行角折	遠山雲井	細編	両縁	枝際	枕笛	龍走	仁豆	茶摺	高問	沈檀	開關
		18	18	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	○
13	16			B	A	A	遠山雲引	B	A	A	A	B	仁足	茶櫺	高問	B	B
		20	16	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	○
14	13			A	A	半行角折	B	B	A	B	A	B	B	B	高問	A	A
		17	16	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	◎
14	16			B	A	A	遠山雲引	A	A	B	A	B	A	B	高問	B	B
		20	16	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	○
14	14			B	A	B	遠山簪雲	櫻韃	A	A	A	虎爪	B	B	高問	A	A
		16	19	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	◎
3	32			A	A	A	A	A	A	A	A	B	仁足	A	A	A	A
		23	13	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	◎
1	35			A	A	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
		23	13	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	◎
0	36			A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
		23	13	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	◎

三、諸本の漢字表記の性格

これまで見てきたように、諸本の漢字表記には多様性が顕著である。原本の成立は室町時代であるが、後世になって出版された刊本系は原本とかなりの差がある。諸本の漢字表記の性格と相互関係を見るため、表⑩から表⑬までの内容について更にまとめて、次の表⑭と⑮に示す。

表⑭は九つの諸本における一二五例の単語の一般的な表記と特殊な表記の数について項目別にまとめたりストである。

表⑭

総数 (125例)	異表記 (36例)	当て字 (22例)	扁揃え (6例)	通用 (61例)		
65	13	13	1	38	○	寛文本
60	23	9	5	23	◎	
68	18	6	1	43	○	謙堂本
57	18	16	5	18	◎	
59	16	6	1	36	○	金剛本
65	20	16	5	24	◎	
57	16	6	0	35	○	内閣本
62	17	16	6	23	◎	
60	16	8	1	35	○	東大本
65	20	14	5	26	◎	
65	19	11	1	34	○	東北大本
56	16	11	5	24	◎	
72	13	13	2	44	○	類従本
53	23	9	4	17	◎	
65	13	13	1	38	○	学習院本
60	23	9	5	23	◎	
65	13	13	1	38	○	早稲田本
60	23	9	5	23	◎	

表⑭から、次のような諸本の関係が見える。

〈通用から〉

○ ○の数が圧倒的多い…

謙堂本・類従本

○ ○の数が多い…

金剛本・内閣本・東大本・東北大本・寛文本・学習院本・早稲田本

〈扁揃えから〉

○ 扁揃えは諸本全体において特殊な表記が多い。

〈当て字から〉

○ ○の数がやや多い…

寛文本・類従本・学習院本・早稲田本

○ ○と◎の数が同じ…

東北大本

◎ ◎の数が圧倒的多い…

謙堂本・金剛本・内閣本

◎ ◎の数が多い…

東大本

〈異表記から〉

○ ○の数がやや多い…

東北大本

（総数から）

- ㊦ ○と◎の数がほぼ同じ… 謙堂本・内閣本
- ㊧ ◎の数が圧倒的多い… 寛文本・類従本・学習院本・早稲田本
- ㊨ ◎の数がやや多い… 金剛本・東大本
- ㊩ ○の数が圧倒的多い… 謙堂本・東北大本・類従本
- ㊪ ○の数がやや多い… 寛文本・学習院本・早稲田本
- ㊫ ◎の数がやや多い… 金剛本・内閣本・東大本

「往来物」の殆どは日常的な事柄を題材に構成されている。そして、『新撰遊覚往来』は歴とした教科書であったため、成立当時における一般的な表記を採用している可能性が高いことが予測される。しかし、表⑭の総数から分かるように、『新撰遊覚往来』の諸本は、どれも一般的な表記と特殊な表記とがほぼ同じ比率で使われている。また、大きな差は認められないが、相対的に見れば刊本系諸本のほうが古写本系よりも一般的な表記を多用していることが分かる。特に類従本は一般的な表記が七二例もあって、諸本のうち最も多い。

表⑮は九つの諸本における一二五例の単語の、AとBの数について項目別にまとめたりリストである。

表⑮

総数 (125例)	異表記 (36例)	当て字 (22例)	扁揃え (6例)	通用 (61例)		
					A	B
53	16	8	2	27	A	金剛本
55	13	11	3	28	B	金剛本
44	13	5	3	23	A	内閣本
53	14	13	2	24	B	内閣本
50	16	8	2	24	A	東大本
57	14	10	4	29	B	東大本
40	14	7	1	18	A	東北大本
61	14	11	4	32	B	東北大本
110	32	22	5	51	A	類従本
14	3	0	1	10	B	類従本
124	35	22	6	61	A	学習院本
1	1	0	0	0	B	学習院本
125	36	22	6	61	A	早稲田本
0	0	0	0	0	B	早稲田本

表⑮から、次のような諸本の関係が見える。

〈通用から〉

- ① Aの数が圧倒的多い… 寛文本・類従本・学習院本・早稲田本
- ② AとBの数がほぼ同じ… 金剛本・内閣本
- ③ Bの数が圧倒的多い… 謙堂本・東北大本
- ④ Bの数がやや多い… 東大本

〈扁揃えから〉

- ① Aの数が圧倒的多い… 寛文本・類従本・学習院本・早稲田本
- ② AとBの数がほぼ同じ… 金剛本・内閣本
- ④ Bの数が多い… 謙堂本・東大本・東北大本

〈当て字から〉

- ① Aの数が圧倒的多い… 寛文本・類従本・学習院本・早稲田本
- ③ Bの数が圧倒的多い… 内閣本
- ④ Bの数がやや多い… 金剛本・東大本・東北大本

〈異表記から〉

- ① Aの数が圧倒的多い… 寛文本・類従本・学習院本・早稲田本
- ② Aの数がやや多い… 金剛本・東大本・
- ③ AとBの数がほぼ同じ… 内閣本・東北大本
- ④ Bの数が圧倒的多い… 謙堂本

〈総数から〉

- ① Aの数が圧倒的多い… 寛文本・類従本・学習院本・早稲田本
- ② AとBの数がほぼ同じ… 金剛本
- ③ Bの数が圧倒的多い… 謙堂本
- ④ Bの数がやや多い… 内閣本・東大本・東北大本

このように、表⑮からは諸本の相互関係が推測できる。まず、AとBの総数の多少によって、刊本系(寛文本・類従本

・学習院本・早稲田本)と古写本系(謙堂本・内閣本・東大本・東北大本)に分けられる。しかし、現存する最も古い写本である金剛本については、どちらにも類別できないことは注目すべきである。金剛本だけが他の古写本と違い、古写本と版本の性格を兼ね備えている。

第七節、傍訓から見た『新撰遊覚往来』

『新撰遊覚往来』の諸本のうち、江戸期の版本である寛文本は、無訓の多い他の写本に比べ、本文の漢字全体に振り仮名が施されているのが特徴である。

もともと手習いの手本としての往来物は無点無訓であるが、江戸期の版本は素読の教材としても利用されたので、訓点を施しているのである。このような変更の方式を取った重要な契機は、手本より読本への使用方途の転換と、移り変わる時代の要求に順応しようとする努力であったと考えられる。また、『明衡往来』などと同じように、手習手本としてよりも読本として、より多く使用されるようになり、記載内容の正確さと幅広さが要求された結果でもある。

他に、寛文本の傍訓は異訓が多く、そのうち、特殊な読みを用いている場合も少なからず見られる。それらについて六つの諸本⁴⁵⁾に対し比較分析を行う。

一、読みの異同箇所分析

① 「酸味」

寛文本 「薬師肝蔵木音春季青色酸味(さんー)眼根東方胡麻穀也」

金剛本 「薬師肝蔵木音春季青色酸味(スキー)眼根東方胡麻穀也」

謙堂本 「薬師肝蔵木音春季青色酸味(スキーヒ)眼根東方胡麻穀也」

内閣本 「肝・蔵木音青色酸味眼根東方春季麻穀」

東大本 「薬師肝之蔵木音春季青色酸味眼根東方胡麻穀也」

東北大本 「肝蔵木音春季青色酸味眼根東方麻穀」

寛文本の読みは「さんみ」、金剛本と謙堂本の読みは「すきあぢはひ」となっている。

次に、当該語「酸味」について、他の文献資料に見られる用例を見てみる。

* 不思議な鏡 「少し酸(ス)みの耗(へ)った所で」

また、古辞書のほうは、和英語林集成に「Sammi サンミ 酸味」とある。

② 「寤寐」

寛文本 「心者侍ニ君辺片時無レ奉レ忘寤寐(ごみ)弥思レ之」

金剛本 「心侍ニ君辺片時無レ奉レ忘事寤寐思レ之」

謙堂本 「心在ニ君辺一片時無ニ奉レ忘事ニ寤寐(ネテモサメテモ)弥思レ之」

内閣本 「心在ニ君辺一片時無ニ忘事ニ寤寐弥思」

東大本 「心在君辺片時無奉忘事寤寐(ネテモサメテモ)弥思之」

東北大本 「心在君辺片時無忘事寤寐弥思」

寛文本の読みは「ごみ」、謙堂本と東大本は「ネテモサメテモ」である。「寤寐」は目がさめている時と寝ている時とを指す。

次に、当該語「寤寐」について、他の文献資料に見られる用例を見てみる。

* 今昔物語集

「日夜寤寐(ごび)ニ法花経ヲ読誦シテ更ニ余ノ思ヒ無シ。」

* 十訓抄

「生身の普賢を見奉るべきよし、寤寐(ごび)に祈請し給ひけるに、」

* 信長記 一五、信長公東国御進発

「人に長たる者は、昼夜寤寐(ごみ)、一生工案、此ところにあるべきやの事」

* 洒落本

「女郎衆にうつつをぬかし、寤寐(ごみ)とねてもさめてもわすれやらぬ」

また、古辞書に見られる用例は次の通りである。

色葉字類抄 「寤寐 ゴビ」

文明本節用集 「寤寐 コミ」「寤寝 ネテモサメテモ」

日葡辞書 「Gomi (ゴミ) 〈訳〉眠っている時、目ざめている時」

③ 「錦革」

寛文本 「樂器之具者先樺装束漢竹横笛奇竹高麗笛金形之錦革(きんかく)袋入レ之」

金剛本 「儲処之樂器之具足者先樺装束之漢竹之横笛奇竹高麗笛入ニ金形之錦之革(キーハ)袋」

謙堂本 「儲処之樂器之具足者先梳裝束之漢竹之横笛寄竹高麗笛入金形之錦之革（一キノ）袋」
 内閣本 「伺儲之所樂器者樺裝束漢竹横笛寄竹高麗笛入金形錦革（一カワ）袋」
 東大本 「儲処樂器具足先梳裝束漢竹横笛寄竹高麗笛入金縑錦革袋」
 東北大本 「儲之処樂器樺裝束漢竹横笛寄竹高麗笛入金形錦革袋」

寛文本の読みは「きんかく」、金剛本・謙堂本・内閣本は「にしきのかわ（は）」である。「錦革」とは、織物の錦に似せて文様を染め出した鹿革、錦の文様に似せて表現した染革のことを言う。

次に、当該語「錦革」について、他の文献資料に見られる用例を挙げてみる。

* 春のみやまぢ 「なまじひにしきがはをゆりたる身にて、此かはをはかんこといかがあるべきとなり」

* 増鏡 一〇・老のなみ 「藤大納言為氏無文のふすべ革、其外色々のにしきかは・藍皮」

* 浄瑠璃・頼光跡目論 三

「四番ににしきかわの鎧に浅葱（あさぎ）の母衣（ほろ）かけ革毛（あしけ）の馬に乗ったるは誰なるぞ」

④ 「簾」

寛文本 「柏装束胡竹簾（しやう）有紫檀家」

金剛本 「柏装束胡竹簾在紫檀家」

謙堂本 「柏装束之胡竹之簾（ヒチリキ）在紫檀之家」

内閣本 「柏装束胡竹簾（ヒチリキ）在紫檀家」

東大本 「柏装束胡竹簾（ヒチリキ）在紫檀家」

東北大本 「柏装束胡竹簾在紫檀家」

寛文本の読みは「しやう」、謙堂本・内閣本・東大本は「ヒチリキ」である。「簾」は管楽器の一種である。次に、当該語「簾」について、他の文献資料に見られる用例を見てみる。

* 井原西鶴集 四・新可笑記 「昼は伏してやはんにいで、せうを吹きはらつづみを打つ音をなし」

* 浄瑠璃・妹背山婦女庭訓

「むんずと座…機嫌をとりかぶと、しらぶる笛や簫(しやう)、箏、太鼓の、こゑもけいとくに」
また、古辞書に見られる用例は次の通りである。

伊呂波字類抄・文明本節用集 「簫 セウ」
伊京集・天正十八年本節用集 「簫 ひちりき」

⑤ 「帶口白」

寛文本 「裱装束胡竹簫有ニ紫檀家ニ帶口白(たいこうじろ)大和竹笙笛入ニ蒔画之箱」
金剛本 「裱装束胡竹簫在ニ紫檀家入ニ帶口白(ヲヒーシ)大和竹笙納ニ蒔絵箱」
謙堂本 「裱装束之胡竹之簫在ニ紫檀之家ニ帶口白(ヲヒーシー)大和竹之笙笛納ニ蒔絵之箱」
内閣本 「裱装束胡竹簫在紫檀家帶口白大和竹笙笛ニ納蒔絵箱」
東大本 「裱装束胡竹簫在紫檀家帶口白大和竹笙笛納蒔絵箱」
東北大本 「裱装束胡竹簫在紫檀家帶口白大和竹笙納蒔絵箱」

寛文本の読みは「たいこうじろ」、金剛本と謙堂本は「おびくちじろ」である。

⑥ 「花机」

寛文本 「仏壇花机(くわき)螺鈿金物錦之天蓋唐綾之宝緻細綺幡」
金剛本 「仏壇花机打ニ螺鈿金物錦天蓋唐綾之宝幢細綺玉幡」
謙堂本 「仏壇花机打ニ螺鈿之金物錦天蓋唐綾宝緻綺幡」
内閣本 「仏壇花机打螺鈿金物錦天蓋唐綾宝緻綺幡」
東大本 「仏壇花机打ニ螺鈿金物錦天蓋唐綾宝緻玉珠」
東北大本 「仏壇花机打螺鈿金物錦天蓋唐綾宝緻綺幡」

寛文本の読みは「くわき」、他本は無訓である。「花机」は仏前に据え置く経や仏具などを載せる机を指し、花形の模様
様が彫刻されたものである。

次に、当該語「花机」について、他の文献資料に見られる用例をしてみる。

* 宇津保物語・嵯峨院 「御読経の所は、はなつくゑ・経どもつみたり」

* 源氏物語・賢木 「仏の御かざり、花つくゑのおほひ等まで」

* 栄花物語・音楽 「仏の御前に螺鈿の花づくえ、同じ螺鈿の高坏ども、黄金の仏器どもを据ゑつつ奉らせ給へり」

⑦ 「前机」

寛文本 「玉珠花縵金玉羅網高座礼盤前机(ぜんき)磨レ具有ニ蒔画ニ」

金剛本 「玉幡花縵金玉羅網高座礼盤前机(一へ一)磨貝有ニ蒔絵ニ」

謙堂本 「玉珠花縵金玉羅網高座礼盤前机(一へツクへ)磨ニ乱貝ニ有ニ蒔絵ニ」

内閣本 「玉珠花・縵金玉羅網高座礼盤前机磨ニ貝ニ有ニ蒔絵ニ」

東大本 「玉珠花縵金玉羅網高座礼盤前机磨レ具有蒔画」

東北大本 「玉珠花縵金玉羅網高座礼盤前机等磨貝有蒔絵」

寛文本の読みは「ぜんき」、金剛本・謙堂本は「まへづくえ」である。「前机」は仏壇の前に置き、仏具を載せる机を指す。

次に、当該語「前机」について、他の文献資料に見られる用例をしてみる。

* 浮世草子・新色五卷書 三・四 「真鍮鶴亀の蠟燭立、同花瓶(略)唐草惣金の前机(マヘツクへ)」

⑧ 「六輪」

寛文本 「纏網緑半畳高麗縁疊於ニ仏具ニ者六輪(一りん)錫杖水牛如意」

金剛本 「纏網半畳高麗縁疊於ニ仏具ニ者六輪錫杖水牛如意」

謙堂本 「纏網緑半畳高麗縁疊於ニ仏具ニ者六輪(一ツ)錫杖水牛如意」

内閣本 「纏網半畳高麗縁疊於ニ仏具ニ者六輪錫杖水牛如意」

東大本 「纏網半畳高麗縁疊於ニ仏具者六輪錫杖水牛如意」

東北大本 「纏網半畳高麗縁疊於ニ仏具者六輪錫杖水牛如意」

寛文本の読みは「ろくりん」、謙堂本は「むつわ」である。

⑨ 「持金剛」

- 寛文本 「讚衆持金剛(ぢこんがう) 執蓋輿昇持幡供花之在様伽陀梵唄之勢」
金剛本 「讚衆持金・剛執蓋輿昇持幡供花有様伽陀梵唄之勢」
謙堂本 「讚衆持三金剛(一子) 執蓋輿・昇持幡供花之有様伽陀梵唄之勢」
内閣本 「讚衆持・金・剛泉執蓋輿昇持幡」
東大本 「讚衆持金剛執蓋輿昇持幡供花在様伽陀梵唄之勢」
東北大本 「賛衆持金剛輿昇持幡」

寛文本の読みは「ぢこんがう」、謙堂本は「こんがうをもつ」である。

次に、当該語「持金剛」について、他の文献資料に見られる用例を試みる。

* 大日経 一 「一切持三金剛者、皆悉集会」

* 今昔物語集 一 「習性。瓔珞で美しく装い、手に金剛杵を持ち、足には蓮華の花蕊を踏み」

* 室町物語草子集・熊野本地絵巻

「滝尻、浜の宮、米持金剛(めぢこんがう)、何れも何れも後に忠勤をなせし人々なり。」

⑩ 「白裳」

- 寛文本 「白裳(はくしやう) 縑奴袴袴下袴浮氎綾表袴練貫襪黒漆鼻広」
金剛本 「白裳線奴袴浮氎綾表袴練貫襪黒漆鼻広」
謙堂本 「白裳(一毛) 縑奴袴浮泉綾表袴練貫襪黒漆鼻広」
内閣本 「白裳(一口キ毛) 編奴・袴浮広線綾表・袴練貫襪黒漆鼻高」
東大本 「白裳(一毛) 編奴浮線綾表袴練貫襪黒漆鼻広」
東北大本 「白裳縑奴袴浮線綾表袴練貫襪黒漆鼻広」

寛文本の読みは「はくしやう」、謙堂本・内閣本・東大本は「しろきも」となっている。

⑩ 「苦味」

寛文本 「宝性仏心蔵火音夏季赤色苦味(くみ)舌根南方麦穀也」

金剛本 「宝生仏心蔵火音夏季赤色苦味(ニカキ)舌根南方麦穀也」

謙堂本 「宝性仏心蔵火音夏季赤色苦味(ニカキ)舌根南方麦穀也」

内閣本 「心蔵火音夏・季赤色苦味(ニカキ)舌根南方麦穀也」

東大本 「宝性仏心蔵火音夏季赤色 舌根南方麦穀」

東北大本 「心蔵火音夏季赤色苦味舌根南方麦穀」

寛文本の読みは「くみ」、金剛本・謙堂本・内閣本は「にがきあぢはひ」である。

次に、当該語「苦味」について、他の文献資料に見られる用例を見てみる。

* 夫婦 「彼の性情は酸味苦味(クミ)がない」

* 黒い眼と茶色の目 「自己の嘗めた廻り道の恐ろしい苦味(クミ)を懇々と説いた」

* 近世説美少年録 「城蔵は兄に似ず、今茲は二十五歳なるべし、男態苦味(にがみ)ありて、」

また、古辞書のほうは、文明本節用集に「苦 ニガキ」とある。

⑪ 「甘味」

寛文本 「然者宮者司一越調呂大日脾蔵土用土音黄色甘味(かんみ)意根中央黍穀也」

金剛本 「然者宮者司一越調呂大日脾蔵土音土用黄色甘味意根中央黍穀也」

謙堂本 「然者宮者司一越調呂大日脾蔵土音土用黄色甘味(一キ)意根中央黍穀也」

内閣本 「然者宮者司一越調呂脾蔵土音土用黄色甘味意根中央黍穀」

東大本 「然者宮司一越調呂大日脾蔵土音土用黄色甘味(アマキ)意根中央黍穀也」

東北大本 「然者宮者司一越調呂脾蔵土音土用黄色甘味意根中央黍穀」

寛文本の読みは「かんみ」、謙堂本と東大本は「あまきあぢはひ」である。

⑬ 「鷹爪」

- 寛文本 「於ニ般若寺ニ者録山水厄於ニ伊勢ニ者小山寺之雲映雀舌鷹爪(たかのつめ)」
金剛本 「於ニ般若寺ニ録山水厄中後煙於ニ伊勢小山寺ニ雲映雀舌鷹爪」
謙堂本 「於ニ般若寺ニ録山水厄午後煙於ニ伊勢小山寺ニ雲映雀舌鷹爪(ヨウサウ)」
内閣本 「於般若寺者録山水厄午後煙於伊勢小山寺雲映雀舌鷹爪」
東大本 「於ニ般若寺ニ録山水厄午後、煙於ニ伊勢小山寺ニ者雲映雀舌鷹爪(ハウサフ)」
東北大本 「於ニ般若寺ニ録、山水厄午後苑於ニ伊勢小山寺ニ雲映雀舌鷹爪」

寛文本の読みは「たかのつめ」、謙堂本は「ようさう」、東大本は「ハウサフ」である。「鷹爪」は上等な茶の名である。次に、当該語「鷹爪」について、他の文献資料に見られる用例を見てみる。

*俳諧・犬子集 一七 「白き物こそ黒く成けれ鷹の爪鷹の爪いるるなつめのふたをして(慶友)」

*狂歌・飲食狂歌合 「せんじ茶の鷹の爪鷹の爪ほどあいさつをつまんではなす恋のなかだち」

*浄瑠璃・絵本太功記 「返答もせぬ上に、鷹爪(ヨウサウ)はまだな事、簸屑一服志さへなき大将」

また、古辞書のほうは、東京教育大本下学集に「鷹爪 ヨウサウ 好茶異名」とある。

⑭ 「成レ熟」

- 寛文本 「行ニ其政ニ則風雨順レ時万物成レ熟(じゆくをなす)」
金剛本 「改ニ其政ニ時風雨順ニ于時万物成熟(一ス)」
謙堂本 「改ニ其政ニ時風雨順レ時万物成・熟(一ス)」
内閣本 「改ニ其政ニ風雨順時万物熟(一ス)」
東大本 「成其政則風雨順時万物成熟」
東北大本 「改其政風雨順之時万物熟」

寛文本の読みは「じゆくをなす」、金剛本・謙堂本・内閣本は「せいじゆくす」である。「成熟」は機が十分熟すること、転じて悟りの機が実ることの意味である。

次に、当該語「成熟」について、他の文献資料に見られる用例を見てみる。

* 地藏菩薩靈驗記・無仏世界事 「五濁惡時無仏世界に於て有情を成熟(ジャウジュク)せんと」

* 蒙求抄 五 「五穀が成熟して目出ほどに付たぞ」

* 西国立志編 一二・五 「蓋し今日の人は、数百年の前より培養を受たるものの成熟せる果実なり」

* 日本開化小史 一・一 「其想像未だ十分に成熟せりとも思はれざるなり」

⑮ 「響レ天」

寛文本 「響レ天(てんにひびく)搖レ地聴聞道俗集会貴賤門前成レ市」

金剛本 「響天搖レ地而聴聞道俗集会貴賤門前成レ市」

謙堂本 「莫レ不ニ響レ天(一カス)搖レ地而聴聞之道俗集会之貴賤門前成レ市」

内閣本 「聴聞之道・俗集会之貴賤時レ耳」

東大本 「莫不響レ天搖レ地聴聞道俗集会貴賤門前成レ市」

東北大本 「聴聞道俗集会貴賤」

寛文本の読みは「てんにひびく」、謙堂本は「てんをひびかす」である。

⑯ 「搖レ地」

寛文本 「響レ天搖レ地(ちにうごく)聴聞道俗集会貴賤門前成レ市」

金剛本 「響天搖レ地而聴聞道俗集会貴賤門前成レ市」

謙堂本 「莫レ不ニ響レ天搖レ地(一ウコカサス)而聴聞之道俗集会之貴賤門前成レ市」

内閣本 「聴聞之道・俗集会之貴賤時レ耳」

東大本 「莫不響レ天搖レ地聴聞道俗集会貴賤門前成レ市」

寛文本の読みは「ちにうごく」、謙堂本は「ちをうごかす」である。

⑰ 「寛仁」

寛文本 「寛仁(くわんじん)之朝一条院御宇大納言藤原行成卿者成十六形図」

金剛本 「寛仁之比一条院御時大納言藤原行成卿成十六形図」

謙堂本 「寛仁(クワンニン)之比一条院御時大納言藤原行成者十六形図」

内閣本 「寛和之朝一条院御・宇大納言藤原行成卿者成十六形之図」

東大本 「寛仁(クワン)朝一条院御時大納言藤原行成卿者成十六形図」

東北大本 「寛仁之朝一条院御時大納言藤原行成卿者十六形図」

内閣本は「寛和」に作るが、これは年号の誤りである。寛文本の読みは「くはんじん」、謙堂本は「くわんにん」である。一般的に、年号を表す時は「くわんにん」であり、「くわんじん」は人の性情についての表現であろう。

次に、当該語「寛仁」について、他の文献資料に見られる用例をしてみる。

*大鏡 「おなじことなりと思しきだめて、くわんにん元年八月五日こそは、九にて、三宮、」

*今昔物語集一 「寛仁(くわんにん)二年ト云フ年ノ三月二十一日ニ出家シ給テ後、」

*年號読方考証稿

年代號略頌・番鍛冶次第・本朝通鑑・童蒙必読・御諡號年號読例 「寛仁(クワンニン)」

*ロドリゲス 日本大文典 「寛仁 1017 Quannin 四年」

*ケンペル 日本誌 「寛仁(くわんにん Quannin) 四年」

また、間接資料として『中家実録』の「年号之名義」の部分参考とする。

光仁(仁之字吳音) 仁明(仁明吳音、但可レ唱ニ爾伊妙ニ)

仁和(上下吳音、但可レ唱ニ爾伊和ニ) 弘仁(上漢音下吳音)

仁寿(仁之字吳音、但可レ唱ニ爾伊儒ニ) 天仁(仁之字吳音)

建仁(仁之字吳音)

仁平(仁之字吳音、但可レ唱ニ爾伊一也)

仁安(仁之字吳音、爾牟奈牟)

仁治(上下吳音、爾以慈)

元仁(上漢音下吳音)

曆仁(上下吳音)

このように、「年号之名義」の「仁」はすべて吳音読み「にん」である。一般的な表記は「くわんにん」であるが、寛文本は「くはんじん」となっている。

⑱ 「眼根」

寛文本

「薬師肝藏木音春季青色酸味眼根(がんこん)東方胡麻穀也」

金剛本

「薬師肝藏木音春季青色酸味眼根東方胡麻穀也」

謙堂本

「薬師肝藏木音春季青色酸味眼根東方胡麻穀也」

内閣本

「肝、藏木音青色酸味眼根東方春季麻穀」

東大本

「薬師肝之藏木音春季青色酸味眼根東方胡麻穀也」

東北大本

「肝藏木音春季青色酸味眼根東方麻穀」

内閣本は「眼」とあるが、これは「眼根」の脱落であろう。「眼根」は仏語で、「六根」の一つである。「ガン」は漢音、「ゲン」は呉音である。仏語は呉音で読むのが一般的であるが、寛文本の読みは「がんこん」であり、漢音を用いる。次に、当該語「眼根」について、他の文献資料に見られる用例を見てみる。

*法華経・薬王菩薩本事品

「この忍をうることをおはりて、眼根(けんこん)清浄ならん。この清浄の眼根(けんこん)をもて、七百万二千億那由他恒河沙等の諸仏如来をみたまつらん。」

*法華経・常不軽菩薩品

「すなはち、かみのことく眼根(けんこん)清浄・耳鼻舌身意根清浄をえつ。」

また、古辞書のほうは、元和三年版下学集に「眼根(げんこん)」と見られる。一般的な表記は「げんこん」であるが、寛文本は「がんこん」となっている。

①9 「鈴杵」

寛文本 「将又鈴杵(れいこ)五鈷三鈷独鈷金剛盤灑水塗香闕伽花瓶火舍輪宝槲標皆指滅金一仏具也」
 金剛本 「将又鈴杵五鈷三鈷独鈷金剛盤灑水塗香闕伽花瓶火舍輪宝槲標皆滅金一仏具也」
 謙堂本 「将又鈴杵五鈷三鈷独古金剛盤灑水塗香闕伽器花瓶火舍輪宝槲磨槲標等皆指滅金一仏具也」
 内閣本 「鈴五鈷三鈷独鈷金剛盤灑水塗香闕伽器花瓶火舍輪宝槲磨槲標等皆指滅金一仏具也」
 東大本 「将又鈴杵五鈷三鈷独鈷金剛盤灑水塗香闕伽器花瓶火舍輪宝槲磨槲標皆指滅金一仏具也」
 東北大本 「鈴五鈷三鈷独鈷金剛盤灑水塗香闕伽器花瓶火舍輪宝槲磨槲標皆指滅金一仏具也」

東北大本と内閣本は共に「鈴」であるが、これは一字の脱落による誤りである。寛文本の読みは「れいこ」となっているが、これは形声文字の「杵」を読む際に同じ右旁を持つ「許(コ)」への類推が働いた可能性がある。「鈴杵」は仏語で、意味は密教法具の金剛鈴と金剛杵の併称、また柄を金剛杵の形にした鈴である。これに独鈷・三鈷・五鈷の形のものがあるという。

次に、当該語「鈴杵」について、他の文献資料に見られる用例を見てみる。

* 今昔物語集 一

「夢二八人ノ童子有り、身二、三鈷、五鈷、鈴杵(レイシヨ)等を着テ、」

* 源平盛衰記 八、法皇四天王寺灌頂

「別尊法、鈴杵(レイシヨ)を廿五壇に建てたる帝王もいまだ聞かず」

また、その広韻と集韻について調べると、次の通りである。

広韻

上声語韻

昌与切(シヨ)

注文：世本曰雍父作杵曰

集韻

上声語韻

徹呂切(シヨ)

注文：説文杵也

他に、古辞書のほうは、温故知新書に「鈴杵(レイシヨ)」とある。一般的な表記は「れいしよ」であるが、寛文本は「れ

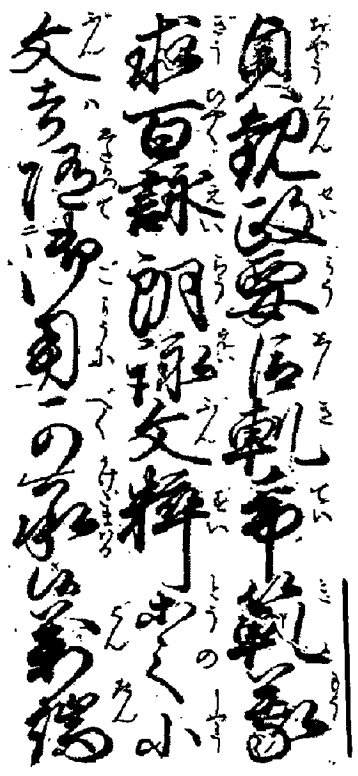
いこ」となっている。

⑳ 「帝範」

- 寛文本 「若又漢書後漢書東觀漢記貞觀政要臣軌帝範(ていき)蒙求百詠朗詠文粹等之小文者雖ニ御用ニ可レ承候」
- 金剛本 「若又漢書後漢書東觀記貞觀政要臣軌帝範(一ハ)蒙求尽詠文粹等小文者隨ニ御用ニ可レ承候」
- 謙堂本 「若又三國史八代史漢書後漢書東觀記貞觀政要臣軌帝範(テイハ)蒙求百詠文粹等小文者隨ニ御用ニ可ニ承候」
- 内閣本 「若又漢書後漢書東觀記貞・觀政・要臣軌帝範蒙求百詠朗詠文粹等小文雖ニ御用ニ可レ承進之候」
- 東大本 「若又漢書後漢書東觀記貞觀政要臣軌帝範(テイハ)蒙求百詠樂府朗詠文粹等小文者隨御用承可進候」
- 東北大本 「若又漢書後漢書東觀漢記貞觀政要臣軌帝範蒙求百詠樂府朗詠文粹等小文雖御用可承進候」

寛文本は「ていき」、金剛本・謙堂本・東大本は「ていはん」である。「帝範」は天子の定めた規則を指す。寛文本は「帝範」の「範」が異体の「軌」で書かれている。本文においてそのすぐ上に「軌」字があり、それが草書体で「軌」の字形で出現している。これへの連想・類推が働いて「き」と読んだのであろうと考えられる。寛文本の該当箇所を次に掲げる。

寛文本の該当箇所



次に、当該語「帝範」について、他の文献資料に見られる用例を見てみる。

*十訓抄 「帝範(ていはん)には、それ、民は国の先、国は君の本とあり。」

また、次のような古辞書に当該語が見られる。

広益熟字典

「帝範 テイハン 天子ノゴキソク」

運歩色葉集

「帝範 ていはん」

撮壤集

「帝範」

一般的な表記は「ていはん」であるが、寛文本は「ていき」となっている。

二、異同箇所統計

以上、『新撰遊覚往来』の諸本の読みの異同箇所①く②③について見てきたが、それらを表10にまとめて示しておく。「×」はその単語が載っていない場合を示し、空欄であるのは、その語に対するルビが付いていない場合を表す。

表10

②⑩ 帝範(範)	①⑨ 鈴杵	①⑧ 眼根	①⑦ 寛仁	①⑥ 搖地	①⑤ 響天	①④ 成熟	①③ 鷹爪	①② 甘味	①① 酸味	①⑩ 苦味	①⑨ 白裳	①⑧ 持金剛	①⑦ 六輪	①⑥ 前机	①⑤ 花机	①④ 帯口白	①③ 簫	①② 寤寐	① 錦革	
ていき	れいこ	がんこん	くわんじん	ちにうこく	てんにひびく	じゆくをなす	たかのつめ	かんみ	さんー	くみ	はくしやう	ごんがう	ーりん	ぜんき	くわき	たいこうじろ	しやう	ごみ	きんかく	寛文本
ーハン						ース			スキー	ニカキー				ーへー		ヲヒーシ			ーキーハ	金剛本
テイハン			クワンニン	ーウコカサス	ーカス	ース	ヨウサウ	ーキーヒ	スキーヒ	ニカキーヒ	ーモ	ーチ	ーツー	ーハツクヘ		ヲヒーシー	ひちりき	ネテモサメテモ	ーキノ	謙堂本
				×	×	ース				ニカキー	ーロキモ					ヒチリキ		ーカワ	内閣本	
テイハン			クワンー					アマキー		×	ーモ						ヒチリキ	ネテモサメテモ		東大本
				×	×		ハウサフ													東北大本

読みの異同箇所(①～⑭)のうち、①から⑭において、寛文本の読みはすべて音読みである。一方、他の古写本は訓読みになっている。漢字の熟語は音読みに成りやすいので、このように漢字が連続している漢文の文脈は、訓読みよりも音読みのほうが一般的だったと考えられる。また、⑮⑯は自動詞と他動詞の関係で、文法的な違いである。「うごく」はこれだけで動作として成り立つが、「うごかす」は「くを」という対象があつて成り立つ構造である。このように、読みの違いには、音と訓で区別される場合と文法上の違いなどがある。

寛文本は江戸時代の版本なので、成立当時の読みを残しているとは限らない。寛文本は古写本に比べ、音読の種類の動詞を好んだ傾向が顕著である。その背景には、新しい読者の誕生、読者層の拡大があると考えられるが、これは逆にいえば読みやすい本、即ち付訓本、振り仮名本を要求するようになったのである。

『新撰遊覚往來』の諸本には漢字片仮名付訓本と、漢字平仮名付訓本の二種類がある。長友千代治(二〇〇一)は、「片仮名付訓本は正確で専門的な歴史書、知識人玄人の読者を対象にしたが、平仮名付訓本は読物で新しい素人の読者を対象にしたものであつた。一般に片仮名付訓本は仏書、医書、漢籍などの物之本系統に多く、平仮名付訓本は逸話なども取り入れて読物中心の版本になっている。」と指摘している。

第三章 『新撰遊覚往来』と『異制庭訓往来』の比較

『新撰遊覚往来』と『異制庭訓往来』とが不可分の関係を持つ間柄であることは既に先行研究の指摘するところであるが、これらをいわば姉妹関係⁽⁴⁶⁾で捉える場合が多い。ここでは、この二種の往来においてその姉妹関係を越えて、祖孫関係(親子関係)⁽⁴⁷⁾が見られるのではないかということについて検討したい。

第一節、『異制庭訓往来』について

『異制庭訓往来』は『新撰遊覚往来』に同じく、南北朝時代の作であり、「庭訓往來型」に属する早期の往来物であり、寺住みの少童を対象として編まれた教科書であると伝わる。また、『新撰遊覚往来』に同じく、往復一組の書状を一二ヶ月に排した、二四通の手紙からなる往来物である。月々に中心話題が設定され、その話題を巡る質問があり、回答・解説がなされるという形をとる。

この往来の作者は不明である。江戸時代においては、この往来の作者を玄恵法印とする説と、虎関和尚とする説とがあり対立していた。その成立についても、内容から南北朝時代の延文―応安頃(一三五六―一三七二)の成立と推測されているだけである。現存する最古の写本は天文一四年(一五四五)に贄法師筆によるものであり、書名を「新撰之消息」とする。この往来には、「新撰之消息」「百舌鳥往来」「百舌往来」「森月往来」「新撰消息往来」「異制庭訓往来」の様々な書名が知られているが、制作時の書名は明らかでない。石川謙(一九四九)によると、『異制庭訓往来』と称するようになったのは、比較的新しく、天和三年刊行本に掲げられたのが最初である。その時から「異制庭訓往来」と呼びはじめ、『群書類従』所収本がその書名を承けて、江戸後期から明治、大正、昭和にかけて、この書名で普及した。便宜上本稿では、先行研究でよく使われた「異制庭訓往来」を正式書名として扱う。

『異制庭訓往来』は『新撰遊覚往来』などの場合と違って、伝本の間に見える語句の変化が少なかったようで、その限りでは原形の面影を存した往来と言えると伝わる⁽⁴⁸⁾。

次にこの往来の主題を掲げておく。

一月状

往・詩賦、和歌、管絃、連歌、文談、法談の会を記し、それ以外の遊宴を問う。

二月状
復：囲碁、将棋、双六、蹴鞠、弓箭、相撲、水練、磯打などの品目を挙げる。

往：酒宴の資材として鳥獸、魚、海藻、野菜、果物、餅などの品目を記す。
復：唐伝来の珍奇な料理の材料と料理法とを掲げる。

三月状

往：喫茶の沿革と本義を述べ、且つ、日本の茶の歴史に及ぶ。
復：喫茶の本義、茶の名産地、種類並に喫茶の方式を記す。

四月状

往：香の本義を説き、次いで名香の品目を列挙する。
復：香の義に真仮あり、国家の盛衰を卜知し得べきを記す。

五月状

往：財物、珍宝、五穀などの名を掲げ、且盗賊の種類、著名な盗賊の名を記す。
復：偷盗の富は悪果に終るべきを説き、教によつて善に就くべきを諭す。

六月状

往：文武の兼備を説き、尚武の意、兵法、兵仗、兵書などについて記す。
復：武徳を叙し、次いで甲冑、弓箭、太刀、馬、馬具の種目を列挙する。

七月状

往：学問を家・国興隆の基とし、内典、外典を花実の關係にありとし、外典の目を求める。
復：学問の徳、力、功などを記し、進んで外典の目を掲げる。

八月状

往：習字を讀書作文への基礎学習とし、書体、筆法、書風などを記す。
復：手習三種の品、書写の故実、消息の認め様、日本様より唐様に進むべきを記す。

九月状

往：詩文の本質と作文の体の種類を述べ、和漢の文体を列挙する。
復：詩文の本質、中国、日本における詩文の沿革、詩文の諸家、詩集、聯句の方式、勅撰集の名目、連歌の新

式目について記す。

一〇月状

往…音楽の本義を説き効用を述べ、道德政治の要諦として管絃の本領を記す。

復…五音六調子について述べ、樂器の種目を列記す。

一二月状

往…五山十刹の名、僧官僧位の目、寺院の構造、年中行事などを列記する。

復…四恩報謝のための大法会に托して寺院の飭具、諸道具、点心の品目を掲げる。

一二月状

往…大法会に托し、仏具、僧服、法会の次第、布施などについて記す。

復…修身、齊家、治国平天下、すべて仏法の徳にあらざるなきを讚美す。

第二節、二種の往来に見られる親子関係

「往来物」のなかには、同一の往来でありながら、その内容が絶えず変化し流転する場合と、一見、別名であることから二種の往来であっても、より深く見るとそれらは同じ内容、同じ語句や文章を双方に収録していて、不可分の関係を持つ場合もある。『新撰遊覚往来』と『異制庭訓往来』とは別々の名で呼ばれながらも、多くの共通する語群を内包しており、きわめて近い関係にある。その一方で、『異制庭訓往来』には『新撰遊覚往来』では扱われなかった独自の題材も存在する。『新撰遊覚往来』と『異制庭訓往来』とが不可分の関係を持つことは既に先行研究の指摘するところであるが、それをいわば姉妹関係（兄弟関係）で捉える場合が多い。

本稿では、この二種の往来においてその姉妹関係を超えて、祖孫関係が見られるのではないかと推測、その実態を検討したい。具体的には、二種の往来に見出される、①文章中の語の列挙の仕方などの構成上の類似性、②集团的に列挙した重要語彙の数、③語の列挙部分に見られる文章上の相似点、④往復書簡の月配列の順序、の四点に関して比較調査を行う。二種の往来の比較は、『新撰遊覚往来』の古写本である謙堂本と『異制庭訓往来』の版本として有名な群書類従本を用いて行う。

一、構成面の類似性

まず、体裁上からいうと、二種の往来は一ヶ年一二ヶ月のそれぞれに往復二状ずつを配して全篇二四通を収めていること、それを月の順序に従って配列する編纂様式であることなど、完全に一致している。また、各手紙の文中には、中心話題に関連した語彙・語句が使われていて、それが消息文の分量の大部分を占めている。

そもそも「往来物」とは本来手紙の模範文例集であり、一月から順に一二月までの往復書簡の形をとったものが多かった。しかし、その内容は、問答の形で種々な知識・語彙を文中に盛り込むようになり、その語彙も手紙の用語に限定されず、広く日常生活に必要な語句を収録するようになって、次第に語彙・語句の量が多くなっていった。この二種の往来とも手紙の模範の形をとりながら大量の語彙を含んでいる。

二種の往来に取扱った題材について見ると、次の通りである。⁽⁴⁹⁾

表 11

学問	一一月状	七月状	新撰遊覚往来
管弦	一〇月状	八月状	異制庭訓往来
習字	八月状・九月状	四月状	
香	七月状	正月状	
遊戯	六月状	一一月状・一二月状	
仏事	五月状・一二月状	三月状	
喫茶	三月状・四月状	九月状(二部分)	
和歌	二月状		
連歌	正月状		
題材			

その題材の多くは一致しており、一年一二ヶ月のうち九ヶ月において同じ題材を扱っている。つまり、二種の往来は、配当された月にこそ違いがあるものの、その題材に関する九項目は共通している。従って、同一題材を取り扱う両書の緊密性・類似性を読み取ることができる。

また、二種の往来における共通の部門と項目について整理すると次の通りである。⁽⁵⁰⁾

表
12

漢学		文学			仏教							衣食住		教養		部門					
②① 詩文	②① 歴史	①⑨ 諸子百家	①⑧ 経書	①⑦ 能書	①⑥ 連歌	①⑤ 和歌	①④ 布施物	①③ 僧位僧官	①② 僧侶の道具	①① 講師	①⑩ 伽藍	①⑨ 五山	①⑧ 仏事の役割	①⑦ 仏具並飾具	①⑥ 食(点心・茶子・菓子)	①⑤ 住(軸物置物)	①④ 香	①③ 音楽(五音六調子、楽器名)	①② 遊戯芸能	① 茶(茶道具・喫茶、茶の産地)	項目

表12に示した二一項目のうち、①②④⑤⑨⑩⑬⑰の七項目は、『新撰遊覚往来』と『異制庭訓往来』に集中して存在する項目であつて、『庭訓往来』と『新撰類聚往来』などには見られない。特に、②の「遊戯芸能」は主に『新撰遊覚往来』と『異制庭訓往来』とにおいてのみ取扱われ、それ以外には見られないものである⁽⁵¹⁾。その内容を眺めると、「遊戯」には囲碁・双六・将棋をはじめ、継子立・手鞠・竹馬・相撲などに関する様々な用語をも含んでいる。同様に「芸能」についても蹴鞠・狂言・白拍子の類から騎馬・細工・料理・庖丁の類に至るまで、かなり広汎な分野を包括している。この二種の往来は、子供達の手習いのための教科書であるため、「遊び」に関することも重要視されたと考えられる。

二、集団的に列举した重要語彙

『新撰遊覚往来』と『異制庭訓往来』は、日常生活に必要な語彙を類別して収録しており、短句・短文を集めたような体裁をとっている。短句・短文の収録順序は、正月から一二月に至る年中行事風の部立となつている。

ここで取り扱う重要語彙は、単語をすべて取り挙げるのではなく、一定の項目を設け、それに該当する語彙を対象としたものである。石川謙(一九四九)によると、「古往来」に見えた語彙の種類は、神祇・仏教・漢学・文学・教養・地名・人倫・職分職業・衣食住・武具・自然・雑・その他の一三部門に分類でき、更に、それを七四項に細分することができる。研究の便宜上、石川謙氏が用いた分類法に従つて整理すると、二種の往来における語彙の種類と語数は次の通りである。⁽⁵²⁾

表 13

部門	項目	新撰遊学往来		異制庭訓往来	
		語彙数	小計	語彙数	小計
衣食住	衣		86	14	222
	食	54		153	
	住	32		55	
教養	音楽	80	314	53	230
	茶	125		77	
	遊戯芸能	69		56	
	香	40		44	
仏教	仏具並飾具	33	120	20	122
	寺院の行事			18	
	五山	7		10	
	荘物置物			10	
	寺院			4	
	伽藍	14		19	
	仏事の役割	30		36	
	僧侶の道具	19		5	
	講師	6			
	僧位僧官	5			
文学	能書	66	220	67	185
	和歌	51		39	
	連歌	103		33	
	作文之体			29	
	詩			17	
漢学	経書	12	25	12	46
	諸子百家	2		11	
	歴史	4		5	
	詩文	3		2	
	兵書			5	
	字書			3	
	その他	4		8	
人倫	人名		0	12	22
	刑罰			10	
職分職業	農		0	10	10
武具	具足		0	33	77
	太刀			15	
	馬			18	
	馬具			11	
雑	医		0	24 (薬種名)	24
総合計		765		938	

表13から分かるように、『新撰遊覚往来』は衣食住・教養・仏教・文学・漢学の五部門にわたって語彙を収録しており、『異制庭訓往来』は更に人倫・職分職業・武器・雑の部門を加え、九部門を収録している。項目においては、『新撰遊覚往来』の二七項に比べ、『異制庭訓往来』は四四項となっている。このように、大幅な増補が行われて状態が一新されたが、換言すると、『異制庭訓往来』は『新撰遊覚往来』が取り扱った部門と項目との殆どを継承し、更に部門、項目をいくつかを追加している。その内、『新撰遊覚往来』と『異制庭訓往来』との双方に共通するのが一九項目であり、『異制庭訓往来』において新たに加わったのが一六項目、『新撰遊覚往来』に載せられながら『異制庭訓往来』において省かれたのが僧位僧官・講師・布施物の三項目である。これらは収録された語彙数とその実用的価値からして、さほど重要なものとは考えられない。また、『異制庭訓往来』には『新撰遊覚往来』にない内容が加わっているが、それらは人倫、職分職業、武器、雑に関する項目である。そのうち、武器に関する内容が明らかに多い。三保サト子(二〇〇五)は、武器に関する内容を「酒宴・料理」「財物・珍宝」「兵法・武器」にまとめ、「このような新しい話題は『異制庭訓往来』の文化圏が武家に近いことを示している。」と指摘している。また、石川謙(一九四九)は、「このような武家生活・世俗生活に即応した題材になると、片方のみに盛り込まれて他方に洩れてしまったが、それは独り寺院生活本位から武家生活本位への編纂理念の移動を暗示するだけでなく、次いで現れた『庭訓往来』への橋梁がここに見出されるからである。」と指摘している。

三、文章上の相似点

『異制庭訓往来』と『新撰遊覚往来』とは多くの共通する語群を内包しておりきわめて近い関係にある。ここでは、その文章上の相似点について、いくつかの事例を示して全貌を見ることにする。

前述した通り、二種の往来の比較は、『新撰遊覚往来』の謙堂本と『異制庭訓往来』の群書類従本との間において行うが、『新撰遊覚往来』の古写本系と刊本系とにおいてかなりの違いが見られるので、それらと『異制庭訓往来』との関係を見るため、ここでは、『新撰遊覚往来』の近世版本である寛文本も加えて比較する。

① 文学部門（和歌）の項に見られる和歌の勅撰集の記述

（謙堂本）

古今集者廿卷千九十九首延喜五年紀貫之大内記紀友則忠岑等撰レ之後撰集者天曆御時大中臣能宣清原元輔源順紀時文坂上望城等撰也拾遺集者花山院御自撰後拾遺者二十卷応徳三年白河院御時中納言通俊撰金葉集者俊頼朝臣撰レ之詞花集者昭輔三位撰レ之千載集者俊成卿撰レ之新古今者一通具有家雅經定家々隆等撰レ之是号ニ八代集其後新勅撰者定家卿撰レ之続後撰者為家卿撰レ之続古今者号ニ鶴殿為家行家光俊等撰也続拾遺為世卿撰レ之加ニ彼等号ニ三代集一

（異制）

古今者延喜御宇貫之躬恒友則忠峯等撰也後撰者天曆御時大中臣能宣清原元輔源順紀時文坂上望城等撰也拾遺者華山院御宇一条摂政殿御自撰也後拾遺者白河院御時通俊卿撰也金葉集者俊頼卿撰也詞花者顯輔卿撰也千載集者俊成卿撰也新古今者通具有家雅經家隆定家等撰也其是号ニ八代集也新勅撰続後撰続古今続拾遺新後撰者定家為家行家光俊為氏為世等撰也加レ是号ニ三代集也

（寛文本）

古今集者廿卷千九十九首延喜五年四月十五日奉ニ醍醐天皇之勅一御書所紀貫之大内記紀友則前甲斐目凡河内躬恒右衛門府生壬生忠岑等撰レ之有レ序仮名序貫之真名紀淑望書レ之不レ入ニ万葉集哥一後撰集者廿卷千三百五十六首村上天皇御代天曆五年十月於ニ照陽舎一別当藏人少将伊尹大中臣能宣清原元輔源順紀時文坂上望城等撰也拾遺集者二十卷千三百五十一首長徳年中花山院御自撰後拾遺者二十卷応徳三年白河院御時中納言通俊撰金葉集者十卷六百四十四首奉ニ鳥羽院勅一天治元年俊頼朝臣撰レ之詞花集者十卷依ニ崇徳院仰一天養元年昭輔三位撰レ之千載集者廿卷文治三年依ニ後白河院仰一入道三位俊成卿撰レ之新古今者二十卷元久三年依ニ後鳥羽院仰一通具有家雅經定家々隆等撰レ之是号ニ八代集一其後新勅撰者貞永元年依ニ後堀河院之仰一一家卿撰レ之続後撰者建長二年依ニ後嵯峨院仰一為家卿撰レ之続古今者同御代文永二年重而九条内大臣基家号ニ鶴殿為家行家光俊等撰也続拾遺者建治年中依ニ龜山院仰一為氏卿撰レ之新後撰者嘉元年中依ニ後宇多院仰一為世卿撰レ之加ニ彼等号ニ三代集一其後玉葉集延慶四年依ニ伏見院之仰一為兼卿撰レ之続千載集者正和五年重而依ニ後宇多院仰一為世卿撰レ之続後拾遺者依ニ後醍醐院仰一民部卿為藤初撰レ之為定重而奉レ勅相繼終レ功訖風雅集者貞和五年花園院御自撰新千載集者延文四年入道大納言為定卿奉レ勅撰レ之

右文は、十三代集について記したものである。八代集に五勅撰集を加えたものを十三代集と呼ぶと解説している。謙堂本と『異制庭訓往来』は殆ど同文同語であつて、文字上、若干の異同はあるが、それらは文意や内容に影響を及ぼすほどのものではない。しかし、『新撰遊覚往来』の寛文本を見ると、かなりの異同が見出される。謙堂本に比べ寛文本には、大量の部分(棒線の部分)が追加されているのである。勅撰集を列記するに当つて、謙堂本と『異制庭訓往来』は巻数・歌数・撰進年代を欠くのに比べ、寛文本は巻数・歌数・勅令者・撰進年代・撰進者などを詳記している。また、寛文本は十三代集の書名に次いで、玉葉集・続千載集・続後拾遺集・風雅集及び新千載集などを新たに増補している。これらは『新撰遊覚往来』の古写本のいずれにも見られない。おそらく後世の竄入であろう。しかし、『異制庭訓往来』と謙堂本とは、この部分は全く一致している。このように、同名の往来でありながら謙堂本(古写本系)と寛文本(刊本系)との違いは、謙堂本と『異制庭訓往来』との隔たりよりも遥かに大きいのである。

②文学部門(連歌)の項に見られる連歌式目の記述

〈謙堂本〉

連歌者為ニ近代之能ニ一句之内成ニ其心ニ故近来号ニ花下新式ニ定ニ輪廻傍題韻字ニ所謂春秋恋雜者各五句景物多故夏冬神祇釈教述懷懷旧水辺行路無常祝言等各三句又花桜雪者改レ体三句梅春冬二句雁春秋二句将又木与木草与草同類並詞字同文字等其中五句兼又雨露雪雲霞霧煙人倫異名草木音声魚虫禽獸之類可レ去ニ三句ニ雖レ然月松夢涙同季者可レ去ニ中七句ニ也此他題レ名物皆悉可レ為ニ一座一句

〈異制〉

連歌者如ニ漢聯句ニ近代殊翫レ之都鄙貴賤之芸也号ニ花下新式ニ定ニ輪廻傍題韻字ニ所謂春秋恋雜者各五句景物多故夏冬神祇釈教述懷懷旧水辺行路無常祝言等各三句花桜雪者改レ体三句梅者春冬二句雁春秋二句木与木草与草同類并詞字同文字去ニ五句但雨露雪霜煙霞雲霧人倫異名草木音声魚虫獸可レ去ニ三句ニ雖レ然月松夢涙同季者可レ去ニ七句ニ此外題レ名物皆悉可レ為ニ一座一句ニ云々

〈寛文本〉

連歌者為ニ近代態ニ一句之内成ニ其心ニ故近年花下号ニ新式ニ定ニ輪廻傍題韻字ニ所謂春秋恋者各五句統景物多故所謂春秋恋者各五句統景物多故述懷懷旧水辺行路無常哀傷祝言等各可レ為ニ三句ニ也一座一句之物者名草名木名鳥名獸蟲昔古夕暮昨日平雨夕立村雨嵐木枯隱家朝月夕月又二句之物者春月夏冬月梅雁今日故郷宿代春風秋風松風五月雨旅之字又三句物者桜柳四句物者花雪有明氷関鐘又七句可レ去物者松竹夢船月与レ月涙田与レ田衣

与レ衣五句可レ去物者日与レ日風与レ風雲与レ雲山与レ山水辺与ニ水辺一居所与ニ居所一夜分詞字神祇釈教恋無常祝
 言衣類等同字可レ隔ニ五句一也三句物者月日星木与レ草鳥与レ獸降物与ニ降物一簞物与レ簞物又可レ嫌ニ打越一物者
 冬枯野山植物竹与ニ草木一礎衣装之類恋与レ思老与レ昔古与ニ故郷一独与レ一雲曇面影陰像形見梢与レ末音与レ声
 遠与レ遥無与レ少木花与レ雪花

右文では、連歌の詠む上での決め事について書いている。ここでも、謙堂本と『異制庭訓往来』は殆ど同文同語であつて、文字上、若干の異同はあるが、それらは文意や内容に影響を及ぼすほどのものではない。しかし、『新撰遊覚往来』の寛文本を見ると、かなりの異同が見出される。特に、それらの書状中に要約して引用されている連歌式目について見ると、寛文本の記述は前後二つの部分に分けられ、前半（「梅者春冬二句」まで）は謙堂本や『異制庭訓往来』とほぼ同文であるが、後半（「一座一句之物者」以下）に至ると内容がかなり違ってくる⁽⁵³⁾。謙堂本と『異制庭訓往来』に比べ、寛文本の内容がかなり増補されている。ここからも、『新撰遊覚往来』はその本来の姿においては『異制庭訓往来』との繋がり
 が密接であったことが言える。

③ 習字の項目

『新撰遊覚往来』と『異制庭訓往来』は、習字の項目において大半の内容が相似している。まとめてみると、次の表のようになる⁽⁵⁴⁾。

書法		話題
手習三種の品	行成の十六形図（八月十四日の状）	新撰遊覚往来
	佐理の五形図	王義之の六様
	小野道風の十八形図	張即之の四様
	藤原行成の十六形図（八月六日の状）	小野道風の十七形図
手習三種の品		異制庭訓往来
		王義之の八様
		張即之の四様

表 14

日本様	学文との関係	能書家	書体	仰書	小湯殿の八曲					書寫の故実	
					消息の法(九月二十日の状)	消息の法(八月三日の状)	双紙の歌の書き様	双紙の歌の書き様	筆墨の所持様	筆墨の所持様	色紙に書く時の法
					仰書の法(九月二十日の状)	仰書の法(八月三日の状)	双紙の歌の書き様	双紙の歌の書き様	筆墨の所持様	筆墨の所持様	色紙に書く時の法
					仰書の法(九月二十日の状)	仰書の法(八月三日の状)	双紙の歌の書き様	双紙の歌の書き様	筆墨の所持様	筆墨の所持様	色紙に書く時の法
					仰書の法(九月二十日の状)	仰書の法(八月三日の状)	双紙の歌の書き様	双紙の歌の書き様	筆墨の所持様	筆墨の所持様	色紙に書く時の法
					仰書の法(九月二十日の状)	仰書の法(八月三日の状)	双紙の歌の書き様	双紙の歌の書き様	筆墨の所持様	筆墨の所持様	色紙に書く時の法
					仰書の法(九月二十日の状)	仰書の法(八月三日の状)	双紙の歌の書き様	双紙の歌の書き様	筆墨の所持様	筆墨の所持様	色紙に書く時の法
					仰書の法(九月二十日の状)	仰書の法(八月三日の状)	双紙の歌の書き様	双紙の歌の書き様	筆墨の所持様	筆墨の所持様	色紙に書く時の法
					仰書の法(九月二十日の状)	仰書の法(八月三日の状)	双紙の歌の書き様	双紙の歌の書き様	筆墨の所持様	筆墨の所持様	色紙に書く時の法
					仰書の法(九月二十日の状)	仰書の法(八月三日の状)	双紙の歌の書き様	双紙の歌の書き様	筆墨の所持様	筆墨の所持様	色紙に書く時の法

表14によると、書法・小湯殿の八曲・仰書の三項は文字に若干の異同があるが、大体的内容や趣意から見るとほぼ同じである。これに対して書体・能書家・学文との関係・日本様の四項は『異制庭訓往来』のみに見られるものである。文字の数からいうと、この四項は分量が少ないので、習字に関する限り、両者は大同小異である。また、習字の項目に関して『異制庭訓往来』は『新撰遊覚往来』が取り扱った話題の殆どを継承し、その上に四つの項目を追加したと見ることができるとする。

以上、二種の往来における文章上の異同について見てきたが、このように酷似している例を挙げれば枚挙に暇がない。この両者がいかに一致しているかの証左と言える。

四、月配列の順序

これまでは二種の往来における構成面・語彙・文章上の相似点について見てきたが、ここでは異同点について検証する。具体的には、往復書簡の月配列の順序について、この二種の往来が如何なる異同を示すのか、その意図は何かについて考察してみる。二種の往来の月配列は次のようになっている。⁽⁵⁵⁾

表 15

			一二月状	一月状	一〇月状	九月状	八月状	七月状	六月状	五月状	四月状	三月状	二月状	正月状	新撰遊覚往来
六月状	五月状	二月状	一二月状	七月状	一〇月状	八月状		四月状	正月状	一一月状	三月状		九月状		異制庭訓往来
兵法・武器	財物・珍宝	酒宴・料理	仏事	学問	管弦	習字	習字	香	遊戯	仏事	喫茶	喫茶	和歌	連歌	題材

表 15 から分かるように、二種の往来において、多くの同一の題材を使いながら、その配当された月と配列の順序に著しい変化がある。二種の往来において配当された九項目の題材の配当順番は、次のようになっている。

『新撰遊覚往来』…連歌、和歌、喫茶、仏事、遊戯、香、習字、管弦、学問

『異制庭訓往来』…遊戯、喫茶、香、学問、習字、和歌、連歌、管弦、仏事

『異制庭訓往来』を制作する際に、『新撰遊覚往来』の多くの同一の題材を使いながら、その配当された月と配列の順序を著しく異にした理由や意図は、二種の往来に著しい違いをもたらし、全く違う往来を作り挙げようとしたところにあると考えられる。なぜなら、二種の往来のように大量の題材を共有していて、その順番まで似ていることになると、書名が違うだけで同じ往来とみなされる可能性が高いからであろう。

二種の往来における月配列について詳しく見ると、『新撰遊覚往来』はこの九つの主題を一二月月に配するため、喫茶・仏事・習字の三主題については、それぞれ二ヶ月にわたって、やや詳しく説明している。しかし、『異制庭訓往来』では内容を増やすために、『新撰遊覚往来』の正月状と二月状、三月状と四月状、八月状と九月状をそれぞれ九月状、三月状、八月状にまとめて扱っている。つまり、『新撰遊覚往来』でそれぞれが二ヶ月に配されていた喫茶、習字、連歌・和歌が一ヶ月にまとめられている。そして、仏事においては二種の往来とも二ヶ月にわたって配されているが、『新撰遊覚往来』では五月状と一二月状に離されており、『異制庭訓往来』では一二月状と一二月状に連続している。ここで『異制庭訓往来』は同じ話題、近い話題についてはまとめたり、連続して並べる方法を取っていることが分かる。こうして『異制庭訓往来』は月の順番を並べ替え、また、内容を一つにまとめることにより、二月状・五月状・六月状部分を空白にしている。この空白を作った意図は『新撰遊覚往来』にはない、新しい内容を増補することにあつた。

二種の往来は、このように一致した題材が多い一方で、『異制庭訓往来』には『新撰遊覚往来』では扱われなかった独自の題材が存在する。それらは、饗宴における料理の資材と料理法、偷盗と偷盗の対象としての財物・珍宝・五穀の品目、武徳・武器・武具などであるが、『異制庭訓往来』の設けた三ヶ月の空白である二・五・六月状に配されている。このように『新撰遊覚往来』の六ヶ月状を『異制庭訓往来』では三ヶ月状にまとめ、そして、その空白部分に新しい三つの主題を補填したのである。

『異制庭訓往来』に追加された話題はわずか三つしかないが、三保サト子(二〇一二)が指摘するように、それらは「旧来の貴族文化では取り挙げられることがなかったもの」であり、すべて『新撰遊覚往来』の一般教養にはなかった新しい話題である。こうした「酒宴・料理」「財物・珍宝」「兵法・武具」に目をつけたところに、『異制庭訓往来』の特質があり、またこのような特質は『新撰遊覚往来』から『異制庭訓往来』に生まれ変わる契機でもあつた。従って、『異制庭訓往

来』は『新撰遊覚往来』を底本としたものであることが判断できる。⁽⁵⁶⁾

以上、主に『新撰遊覚往来』と『異制庭訓往来』に見出される、その文章中の語の列挙の仕方などの構成上の類似性、集团的に列挙した重要語彙の数、語の列挙部分に見られる文章上の相似点、往復書簡の月配列の順序の四点に関して検討し、『新撰遊覚往来』を母体としてそこから『異制庭訓往来』が生まれ出たことを証明した。二種の往来の関係については姉妹関係として捉えるのが通説であるが、本稿の結論は姉妹関係以上に濃い関係、つまり、親子関係(祖孫関係)が成立することである。この二種の往来の作られた順序については、三保サト子(二〇〇五)によって『新撰遊覚往来』のほうが早いことが明らかになっている。

石川謙(一九四九)は、「往来物の大局から言って『異制庭訓往来』の本文には変化らしい変化もなしに後世に伝わり、『新撰遊覚往来』の方はその内容に変化を重ねながら伝わってきた」と指摘しているが、本稿で見えてきたように、実は『新撰遊覚往来』には二種の変化があった。その一つは同一往来内における内容の変化・変更であり、もう一つは他の往来物への変化つまり『異制庭訓往来』への変化である。

「消息文例型」の往来には、『手習覚往来』のように書状の入れ替えを行ったもの、『賢才往来』のように書状の増加を施したものの、『富士野往来』のように書状の増加と共に既収書状の分割を行うことで内部を整備したものなどがある。また『明衡往来』のように書状の配列法を更新し、註釈を加え状態を整理縮約する様式もあった。これらは同一の往来における内容の変化である。往来物の内容の変化において最も単純な手続きは書状の増加あるいは削除である。『明衡往来』や『賢才往来』のように、状態を限らず所要の手紙を任意に集めた往来についてはそれが可能であるが、『新撰遊覚往来』や『手習覚往来』のように、一ヶ年を一二月に分け、月の順序どおりに一通または往復一对の書状を配当する体裁であれば、増加も削除も不可能である。このような入れ替えを大量に行った場合、全く別種の往来を新しく作ることになる。そこで、『新撰遊覚往来』は書状数とその配列法とはそのままに、一つ一つの書状の文言や文脈に対してのみ大胆な修訂を加えた点では他に類をみない。この変化が従来言われてきた『新撰遊覚往来』の同一往来内における内容の変化である。

また、往来相互の内容上の関連を見ると、『消息詞』(第一部)のように、『山密往来』にある七ヶ状の冒頭文の一句ずつを取ってきて、それに『常途往来』から大量に借りてきた短句・短文を結び合わせて作り上げたものもあり、『百也往来』のように、『雑筆往来』の一部を抜き取って独立させたものもある。このような簡単な操作によって作り出された往来は、独立した別種のものとして扱われないのが常である。しかし、『新札往来』と『尺素往来』のように、完全な祖孫

関係を認められながら、増補・削除の工程を経て、別箇の新たな往来―つまり『尺素往来』―を生む場合もあった。これと同じケースなのが、今見てきた『新撰遊覚往来』から『異制庭訓往来』への変化である。

その変化の主な内容は、書状の大量の入れ替えと少量の主題の増加、及び分量の大幅な増加であった。まず、書状の入れ替えを大量に行うと全く別の往来を新しく作ることになる。この二種の往来の書状の入れ替えは極めて著しい。一二の書状のうち、一〇月状と一二月状を除いてほかはすべて入れ替えられている。追加された新しい主題については三つの新しい書状を作って、ちょうど一二月月の書状を作り上げている。また、『異制庭訓往来』においては、『新撰遊覚往来』の話題と語句集団を取り込みつつ、それに故実を加えて膨らませる一方、複数状の話題を一通にまとめることによって、一通に収める情報を増やしている。その結果、『異制庭訓往来』の一通は『新撰遊覚往来』をはるかに上回る分量となった。こうして『新撰遊覚往来』から新しい『異制庭訓往来』が生まれたのである。このように、『新撰遊覚往来』と『異制庭訓往来』はただ似ているだけではなく、その姉妹関係を超えて祖孫関係が存在するものと考えられる。

第四章 「庭訓往来型」往来の比較

第一節、「庭訓往来型」往来とは

一四世紀半ばの南北朝時代になると、『十二月往来』の編集方式と『消息詞』『雑筆往来』のそれとを統合した形をもつ往来物が作られたが、これらは『庭訓往来』をもって代表とする一群の往来物であり、石川謙（一九四九）により「庭訓往来型」と呼ばれている。「庭訓往来型」往来の形は、一つの情報文の中に類によつて集めた単語集団を大量に含んでいる。この型の往来物は「古往来」の消息文体の形を取りながら、単語と百科的知識とを教えるのが主な目的の教科書である。この類型に編入すべき往来としては、『新撰遊覚往来』『異制庭訓往来』や『庭訓往来』があり、その後にくるものに『新撰類聚往来』と『快言抄』の二種があつて五種が数えられる。

「庭訓往来型」の代表とも呼ばれる『庭訓往来』は、二五通の手紙文から構成されている。即ち一二ヶ月に手紙文を分配して、一ヶ月往復二通ずつの二四通と「八月十三日状」を加えた計二五通から成り立っている。この往来の成立年代と作者については不明である。三保忠夫・福井千奈美・三保サト子（一九九四）は、「その内容から推して、成立は南北朝後期乃至は室町時代初期、作者は中層武家か」と指摘している。また、玄恵法印を作者とする説は江戸時代を通じて広く行われたのであるが、この説の起源は根拠不明である。

「庭訓往来型」の一種である『新撰類聚往来』は、一五双、三〇通の書状から構成されている。作者は慶安元年（一六四八）板本の刊記によれば、丹峯和尚である。本書の内容から見ると、貴族本位・大寺院本位の文化的・教養的な特性が著しく減少しており、百科全書的な極めて庶民向けの内容になっている。この往来について、木村晟（一九八四）は、「機能的には一種の辞書としての性格を具有するに至るのであり、この点で本書は他の『新撰遊覚往来』を超えて、更に徹底したものである。」と指摘している。

第二節、「庭訓往来型」往来の語彙について

一、語彙の種類

石川謙(二九四九)によると、「古往来」に見えた語彙の種類は、神祇・仏教に関する語彙、漢学・文学・教養に関する語彙、地名・人倫・職分職業に関する語彙、衣食住並びに武器に関する語彙、自然・雑・その他に関する語彙に分けることができる。その分類法に従って、『新撰遊覚往来』を先蹤とし、続く『異制庭訓往来』『庭訓往来』及び『新撰類聚往来』の四種について、その取扱った部門別の語彙を見ておく。左に掲げた仏教・文学・教養などの一三部門とそれに属する項目は、研究の便宜上、石川謙(二九四九)で用いられた語に倣った(以下、同じ)。

表 16

特有部門数	部門数	その他(公文書)	自然	地名	神祇	人倫	雑	職分職業	武器	漢学	衣食住	教養	文学	仏教	部門
0	5									○	○	○	○	○	新撰遊覚往来
0	9					○	○	○	○	○	○	○	○	○	異制庭訓往来
1	8	○					○	○	○		○	○	○	○	庭訓往来
4	12		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	新撰類聚往来

表16から分かるように、『新撰遊覚往来』から『新撰類聚往来』に至る四種の往来のうち、部門数が最も多いのは『新撰類聚往来』である。『新撰遊覚往来』から『異制庭訓往来』『庭訓往来』になって部門数が多少増え、『新撰類聚往来』に至って更に増えたことが分かる。四種の往来のすべてに用いられている部門は、仏教・文学・教養・衣食住の四部門である。次いで三種のものに共通して採用されているのは漢学・職分職業・武器・雑の四部門であり、二種の往来に共通して採用されているのは人倫の一部門である。残る四部門は『庭訓往来』と『新撰類聚往来』のいずれか一つだけに設けられている。

仏教・文学・教養といった文化的・信仰的なものが広くどの往来にも採用される一方、自然・地名・人倫(主に身体の局部の名称)といった自然科学的な方面に属する部門が妥当性・普遍性を持たなかったことが分かる。このように、仏教と衣食住とを枢軸とし、それに続く文学と教養とを含む四部門が、『新撰遊覚往来』から『新撰類聚往来』に及ぶ四種の往来における諸部門の中心を形成していた。そして、それが糸を引いて、一方では漢学に向かい、他方では職分職業や武器や雑(殊に病名・薬方)に発展していった。石川謙(一九四九)が指摘しているように、職分職業は衣食住を獲得し安定するための源泉であり、武器は戦場の衣服であるとも解されるし、病名・薬方は衣食住の延長とも補充物とも言える。しかし、人倫・神祇・地名・自然などの部門は、公認されるまでには至らなかったことが分かる。

部門数からいうと四種の往来は、五、九、八、一と二となっており、年代順とはなっていないように思われるが、部門数については、部門の採択の仕方と共に編纂者の個人的な好みと編纂目的とによって支配されていたので、このような違いが生じたと考えられる。大きく見た場合、やはり年代の趨勢に伴って部門数が常に増加していったことが言えよう。更に特有部門数は、○、○、一、四になっており、年代の趨勢に伴って増加していったことは明らかである。更に、四種の往来が取り挙げた語彙について、より詳細な項目別に分けてみると表17の通りである。

表 17

部門	項目	遊覚	異制	庭訓	類聚
仏教	① 伽藍・仏具並飾具	○	○	○	○
文学	② 和歌	○	○	○	○
教養	③ 茶道具、楽器名	○	○	○	○
衣食住	④ 点心・茶子・菓子	○	○	○	○

人倫	仏教	武器	衣食住	仏教	衣食住	文学	衣食住	仏教	衣食住	教養	文学	仏教	雑	武器	衣食住	職分職業	文学	教養	文学	漢学	仏教	教養	文学	仏教
⑳人名、刑罰	㉘寺院の行事	㉗弓矢	㉖家具飭具	㉕僧位・布施物	㉔珍宝	㉓作文の体	㉒衣裳	㉑荘物置物	㉐軸物置物	㉑香、喫茶、茶の産地、遊戯芸能	㉒能書、連歌	㉓名利	㉔医・薬種名	㉕具足・太刀・馬具	㉖館造作・作事	㉗農業	㉘詩	㉙音楽・五音六調子	㉚能書	㉛漢籍	㉜僧侶の道具	㉝遊戯芸能	㉞連歌	㉟仏事の役割
			○					○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○
○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		○	○	○			○	○				○	○	○	○	○	○					○		○
		○	○		○	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○			

二、語彙数の統計
『新撰遊覚往来』から『新撰類聚往来』に至る四種の往来について、語彙の数を部門別と項目別にまとめて次の表18に示しておく⁽⁵⁷⁾。

表 18

仏教										教養				衣食住			部門	
寺院	荘物置物	五山	講師	寺院の行事	僧位僧官	僧侶の道具	仏事の役割	伽藍	仏具並飾具	香	遊戯芸能	茶	音楽	住	食	衣	項目	
		7	6		5	19	30	14	33	40	69	125	80	32	54		語数	新撰遊覚往来
120										314				86			小計	
4	10	10		18		5	36	19	20	44	56	77	53	55	153	14	語数	異制庭訓往来
122										230				222			小計	
	7		12		40		50	11	18		8	23	14	151	140	79	語数	庭訓往来
179										45				370			小計	
						64		29	83			17	259	611	526		語数	新撰類聚往来
176										276				1137			小計	
4	17	17	18	18	45	88	116	73	154	84	133	242	406	849	873	93	語数	合計
597										865				1815			小計	

職分職業						人倫				漢学						文学								
商	工	農	官廳法令用語	位階位田職田	官名	刑罰	人名	名乗字	名字	人倫	その他	字書	兵書	詩文	歴史	諸子百家	經書	詩	六義	作文之体	連歌	和歌	能書	布施物
											4			3	4	2	12				103	51	66	6
0						0				25						220								
		10				10	12				8	3	5	2	5	11	12	17		29	33	39	67	
10						22				46						185								
83		14	41															6				10		38
217						0				0						16								
	31	60		16	107			642	107	129				1	3		6		6	17		7	13	
214						878				10						43								
								642	107	129								23	6	46	136	107	146	
441						900				81						464								

表18から分かるように、語彙数は『新撰遊覚往来』『異制庭訓往来』『庭訓往来』『新撰類聚往来』の順によって、七六五、九三八、九六三、四一〇五になっており、次第に多くなっていく。往来物個々の編纂年代の順位を基準として、語彙数から眺めると、時代と共に激増してゆく姿を見ることが出来る。四種の往来の統計語彙数からいうと、衣食住に関する単語が第一位であり、他より圧倒的に多い。これに続くのは人倫・教養であるが、人倫においては『新撰類聚往来』だけに偏っていることが分かる。その後には続くのは仏教と文学である。このように、四種の往来すべてにおいて取扱われているのは、仏教・文学・教養・衣食住の四部門であるが、それらはすべて大量の語彙を含んでいる。

総合計	公文書	地名	自然				神祇			雑	武具					諸職諸商諸芸の者	
			地名	蟲名	草名	木名	天類地類	俗服	神具		神官	医	馬具	馬	弓矢		太刀
765																	
					0			0				0					
938										24	11	18		15	33		
					0			0				77					
963	17									44	17	14	14	7	23	79	
					0			0				75					
4105		591	56	68	108	142	80	33	4	91	17		54	25	102		
					374			117				198					
6771	17	591															
								117		159		350					

仏教は膨大な部門である。四種の往来においてのその数は、一二〇、一二二、一七九、一七六語のようになっており、後になって量が増加されてはいるが、全体から見ると、あまり変化なく四種すべてに取扱われていることが分かる。この点だけから考えても、中世の初歩的教育において仏教関係の事柄が如何に重要な教材として評価されていたかを見ることができる。仏教門に属する語彙の中で、記載数の多いのは仏具並飾具(第一位)、仏事の役割(第二位)、僧侶の道具(第三位)、伽藍(第四位)などの諸項である。次に四種の往来に広く共通に取り挙げられている項の順位と度合とについて調べてみると、四種に共通の項目は仏具並飾具と伽藍であり、三種に共通の項目は仏事の役割と僧侶の道具である。このように、仏具並飾具や仏事の役割、僧侶の道具、伽藍の四項は、それらが包括する語彙の豊富な点からしても、広く多数の往来に採択された点からしても、仏教門の内の代表的な項である。仏教門に所属する語彙が五九七語の多きにわたって収録されたことは、中世の庶民生活の中に如何に広く且つ深く仏教が入り込んでいたか、その仏教文化が如何に多角的多面的な内容を蔵していたかを物語るバロメーターともなり得るであろう。

文学に関する語彙において、能書は三種の往来に跨って一四六語を数え、文学門中第一の地位を占めている。能書の項には、筆法・書体・本朝書家・中国書家などが挙げられている。能書に次いで優勢なのは連歌の項であり、四種のうち、『新撰遊覚往来』と『異制庭訓往来』に採択されていて、その関係語数は一三六語である。その次に続くのは和歌の項で、一〇七語を収める。和歌は文学門中唯一、四種の往来に共通に収める項目でもある。

教養に関する語彙について見ると、教養門は音楽・茶・遊戯芸能・香の四項から成っており、収録したところの語彙が八六五語である。音楽と茶の項目は四種の往来に共通に収録されている。また、『新撰遊覚往来』においては教養に関する語彙が圧倒的に多い。そして、『異制庭訓往来』においては教養と衣食住に関する語彙が多いが、『庭訓往来』と『新撰類聚往来』になると、衣食住に関する語彙が圧倒的に多くなる。このように、教養から衣食住に語彙の重点が変わっていくことが分かる。

衣食住に関する語彙数は四種の往来において、八六、二二二、三七〇、一一三七になっており、編纂年代の順位によって次第に増加されたことが分かる。しかも増加の幅度は他の部門を遙かに超え大量に増えている。「衣」に関しては衣裳の名称を集めたものと地柄織方を表した絹布の種類との二細目がある。「食」に関しては饗宴の際における食料と点心・菓子・菓子(即ち果物)その他の品目が主要なものであって、食原料品(調味料を含む)・調理品・点心・その他(特別用の料理、膳部の名称)などが見られる。

以上、四種の往來の語彙について見てきたが、全体的に見ると、衣食住に関する語彙が圧倒的に多い。その語彙数が次第に増加していく反面、茶と和歌に関する語彙の数は次第に減っていくことが分かる。『新撰類聚往來』は『新撰遊覚往來』や『異制庭訓往來』に比べ、貴族本位・大寺院本位の文化的教養の面が著しく後退している。香や連歌などが姿を消してしまい、茶はわずかに一九種類品の品名をかかげただけで、効用にも産地にも茶会にも及んでいない。漢籍(本書)・文体・和歌・能書・音楽などの条目もあるにはあったが、一括して閏八月の返状一文の中にまとめられている。その点から、「時代によって人生観・世界観についての信仰に直結する宗教上の事項から実生活の基盤ともいうべき衣食住に関する知識への要求が広まるようになった」⁽⁵⁸⁾ 傾向を見ることができるといえる。

第三節、「庭訓往来型」往来の特徴

「庭訓往来型」往来は南北朝時代から室町時代中期へかけての所産である。それらは互いに綿密に関連していて共通点を持ちながら、それぞれの特徴をも持っている。

一、書名の繋がり

『新撰遊覚往来』や『異制庭訓往来』は、この書名の他に様々な書名がある。そのうち、「統庭訓往来」（新撰遊覚往来の異名）と「異制庭訓往来」という書名は、共に『庭訓往来』の名を借りて、それぞれ「統」と「異制」という意味を附随している。「統」と「異制」の意味から推して、一見、二種の往来は『庭訓往来』より後に書かれたようであるが、石川謙氏の指摘の通り、書名は江戸時代前期のものであるから、この書名を論拠にして成立年代を摸索するのは妥当ではない。これらの書名は『庭訓往来』が流布した後になって、後人が付けなおした書名である。山東京伝（一九二八）は、「或人曰、異制庭訓といへるは本名にあらざるべし。玄恵の庭訓往来世に行はれて後の名なるべきか。」と説き、また、「異制庭訓は元享釋書の作者虎関和尚の作にて、庭訓往来より前の書なれば云々。」と指摘している。『異制庭訓往来』という書名は江戸時代に入った後、天和三年の刊本や群書類従本が普及したことから、それに伴って伝播したものである。従って、表題に掲げた「統」と「異制」に関する書名は版本のみのものであり、制作時の書名ではないため成立年代とは関係ない。つまり、『新撰遊覚往来』と『異制庭訓往来』は『庭訓往来』より先に作られた往来であるが、後になって刊本化される時に『庭訓往来』の名を借りて、「統庭訓往来」や「異制庭訓往来」という書名で普及したのである。

では、それらはなぜ『庭訓往来』の名を借りているのか。まず、その理由の一つは『庭訓往来』の知名度にあると考えられる。往来物のうち、『庭訓往来』は極めて重要な位置に存する。この往来は広く普及した上に長い年代にわたって使用された。また、往来物の歴史全般の中でも、群を抜いて重要な地位を占めるものである。その普及の範囲について見ると、中世の古写本だけでも二〇種にのぼり、室町初期には註釈本である『庭訓往来・旧抄』が作られていたほどである。更に、江戸時代になると刊本として広く流布し、その勢いは甚大であったと伝わる。このように、「統庭訓往来」と「異制庭訓往来」という書名は、『庭訓往来』の流行にあやかるといえる形でできた後代による改題である。⁽⁵⁹⁾

もう一つの理由としては、二種の往来と『庭訓往来』との密接な関係が注目される。この三種の往来は、ほぼ同じ時期

に作られた。また、三種の往来はその所収の手紙が二四通（異制庭訓往来・新撰遊覚往来）または二五通（庭訓往来）で互いに接近している上に、これらを往復一対ずつに組んで一二ヶ月に配分し、めぐりくる月の順序を追って配列した編纂方式において全く一致している。更に、三種の往来は共に「庭訓往来型」往来に属する往来であり、手紙文体の中に単語集団を挟むような形をとっている。このように、『新撰遊覚往来』『異制庭訓往来』『庭訓往来』は密接な関係をもっており、それらの書名からも密接な繋がりを見ることが出来る。

二、「庭訓往来型」往来の共通点

「庭訓往来型」往来は「十二月往来型」の編集形式をとりながら、『消息詞』や『雑筆往来』にも通ずるような性格を有する。それらは一ヶ年一二ヶ月の順序と数とを基準にして、書状の配列及び状数を定めている点では「十二月往来型」の系統をふんでいる。しかし、それらの書状の中には多くの語彙を類別に列挙した単語集団を設けて、これを手習わせるのを主な目的としている。つまり、「庭訓往来型」往来は二つに分割された手紙文の半分ずつを首尾の両端に据え、中に単語集団を挟んで一通の手紙となるよう工夫されている。この点は前の「古往来」に比べ大きな変化でもある。

手紙の模範の形をとりながら大量の語彙を含むのは『新撰遊覚往来』が始まりである。『新撰遊覚往来』は各状に当代の社会生活にかかわる単語、豊富な類別語彙を含むのが特徴である。その内訳は、仏教一二〇語、漢学・文学・教養五五九語、衣食住八六語の、合計七六五語である。その後、この往来と最も親しい関係を持つ『異制庭訓往来』になると、その傾向は一層深まる。『異制庭訓往来』は、「往来の形はしていても、長文ではあり、現実に通用する手紙を書く見本としては使いにくい構成・文体になっている。書状の形を学ばせようとする意識は薄く、主眼は、百科事典的な内容の学習にある。しかし、あくまで一通の整った手紙文としての整合性を持たせるように文章が工夫されている」⁽⁶⁰⁾。このように、『新撰遊覚往来』にしても『異制庭訓往来』にしても単語集団内のそこに地の文言をはさんで、本文の中に語彙・語句を吸収しようとしている。ともかく消息文の面影を温存しているのが、この二種の往来の特色である。この二種の往来は、単語集団をおりこんできた点で、すでに「十二月往来型」の形をふみ超えてはいるものの、まだ、『新撰類聚往来』や『快言抄』ほどに単語集団本位に徹底しきつてはいなかった。

この流れを汲んで傾向を一層露骨にしたものが『庭訓往来』である。この往来は手紙の文例集的要素と語彙集的要素を

巧みに統合した折中的な方法を取っており、各月に配された部門を見てみると、文学(二月状)、衣食住(三月状・五月状・七月状)、職分職業(四月状)、武器(六月状)、司法制度(八月状)、將軍家若宮參詣の行列(八月单状)、仏事(九月状・一〇月状)、病氣と医療(十一月状)、地方行政(十二月状)のようになっている。このように、室町時代初期における社会構造と社会生活の生態についての説明を主にしたため、『新撰遊覚往来』で重んじた喫茶・香・手習など、教養本位の主題を逸脱してしまった。仏事は僧位・僧官、部屋の餅具、点心・茶子・菓子などを含めて二ヶ月分(九月状・一〇月状)を配したが、文学は連歌・和歌・聯句・詩をまげて一ヶ月(二月状)にまとめられている。

その後、室町時代の後期になって編まれた『新撰類聚往来』や『快言抄』になると、単語集団を取り込む傾向は頂点に達する。延々と続く大量の単語集団が書き込まれ大きな体型になっているが、それとは不似合いな小さな冒頭の情報文と末尾の情報文となっている。この二種の往来は単語集団本位に変貌した往来物とも言える。

このように、「庭訓往来型」往来は三段階の発展過程を経て、最終的には語彙科往来に近くなり、次第に消息文の性質を失うようになっていった。実際、これらの往来は変装した語彙科往来とも言われる。⁽⁶¹⁾次に、大量に挿入された「庭訓往来型」往来の共通の語彙について見てみる。『新撰遊覚往来』から『新撰類聚往来』に至る四種の往来における共通の部門と項目についてまとめると、表19の通りである。

表19

部門	書名						
	項目	食	住	音楽	茶	仏具並飾具	伽藍
文学	和歌	54	32	80	125	33	14
	新撰遊覚往来	153	55	53	77	20	19
	異制庭訓往来	140	151	14	23	18	11
	庭訓往来	526	611	259	17	83	29
	新撰類聚往来	873	849	406	242	154	73
	合計						

表19から分かるように、「庭訓往来型」の四種の往来には、食・住・音楽・茶・仏具並飾具・伽藍・和歌などに関する

語彙から共通性が見られる。特に、食生活に関する語彙に関してはいずれも詳しい記事を採録している⁽⁶²⁾。食に関しては饗宴の際における食料、点心・菓子・菓子(果物)、その他の品目が主要なものであって、食原料品(調味料を含む)・調理品・点心・その他(特別用の料理、膳部の名称)などが見られる。音楽と茶の項目では主に茶道具・楽器名が見られ、仏教の部門では主に伽藍・仏具並飾具、文学の部門は主に和歌となっている。

『新撰遊覚往来』から『新撰類聚往来』に至る四種の往来のうち、三種に共通な部門と項目についてまとめてみると、表20の通りである。

表 20

部門	項目	漢学			武具			職分職業	雑
		経書	歴史	詩文	具足	太刀	馬具		
新撰遊覚往来		12	4	3					
異制庭訓往来		12	5	2	33	15	11	10	24
庭訓往来					23	7	17	14	44
新撰類聚往来		6	3	1	102	25	17	60	91
合計									

漢学に関する語彙を含んでいるのも「庭訓往来型」における特徴の一つである。四種の往来のうち『庭訓往来』を除く三種に共通して見られる。石川謙(一九四九)は、「往来物のうち、漢学について関説したものはわずかに『新撰遊覚往来』、『異制庭訓往来』、『新札往来』、『尺素往来』、『新撰類聚往来』の五部に過ぎない」と指摘している。

武具に関しては四種の往来のうち『新撰遊覚往来』のみ欠けている。他の三種の往来の武具に関する語彙は三五〇例で、そのうち具足に関する語彙が最も多い。また、三種の往来の合計語彙数が、七七、七五、一九八になっており、大きく見た場合、その年代の趣移に伴って増加していったと言えよう。三保サト子(二〇〇五)は、「語彙の数こそ多くないが、武家の表装束ともいうべき武具に関する語彙が独自な一部門をなしている。この事実は、武家の教科書として用いられた中

世の往来の特色を表白している。」と指摘している。

三、各々の特殊性⁶³⁾

『新撰遊覚往来』は連歌・和歌・喫茶・仏事・遊戯・香・習字・管弦などを主題とし、これらの内、最も多くの筆を費やしているのが仏事・習字・喫茶の話題である。特に、他の往来に比べ『新撰遊覚往来』は「喫茶」の話題が大分量を占める。「漢学」に関する部門は『新撰遊覚往来』において初めて見られる。

『異制庭訓往来』は古今東西の故事来歴、前例故実を列挙しているのが大きな特色である。これらは『新撰遊覚往来』並びに『庭訓往来』には見られない。特有な内容は歴史上に現実に存在した人名、例えば乱を鎮めたものとして源頼光など四名を挙げ、乱を好んだものとして平将門・藤原純友を記している。他にこの往来には同じ立場から中国の人名六名を掲げている。なお、中国における刑罰の種類を挙げたのも『異制庭訓往来』だけである。また、『異制庭訓往来』において初めて農業が取り挙げられた。農については『異制庭訓往来』『庭訓往来』『新撰類聚往来』の三種がその関係語彙を収録して八四語に及んでいるけれども、殆どそのすべてが農作物の品種に関するものであって、わずかに六語だけが農具の名称である。その六語も鋤・鍬・犁の三語が『庭訓往来』と『新撰類聚往来』とに重なり合っておりだけである。これは、この時代において農具がまだ発達しなかった事情を反映する。

『庭訓往来』に至って商業をはじめ諸職諸芸に関する事項が丁寧に記載されている。商に関する語彙の収録は『庭訓往来』に見えるだけである。この往来に記されたところは交易売買の対象物となった商品、即ち諸国の名産を列挙した語彙など、商業上の施設、商人の主要活動地などを記している。農が早く『異制庭訓往来』に姿を現したのをはじめとして、工が次いで『新札往来』に採録され、商と諸職諸商諸芸の者とが遅れて『庭訓往来』に取り上げられたのである。

『新撰類聚往来』に至ると特有な内容は一層増えてくる。神祇に関する部門は『新撰類聚往来』にしかない部門である。神官・神具・俗服の三項から成っている。特に、俗服については前のどの往来にも扱っていない項目である。また、天類地類・木名・草名・蟲名などの自然などに関する語彙は『新撰類聚往来』特有のものである。他に、農と工は『新撰類聚往来』に至って一層具体的且つ懇切に取扱われた。

終章

本研究では、『新撰遊覚往来』を主たる研究対象とし、その構成・内容の増補・表記など、多角的に調査検討を行った。結果、従来必ずしもはつきりとしていなかった『新撰遊覚往来』の特徴を明らかにすることができた。また、『異制庭訓往来』『庭訓往来』などの特徴の分析も合わせて行うことで、近世に出版され、広く流布し、当時の児童の教育に深い影響を及ぼした「古往来」の諸相も把握することができた。

一、本稿の調査結果

今回明らかにした『新撰遊覚往来』に関する事項について、再度項目ごとに整理しておく。

①『新撰遊覚往来』の書名

書名については、現在までに知られている「新撰遊覚往来」「遊学往来」「続庭訓往来」の他、「遊覚往来」という書名が存在することを指摘した。更に、「遊覚往来」が本来の書名であり、それが最も古い形であることも指摘できた。

②寛文本と謙堂本の異同箇所

謙堂本(古写本)と寛文本(版本)との異同箇所は、全一〇五六箇所(本稿の資料編2)であり、二種の往来には大きな違いが認められる。それらの違いは、「語の有無」「語の違い」「表記の違い」「文の有無」「文の違い」「語順の違い」「その他」の七つに分類することができる。

③近世刊本と近代写本の異同

近代写本(学習院本と早稲田本)は、近世刊本(寛文本と類従本)を写したものにも関わらず、両者には少なからず異同が見られる。その理由としては、書写者の不注意による一字の脱落・添加、草書体の近似による誤写、書写時に底本の誤りに気づいた書写者が修正、もしくは書写者が異なる表記法を使用したことなどが考えられる。このように、底本から新し

い本が生まれる際には、書写者の不注意による違いと、能動的な異同があらわれてくるのである。

④ 諸本の分量

諸本の分量について総合的に見れば、古写本系の諸本に比べて、刊本系の諸本は増補を重ねていったものであることが明らかである。つまり、古写本から近世刊本へと次第に内容を変化させ、その情報量を多くしながら推移していったのである。このように、往来物の教科書は、増補を繰り返していくのが一般的傾向であった。しかし、現存する最も古い金剛本の場合は、謙堂本などの他の古写本よりは分量が多く、刊本系諸本よりは分量が少ない。古写本系と刊本系の間で位置しているのである。

⑤ 『異制庭訓往来』との関係

本研究では、『新撰遊覚往来』と『異制庭訓往来』には、姉妹関係以上に、祖孫関係（親子関係）が成立することを証明した。つまり、『異制庭訓往来』は『新撰遊覚往来』から生まれたと考えられる。

⑥ 「庭訓往来型」往来の書名の繋がり

『新撰遊覚往来』『異制庭訓往来』『庭訓往来』の三種の往来の書名には密接な繋がりが見出せる。「統庭訓往来（『新撰遊覚往来』の異名）」と「異制庭訓往来」という書名は、『庭訓往来』の書名を借りてきて、「統」と「異制」を附随して作られたのである。その背景には、往来物の中で最も流布した『庭訓往来』の高い知名度と、『新撰遊覚往来』『異制庭訓往来』と『庭訓往来』との密接な関係があった。

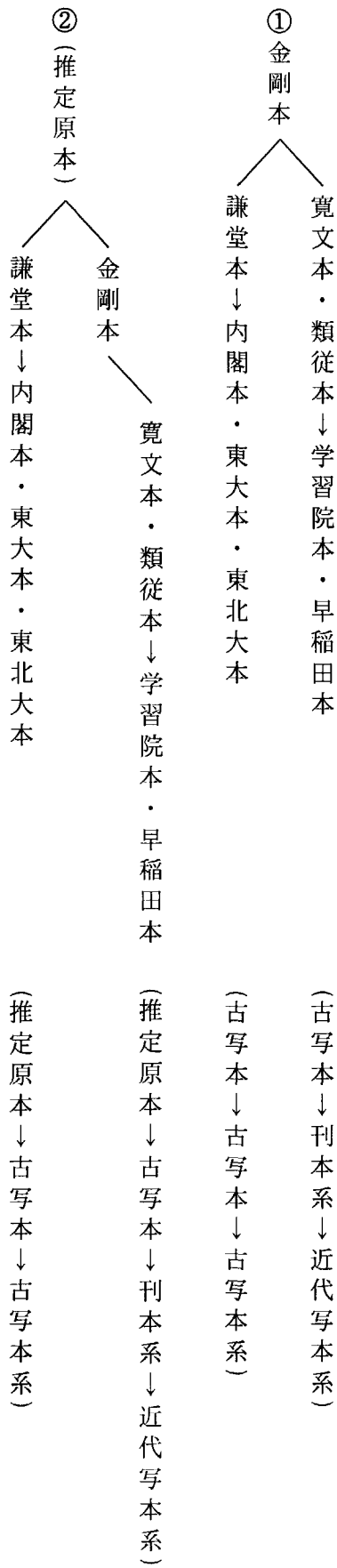
二、『新撰遊覚往来』の諸本の系統関係

まず、『新撰遊覚往来』の九つの諸本について、時間軸に従って区分してみると、表21の通りである。

表 21

一六世紀前半	一五三六	古写本	金剛本
一六世紀後半	一五四四	古写本	謙堂本
一七世紀	一五七四	古写本	内閣本
一七世紀初	一五七七	古写本	東大本
一七世紀初	天正頃	古写本	東北大本
一七世紀初	一六六二	版本	寛文本
一九世紀初	一八一九	版本	類従本
一九世紀後	一八八五	近代写本	学習院本
二〇世紀初	一九〇七	近代写本	早稲田本

本稿の第二章で行った『新撰遊覚往来』の分量の調査結果(六六ページ)から、諸本の次のような二種の系統関係が推測される。



『新撰遊覚往来』の諸本はその分量によって、刊本系と古写本系に分かれるが、現存する最も古い写本である金剛本だけは、どちらにも位置付けられないことは注目すべきである。本稿の第二章で行った漢字表記についての統計結果(一三

九ページ)と寛文本の誤刻箇所(統計結果(九七ページ)からも分かるように、金剛本だけが他の古写本と違い、古写本と版本の特徴を兼ね備えていることは明かである。

まず、現在知られている諸本に限れば、①のような系統関係が推測できるはずである。なぜなら、現存する諸本のうち、最も古いのは金剛本であり、諸本はその分量によって、古写本系と刊本系に分けられるからである。しかし、現存する最古の写本である金剛本が古態テキストであるとは限らず、より古い写本が存在した可能性は十分高い。また、他の古写本より金剛本の分量がかなり多いことから、①の可能性は低いと考えられる。伝播の過程で内容が省略されたり要約されたりする場合も考えられるが、その後の刊本系諸本になって、かなりの増補が見て取れることから、その可能性は低いと判断される。

そして、②の系統関係は、現存する古写本の他により古い写本が存在した場合である。これについては、本稿の第二章で行った『新撰遊覚往来』の書名についての調査結果(二七ページ)から、現物は出てこないが、より古い写本である「遊覚往来」が存在したことは明らかである。また、表21から金剛本と謙堂本はほぼ同じ時期に作られ、わずか八年しか差がないことが分かる。このことから謙堂本は金剛本を底本にして作られた可能性は低いと考えられる。従って、①より②の系統関係の可能性がより高いと考えられる。

では、金剛本と謙堂本のうち、原態を保っているのはどちらであろうか。本稿の寛文本の誤刻箇所についての分析結果(九七ページ)から分かるように、『新撰遊覚往来』の諸本のうち、最も原形に近いのは謙堂本である。また、通常、短文から長文への変化という流れが多いが、成立の古い金剛本が他の古写本に比べて長文を多く有することからも、金剛本よりも謙堂本のほうが古態に近いと言えよう。現在のところ、謙堂本が最善本と考えられる。

以上の諸本の関係から見て、寛文本は金剛本から写された可能性が高い。刊本になる際、使用された底本がどのようなテキストであったかという問題は、これらだけを見て判断するのは限界があるが、現存の写本の状況に限って見れば、寛文本は金剛本と最も近いのではあるまいか。また、寛文本の誤刻箇所において、大半がそのまま古写本の金剛本から写されていること(第二章で調査した)からも、両者には他の諸本とは別の、何らかの密接な関係を見出すことができよう。

類従本は寛文本を承けたと言われるが、両者には非常に多くの増字改訂の手が入っており、寛文本より写されたとは判断し難い。類従本の底本については分からないが、寛文本と一定の距離があるのは明らかである。また、類従本が寛文本と相当数の同じ誤字を含むことから、この問題点は、共通の底本に不具合があつて、それを原因として生じた可能性が高いと考えられる。従って、寛文本と類従本は共に同じ本に拠つたか、または、類従本が寛文本を使ったかのいずれかである。

ろう。

奥書によると学習院本は類従本から写されたことになっているが、本文の異同箇所や漢字表記から見て、実は学習院本は類従本よりも、寛文本により近いことが確認できた。学習院本は類従本から写されたが、おそらく書写時に寛文本も参照しながら本文を補ったのではないかと推測される。

『新撰遊覚往来』の九つの諸本間の変化過程についてまとめると、金剛本から寛文本・類従本が派生する際、最も飛躍的な変化が起き、そこから学習院本・早稲田本になる際は、大きな変化は見られない。また、謙堂本から内閣本・東大本・東北大本になる際、多少の変化は見られるが、これらが同じ系統に属するものと捉える見方を否定するほどのものではない。このうち、内閣本・東大本・東北大本は、ほぼ時を同じくして写されていた。このように、『新撰遊覚往来』には、「謙堂本」「金剛本」「寛文本」の大幅に異なる三種系統のテキストが存在した痕跡が確認され、本書の流布が多かったことを示す。

三、『新撰遊覚往来』の性格

1、江戸時代の教科書

『新撰遊覚往来』は中世に作られた往来物である。この往来については既に室町時代に知られていて、古写本の状況から、室町末期には高野山・比叡山・法隆寺など、様々な場で読まれたことが分かる。その後、近世になって刊本化され、広く普及した。江戸時代に刊行されたものに、寛文二年の刊行本二種（安田本と袋屋本）と無刊記本二種（柏原屋本と菊屋本）が知られているが、いずれも同じ版木を使用している。この事実は、『新撰遊覚往来』がその版木を再利用し、更には再々利用するという出版書肆が現れることによって、少なくとも数百部は刊行され、普及した事を物語っている。また、群書類従本におさめられていることからもある程度に流布し、利用されていたと考えられる。このように、『新撰遊覚往来』は教科書の歴史の中で広く使われた。特に、江戸時代の教科書としてよく使われたのである。これによって江戸時代の人達の教育あるいは学びの意識が見られる。

2、内容の増補

『新撰遊覚往来』は一つの往来でありながら、その記載内容が年代と共に次第に変化し、増加していった。歳月が経過するにつれて新しい時代にふさわしい事柄と語彙とを取り込んでいったのである。そして、教科書として、使う人・場所、学ぶ人・場所などの具体的な状況に応じてうまく改変されていった。ここに、増補に増補を重ね、新しい時代の要求に応じていく往来の、教科書としての性格を読み取ることが出来るよう。

往来物には、あまり変化せずに原態を保ちながら後世に伝わったものが多い⁽⁶⁴⁾。しかし、『庭訓往来』などのように固定したものと違って、『新撰遊覚往来』には変化が顕著である。ここから、ある程度、傾向の違いを探ることが出来る。『新撰遊覚往来』の変化の様相には、語順の異同に加え、表記の違いや単語・語句・文の違いなどが見られる。まず、同じく室町末期に書写された古写本の間にも少なからず異同が見られる。そのうち、謙堂本・内閣本・東大本には既に若干の異同が認められるが、金剛本・東北大本には容易に見えてくる程の著しい変化が見られる。それが刊本系に至って更に飛躍的な変化を見せるのである。このように、『新撰遊覚往来』の諸本には異同が多く見られ、特に古写本から版本になる時には分量的にも増加した。しかし、増補については、大きく見ると、記載内容をより詳細にすると共に、新たに追加するような方法が採られており、新しい内容や項目が増えた傾向は見られない(本稿の三五ページで指摘した)。

『新撰遊覚往来』の増補について調査することにより、往来物において増補はどのように進むのか、その理由は何かなどのが見えてくるのである。その故、『新撰遊覚往来』は往来物の内容変化を研究する資料として、典型的な材料を提供してくれる作品であると考えられる。更に、語彙を研究する上でも、様々な課題を提供してくれる日本語史の資料なのである。

3、漢字表記

『新撰遊覚往来』の諸本には多様な漢字表記が認められる。それらには、通用・扁揃え・当て字・異表記現象がある。一二五例の語彙のうち、通用が六一例、扁揃え(通用の一種)が六例、当て字が二二例、異表記が三六例であり、通用現象が最も多く見出せた。

『新撰遊覚往来』は歴とした教科書であったため、成立当時における一般的な表記を採用している可能性が高いことが予想される。しかし、調査した結果、すべての諸本には、一般的な表記と特殊な表記とがほぼ同じ比率で使われていることが分かった。そこに大きな差は認められないが、相対的に見れば、刊本系諸本のほうが、古写本系より一般的な表記を

多く使っていることが分かる。特に類従本は一般的な表記をより多く使用している。従って、大きく見た場合、写本に比べてより普及した刊本系が一般的な表記を好んで使ったことが言える。

江戸期の版本である寛文本に顕著な特徴として、同期の往來物や他の文献にはない特殊な表記が少なからず見られることが挙げられる。それについて検討した結果、寛文本は漢字の同じ音で当てる方法、即ち同音異字を好んだことが分かった。本文中にも同じ単語をあえて異なる表記で表す場合もある。様々な表記で一つの単語を表すのが当時の表記の意識だったと言えよう。江戸期の刊本として広く流布した類従本にも同じ現象が見られることから、近世の表記の考え方と教育の規範の意識を見ることが出来る。このように、『新撰遊覚往來』の表記の性格を調べることにより、当時の表記意識の一端を明らかにすることができた。

4、傍訓の性格

『新撰遊覚往來』の諸本には、漢字片仮名付訓本と漢字平仮名付訓本の二種がある。諸本のうち、金剛本などの古写本は漢字片仮名付訓本であり、訓が部分的に付けられている。それらは、手本系の教科書であり、この手本系の教科書による学習は書かれている内容よりも文字そのものの習得に重点がおかれていた。しかし、江戸期の寛文本は漢字平仮名付訓本であり、無訓の多い他の写本に比べ、本文の漢字全体に振り仮名が施されているのが特徴である。寛文本は手習の手本としてのみでなく、本文を構成する一文字一文字について、その読みを学習させることをねらいとした読本系の教科書であった。つまり、古写本においては訓があまり重要視されてなかったが、近世の版本になって読みが重要視されたことが分かる。このような変化の理由は、手本より読本への使用用途の転換と、移り変わる時代の要求に順応しようとする努力であったと考えられる。また、手習手本としてよりも読本として多く使用されるようになり、記載内容の正確さと幅広さが求められた結果でもある。その意味から、寛文本は読みを学習させる資料として有益である。そして、学習院本などの近代写本は全体的に訓が付いていない。近代以降、書かれている内容よりも文字そのものの習得や書法の練習などを目的として使われたためと考えられる。

『新撰遊覚往來』の訓が諸本の間でゆれが見られ、読みが不確定である場合が少なくない。これらの振り仮名は、貴重な用例となるものもあれば、あきらかな誤りや、必ずしも当時一般的読み方であったとは言えないものもある。ただ、当時の人々が書物を読みながらそのような知識を得たことは間違いなく、それは人々が情報をどのようなように受け取ったかという問題にも関わるものであろう。『新撰遊覚往來』の振り仮名の多くは、今日の辞書には出てこないが、言葉の生きた姿

を今日に伝える貴重なものであると考えられる。

特に、寛文本の傍訓は異訓が多く、特殊な読みを用いる場合も少なくない。それらについて調査した結果、寛文本の読みはほぼ音読みに、古写本は訓読みに集中している。漢字の熟語は音読みになりやすいので、漢字が連続している漢文の文脈では音読みのほうが一般的だったと考えられる。従って、近世版本の寛文本は、古写本に比べて、音読みを好んだ傾向が明らかである。これらの分析を通じて、より妥当な訓の特定と従来より詳しい語義の考察ができたと考えられる。このように、寛文本は江戸期に刊行された漢文の読まれ方を知る資料としても有意義であり、当時に出版された往来物の言語の実態を知る上で好個の資料でもある。

5、誤字の多さ

江戸期の版本、寛文本には誤り箇所が少なからず見られる。調査した結果、寛文本の誤り方は、写本の誤りがそのまま写されたこと、版本を彫る時に誤刻されたことによるものであった。中でも最も多かったのは、草書体の近似による誤りと目移りによる誤りである。本来、「往来物」は書簡の手習いを目的としており、当然のことながら草書で書かれていたため、以上のような誤りが起こりうるのである。また、校閲といった社会的システムがなかった時代においては、以上のような誤りが生じるのは、いわば必然であったとも言えよう。

他の往来物の版刻について見ると、往来物の版本の実態を解明したものに高橋忠彦(二〇一三)がある。高橋忠彦氏は、『喫茶往来』のうち、一般に利用されている群書類従本は、明らかに相当数の誤読を含むこと、その誤読の多くは草書の誤読に起因すると指摘している。また、寿舒舒(二〇一三)も、「中国画人についての記事を見ると、誤記が多く発見できる。前述の『桂川地藏記』の誤記のほか、『君台観左帳記』においても「周丹之」を「周丹士」に、「何澄」を「柯澄」に、「雪礪」を「雪澗」に、また年代についての記事においても宋の蘇軾と文同を「唐」に間違えている。」と指摘している。更に、佐藤園久(一九六五)は、「この古往来には明らかに誤字と認められる用字が屢々認められる。ここにいう誤字とは意味や音の異なる別の字であるのに字形が似ているために誤った用字を指す。」と指摘しているが、ここで言う「字形が似ているために誤った用字」というのは、草書体の近似による誤写であろう。以上のような例から、往来物の書写本と刊本には、少なからず、誤写・誤刻の問題が存在したことが言えよう。つまり、『新撰遊覚往来』だけに見られる現象ではなく、「往来物」全体に見られる現象であったと考えられる。中でも、特に写本よりも版本に問題点が多かった⁶⁵⁾。このように、寛文本は江戸時代における教育や出版の実態、庶民文化を考える上でも有効な資料となる⁶⁶⁾。また、江戸時

代に刊行された「往来物」、即ち初学教科書の実態を知る上で適切な資料である。

以上、『新撰遊覚往来』の普及の状況や内容の増補の様相、表記の多様性などについてまとめてきたが、他にも、『新撰遊覚往来』には、「万鬱」などの和製漢語も存在し、新語の存在も確認できる。従って、『新撰遊覚往来』は室町時代から江戸時代における語彙関係と表記の様相を見る上で貴重なものであり、語彙研究の資料として役立つものである。また、江戸時代の言葉の資料でもあり、これを見ることによつて江戸時代の人達の言語意識が見えてくるのである。総合的に見ると、『新撰遊覚往来』は中古から江戸期の庶民語といった語彙史研究に寄与できるものと考えられる。

四、「庭訓往来型」往来の位置付け

「往来物」は本来、手紙の模範文例集であり、一月から順に一二月までの往復書簡の形をとつたものが多かったが、内容は問答の形をとりながらも種々な知識を語彙として盛り込むようになり、その語彙も手紙の用語に限定されず、広く日常生活に必要な語句を収録するようになって、次第に語彙集のものが多くなつていった。

「庭訓往来型」往来は、教科書として広く使われてきた手紙の形式をとつた往来物である。この型の往来は「十二月往来型」と拾要抄型の複合体」ともよばれ、「消息文例集」と「語句集」の性格を兼ね備えている。つまり、本来の往来の性格である手紙の文例集的要素と新しい性格とも言える語彙集的要素とを巧みに統合した往来物である。それらは大量の単語集団を含み、文量が増大するのが常であった。「庭訓往来型」は「十二月往来型」の諸往来と違って、百科的知識を教えこむのを目的としており、最終的には消息文の文体がくずれて、模範文例とは言い難いものが出てきた。その後、江戸時代には『百姓往来』『番匠往来』『商売往来』といった、特定の職業分野の専門語彙を中心に収録した往来物が刊行され、往来物の分化と多様化が進んだ。このように、全体的に見ると、往来物は手紙文体から「語句集」へと変化していったが、その中間に一致するのが、手紙文体と語句集の性格を備えた「庭訓往来型」である。

近世の「往来物」には、新しく作られたもの(近世往来)と、中古・中世の「古往来」が刊本化され普及したものがあつた。近世になつても、引き続き中古・中世に作られた往来物が大量に出版され普及したのは注目すべきである。もつとも

『江戸往来』『商売往来』のように近世を代表すると言われるものも作られており、近世には数多くの往来物が作られていたが、普及率という点からは「古往来」に遠く及ばなかった。このように、中古・中世に作られた「古往来」が、近世になって「近世往来」よりも多く出版され流布したのは、古くから伝わってきたものを生かそうとする規範意識が強かったからであろう。「庭訓往来型」には、最初の手紙文体を守ろうとする意識が見て取れる。つまり、本来の手紙のやりとりのスタイルを守ろうとする規範意識である。

近世に出版された「古往来」には手紙文体のものと「語句集」的なものがあるが、大きく見ると手紙文体のものが多い。しかし、手紙文体の体裁をとる「庭訓往来型」は「語句集」的性格をも所有しているため、短文・短句などの「語句集」を中心に作られたものが多く公刊されたとも言えよう。つまり、体裁からは手紙文体の往来が多く出版されたが、その内容的性格からいうと、「語句集」の往来が多く出版されたのである。従って、近世に出版された「古往来」には、手紙文体の往来物を重要視しながらも、内容的には「語句集」的のものに移り変わろうとする傾向が見られる。このように、「庭訓往来型」は「古往来」から近世往来への、いわば橋わたしのような役割を果たしており、往来物の中でも、きわめて重要な位置を占めるものである。

南北朝時代から室町時代にかけて作られた「庭訓往来型」往来は、子供の手習いのために編まれた教科書であった。この型の往来物は手紙の形式を採った単語集・知識集であり、手紙の形式と共に必要な知識を身に付けさせることを目的としたものである。

平安時代後期から明治時代後期に至るおよそ八三〇余年の間に、教科書として往来物を学んだものの身分・年齢には移り変わりがある。石川謙(一九四九)によれば、次のように変化したのであった。

平安後期	公家の子弟	山門の童子		
鎌倉時代	山門の童子	公家の子弟	武家の子弟	
南北朝時代	山門の童子	武家の子弟	公家の子弟	
室町時代	武家の子弟	庶民の子弟	公家の子弟	山門の童子
安土桃山時代	武家の子弟	庶民の子弟	公家の子弟	山門の童子
江戸時代	庶民の子弟	武家の子弟	公家の子弟	

「往来物」はもともと初学者のための、多くの場合、子供のための教科書として編まれたものであった。しかし、その初学用・児童用と称するのにふさわしい工夫が教科書の中に織り込まれるようになったのは、南北朝時代以後、わけても

室町時代からである。その工夫とはつまり、日常生活に必要な事物の名称を列挙した単語集的情報を大量に取り込むようになったことである。こうした傾向はすでに『新撰遊覚往来』や『異制庭訓往来』に見えはじめ、『新札往来』『庭訓往来』など出版年代が下るに従ってますます強化されていった。中でも『富士野往来』にあつてはその傾向が一層顕著となり、『新撰類聚往来』『尺素往来』『快言抄』に至つてその頂点に達したと言える。

「庭訓往来型」往来は、児童学習を目的とした教科書であり、児童の心理作用に即応する配慮が施されているのが特徴である。また、日常生活への繋がりを極度に重んずる、実用主義教育の色彩が濃い教科書であつた。これは、初学者のための教科書である往来物の大変革でもあり、後世の往来物への影響が大きかつた。

五、残された課題

本稿では、近世に出版された「古往来」の実態調査として、『新撰遊覚往来』を中心に据え、『異制庭訓往来』『庭訓往来』などの「庭訓往来型」を調査対象とした。それは、「庭訓往来型」は近世に出版された「古往来」の代表的な存在であるため、それについての調査から全体の性格をまとめることができると思つたからである。また、『新撰遊覚往来』一種だけを中心に分析するのは不十分だと思われるが、既に多く研究されている『庭訓往来』や『喫茶往来』などに關する先行研究と合わせて捉えることで、近世に出版された「古往来」についての把握が可能になると考える。

近世に出版された「古往来」全体についての分析は、膨大な量の作業になるため、今回は叶わなかつた。今後の課題にしたい。また、今後は「庭訓往来型」と並ぶ「消息文例集(明衡往来など)」と「語句集(常途往来など)」について分析し、そこから更に範囲を広げて、出版された「近世往来」にまで研究を深めていきたいと考えている。

【注】

〔序章〕

(1) これに関する詳しい内容は、本稿の第一章の「本稿で扱う「庭訓往來型」と先行研究における「古往來」の分類について」から確認できる。

(2) 石川謙(一九四九)は、「古往來の中には名のみ伝えて実を失ってしまったもの、中世における書写本が全く見当たらないもの、現存はしているが零本残闕のみで当面の研究には役立たないもの、また古写本なり作者自筆本なりが今日に伝わってはいるものの、ただ一本だけであって往來の内容の異同・変遷の跡を辿る手かかりを得られないものも多い。これらを除いて二点以上の古写本が伝わっていて比較研究のできるものを求めると、その数は僅かに一四部に過ぎない。その内、『拾要抄』『異制庭訓往來』『庭訓往來』『尺素往來』『新撰類聚往來』など、内容の変化についてはさほど認められないもの(細かい点まで突込んで行けば、全然変化の跡が認められない訳ではないが、ただ他のものに比較して変化が少いというまでである)を除くと、目につくほどの変化を持っているのは九部しか残らない。」と指摘している。

(3) 石川謙(一九四九)による。

(4) 丹和浩(二〇〇五)を参照した。

(5) 石川松太郎(一九八八)などがある。

(6) 天野晴子(一九九八)などがある。

(7) 川本亨二(一九九四)、川本亨二(一九九五)、川本亨二(一九九七)などがある。

(8) 黒田政弘(一九九二)、黒田政弘(一九九三)、黒田政弘(一九九四)などがある。

(9) 高橋敏(一九七八)、久保田信之(一九八八)、高井浩(一九九一)、梅村佳代(二〇〇二)などがある。

(10) 高橋久子・古辞書研究会(一九九五)、高橋久子(一九九八)、高橋忠彦・高橋久子・古辞書研究会(二〇一一)などがある。

(11) 橘豊(一九七七)、橘豊(一九九八)、真下三郎(一九八五)などがある。

(12) 松原秀江(一九九七)などがある。

(13) 母利司朗(一九九二)、母利司朗(二〇〇二)などがある。

(14) 長友千代治(二〇〇二)などがある。

(15) 今野信雄(一九八八)、氏家幹人(一九八九)、渡邊信一郎(一九九五)、高橋敏(一九九七)、陶智子(一九九八)、高橋幹夫(一九九八)などがある。

丹和浩(二〇〇五)などがある。

小松茂美(一九七〇)、前田諒子(一九九五)、川畑薫(二〇〇四)などがある。

綿抜豊昭(二〇〇二)などがある。

三保サト子(二〇〇五)、三保サト子(二〇〇七)、三保サト子(二〇〇八)などがある。

『新撰類聚往来』に関する先行研究には、木村晟(一九八四)、高橋久子(一九九八)などがある。

(21)(20)(19)(18)(17)(16) 『庭訓往来』に関する先行研究の紹介については省略する。

〔第一章〕

(25)(24)(23)(22) 石川松太郎(一九八八)による。

石川謙(一九四九)による。

石川松太郎(一九八八)による。

本稿で扱う往来物は、「近世往来」ではなく、近世に出版された「古往来」であるため、「近世往来」についてはここに簡単に紹介しておく。

(27)(26) 『貴嶺問答』や『十二月消息』には、「往来」と示されていないが、内容と性格から見ると、これらは「A型」に属するものである。

石川謙氏は全体の古往来を分類するにおいて、七種の伝統的往来(『明衡往来』『雑筆往来』『庭訓往来』『富士野往来』『尺素往来』『十二月往来』『新撰遊覚往来』)の編集様式から眺める方法をとっている。しかし、その後、古往来については、数多くの種類が発見されて学界に報告され、編集方式・方法ならびに内容をふまえての往来の起源、発展の系譜、普及の経路が鮮明にされた。石川松太郎の分類方は、今日における往来物研究の全貌におよんで特徴を記述している。この分類方によって、往来物の性格と展開が明らかに見えると考えられるので、この分類方を選んだ。

(30)(29)(28) 『消息詞』や『拾要抄』『瑣玉集』などは、「往来」と銘打ってはいないが、内容と性格から見ると、これらは「B型」に属する。

近世に出版された古往来の統計については、石川松太郎(一九八八)によった。

丹和浩(二〇〇五)は、「江戸時代にあってもすでに通用しなくなった文物を載せる古来の『庭訓往来』が、幕末・明治初年に至るまで使

用されたのは、やはり規範意識のなせるところであった。」と指摘している。また、長友千代治(二〇〇一)は、「往来物は鎌倉時代以来、長く写本で続いたもので、教科書としての正確さと規範性を持っており、同じように整版印刷にされる要件を備えている。」と述べている。

〔第二章〕

石川謙(一九四九)による。

石川松太郎(二〇〇一)の「新撰遊覚往来解説」による。

(33)(32)(31) 諸本の数は現存の状況によったもので、ここに掲げたデータは管見の限りによるものである。諸本、特に刊本については今後出てくる可能性が高いので、補充を期待している。

(34)(35)(36)(37)(38) なお、諸本の書影については、各所蔵機関のご高配により、閲覧し得たもの(原本)からの転載である。この場をお借り、お礼申し上げます。刊年については諸説があるが、石川謙(一九四九)は、元禄年間(一六八八〜一七〇四)頃の刊行と推測している。

注(35)に同じ。

(38)(37)(36)(35)(34) 三次本の情報については、国文学研究資料館の「日本古典籍総合目録データベース」を参照した。

(39) 三保サト子(二〇〇三)は、「「新撰」とあるので、別に「遊覚往来」という書物が存在した可能性もある。」と指摘している。しかし、同じく「新撰」を冠している『新撰類聚往来』には、これより他の異名が伝わってはならず、古辞書をはじめ、他の文献にも見られない。

(40) 同じく古往来に属する『手習覚往来』にも「手習覚往来」(金沢文庫本)と「手習学往来」(東京大学附属図書館蔵)の二種の書名が存在するが、「手習覚往来」のほうが遥かに古い写本であり、「覚」のほうが「学」より先に使われ、古い形である。

(41) 表1のAは、ある単語・文において謙堂本にあり寛文本にない場合を示し、Bは寛文本にあり謙堂本にない場合を示す。AとBの項目は無無の関係のみを表しているため、七つの異同の種類の内、「単語の有無」と「文の有無」の二箇所だけに配置される。他の「単語の違い」「表記の違い」「文の違い」「語順の違い」「その他」は異同を示しているので、A・Bとは無関係である。

(42) 版本には安田本・袋屋本・柏原屋本・菊屋本の四つがあるが、それらをまとめて一種類とみなす。その理由については前述のとおりである。

(43) 近代写本には学習院本と早稲田本の他に、三次本と日本大本があるが、三次本と日本大本については入手不可能であったので、本論文では比較検討の対象としていない。

(44) この見解は高橋久子氏のご教示による。

(44) 高橋久子(二九九六)による。ここでは「聯綿詞でないにも拘わらず上下二字の扁をそろえる現象を仮に『扁揃え』と呼ぶことにする。」と定義している。また、漢字二・三字の熟語に於いて、上下二字の扁を揃える現象が中古より近世に到る多くの文献に見えることを報告している。

(45) 六つの諸本は近世版本の寛文本と、金剛本などの五つの古写本である。類従本や学習院本・早稲田本にはルビが施されていないため、比較対象から除外する。

〔第三章〕

(46) 石川謙(二九四九)は、『新撰遊覚往来』と『異制庭訓往来』については姉妹関係であると指摘している。三保サト子(二〇〇五)は、「兄弟関係」とする。

(47) 石川謙(二九四九)によると、別々の名に呼ばれる二つの往来が同じ内容、同じ語句文章を収録していて深い血縁関係を持つ場合は、「姉妹関係」とし、一つの往来から血を引いて、もう一つの他の往来が派生し発達した場合は「祖孫関係」としている。

石川謙(二九四九)による。

表11は石川謙(一九四九)に並べられていた内容を表にしたものである。

表12は後の表13の内容から『新撰遊覚往来』と『異制庭訓往来』の共通の項目部分を抜き出し、まとめたリストである。

石川謙(二九四九)による。

(52) 二種の往來の語彙の数については、それぞれの諸本によってある程度の差が認められるが、ここでは石川謙(二九四九)に掲げられたデータを参照した。また、それぞれの語数は延べの数である。

勢田勝郭(二九八一)は、「一座一句之物者」以下は『連理秘抄』以後の資料に拠るものであると指摘している。

表14は石川謙(二九四九)に並べられていた内容を表にしたものである。

(55)(54)(53) 表15は表11を角度を変えて再掲したものである。表11は二種の往來における共通の題材を見るための作りで、表15は二種の往來における月の配列の見分けのための作りである。

(56) 三保サト子(二〇一二)は、「両作品の関係は、『新撰遊覚往来』を加筆集成して『異制庭訓往来』が成ったようにも見えるが、私見では、共通の材料を使つての制作がなされた結果、部分的に親子の如き類似が生じたかと考えている。」と述べている。

〔第四章〕

- (57) 四種の往來の語彙の数については、それぞれの諸本によってある程度の差が認められるが、ここでは石川謙（一九四九）に掲げられたデータを参照した。また、それぞれの語数は延べの数である。
- (59)(58) 石川謙（一九四九）による。
- (62)(61)(60) 石川謙・石川松太郎（一九七〇）は、「『異制庭訓往來』といい、『続庭訓往來』といい、『庭訓往來』の盛行にあやかるねらいで、後世からつけた名であろう。」と指摘している。
- (63) 三保サト子（二〇〇五）による。
- (62)(61)(60) 石川謙（一九四九）による。
- (62) 松田久子（一九六四）によると、「古往來」のうち食生活については、とりわけくわしい記事を採録しているのは、『新札往來』『異制庭訓往來』『新撰遊覚往來』『庭訓往來』『尺素往來』『新撰類聚往來』の六種である。
- (63) 石川謙（一九四九）を参照した。

〔終章〕

- (64) 丹和浩（二〇〇五）は、「江戸時代の人々にとって、往來物、特に旧來の往來物の本文そのものは規範性が強く、江戸時代を通じて殆ど改変されることがなかった。」と指摘している。
- (65) 吉井始子（一九六三）は、「全体的に庭訓往來抄の版本について見てみると、その一に、江戸初期の出版界の混乱状態が手にとる様にかがえる。十二部の家藏本中、刊年、出版地、出版者名のはっきり明記されているのは、天保六年版の註抄だけに止まるという状態である。あとの版本は、刊年のみ出版地、出版者のみ、無記名などの本である。それは、江戸前期には、出版業者の体勢が十分にととのっていないために、板木の譲渡が頻繁におこなわれたり、同一板木を使用して、刊年刊行者名のみを変更し、いくらかも出版出来たり、また板権の保証もなく、覆刻版が色々なかたちで出せたという事などがその間の事情を物語っている。」と指摘している。
- (66) 根岸茂夫（二〇〇〇）は、「版本は江戸時代の庶民文化の華であり、当時の人々の知性と感性を豊かに伝えてくれる。」と述べている。

【参考文献】

- 天野晴子(一九九八)『女子消息型往来に関する研究―江戸時代における女子教育史の一環として』風間書房
- 石川謙(一九四九)『古往来についての研究』講談社
- 石川謙・石川松太郎(一九七〇)『日本教科書大系 往来編』講談社
- 石川松太郎(一九六〇)「古往来に採録された地理関係教材について」『和洋女子大学紀要』5号
- 石川松太郎(一九八六)『往来物分類目録並に解題』謙堂文庫
- 石川松太郎(一九八八)『往来物の成立と展開』雄松堂
- 石川松太郎(一九九二)『往来物大系十一 古往来』大空社
- 石川松太郎(一九九六)『稀覯往来物集成』大空社
- 石川松太郎(二〇〇二)『往来物解題辞典 解題編』大空社
- 今野信雄(一九八八)『江戸子育て事情』築地書館
- 氏家幹人(一九八九)『江戸の少年』平凡社
- 梅村佳代(二〇〇二)『近世民衆の手習いと往来物』梓出版社
- 川畑薫(二〇〇四)「書流・松花堂流における教授体系とその背景―寛文期・家元制度形成史一斑―」『芸能史研究』165号
- 川本亨二(一九九四)「近世における生活技術書の教育的意味」『日本大学文理学部人文学科研究所研究紀要』47号
- 川本亨二(一九九五)「寺子屋における算数教育と計算技術の特色」『日本大学文理学部人文学科研究所研究紀要』50号
- 川本亨二(一九九七)「近世庶民の算数教育にみられる和算家像」『教育学雑誌』31号 日本教育学会
- 木村晟(一九八四)「慶安元年板『新撰類聚往来』の本文」『駒澤國文』21巻
- 久保田信之(一九八八)『江戸時代の人づくり』日本教文社
- 黒田政弘(一九九二)「『実語教』・『童子教』註釈書にみられる施註内容の変遷」『広島大学教育学部紀要第一部』40号
- 黒田政弘(一九九三)「江戸戯作者による『実語教』・『童子教』註釈書にみられる童蒙啓発の意図」『広島大学教育学部紀要第一部』41号
- 黒田政弘(一九九四)「江戸戯作者による往来本執筆活動幕府出版統制策との関連から」『作陽音楽大学短期大学研究紀要』271号

小泉吉永(一九九八)『女筆手本解題』青裳堂書店

小泉吉永・石川松太郎(二〇〇〇)『往来物解題辞典』大空社

小松茂美(一九七〇)『日本書流全史』講談社

酒井憲二(一九九九)『実語教童子教・研究と影印』三省堂

山東京傳(一九二八)『骨董集』『日本隨筆全集』十三国民図書

佐藤罔久(一九六五)「高山寺藏古往来の誤字・俗字」『王朝文学』12号

寿舒舒(二〇一二)「日本中世の古記録から見る中国画人・絵画の記載」『東アジア文化交渉研究』5卷

陶智子(一九九八)『女礼十冊書弁解』全注』和泉書院

勢田勝郭(一九八一)『異制庭訓往来』引用の連歌式目について』『岡大國文論稿』9号

高井浩(一九九一)『天保期少年少女の教養形成過程の研究』河出書房新社

高野宏親(二〇一二)「農業型往来の研究」『上越教育大学国語研究』26号

高橋敏(一九九七)『家族と子供の江戸時代』朝日新聞社

高橋敏(一九七八)『日本民衆教育史研究』未來社

高橋忠彦・高橋久子・古辞書研究会(二〇一二)『尊経閣文庫本桂川地蔵記』影印・訳注・索引』八木書店

高橋忠彦(二〇一三)『喫茶往来』のテキストについて』『東京学芸大学紀要』64号

高橋久子・古辞書研究会(一九九五)『御成敗式目』影印・索引・研究』笠間書院

高橋久子(一九九六)「扁揃えと古辞書」『国語文字史の研究三』和泉書院

高橋久子(一九九八)「易林本節用集と新撰類聚往来」『東京学芸大学紀要』49号

高橋幹夫(一九九八)『江戸の笑う家庭学』芙蓉書房

高山寺典籍文書綜合調査団(一九七二)『高山寺本古往来表白集』東京大学出版会

橘豊(一九七七)『書簡作法の研究』風間書房

橘豊(一九九八)『手紙文の国語学的研究』風間書房

丹和浩(二〇〇五)『近世庶民教育と出版文化』「往来物」制作の背景』岩田書院

長友千代治(二〇〇一)『江戸時代の書物と読書』東京堂

日本古典文学大辞典編集委員会(一九八三)『日本古典文学大辞典』岩波書店

- 根岸茂夫(二〇〇〇)『江戸版本解説大字典』柏書房
- 服部嘉香(一九六九)『『明衡往来』の撰者・書名・内容・文体について』『梅光女学院大学国文学研究』5巻
- 前田諛子(一九九五)『近世女人の書』淡交社
- 真下三郎(一九八五)『書簡用語の研究』淡水社
- 松田久子(一九六四)「中世食生活に関する一考察―往来を史料としてみた―」『和洋女子大学紀要』9号
- 松原秀江(一九九七)「江戸時代における女性の文学的教養について」『薄雪物語と御伽草子・仮名草子』和泉書院
- 三保サト子(二〇〇〇)「『新撰遊覚往来』の文化的背景―茶の受容と茶会の流行を通して―」『島根国語国文』11号
- 三保サト子(二〇〇一)「『新撰遊覚往来』の伝本について」附載「東京大学国語研究室蔵本」翻刻「『島根女子短期大学紀要』39号
- 三保サト子(二〇〇三)『寺院文化圏と古往来の研究』笠間書院
- 三保サト子(二〇〇五)「『異制庭訓往来』の制作法―『新撰遊覚往来』との重なりを中心に―」『島根女子短期大学紀要』43号
- 三保サト子(二〇〇七)「『異制庭訓往来』の時代性―二月(食品群)と五月(財宝群)の場合―」『島根女子短期大学紀要』45号
- 三保サト子(二〇〇八)「『異制庭訓往来』の時代性―六月(討伐・武器・武人群)の場合―」『島根県立大学短期大学部松江キャンパス研究紀要』46号
- 三保サト子(二〇一二)「古往来から見た武家の教養」『島根県立大学短期大学部松江キャンパス研究紀要』50号
- 三保忠夫・福井千奈美・三保サト子(一九九四)「庭訓往来刊本についての基礎的研究」『島根大学教育学部紀要 人文・社会科学』28号
- 三保忠夫・三保サト子(一九九七)『雲州往来享禄本研究と総索引』和泉書院
- 三保忠夫(二〇〇〇)『日本語助数詞の歴史的研究―近世書札礼を中心に―』風間書房
- 宗政五十緒(一九八二)『近世京都出版文化の研究』同朋舎
- 母利司朗(一九九一)「用文章板本考」『岐阜大学国語国文学』20号
- 母利司朗(二〇〇二)「明治前期話しことば教育における談話書取教科書など」『岐阜大学国語国文学』29号
- 山田忠雄(一九八六)『国語史学の為に第一部 往来物』笠間書院
- 横田光雄(二〇〇八)「『異制庭訓往来』の寺院破壊―宗教の後退と仏教思想との関わり―」『日本宗教文化史研究』12巻2号
- 吉井始子(一九六三)「庭訓往来抄古版本の研究」『短期大学教育』16号 日本私立短期大学協会
- 渡邊信一郎(一九九五)『江戸の寺子屋と子供たち』三樹書房
- 綿拔豊昭(二〇〇二)「往来物にみられる紫式部像について」『図書館情報大学研究報告』20巻2号

【調査資料】

『平家物語』『今昔物語集』『井原西鶴集』『源氏物語』『日本書紀』『日本靈異記』『松尾芭蕉集』『太平記』『沙石集』『浮世草子』『俳諧』『浄瑠璃』『大鏡』『枕草子』『十訓抄』『洒落本』『宇津保物語』『栄花物語』『室町物語草子集』『熊野本地絵巻』『近世説美少年録』『滑稽本』（新編日本古典文学全集 小学館）／『無名抄』『増鏡』（日本古典文学大系 岩波書店）／『平安遺文』（竹内理三、東京堂出版、一九八八）／『異制庭訓往来』（群書類従第九輯、塙保己一）／『角川茶道大事典』（林屋辰三郎、角川書店、二〇〇二）／『日本国語大辞典第二版』（小学館、二〇〇二）／『大漢和辞典』（諸橋轍次、大修館、一九九四）／『邦訳日葡辞書』（岩波書店、一九八〇）／『光悦本謡曲』（日本古典全集、正宗敦夫）／『普公茶話』（茶道全集 一、井口海仙、創元社、一九七七）／『山槐記』（藤原忠親原著、笹川種郎編、日本史籍保存會）／『園太暦』（洞院公賢、統群書類従完成会、一九七三）／『師郷記』（藤井貞文、統群書類従完成会、一九八五）／『異人恐怖伝』（文明源流叢書 三、国書刊行会、一九二二）／『造化妙々奇談』（宮崎柳条、牧野書房、一八八七）／『日本大文典』（ロドリゲス、三省堂、一九九五）／『夢溪筆談』（沈括、平凡社、一九七九）／『寒山子詩集』（四部叢刊正編、臺灣商務印書館）／『年號讀方考證稿』（山田孝雄、寶文館、一九五〇）／『日本誌』（ケンペル、霞ヶ関、一九七三）／『蒙求』（久保天随、博文館、一九一三）／『新撰朗詠集』（藤原基俊、古典文庫、一九六三）／『左思』（文選、明治書院、一九七七）／『南京新唱』（会津八一、日本近代文学館、一九八二）／『本草綱目』（李時珍著、鈴木真海訳、春陽堂、一九七三）／『拾得録』（和刻本漢詩集成 第一輯、長沢規矩也、古典研究会）／『蔭涼軒日録』（続史料大成、季瓊真蕊、臨川書店、一九七八）／『三宝絵』（源為憲、前田育徳会尊経閣文庫、八木書店、二〇〇七）／『懐竹抄』（新校群書類従 十五卷、塙保己一、名著普及会、一九七七）／『夫木抄』（藤原長清、宮内庁書陵部、一九八四）／『古事談』（源顕兼撰、現代思潮社、一九八一）／『内裏式』（藤原冬嗣、尊経閣文庫、八木書店、二〇一〇）／『本朝桜陰比事』（新編西鶴全集、勉誠出版）／『仏説瑜伽大教王経』（大藏経、弘教書院、一八八五）／『秘藏宝鑑』（傍訳弘法大師空海、四季社、二〇〇〇）／『寛斎摘草』（詩集日本漢詩、富士川英郎、汲古書院）／『雨月物語』（上田秋成、野村長兵衛、一七七六）／『法華経』（法華経講義、小林一郎、大乘仏教会）／『源平盛衰記』（長坂金雄、雄山閣、一九三九）／『不思議な鏡』（日本幻想文学集成、森鷗外、国書刊行会、一九九三）／『信長記』（岡山大学池田家文庫、福武書店、一九七五）／『春のみやまぢ』（飛鳥井、雅有、新典社、一九八四）／『大日経』（密教経典、中村元、東京書籍、二〇〇四）／『夫婦』（国木田独步全集、学習研究社、一九六四）／『黒い眼と茶色の目』（蘆花全集、徳富健次郎）／『狂歌』（六樹園、山城屋政吉）／『地藏菩薩靈驗記』（三国因縁地藏菩薩靈驗記、真鍋広済、実睿、古典文庫、二九六四）／『蒙求抄』（抄物大系、中田祝夫、勉誠社、一九七一）／『西国立志編』（サミュエル・スマイルズ、中村正直訳、講談社、一九八一）／『日本開化小史』（田口卯吉、講談社、一九八一）／『宋史』（元脱脱、中華書局、一九七七）／『蘇軾』（中国詩人選集、岩波書店、一九七九）／『藝文類聚』（欧陽詢、汪紹楹、中華書局、一九六五）／『晉書』（房玄齡、中華書局、

一九九七) / 『梁書』 『南史』 (二十四史校勘標点本、中華書局、一九八三) / 『应天長詞』 (宋詩鈔、中華書局、一九八六) / 『贈賀左丞蕭舍人詩』 (先秦漢魏晉南北朝詩、中華書局、一九八三) / 『詠笛詩』 (全漢三國晉南北朝詩、丁福保、中文出版社、一九七九) / 『良嶽記』 (長物志・洛陽名園記・良嶽記、文震亨、中華書局、一九八五) / 『貞丈雜記』 (故實叢書 十一、伊勢貞丈、吉川弘文館、一九〇〇)

【古辭書】 (太文字の箇所は略称を表す。)

- ① 新撰字鏡【898～901頃】(昌住、京都大学文学部国語学国文学研究室編、『新撰字鏡—本文篇・索引篇』、京都大学国文学会、1958)
- ② 和名類聚抄(天理図書館蔵高山寺本)【平安時代写】(源順撰、京都大学文学部国語学国文学研究室編、『諸本集成和名類聚抄—本文篇・索引篇』増訂再版、臨川書店、1995.1)
- ③ 類聚名義抄(図書寮本)【平安末】(菅原是善著・正宗敦夫編、『類聚名義抄—索引』、現代思潮社、1978.11)
- ④ 色葉字類抄(前田本)【平安末期写(1177～81)】(『色葉字類抄研究並びに索引・本文索引編』、中田祝夫、峯岸明編、風間書房、1964)
- ⑤ 明応五年本節用集(国立国会図書館蔵)【1496写】(『改訂新版古本節用集六種研究並びに総合索引—影印篇・索引篇』、中田祝夫他編、勉誠社、1979.1)
- ⑥ 和玉篇【15世紀後】(中田祝夫・北恭昭編、『倭玉篇 研究並びに索引 影印篇・索引篇』勉誠社、1981.1)
- ⑦ 温故知新書(前田育徳公尊経閣文庫蔵)【室町中期写】(中世古辞書四種研究並びに総合索引、中田祝夫・根上剛士著、風間書房、1971.7)
- ⑧ 頓要集(滝田英二氏蔵)【室町中期写】(中世古辞書四種研究並びに総合索引、中田祝夫・根上剛士著、風間書房、1971.7)
- ⑨ 文明本節用集(文明)【室町中】(中田祝夫著、『文明本節用集研究並びに索引—影印篇・索引篇』、勉誠社、1979.9)
- ⑩ 弘治二年本節用集(東京大学附属図書館蔵)【弘治二年(1556)】(印度本節用集古本四種研究並びに総合索引、中田祝夫著、勉誠社、1974.3)
- ⑪ 永禄二年本節用集(大阪府立図書館蔵)【永禄二年(1559)】(印度本節用集古本四種研究並びに総合索引、中田祝夫著、勉誠社、1974.3)
- ⑫ 堯空本節用集(宮内庁書陵部蔵)【永禄八年以後写(1565)】(印度本節用集古本四種研究並びに総合索引、中田祝夫著、勉誠社、1974.3)
- ⑬ 蓮歩色葉集(静嘉堂文庫蔵)【室町末期写】(中世古辞書四種研究並びに総合索引、中田祝夫・根上剛士著、風間書房、1971.7)
- ⑭ 図書寮本節用集(宮内庁書陵部蔵)【室町末期写】(印度本節用集和漢通用集他三種研究並びに総合索引、中田祝夫著、勉誠社、1980.10)
- ⑮ 伊京集(国立国会図書館蔵)【室町末期写】(『改訂新版古本節用集六種研究並びに総合索引—影印篇・索引篇』、中田祝夫他編、勉誠社、1979.1)
- ⑯ 黒本本節用集(前田育徳公尊経閣文庫蔵)【室町末期写】(『改訂新版古本節用集六種研究並びに総合索引—影印篇・索引篇』、中田祝夫他編、勉誠社、1979.1)

- ⑰ 饅頭屋本節用集（東京教育大学附属図書館蔵）【室町末刊】（『改訂新版古本節用集六種研究並びに総合索引―影印篇・索引篇』、中田祝夫他編、勉誠社、1979.1）
- ⑱ 枳園本節用集【室町末期写】（枳園本節用集索引、西崎亨、和泉書院、2002.2）
- ⑲ 天正十八年本節用集（東洋文庫蔵）【1590刊】（『改訂新版古本節用集六種研究並びに総合索引―影印篇・索引篇』、中田祝夫他編、勉誠社、1979.1）
- ⑳ 易林本節用集（国立国会図書館蔵）【慶長二年刊（1597）】（『改訂新版古本節用集六種研究並びに総合索引―影印篇・索引篇』、中田祝夫他編、勉誠社、1979.1）
- ㉑ 村井本節用集（神宮文庫蔵）【慶長頃写（1596～1615）】（印度本節用集和漢通用集他三種研究並びに総合索引、中田祝夫著、勉誠社、1980.10）
- ㉒ 慶長九年本節用集（国立国語研究所蔵）【慶長九年（1604）】（印度本節用集和漢通用集他三種研究並びに総合索引、中田祝夫著、勉誠社、1980.10）
- ㉓ 広島大学蔵増刊節用集【慶長十三年写（1608）】（広島大学蔵増刊節用集の研究、佐々木峻著、武蔵野書院、1997.8）
- ㉔ 元和本下学集【1617】（『元和本下学集索引』、東麓破衲・亀井孝校著、森田武編、1953.3）
- ㉕ 両足院本節用集（建仁寺両足院蔵）【寛永二十年（1643）以前写】（印度本節用集古本四種研究並びに総合索引、中田祝夫著、勉誠社、1974.3）
- ㉖ 和漢通用集（東京大学国語研究室蔵）【江戸初期写】（印度本節用集和漢通用集他三種研究並びに総合索引、中田祝夫著、勉誠社、1980.10）
- ㉗ 早大本節用集【江戸初期写】（早大本節用集…本文・研究・索引、杉本つとむ編著、雄山閣、1975）
- ㉘ 惠空編節用集大全（無窮会神習文庫蔵）【延宝八年刊（1680）】（惠空編節用集大全研究並びに索引（中田祝夫、惠空、勉誠社、1975）
- ㉙ 合類節用集（国立国会図書館亀田文庫蔵）【延宝八年刊（1680）】（『合類節用集研究並びに索引』、中田祝夫、小林祥次郎著、勉誠社、1979.2）
- ㉚ 書言字考節用集（静嘉堂文庫蔵）【享保二年刊（1717）】（中田祝夫、小林祥次郎著、『書言字考節用集研究並びに総合索引―影印篇・索引篇』、風間書房、1973.3）
- ㉛ 撮壤集（宮内庁書陵部蔵）【江戸中期写】（中世古辞書四種研究並びに総合索引、中田祝夫、根上剛士著、風間書房、1971.7）
- ㉜ 女節用集文字彙【宝暦二年（1752）】（『女節用集文字彙』影印と索引、木村晟編著、鎌倉…港の人、2008.7）
- ㉝ 和英語林集成（くボん）【1872刊】（和英語林集成第三版訳語総索引、山口豊編、武蔵野書院、1997.5）
- ㉞ 言海【明治二四年刊 1889～91】（大槻文彦、『新編大言海』、富山房、1982）

本稿の資料編1

『新撰遊覚往来』 翻字本文

凡例

- 一、底本は、寛文二年刊行の安田十兵衛版本（内題は「遊学往来」）である。
- 一、行款は、底本通りとした。
- 一、異体の片仮名は、今日通行の字体にあらためた。
- 一、底本の誤字・脱字等は、原則としてその儘としたが、返り点の脱落のみ、○を付して補った。
- 一、便宜上、略字等は左のようにした。

云うんくと ↓ 云うんぬんと

【一才】

遊學往來 天台沙門玄惠撰

新春御慶賀、仰二朔日一、

向二其御方一、最前申籠候

畢。然者、續二佛法惠命一、眞

俗二諦之御繁昌之條、

誠幸甚と。抑迎二立春之比一、

【二ウ】

爲二諸神法樂一、一萬句之

連哥可二興行之由、當寺

兒童若輩等、令二評議候

畢。以二必定之日可レ申二案内候。

相構、閣二諸事一、可レ有二御

催者也。夫、詩者漢家之態、

【二才】

哥者本朝之才、連歌者

雖二近代藝一、而洛陽夷

狄之貴賤、多翫レ之。故以三

此態一、令レ値二遇於佛神一、而

雖レ欲レ祈二當來之證果一、未

レ知二當世之法一。願、新式目錄

【二ウ】

示給者、兼日事之次

第可レ令ニ存知候。諸事雖

レ多、難レ盡二紙面而已。恐

惶謹言。

正月十日 律師明尊

謹上御室戸寺治部都維那御房

【三才】

改年御吉事、拂二明方
 霞、望二貴方、既令二禮
 拜候畢。自他珍重と。然
 者、爲二一寺之法燈、佛法
 興行之條、眞實之至、
 日出度承及候。抑、如レ被

【三ウ】

レ示、詩者、爲二漢家之才、
 定二平他韻聲、綴二其
 旨一。哥者、爲二和國之風、以二上
 下句一、顯二其理一、連歌者、爲二
 近代態一、一句之内、成二其心一。
 故、近年花下號(三)新式一、

【四才】

定二輪廻傍題韻字一、所謂
 春、秋、戀者、各五句續。景
 物多故。夏、冬、神祇、釋
 教、述懷、懷舊、水邊、行
 路、無常、哀傷、祝言等、各
 可レ爲二三句也。一座一句之物

【四ウ】

者、名草、名木、名鳥、名獸、
 蟲、昔、古、夕、暮、昨日、平
 雨、夕立、村雨、嵐、木枯、
 隱家、朝月、夕月。又二
 句之物者、春月、夏冬
 月、梅、鴈、今日

【五才】

ふるさと 只(ただ)一、宿 旅(たび)一、代 神代(かみよ)君代(きみがよ)

春風 春之(はるの)風、秋風 同、松風 前、

五月雨 只(ただ)一、旅之字 旅衣(たびのじ)只(ただ)一。又三句

物者、櫻柳 皆蘇(みなてい)可(べし)レ改。四句物者、

花 此他似物之花(にせものはな)裏可(うらにべし)レ有(ある)これ、雪 春(はる)冬(ふゆ)有(あり)明(あけ)

四季(しき)各(をの)の(をの)一句(く)、氷、關、鐘 皆蘇(みなてい)可(べし)レ改(あらたむ)。又七句可

【五ウ】

去物者、松、竹、夢、船、月。

與レ月淚、田與レ田、衣與レ衣。五

句可レ去物者、日與レ日、風與

レ風、雲與レ雲、山與レ山、水

邊與レ水邊、居所與レ居所、

夜分 詞字、神祇、釋教、戀、

【六才】

無常、祝言、衣類等、同字

可レ隔レ五句也。三句物者、

月、日、星 如(かく)レ此(こ)とき。木與レ草、鳥

與レ獸、降物與レ降物一、聳

物與レ聳一物。又可レ嫌二打越一

物者、冬枯、野山、植物。竹

【六ウ】

與ニ草木一、礮衣装之類、

戀與レ思、老與レ昔、古與レ古

郷一、獨與レ一、雲、曇、面

影、陰像、形見、梢與レ末、

音與レ聲、遠與レ遙、無

與レ少、木花與レ雪花。自

【七才】

餘可レ準^{しゆん}二知^ち之一^{いち}。委細新^{いさいしん}

式目錄可^{しきもくろくべき}二見知^{みしるなり}也。萬端^{ばんたん}

期二面拜^{めんはいを}一。恐^{けう}と謹言^{きんげん}。

正月十日 都維那^{といな}

謹上^{きんしやう} 宇治民部寺主御房^{うぢみんぶじしゆごばう}

其後久不^{そののちひさしくず}二申^{まふしうけたまはら}承^{まう}一。貴邊何^{きへんなん}

【七ウ】

條御事候哉^{じょうごごごうが}。不審^{ふしん}こと。

抑^{おさ}雖^{なほ}下不^{したふ}二思懸^{おもひかけ}一申^{まうし}狀^{じやう}候^{ごう}上^{じやう}、

依^{よつて}二同宿^{どうじゆくせう}少生^{せうしやう}之所望^{のしよもうに}二、重^{かさね}

而令^{てしめ}レ申^{まうさ}候^{ごう}。八代集^{だいにしゅう}、十三

代集者^{だいにしゅうは}、何^{いづれのひと}人之御撰^{のえらひ}、又^{また}

自^{より}二何^{いづれのみ}御代^{ごよ}被^れ二定置^{さだめをか}候^{ごう}。

【八才】

承^{うけたまはり}度候^{たぐひごう}。如^{ごと}レ此事^{このこと}、一向^{ひたすら}奉^{たまつ}

レ憑^{たのみ}二貴殿^{きでんを}候^{なり}也。然^{しかるに}、彼^{かの}少童^{せうどう}、

心操調和^{こころばせてうわごとく}如下^{みづのした}水^{がふ}隨^{うつは}上^{ものに}レ器^{おいては}、於^{おいては}二

剛柔進退^{かうじゆうしんだいに}一、似^{にたり}二雲聳^{くものそびく}レ風^{かせに}。

爲^{たる}二嬋娟^{せんけん}之^の粧^{よそをひ}、翡翠^{ひすい}之^の

鈿^{かんざし}、芙蓉^{ふよう}之^の眸^{まなしり}、青黛^{せいだい}之^の

【八ウ】

眉^{まゆ}、丹果^{たんくわ}之^の唇^{くちびる}、白雪^{はくせつ}之^の膚^{はだへ}、

蘭麝^{らんじや}之^の衣^{ころも}、總姿^{そうし}尋^{じん}常^{じやう}にして、

超^{てう}二過^{くはせり}諸人^{しよにんに}一。刷^{かいつくろひ}二衣裳^{いしやうを}一、無^{なし}レ所^{ところ}二

見^み苦^{くる}一。將^{はたまた}又^{また}、容顏^{ようがん}美麗^{びれいな}也。

然^{しかる}間^{あひだ}、寵愛^{てうあい}依^{よつて}レ無^{なきに}レ他^た、不^ずレ顧^{かへり}二

無^{むしんを}心^を一、所^{ところ}レ令^{せしむる}二言上^{ごんじやう}候^{なり}也。委細^{ゐさい}

【九才】

注 給 候者、可レ爲ニ恐悦候。

就レ中、少童住山之間、

有ニ入御一、懸ニ御目候者、

可ニ畏入候。萬鬱期ニ面謁

耳。恐と謹言。

二月十日

豎者

【九ウ】

謹上 淨妙寺少納言注記御房

御札之旨、委細承候畢。抑

所レ承 秀哥、并 八代集之

次第、先萬葉集者、廿卷、

平城天皇御宇、大銅年中、

左大臣 橘 諸兄卿撰者也。

【一〇才】

古今集者、廿卷、千九十九首、

延喜五年四月十五日、奉

醍醐天皇之敕一、御書所

紀貫之、大内記紀友則、

前甲斐目 凡河内躬恆、

右衛門府生 壬生忠岑

【一〇ウ】

等、撰レ之。有レ序、假名序

貫之、眞名紀淑望書レ之。

不レ入ニ萬葉集哥一。後撰

集者、廿卷、千三百五十六

首、村上天皇御代、天曆

五年十月、於ニ照陽舎一、別

【一一一才】

當藏人少將伊尹、大中臣
能宣、清原元輔、源順、
紀時文、坂上望城等撰也。
拾遺集者、二十卷、千
三百五十一首、長徳年
中、花山院御自撰。後

【一一一ウ】

拾遺者、二十卷、應徳三
年、白河院御時、中納言
通俊撰。金葉集者、十
卷、六百四十四首、奉
羽院敕、天治元年、俊頼
朝臣撰レ之。詞花集者、十

【一二一才】

卷、依二崇徳院仰一、天養
元年、昭輔三位撰レ之。千載
集者、廿卷、文治三年、依二
後白河院仰一、入道三位俊成
卿撰レ之。新古今者、二十卷、
元久三年、依二後鳥羽院仰一、

【一二一ウ】

通具、有家、雅經、定家、と
隆等、撰レ之。是號二八代集と。
其後、新敕撰者、貞永元
年、依二後堀河院之仰一、
定家卿撰レ之。續後撰者、
建長二年、依二後嵯峨院

【一三才】

おほせに、ためいへのきやうせんず、これを、しよくこきんは、
仰一、爲家卿撰レ之。續古今者、

おなじみよ、ぶんえい、ねん、かさねて
同御代、文永二年、重而

でうないだいじんもといへがうす、つるどのと、ため
九條内大臣基家號二鶴殿一、爲

いへ、ゆきいへ、みつとしらせんする、しよくしうい
家、行家、光俊等撰也。續拾遺

は、けんぢねんぢう、よつて、かめやまのあんの
者、建治年中、依二龜山院

おほせに、ためうぢのきやうせんず、これを、しんごせんは、
仰一、爲氏卿撰レ之。新後撰者、

【一三ウ】

かげんねんぢうに、よつて、ごうだのあんの
嘉元年中、依二後宇多院

おほせに、ためよのきやうせんず、これを、くはへて、かれらを、がうす
仰一、爲世卿撰レ之。加二彼等一號二

だいしうと、そのち、きよくしうしう、えん
十三代集一。其後、玉葉集、延

きやう、ねん、よつて、ふしみのあんの、おほせに、
慶四年、依二伏見院之仰一、

ためかぬのきやうせんず、これを、しよくせんざいしうは、
爲兼卿撰レ之。續千載集者、

しやうわ、ねん、かさねてよつて、ごう
正和五年、重而依二後宇

【十四才】

だのあんの、おほせに、ためよのきやうせんず、これを、しよくこ
多院仰一、爲世卿撰レ之。續後

しうい、は、よつて、ごたいごのあんの、おほせに、
拾遺者、依二後醍醐院仰一、

みんぶのきやうためふぢ、はじめてせんず、これを、ためさだ
民部卿爲藤、初撰レ之。爲定

かさねてうけたまはつて、ちよくを、あひつぐをはり、ごうをはんぬ。
重而奉レ敕、相繼終レ功訖。

ふうがしうは、ていわ、ねん、
風雅集者、貞和五年、

はなぞのあんの、ごじせん、しんせん
花園院御自撰。新千

【一四ウ】

ざいしうは、えんぶん、ねん、にうだうだい
載集者、延文四年、入道大

なごんためさだのきやう、うけたまはつて、ちよくをえらぶ
納言爲定卿、奉レ敕撰

これを、このほか、いへども、おほしと、だいだいのちよくせん
レ之。此外、雖レ多二代と敕撰一、

いへいへのせんしう、ず、あたは、しるすに、いさいに、
家と撰集、不レ能レ注二委細一。

もつて、この、だいしうを、べき、たる、ほんか
以二此八代集一、可レ爲二本歌也。

はたまた、めいとうおはしますのよし、うけたまはり、承
將又、名童御座之由、承

【一五才】

及候。如何様、近日之程、

企推參一、可レ入二見參一

候。委曲期二面謁一候。

恐惶謹言。

二月十三日 注記

謹上石山寺大夫豎者御房

【一五ウ】

良久不ニ申承候。何事

候哉。不審之至也。抑、無

心之申狀、雖下不レ少ニ其憚一

候。上、當世之風聞候。依二十

服茶之勝負、此間、方と

人と、新渡之莊物令ニ

【一六才】

祕計一、成一會一事候。

畫軸部類、思恭釋迦

三奠、猪頭蜺子龍虎、

梅竹、牧溪和尚達磨、

政黄牛郁山主川鷓鴣

鴿、月湖觀音、漁藍馬

【一六ウ】

良婦、李堯栗鼠、花鳥、

堪殿主布袋、寒山十徳、

朝陽對月。此外、八鋪一

對、瀟湘夜雨、洞庭秋

月、山市青嵐、漁村夕

照、江天暮雪、遠寺晚

【一七才】

鐘、遠浦歸帆、平砂落
 鷹、又、半出達磨、出山
 釋迦、遊行之羅漢、遊
 山之仙人、野馬虎、蘆鷹、
 鷲、鷹、悉、有、象牙軸二、
 梅花鈍子表補衣也。

【一七ウ】

將一又、紫檀卓、紫藤机、
 花梨木椅子、孤牀、曲
 桌、并木懸、豹虎敷
 皮、氈、白氈、金襴魚綾
 打敷、又壺瓶瓢部、瓦
 眞壺、石壺、年々壺、東陽

【一八才】

瓶、西陽瓶、青香、白瓜、冬
 瓜、大海、圓壺、鶴頸、肩
 築、平壺、瓶子形、茄子形、
 茶桶一對、燒香具足、
 茶碗、香爐、胡銅花瓶、
 鍬石、香匙、火箸、藥器

【一八ウ】

形、香箱、赤銅、白鐵、蠟燭
 之臺、燭鑽、雲母、金盆等、
 被二恩借者、是可レ爲二生
 前之大望者也。委旨、期二
 見參之時候。恐と謹言。

三月十八日 阿闍黎隆鑲

【一九才】

謹上仁和寺宮内卿律師御房

芳札之趣、委細承候畢。

如三來命一、遙不二申承一。自

他不審無レ極候。兼一又、

所レ被レ示新渡嚴物、并

喫茶之具足者、唐石

【一九ウ】

磨碓一帖、祇随利、生駒

碓各一帖、搜木羽轄、黒

塗之茶節、黄楊茶瓢、

象牙之茶杓、并、竹茶

酌、同、免足、紫竹茶筥、

茶椀、欄茶、襦茶巾、

【二〇才】

梅之壺拂。於三湯湧者、

耳白罐子、天明團瓶、并、

釜銅湯瓶、同、湛瓶、鉛水

瓶、鐵錐等、奈良風爐。於二

呑物者、青兔毫、黄兔

毫、建盞二對、各、有二梨花、

【二十ウ】

金絲花、青漆、銀絲花、九

練絲、犀皮等臺一。同、胡盞、

各、在二堆紅、堆朱、堆漆、雞

楊、桂漆、雲朱臺盆等一。建

州堦、饒州堦、定州鑽

乳、雨滴、茶器、水吞、七入

【二一才】

圓盆、六入茶盆、朱漆木椀、
 廚子、櫟、馬上盞瓶云也、
 敷、同、黑漆、赤漆折敷、各
 三束、納二楊編一、一荷借進
 候。種茶御會、何比候哉。
 以三其期一、爲二囉齋一、可二推參二而已。

【二二ウ】

三月十八日 權律師明範
 謹上醍醐寺助阿闍梨御房
 依レ無二差事一、久不三申承 承 (一)
 候之條、自然懈怠、失二本
 意候。抑、茶者、養性之
 仙藥、延齡之妙術也。

【二一才】

然間、當世之貴賤上下之
 好士達、數多所レ翫本兆
 之茶、可レ令二祕計二候。出
 所之茶、梅尾、千金、黃金、
 燒香、雨前、於二大和者、室
 尾寺、風肝、皋盧、白雪、

【二二ウ】

春雪、於二般若寺者、録山、
 水厄、於二伊勢者、小山寺之
 雲映、雀舌、鷹爪、於二丹波二
 者、神尾寺之鎗鏝之小葉。
 此外、宇治朝日山、葉室走
 摘、仁和寺初番上葉、醍醐

【二三才】

之脇萌、石山寺之茶、又

一、武藏之河越、駿河之

關茶、伊賀、服部、伊勢、

河井、近江、比叡之茶、又、

新渡、宋朝之茶、羅

漢洞之初番、天台茶、又

【二三ウ】

一、建溪之秋萌、浮梁之小

葉、此等者、爲二漢朝四箇之

本所一、然間、亂容十種茶、

四種十返、三種四服、源氏

茶、對合客六色茶、系圖

茶、四季三種之釣茶、山

【二四才】

墮按排、無據新古、打攢

合不、合、山里本兆儀勢、

茶搗遠近、葉之大小、壺

善惡、青火拵、一向可爲

レ宗ニ批判之由、治定候。若

又、珍敷御茶出來候者、

【二四ウ】

令ニ隨身可レ給候。恐と謹言。

卯月九日 權少僧都

謹上高雄寺大輔法眼御房

芳札之旨、具以承候。久不

レ致ニ面拜候之間、不審之處、

御音信爲悅無レ極候。

【二五才】

抑、茶之御會、浦山敷
 奉レ思候。然者、山谷生
 者、其地神靈也。人倫
 摘レ之服者、其命長云と。
 夫茶者、源起レ自ニ仙
 家一、漸流出ニ我朝一。萬飲

【二五ウ】

之祖、百藥之宗也。喫
 レ之則破孤悶一、啜レ之更
 添ニ聰敏ニ。玉川七院、已
 作ニ清風之氣一、城山之
 三盃、又驚ニ殘更之眠一。
 爰以、蘇摩子童子經

【二六才】

云、諸佛加ニ護徳一。五藏調
 和、煩惱自在、壽命長遠、
 睡眠自在、孝養父母、息
 災延命、天魔隨心、諸天
 加護、臨終不亂等、各説二十
 種之徳一。趙州之公案、

【二六ウ】

武夷之古傳也。先哲猶
 如レ此、後生何不ニ賞翫一
 哉。又、所レ承之愚茶者、
 深瀨、小畠、天狗谷、一
 瀨、外畑、岩傳、門不レ見之
 茶等、依レ爲ニ御大事一、

【二七才】

随分上品之青香、冬瓜、

遠山、玉壺、所レ納茶、悉奉

レ之。御批判之後、可レ披本

名著也。心事期ニ面拜之

時侯。恐レ謹言。

卯月十一日 法眼

【二七ウ】

謹上東大寺中納言僧都御坊

御見參之後、久不レ啓ニ案

内、鬱念無レ極候。縦雖下

重山隔上レ海、思ニ藥石前

言一、何忘ニ魚水之舊契一

哉。抑、爲ニ四恩報謝一、聊

【二八才】

欲レ行ニ少佛事一。然間、七

山之内、建長、圓覺、壽

福、建仁、東福、南禪、淨

智寺等、長老、并頭首

方者、前堂、後堂、兩首

座、書記、藏主、知客、浴

【二八ウ】

主、殿主、淨頭、知事方、

都官、都聞、都寺、監寺、

副寺、維那、直歲、典座、

是等兩班也。此外、塔主、

堂主、又、侍者分者、燒香、

書狀、請客、湯藥、衣鉢侍

【二九才】

者、しゃ 聖僧侍者、しやうそうじしや 沙彌、しゃみ 喝食、かつしき
行者、あんじや 人工等、にんくとう 可べく 供養候。くやうす 將又、はたまた
佛殿、ぶつでん 僧堂、そうだう 庫裏、くり 法堂、ほうだう
方丈、ほうぢやう 山門、さんもん 總門、そうもん 照堂、しやうだう 塔
頭、ちゆう 書院、しよえん 眠藏、めんざう 廊下、らうか 東
司、す 後架之掃除之次第、かうかのさうぢのしだい

【二九ウ】

一向無いつかうなき 叢林之さうりん 間、のあひだ 無なく 二沙
汰候。た 猶又、なをまた 囉齋、ろさい 行脚、あんぎやの
僧、そう 陪堂、はいたう 法眷、はつげん 相伴、しやうばん 相
看之かんの 僧、そう 且過來集候。たんくはらいしゆ
兼又、かねてはまた 點心之てんじんの 様、のやう 委細示
給候者、たまはり 喜悅之きえつ 至候。のいたりに

【三〇才】

每事期まいじごし 二面拜之時めんはいのとき 候。
恐惶謹言。けうくわうきんげん

五月三日

法橋

謹上 日野少納言僧都御坊

玉章久絶、互心如隔

萬里。而今披二恩札、明

【三〇ウ】

萬鬱ばんうつを。抑御佛事之經
營、御物恩、奉たてまつり 察候。僧
侶招請之時、可べし 有ある 二茶湯
之法。先湯、次茶、喫茶
點心之後、喫湯點心已
前。兼又、點心者、夏者

【三二才】

水織、冬者温糟。此外、白魚羹、糟鷄羹、驢腸、龍羹、羊羹、猪羹、蟾羹、蟾羊羹、卷餅、水團、五味粥、索麪、餛飩、頭、兔耳羹、小烏羹、納饅

【三二ウ】

短麪等也。茶子者、麩指物、零餘子串指、筍干、生栗、干松茸、豆腐、上物、油煎、和布、青苔、出雲苔、煎昆布、紫苔、海雲、甘苔、菊地苔、

【三二才】

大豆、牛房、梳物、菓子者、柑子、橘、椎、柘榴、枇杷、桃、杏、梅、串柿、楊梅、梨、柚柑、胡桃、檳榔、栢實、干棗等也。雖レ然、可レ爲レ本二美飯也。諸事有二紙面一。恐

【三二ウ】

惶謹言。五月七日 權大僧都 進上 勸修寺大藏法橋御房 久不レ致二面拜一、積憂之至、欲參申一。猶貴殿如何。抑、住山之間、余吟然之遊

【三三才】

戲爲レ宗。然者、改年初月
遊宴、毬打、鬪的、手増之
圍碁、亂圍碁、將碁、作物、
彈碁、投壺、雙六、石抓、毗
沙門雙六、七雙六、一二五六雙六、
下半打、盜人隱、有哉立、

【三三ウ】

島立、左立、十六目石、百
五減、十不足、郎等打、三
十二之繼子立、大將碁、
中將碁、勝負之數、鞠、
管絃、聯句、詩韻作文
等、皆是有一巨多之賭一。

【三四才】

又、若衆之態者、相撲、流
鑄馬、犬笠懸、圓物、草鹿、
挿物、兵法、早態、力持、水
練、飛越、早走。少性之遊、
鞞鼓、編木摺、礫磬、獨
樂廻、拍毬、石子、拵遊、無

【三四ウ】

木篋、打小白物、竹馬、草
鷄、小車等遊戯爲レ本、諸
學從レ斯怠、終成ニ無能
者一。他事無レ憚。愚劇無レ暇。
然間、卒爾染レ筆候。頓首
謹言。

【三五才】

六月五日

得業とくごう

謹上興福寺兵部卿已講御房

一昨日御消息、只今到

來、委哲之旨承候畢。

如レ仰久不レ致三面拜之間、

萬事鬱念無レ極候。抑

【三五ウ】

種と御遊之條、返と浦

山敷奉レ思候。如何様

此間企二推參一、可二申承

之由、朝暮有増令レ存

候。夫以、詩哥風月者、

月卿雲客之態、聯

【三六才】

句連詞者、都鄙之翫也。

一聲早歌、白拍子、狂言、

音曲、亂拍子、曲舞、

歌物、催二酒宴之一興一、

蹴鞠、管絃、楊弓、雀

小弓等者、自二世上之風體也。

【三六ウ】

犬笠懸、兵法、非二箕裘

之家一、不レ可レ好レ之者歟。騎

馬、細工、料理、庖丁者、

男藝能之隨一也。雙六、

博奕、貪欲之者、必盜

人之基也。堅可二禁制一者也。

【三七才】

自餘皆無用之遊歟。定

老後悔無限。不レ如令二解

怠一。雖下不レ少二心懷一候上、短志

不具謹言。

六月十八日 已講

謹上東大寺阿闍黎御坊

【三七ウ】

細と企ニ參入、可三申承之由、

相存候處、自然之懈

怠、殊無二本意次第也。

抑、禮ニ拜佛神法者、燒

香、散花、爲レ先。近代甲

乙之僧俗、所レ翫之名

【三八才】

香、令ニ祕計一、可レ遂ニ勝負二

由、小生之所望候。仍、御香

一燒、可レ蒙ニ御恩候哉。

生前之所望、只此事

候也。相構而、無ニ相違者、

可レ爲ニ恐悅候。如ニ此事一

【三八ウ】

依レ無ニ内外一、自由之申狀、

雖ニ恐入候一、不レ顧ニ無心一、所ニ

申入也。若又、及ニ闕如候者、

可レ爲ニ生涯之恥辱候。新

渡之名香、同一焚被ニ

恩加者、畏入候。毎事

【三九才】

期ニ參拜之次一。不宣謹言。

七月十三日 大藏卿

謹上 聖護院大納言内供御房

如レ 仰 久不レ 及ニ面拜一、鬱

望之處、只今 預ニ恩

札一、日來之不審、忽 以散

【三九ウ】

畢。抑、所レ 承 名香、折

節隨ニ見來候。伽羅木、妬

茄藍、忠春容、宇治、鳥

羽、山陰、奥山、初時雨、葉山、

深山、松風、富士峯、切利、

羅漢木、橘花、梯擲

【四〇才】

花、伊勢海、疎竹、寒草、老

梅、梅花、梯、薰遠、水蓼、

蓼花、山蓼、絲薄、野菊、

山菊、朝霞、薄霧、薄雲、武

藏野、異皮、茶苑、合香、

龍涎、白檀、薰陸香、八煎、

【四〇ウ】

紫雲等、乏少之至、雖 下不レ 少ニ其

憚候上、獻レ之。將又、新渡名香

者、未レ聞ニ其名一。相ニ尋故實之

仁一、自レ是委可レ申候。不具謹言。

七月十五日 内供

謹上 青蓮院大藏卿御房

【四一才】

遊學往來下 天台沙門玄惠撰

はるかにひさしくず ささげ せつじやうを ばんうつの

遙 久不レ捧 二拙狀一、萬鬱之

いたりなく きはまり そもそも きき むかしをみるに

至無レ極候。抑、聞レ昔見

いまを あげ なをいつてんに あらはすは とくを

レ今、揚二名於一天一、顯二德於

よもに なし すきたるは ひつせきのうじよに かるがゆへに、

四方一、無レ過二筆跡能書一。故、

てんほがらかなるときんはたれ しやうを ひとさかんるときんは

天朗 朗 則垂レ象、人盛 則

ふくむ ふでをうんぬん しかるあひだ とうじゆくら より

含レ筆云々。然間、同宿等、自二

このあひたへき はじむ てならひを よし つき

此間可レ始二手習二由申候。就

レ其、手本者、用二何人筆跡一、

毫筆者、何毛勝、墨者

すり なにていを すすりは なにいしよく

摺二何體一、硯者、何石吉候

哉。不審こと。又、家と習、入木

【四二才】

ほう、しよよのかくのもんじ ごとくわんじの

法、所と額文字、御願寺

ひのもん いこくのへんてう みへうの

碑文、異國返牒、御表

まきもの しよにんのぐわんもん きしよのべう

卷物、諸人願文、貴所屏

ぶ、しやうじのしきしがた だんせん

風、障子色紙形、團扇、

ばんちやう、かいてう うたあわせ、くわいし

番帳、戒牒、哥合、懷紙

とう、いへとも ひきにと ごとく、かたのほつす せしめんと

等、雖二非器候一、如レ形欲レ令三

レ存知二其法一。聊示給者、可二

よろこび 喜入候。長紙短筆、具

もつてがたし のせ これを けうくわうきんげん

以難レ載レ之。恐惶謹言。

八月十三日 某

しんじやうえんまんあんぢ ふきやうそうづ ごとく

進上圓滿院治部卿僧都御房

鴈書久絶、難レ通二三音信。

【四三才】

然者、玉章連レ行、花筆
寫三文、蒼頡一尋ニ鳥跡文
字以來、梵字者通二三
國一、漢字者兼ニ和漢一、假
名者限ニ我朝一。雖レ多ニ能
書一、漢朝之六義、懸針、

【四三ウ】

垂露、廻鸞、魚鱗、虎
爪六様寫。又、即之者、藤
花、雲行、楊柳、枯木、四
様圖。其外、日域聞仁者、
天曆年中、村上天皇
御宇、木工頭、小野朝臣

【四四才】

道風者、成二十八形圖一。所
謂、鳥相、蛇形、枯松立、師
子尾、垂露、下藤上、雲
出、雨足、鴈飛點、仁頭、龍
足、折點、高峰墜石、亂
草落玉點、月輪、方丈、

【四四ウ】

人頭等點也。長和冷泉院
之御代、正三位兼左兵衛、
藤原佐理卿者、於ニ一字一、成ニ
五之形圖一。所謂、雪中
落巖點、牛片角折點、
野口長立之點、半月雲

【四五才】

出之點、遠山雲行之點

等也。寬仁之朝、一條院

御宇、大納言藤原行成

卿者、成三十六形圖。所謂、

往還、梅枝、鐵切、飛鳥、枯

草、落石、池入江、牛尾草、

【四五ウ】

生水流出、青草亂絲、

下登上、石散、海岸石平、

巖立點也。以雷斯、爲三師

圖、號二筆法、得レ傳。彼等

身者、雖レ有二本朝、名者

通三漢土。此外、雖レ有二代と

【四六才】

能書、家と口傳、委不レ能

レ注。萬事併期二面謁候。

恐惶謹言。

八月十四日 權僧正

謹上常住院式部法印御房

常欲二申入候之處、依下無二

【四六ウ】

差事一候上、久閣レ筆候之條、

眞實失二本意候。然者、其

身者、雖レ住二他處一、心者

侍二君邊一、片時無レ奉レ忘、

寤寐彌思レ之。抑、愚

僧、毎見二入木之法、諸家

【四七才】

ぎやうづを 一、筆法口傳、甚深而、

不審惟多。眞行草之

三體者、筆墨之所持、

書寫之故實、主君、貴

人之仰書、本書消息

體、色紙、雙紙書様、并

【四七ウ】

小湯殿八曲之次第等、委

細示給候者、可二悦入候。

如レ此事等、依二貴殿於憑

申一、不レ願二無心一、令三言上

候條、自由之至、不レ少其

恐候。然者、偏令レ施

【四八才】

慈恩一、助二愚慮一、令レ開二

迷闇之眉者、一向可

レ爲二芳恩者也。萬事隨

レ仰、可レ令三言上候。恐と謹言。

九月十五日 從儀師

謹上法勝寺刑部卿威儀師御房

【四八ウ】

芳問之趣、委細承候訖。

如二貴命一、久閣レ筆、不二申

承候條、只今御音信、

宛如レ開二蒙霧一、抑、筆

法并小湯殿之八曲者、

一者、得二手習能書、有三

【四九才】

種しゆ之の品しな一。 上じやう根こん者。 習ならひ二せんじを千せん字じ一。
 中ちゆう根こん者。 學まなぶ二ななひ七しち百ひゃく字じ一。 以いかは下か、 爲まなぶ二。
 五ご百ひゃく字じ一。 古ふる詞きことば云いはば、 能よく自よレ。 習ならふ二。
 字じ一。 愚おろか可にレ。 習ならふ二。 千せん字じ一。 云うんぬんと。 眞しん
 行ぎやう草さう三さい體たい者。 以もつてレ。 眞しん爲をレ。 骨ほね、
 以もつてレ。 行ぎやう爲をレ。 肉にく、 以もつてレ。 草さう爲をレ。 皮かわ云うんぬんと。

【四九ウ】

一ふた者つ、 書しよ寫しゃ之の故こ實じつ者。 硯すずり和やはらかなるは、
 墨すみ弱よわ摺すり、 硯すずり堅かたきは、 墨すみ能よく力ちからを
 入いれ二。 可べきレ。 摺すり也なり。 若もし、 紙かみ古ふる、 墨すみ不ずは
 付つか、 入いれ二。 白はく水すい可べしレ。 摺すり之これ也なり。 又また、 色しき紙し、
 蒔まき畫ゑ之の上うへに 墨すみ不ずレ。 付つか、 入いれ二。 糯もち糰ごめの
 粉こな可べきレ。 摺すり也なり。 三みつ者。 令せしむるレ。 書しよ二。 寫しゃ

【五〇才】

色しき紙し文もん字じ一。 可べしレ。 用もちゆ二。 夏なつ毛げ一。 若もし、
 唐たう筆ひつ、 虎とら、 羊ひつじ毛け筆の者。、
 但た、 依よつて二。 料れう紙し、 可べきレ。 用もちゆレ。 之これ之を敷か。 雖いへども二。
 屏べう風ふう、 障しやう子じ、 風ふ情ぜい異ことなり一。 至いたつては二。 終じゆう
 筆ひつ之の所ところ者。 同どう體たい可べしレ。 書かくレ。 之これを
 定さだ有むる二。 形ぎやう圖づ一。 努ゆめと 勿めなレ。 背そむくレ。 之これを

【五〇ウ】

不さるレ。 知しレ。 之の者もの有ありレ。 難なん。 要よう文もん、 和わ
 頌じゆ、 詩しい哥か等とう、 先まづ可べしレ。 書かくレ。 祝しう言げん一。
 眞しん行ぎやう草さう者。 可べしレ。 隨したがふ二。 主ぬし所ところに
 好このむ二。 四よつ者には、 墨すみ付つき、 本ほん書じよ、 雙さう紙し
 者は、 同おなじく存ぞん二。 長ちやう久きう一。 墨すみ濃こき様やうに
 可べしレ。 書かくレ。 之これを 以もつて二。 墨すみ薄うす 爲なレ。 難なんと
 手て

【五一才】

本者、可レ依レ紙。消息者、
一字墨濃爲レ難レ之。又、行之
始、有ニ濃墨、必ニ三字計之
後可レ續レ墨。自餘以レ是可ニ
準知一。五者、不レ謂ニ親疎上
下、手本書者、摺レ墨、染レ筆、

【五一ウ】

向ニ心正路一、能レ閑レ性、學ニ流
流筆勢一、如ニ家と口傳一、可レ書
レ之。但、漢字、假名、詩哥、
消息詞者、眞行草、可
レ隨ニ主之好ニ云と。六者、筆墨
之所持之様共、能レ裏レ縣、

【五二才】

常可レ令ニ隨身一。松煙者、以ニ新
藺可レ裏レ之。若朽者、石鍋
湯洗レ之、塗レ膠、干レ之、可レ用。
又、筆持様、夏者、不レ指レ笠、
冬者、可レ入レ笠。常以ニ鹽湯ニ
洗レ之。爲レ成ニ毛和也。七者、書ニ

【五二ウ】

雙紙之歌者、如レ聳ニ晴天
村雲一、筆仙多用レ之。以ニ假
名文字一、墨續有ニ別習一。
努と不レ可レ書ニ異様一。必後
見之可レ有ニ僻讀一。甚可ニ斟
酌事也。八者、消息之法、可レ奉ニ

【五三才】

貴人^{きんにん}一^し狀者^{じやうは}、文字^{もじ}不^ず可^へレ書^{かく}二^{かく}極^{ごく}

草^{さう}一^に。墨^{すみ}黑^{くろ}可^べレ書^{かく}。是^{これ}恐^{おそ}レ人^{ひと}

法也^{ほうなり}。但^{ただし}、爲^{たる}二^{はうばい}傍輩^{ものには}一^{ごとく}者^{みだすが}、如^{ごとく}レ亂^{みだ}二^{すが}秋^{しゅう}

風^{ふう}之^の萬^{まん}草^{ざう}一^を、可^べレ書^{かく}レ之^{これ}。將^{はた}又^{また}、仰^{おほ}せ

書者^{がきは}、硯^{すずり}入^{にい}レ水^{みづ}、向^{むか}二^{ひて}御前^{ごぜん}一^に

摺^{すり}レ墨^{すみ}、染^{そめて}レ筆^{ふで}後^{のち}、可^べレ申^{あんな}二^{ないを}案内^{あんない}一^を。

【五三ウ】

書終^{かきをは}而^{つて}後^{のち}、以^{もつて}二^{けんすい}硯水^{いを}一^{あらひ}洗^{ふでを}レ筆^{ふで}、

可^べレ指^{さす}レ笠^{かさ}也^{なり}。隨^{いへ}レ多^{おほ}二^{いきよく}委曲^{いきよく}一^と、

不^ず可^べレ過^{すく}レ之^{これに}。千^{せん}萬^{まん}期^{ごす}二^{さん}參入^{んにう}之^の

時^{とき}候^候。恐^{けう}と謹^{げん}言^{げん}。

九月廿日

威儀師

謹上^{きんじやう}長樂寺^{ちやうらくじ}民部^{みんぶ}卿^{きやう}從^{じやう}儀師^{ぎし}

【五四才】

久^{ひさ}不^さレ及^を二^{めんはい}面拜^{めんはい}一^に、鬱^{うつ}結^{けつ}之^の至^{いた}り

甚^{じん}深^{じん}也^{なり}。貴^き邊^{へん}如^{いか}何^か候^か

哉^や。抑^{そも}、絲^し竹^{ちく}管^{くわん}絃^{げん}者^は、

源^{みな}起^{もと}レ自^{より}二^{ぶつざい}佛在^{ぶつざい}世^せ一^に、故^{かる}、妙^{めう}音^{おん}

大^{たい}士^し之^の奏^{そう}二^{きかく}妓樂^{きかく}於^を雲^{うん}雷^{らい}

音^{おん}王^{わう}佛^{ぶつ}、既^{すで}爲^に二^{ぶつたう}佛道^{ぶつたう}直^{ぢきろ}路^ろ一^と。

【五四ウ】

然^{しか}間^{るあひだ}、可^べレ爲^すレ宗^{むね}二^{くわんげん}管絃^{くわんげん}一^を。樂^{がく}器^き

之^の具^ぐ者^は、先^{まつ}、樺^{かば}裝^{しやう}束^{ぞく}、漢^{かん}

竹^{ちく}橫^{よこ}笛^{ふえ}、奇^き竹^{ちく}高^{こう}麗^{れい}笛^{ふえ}、

金^{きん}形^{けい}之^の錦^{きん}革^{かく}袋^{ふくろ}入^{にい}レ之^{これ}。

柏^{あこ}裝^{めし}束^{しやう}、胡^こ竹^{ちく}簫^{しやう}、有^{あり}二^{あり}紫^し

檀^{たんの}家^{いへ}一^に。帶^{たい}口^{こう}白^{じろ}大^{やま}和^と竹^{たけ}笙^{しやう}

【五五才】

笛、入^{ふえ}二^{いれ}詩^{まき}畫^ゑ之^の箱^{はこ}一、常^{つね}雖^にレ不^{いへ}用^{とも}

レ之、紫^{しちく}竹^の尺^{しゃく}八、唐^{から}竹^{たけ}龍^の笛^{りやうてき}、

并^{ならび}陽^{やう}笛^{てき}、獨^{くさぎ}槽^の箏^{こと}、入^{いる}二^{かう}纈^{くわ}

纈^{けつ}之^の袋^{ふくろ}一。紫^{したん}檀^の槽^{こう}琵琶^{びわ}、黃^{わう}

楊^げ水^{すい}牛^{ぎゆう}之^の撥^{ばち}、有^{あり}二^{あかぢ}赤^の地^{にしき}錦^{にしき}

之^の袋^{ふくろ}一。梧^ご桐^{とう}槽^の和^わ琴^{ごん}、納^{いれ}二^{から}唐^{から}

【五五ウ】

綾^{あや}之^の袋^{ふくろ}候^を畢^{はんぬ}。此^{この}外^{ほか}、二^{けん}十^{じゅう}五^ご絃^の琴^{こと}、

并^{ならび}五^{けん}絃^の瑟^{しつ}、亦^{また}、龍^{れう}頭^{とう}鷓^{げき}首^{しゆ}太^{たい}鼓^こ、

黎^り筒^{とう}羯^{かつ}鼓^こ、羊^{やう}革^{かく}三^{みつ}鼓^の、鷄^{けい}鏤^{ろう}

腰^{こし}鼓^{つづみ}、唐^{から}金^{かね}鉦^の鼓^{しやうこ}、赤^{しやく}銅^{どう}方^の磬^{けい}等^{とう}

也。雖^{いへ}レ然^{とも}、一^{いつ}向^{かう}初^{しよ}心^{しん}之^の間^{あひだ}、呂^り律^{りつ}、五

音^{いん}、六^{てう}調^{じゆ}子^し無^ぶ沙^さ汰^た之^の條^{じょう}、時^{とき}と令^{せしめ}二^し

【五六才】

光^{くわう}儀^ぎ一、預^{あづかる}二^ふ御^{かん}諷^ふ諫^{かん}候^は者^は、最^も可^{つと}レ爲^も二^{たる}

恐^{けう}悅^{えつ}候^は。每^{まい}事^じ期^ご二^{こう}後^{しん}信^を一。恐^{けう}と

謹^{きん}言^{げん}。

十月廿三日 別當

清水寺執行御房

恩^{おん}問^{もん}之^の趣^{おもむき}、委^{くは}以^{しくも}承^{つてう}候^{けたまはり}畢^を。抑^{そも}、

【五六ウ】

如^{ごとく}レ仰^{おほ}供^せ佛^の敬^{ほと}レ神^{けを}事^{うやまふ}、以^{もつて}二^{くわん}管^{げん}絃^を爲^す

レ宗^{むね}。故^{かる}、呂^り律^{りつ}、一^{ひと}者^つ、司^{つか}二^{かさ}陰^{ごう}陽^を一。所^{いは}

謂^{ゆる}、以^{もつて}二^{きう}宮^{しやう}商^{かく}角^{ちう}徵^の羽^ご之^ご五^{いん}音^{ろく}、六

調^{てう}子^し、當^{あて}二^ご五^{ふつ}佛^ご、五^ご藏^{ざう}、五^ご行^{ぎやう}、五^ご色^{しき}、

五^み味^み、五^{ごん}根^{こん}、五^{ほう}方^{ほう}、五^{こく}穀^{とう}等^に。然^{しか}者^{れば}、宮^{きう}

者^は、司^{つか}二^{かさ}越^{こつ}調^{てう}呂^{りよ}一。大^{だい}日^{にち}、脾^ひ藏^{ざう}、

【五七オ】

土用、土音、黄色、甘味、意根、
 中央、黍穀也。商者、司ニ平調律ニ。
 阿彌陀、肺藏、金音、秋季、白
 色、辛味、鼻根、西方、糯穀也。
 角者、司ニ雙調呂一。薬師、肝藏、
 木音、春季、青色、酸味、眼

【五七ウ】

根、東方、胡麻穀也。徴者、司ニ黄
 鐘調律一。寶性佛、心藏、火音、夏
 季、赤色、苦味、舌根、南方、麥
 穀也。羽者、司ニ盤渉調律一。
 釋迦、腎藏、水音、冬季、黑色、
 鹹味、耳根、北方、大豆穀也。

【五八オ】

大食調者、呂通レ宮、然間、以
 宮爲レ王。故、聞ニ此五音亂否一、
 卽、識ニ天下之興衰一。若、宮
 音亂、則、主上可レ知レ有レ危
 應レ在ニ其徳政一。祈禱者、不レ過
 政。故、自欽可レ仰ニ萬神一。若

【五八ウ】

商音亂、則、臣下可レ有レ危。其
 祈禱者、識ニ察忠懃一。角音
 亂、則、百性之所爲可レ有レ危。徴
 音亂、則、草木萬物、可レ知レ有ニ
 不熟一。王臣之政、何事不レ構ニ
 天心。能と察レ之。行ニ其政一則、
 風

【五九才】

雨順うしたかひレ時とき、萬物成ばんぶつなすレ熟じゆくを。羽音亂うのごゑみだるる。
 時者則ときはすなはち、每ごとにレ人知ひとしつてレ可べしとレ有あるレ危あやうきこと。勘かんかへ二
 聖人所爲せいしんのしよるを一、須すへからくレ直なをくす二愚慮ぐりよのきよくじを曲事一
 也。凡をよそ、松吹風まつふく、岸打波きしうつなみ、人倫しんりん、
 禽獸之聲きんじうのごゑ、悉ことごとくみないづ皆出こいん二五音しつ、七
 聲一。夫それ、管絃者くわんげんは、以もつてレ笛爲ふえをすレ王わうと。故かるがゆへに、

【五九ウ】

今笛於いまふえはおいて二七穴けつに有あり二七聲一。即すなはち、隨したかつて二調てう
 子輪轉しにりんと云いふ。然者しかれば、五音亂ごいんみたるると則は、
 天下有てんかにありとレ憂うれ云いふ。何なんぞ不ざらんレ賞しやうせ二管くわん
 絃けんを哉や。佛稱ほとけもせうしレ之これを、經說きやうにもとくレ之これを。何なにか又また非あらざる二
 佛道之直路ぶつだうのちきろに哉や。心事期しんしこし二後こう
 信候しんを。恐けうけうと謹言きんげん。

【六〇才】

十月十五日 執行法印

謹上中山寺別當御房きんじやうなかやまでらべつたうごぼう
 此間不このあひだず二申うけたまはら一、何條御事候哉なんでうの。
 愚鬱之至無ぐうつのいたりなくレ極きはまり候。抑そもそも、詩哥しいか、
 管絃くわんげん、茶ちや、香かう、連歌者れんがは、雖いへともレ爲たりと二
 世上之風體せじやうのふうてい二、爲ため二自身一、始終ししうの

【六〇ウ】

非あらす二才學一。手習てならひ、學文者がくもんは、揚あげレ名なを、
 顯あらはすレ德基也とくをもとひなり。故かるかゆへに、先哲遺風せんてつのおいふうにいはいく云いふ、
 鈍刀依にぶきかたなよつてレ砥切とにきりレ骨ほねを、重車ぢうしやしたかつて隨を
 油走あぶらにはしるレ路みちを。無むしんのてつほく心鐵木なをことし、猶如なをことしレ斯かくの。
 矧いはんや於おいて二しんりんに人倫をや哉や。然而しかるに、幼時不いとけなきときレ學がくせ、
 徒いたづらに送くり二日月一、老而後悔おいてこらくわいの之條てう、

【六一才】

既すでにもつてくなり。然しかれば、昔むかし車胤のしやいん、孫そん弘こう者は、聚あつめ螢ほたるを、積つんで雪ゆきを、照てらし書卷しよくわん、誦じゆす文ぶん。古いにしへ之の蘇秦そしん、俊敬しゆんけうは、以もつて錐きりを刺さし股もも、頸くび懸かけて繩なわ驚おとろ眠か、勲ねふり、學かくし、忘わすれ飢うへ、除のぞく睡者ねふりを、全まつた不く可ざる、劣おとる古人こじん者もの歟か。然しかれば、則すなはち、撰えら吉日良らんで、撰きちに吉ちり日やう良やう

【六一ウ】

辰しん、一べき、可はじむ始け二外典談議之由のよし、思立おもひたち候こ。因よつて茲これに、本書多大切候ほんじよおほくたいせつに。俗ぞく典等でんとう、少せうと可せう借せう預かく候あづかる。一見之後いつけん、急速きうそく可へく令せしむ返牒候へんてう。努ゆめゆめとと不べ可か有ある無沙汰之義者也ぶさたのぎものなり。心しん事雖じいへども多おほ、併しか期三面拜之時めんはいのとき一を。

【六二才】

十一月廿日 寺務某じむ 謹きん上行願寺院主御房じやうげんじやうわんじゆいんじゆごぼう 欲ほつし二從より是令これせしめんと、申候之處とこ、遮さへ而預きつてあづかる、芳札條、不ず知し所ところ謝候じやす。抑そも、如ごとく仰おほ、幼時不いとけなきときざれ學者まなばば、老而可おいてべき有ある二後こう、悔者歟くわいものか。賣うる二千金一雖せんぎんをいへども有あり市いち、

【六二ウ】

買か二一字一無いちじをなしと棚云たなうんぬんと。先言有せんげんありレ耳みみに。就つき其それ所ところ二仰蒙おほせかふむる俗典ぞくでん、雖いへども二左さ道之本書だうのほんじよと、隨した二貴命きめいに二借進候ししんじ。毛詩廿卷、尙書十三卷、禮記卷、周易十卷、左傳卅卷、周禮七、義禮卷十七、公羊傳卷十二、穀梁

【六三才】

傳卷十三、論語卷十、孝經卷一、

老子經卷上下、莊子篇三、孟子篇七、

是號二十三經。此外、班固之

史記一部、梁照明太子文選

一部、白氏文集一部等、令進覽、

若又、漢書、後漢書、東觀漢記、

【六三ウ】

貞觀政要、臣軌、帝範、蒙

求、百詠、朗詠、文粹等之小

文者、雖御用可承候。萬端

期二參入候。恐と謹言。

十一月廿三日 院主

進上鞍馬寺寺務御房

【六四才】

臘月良暮、日來不審雪

與積。尊下如何。抑、愚僧隔二

滅後二千餘年、生二東土

之境。適假二釋氏之名、遙

離二俗塵闇苦、恆沙劫

之間、難レ値二七覺三明明之尊、

【六四ウ】

塵殺之中、難レ聞二五時八教

之說。然者、水塵道凝、遵

レ之莫レ知二其際。法流湛寂

拈レ之莫レ測二其源。雖レ然依

レ有二年來宿願、勸二貴賤

構二廣太之法事。故、寶樹、

【六五才】

ほうどうつくし すけんをていせんにかざる しつないに ぶつだんのくわき 螺鈿金
寶幢盡二數建庭前一、綵幡
嚴二室内一。佛壇花机、螺鈿金
物、錦之天蓋、唐綾之寶織、
細綺幡、玉珠花縵、金玉羅
網、高座禮盤、前机、磨レ貝
ありまき系。 纒縵縁半疊、高麗
有二蒔畫一。

【六五ウ】

べりのたたみ おいて ぶつぐには りんのしゃくぢやう
縁疊、於二佛具者、六輪錫杖、水
ぎうのによい ちうじやくのかうろ からやうの
牛如意、鍬石香爐、唐様之
鷲尾、金羅三衣袋、紫檀香
爐箱、羅絲草座、水精念珠、
花箱、散花籠、皆尋常具
そくなり。 請僧三十口、出仕體者、
足也。

【六六才】

からあやのほうふく にしきのけさ おなじくわう
唐綾法服、錦之袈裟、同横
皮、精好帷、鈍衣縠、鈍色織
物、白裳、縑奴袴、毯、下袴、浮
氈綾表袴、練貫襪、黒漆
鼻廣、錦草鞋、楊之斑袈
裟、緑衫衣、紫柳、青柳、紫赤、

【六六ウ】

しかう であうのしゃうぞく しんてうのび
紫香、五帖等裝束、新調美
麗也。 承仕淨衣、中童子狩衣、
大童子如木水干、中間男者、
いろいろのひたれたれなり。 また、 導師之威儀
色と直垂也。 如二釋尊一、從僧氣色等、羅漢
體也。 次日大曼陀羅供、寅一

【六七才】

點之亂聲、辰時之集會、又、難波、
 奈良之伶人、舞人、盡數。高麗、
 新羅之曲、至極。改庭儀式、
 堂内之莊嚴、讚衆持金剛、
 執蓋、輿舁、持幡、供花之在
 樣、伽陀、梵唄勢、打太鼓、

【六七ウ】

吹螺氣色、各盡美、極妙。
 響天、搖地、聽聞道俗、集會
 貴賤、門前成市。堂上如花。
 皆是、峙耳、驚目。幡蓋
 飄風。移自在天之粧。沈
 香薰砌。類二海此岸之芳。

【六八才】

大阿闍黎法儀、疑二知處城之
 教主。持金剛振之體、偏想二像
 法界宮之侍從。珠幡縛二七
 寶一、捧二童子手一、寶螺表二六
 瑞一、驚二四部衆耳一。讚嘆和風、
 上下涼肝。鏡鉢徹雲、貴賤

【六八ウ】

覺眠。將一又、鈴杵、五鈷、三鈷、獨鈷、
 金剛盤、灑水、塗香、闕伽、花瓶、
 火舍、輪寶、檄標、皆指二滅金一
 佛具也。五色之絲檀供、檀上之
 莊驚二耳目一。故見レ之、直捨邪見一、
 入二無生忍一、忽滿三祇成二功德一。速

〔六九才〕

越三四禪淨慮一、將登三五智果位一。爾者、此時、三賢十地之人士、悉爲三眷屬也。四禪六欲之天衆、皆俱侍從而已。今生之所願、滅後之證果、無レ疑者也。併爲散二日來之不審一。巨細之注進如

〔六九ウ〕

斯、諸事有二紙面一。恐惶謹言。

十二月十一日

前大僧正

進上延歴寺内大臣法務御房

如レ仰烏兔之陰早遷、臘月

之光甚速也。年華爰易

暮、日既近二明春一。歲暮之嵐

〔七〇才〕

鬱二、深雪軒積之處、賜二貴札一、令レ散二不審一畢。抑、拂レ災箒、功德盡レ念。招祥袖者、佛僧之衣袴也。而伽耶城之月影、隱二梅檀煙中一。鷲峯山日光、入二雙林之枝條一。悲哉、我等稟二生

〔七〇ウ〕

末世一、雖レ慕ニ在世之昔一、更有レ勞

無レ。誠未レ知ニ舍濤之金言一。如二盲

目之蒙レ益。更有レ勞無レ益。

哀哉、愚昧之窓内彌暗。重

昏夜深、未レ見ニ清明炬燭之光一。

痛哉、火宅者恆棲、増ニ貪欲

【七一才】

瞋恚之煙熾盛而猶未聞

妙法甘露之澤。故、爲二歲暮之

勤。欲レ禮ニ過現當三世之佛名

經。其次、可レ講ニ五種之妙文。從ニ

開白一。至ニ結願一。於ニ聲明者、爭ニ大

原妙音院之兩流。梵唄穿レ雲、

【七一ウ】

懺法響レ砌、受持之人、讀誦之

音、解説之體、書寫之樣、須レ受ニ

大師之舊儀。相ニ當第七日、可レ有三十

種之供養。所謂、花者、萬行之因、

以ニ感果爲レ義。香者、眞如内薰之

義、以ニ介覆一爲レ能ニ。瓔珞者、佛界

【七二才】

無盡之義、道場莊嚴之相

也。抹香者、眞如隨緣之相、遂

成ニ利物之義也。塗香者、成ニ

五分法身之無體、無物證之儀也。

燒香者、十方如來之使者、諸

佛菩薩之所乘也。慈悲覆護

【七二ウ】

之相、大智甚深之義也。衣服

者、信樂慙愧之心、柔和忍辱

之相也。妓樂者、讚談佛法之

功德、大會莊嚴之相也。合掌

者、諸佛敬禮之義、心性不亂

之相也。故、傳供之讚者、覺ニ聽

【七三才】

衆之眠（二）、鑿鉢之響者、驚二貴賤
 之耳一、唄、散花、梵音、錫杖、對
 揚、伽陀、各盡二音聲一。極二妙曲一、
 導師之法式者、讚嘆六根之
 次、揚二妙經之大意一、絲竹者、
 調二呂律一、法用者、正二清濁一。然

【七三ウ】

者、請僧之御布施、各八丈
 一疋、砂金一裹、導師之引出
 物、龍蹄一疋、御衣二重、御
 劍二振、金銀十兩、奉レ之。是
 以、名無レ翼、而能飛、道無レ根、
 而能固云と。故、引二慈雲於一

【七四才】

西極一、露二法雨於東岳一。不二委
 子細一。期二面拜一。恐レ謹言。
 十二月廿五日 法務 某
 謹上園城寺大僧正御房
 遊學往來終 御返報

寛文二年仲春吉日

甲 丙 戊 庚 壬
 乙 丁 巳 辛 癸

子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥

寺町誓願寺前

安田十兵衛開板

本稿の資料編2

【寛文本と謙堂本の異同箇所の一覧】

凡例

- ① 漢語の相違のみ抽出する。語訓は対象としない。
- ② 正字と異体字の相違は扱わない。(例)「哥」と「歌」
- ③ 単語が連続して抜けている場合は、一つにまとめて有無を示す。
- ④ 文単位の有無、違いについては、より大きな単位で一つとした。
- ⑤ ≪一才≫、≪一ウ≫などの丁数は、左に掲げた用例、即ち寛文本における本文中の位置を示すものであるが、謙堂本の該当用例が置かれている箇所との丁数とは対応していない。なお、[217]、[224]、[257]、[269]、[320]、[324]、[332]、[379]、[543]、[544]、[557]、[558]、[563]、[621]、[629]、[678]、[693]、[751]、[754]、[760]、[890]、[906]、[925]、[946] に関する用例は、位置がずれたため、本文の丁数順にはなっていない。

寛文二年版本

- ≪一才≫
- [1] 新春 | 御慶賀
 - [2] 仰 | 正朔之日 | 向 | 其御方 | 最前申籠候畢
 - [3] 仰 | 正朔之日 | 向 | 其御方 | 最前申籠候畢
 - [4] 仰 | 正朔之日 | 向 | 其御方 | 最前申籠候畢
 - [5] 然者統 | 三 | 弘法 | 惠命
 - [6] 無し
 - [7] 真俗 | 二 | 諦之御繁昌之条 | 誠幸甚々々
 - [8] 真俗 | 二 | 諦之御繁昌之条 | 誠幸甚々々
 - [9] 真俗 | 二 | 諦之御繁昌之条 | 誠幸甚々々
 - [10] 真俗 | 二 | 諦之御繁昌之条 | 誠幸甚々々
- ≪一ウ≫
- [11] 一万句之 | 連哥可 | 三 | 興行 | 之由

謙堂文庫比叡山某坊旧蔵本

- 新春之御慶賀
- 仰 | 正朔之日 | 向 | 御貴邊 | 最前申籠候畢
 - 仰 | 正朔之日 | 向 | 御貴邊 | 最前申籠候畢
 - 仰 | 正朔之日 | 向 | 御貴邊 | 最前申籠候畢
 - 然者統 | 三 | 弘法之 | 惠命
 - 禱 | 三 | 都鄙之 | 安全
 - 誠真俗 | 二 | 諦御繁昌之条 | 尤幸甚云々
 - 誠真俗 | 二 | 諦御繁昌之条 | 尤幸甚云々
 - 誠真俗 | 二 | 諦御繁昌之条 | 尤幸甚云々
 - 誠真俗 | 二 | 諦御繁昌之条 | 尤幸甚云々
 - 誠真俗 | 二 | 諦御繁昌之条 | 尤幸甚云々
- 一万句 | 連歌可 | 三 | 始行 | 之由

- [12] 一万句之連哥可_レ興行_一之由
- [13] 当寺_レ兒童若輩等令_二評議_一候畢
- [14] 当寺_レ兒童若輩等令_二評議_一候畢
- [15] 当寺_レ兒童若輩等令_二評議_一候畢
- [16] 以_二必定之日_一可_レ申_二案内_一候
- [17] 相構閣_二諸事_一可_レ有_二御催_一者也
- [18] 相構閣_二諸事_一可_レ有_二御催_一者也
- [19] 相構閣_二諸事_一可_レ有_二御催_一者也

《二才》

- [20] 連歌者雖_二近代芸_一
- [21] 連歌者雖_二近代芸_一
- [22] 連歌者雖_二近代芸_一
- [23] 而洛陽夷狄之貴賤
- [24] 而洛陽夷狄之貴賤
- [25] 而洛陽夷狄之貴賤
- [26] 多_レ翫_レ之故以_二此態_一令_レ值_二遇於仏神_一
- [27] 多_レ翫_レ之故以_二此態_一令_レ值_二遇於仏神_一
- [28] 而雖_レ欲_レ祈_二当來之証果_一
- [29] 而雖_レ欲_レ祈_二当來之証果_一
- [30] 願新式目_レ錄示給者兼日事之次第可_レ令_二存知_一候
- [31] 願新式目_レ錄示給者兼日事之次第可_レ令_二存知_一候
- [32] 願新式目_レ錄示給者兼日事之次第可_レ令_二存知_一候

《三才》

- [33] 諸事雖_レ多難_レ尽_二紙面_一而已恐惶謹言
- [34] 諸事雖_レ多難_レ尽_二紙面_一而已恐惶謹言
- [35] 諸事雖_レ多難_レ尽_二紙面_一而已恐惶謹言
- [36] 正月十日 律師明尊
- [37] 改年御吉事_レ弘_二明方霞_一望_二貴方_一既令_二礼拝_一候畢
- [38] 改年御吉事_レ弘_二明方霞_一望_二貴方_一既令_二礼拝_一候畢
- [39] 改年御吉事_レ弘_二明方霞_一望_二貴方_一既令_二礼拝_一候畢
- [40] 改年御吉事_レ弘_二明方霞_一望_二貴方_一既令_二礼拝_一候畢
- [41] 自他珍重々々然者為_二一寺之法燈_一仏法興行之条
- [42] 自他珍重々々然者為_二一寺之法燈_一仏法興行之条
- [43] 自他珍重々々然者為_二一寺之法燈_一仏法興行之条

- 一万句連歌可_レ始行_一之由
- 当所_レ之兒童若輩等令_二評議_一候
- 当所_レ之兒童若輩等令_二評議_一候
- 当所_レ之兒童若輩等令_二評議_一候
- 必以_二定_一日_一可_レ申_二案内_一候
- 閣_二諸事_一相構可_レ有_二御渡_一候
- 閣_二諸事_一相構可_レ有_二御渡_一候
- 閣_二諸事_一相構可_レ有_二御渡_一候

- 連歌者_レ近代之芸也
- 連歌者_レ近代之芸也
- 連歌者_レ近代之芸也
- 因茲_レ洛陽邊土之貴賤
- 因茲_レ洛陽邊土之貴賤
- 因茲_レ洛陽邊土之貴賤
- 多以_レ翫_レ之故以_二此態_一令_レ值_二遇於仏神_一
- 多以_レ翫_レ之故以_二此態_一令_レ值_二遇於仏神_一
- 欲_レ祈_二当來之証果_一之処
- 欲_レ祈_二当來之証果_一之処
- 願新式之目_レ錄示給_二兼事之次第_一可_レ令_二存知_一候
- 願新式之目_レ錄示給_二兼事之次第_一可_レ令_二存知_一候
- 願新式之目_レ錄示給_二兼事之次第_一可_レ令_二存知_一候

《三才》

- 諸事雖_レ多難_レ尽_二紙面_一而已恐惶謹言
- 諸事雖_レ多難_レ尽_二紙面_一而已恐惶謹言
- 諸事雖_レ多難_レ尽_二紙面_一而已恐惶謹言
- 正月十日 寺主
- 改年御吉慶_レ弘_二明方之霞_一望_二貴儀居_一既令_二拜悅_一候畢
- 改年御吉慶_レ弘_二明方之霞_一望_二貴儀居_一既令_二拜悅_一候畢
- 改年御吉慶_レ弘_二明方之霞_一望_二貴儀居_一既令_二拜悅_一候畢
- 改年御吉慶_レ弘_二明方之霞_一望_二貴儀居_一既令_二拜悅_一候畢
- 自他珍重々々抑挑_二一寺之法燈_一兩辺御興行之条
- 自他珍重々々抑挑_二一寺之法燈_一兩辺御興行之条
- 自他珍重々々抑挑_二一寺之法燈_一兩辺御興行之条

〔44〕 自他珍重々々然者為一寺之法燈一仏法興行之条
〔45〕 真実之至目出度承及候

〔46〕 真実之至目出度承及候

〔47〕 抑如レ被示レ詩者為漢家之才定ニ平他音声一

〔48〕 抑如レ被示レ詩者為漢家之才定ニ平他音声一

《三ウ》

〔49〕 哥者為三和国之風一以三上下句一顯三其理一

〔50〕 哥者為三和国之風一以三上下句一顯三其理一

〔51〕 連歌者為三近代一態一一句之内成三其心一

〔52〕 故近年花下号三新式一定三輪廻傍題韻字一

《四オ》

〔53〕 所謂春秋恋者各五句統景物多故

〔54〕 所謂春秋恋者各五句統景物多故

〔55〕 述懷懷旧水辺行路無常哀傷祝言等各可レ為三三句一也

〔56〕 述懷懷旧水辺行路無常哀傷祝言等各可レ為三三句一也

〔57〕 述懷懷旧水辺行路無常哀傷祝言等各可レ為三三句一也

《七オ》

〔58〕 正月十日 都維那

〔59〕 其後久不ニ申承一貴辺何条御事候哉

〔60〕 其後久不ニ申承一貴辺何条御事候哉

《七ウ》

〔61〕 重而令レ申候八代集十三代集者何人之御撰

〔62〕 重而令レ申候八代集十三代集者何人之御撰

〔63〕 重而令レ申候八代集十三代集者何人之御撰

〔64〕 重而令レ申候八代集十三代集者何人之御撰

《八オ》

〔65〕 如レ此事一向奉レ憑ニ貴殿一候也

〔66〕 如レ此事一向奉レ憑ニ貴殿一候也

〔67〕 於三剛柔進退一似ニ雲聳一風為三嬋娟一之粧

〔68〕 於三剛柔進退一似ニ雲聳一風為三嬋娟一之粧

〔69〕 於三剛柔進退一似ニ雲聳一風為三嬋娟一之粧

〔70〕 芙蓉之眸青黛之眉丹菓之唇

〔71〕 芙蓉之眸青黛之眉丹菓之唇

《八ウ》

〔72〕 総姿尋常超ニ過諸人一刷ニ衣裳一無レ所ニ見苦一將又

自他珍重々々抑挑ニ一寺法燈一而辺御興行之条
真実 目出度存候

真実 目出度存候

誠如レ被示レ詩者為漢朝之語定ニ平他音声一

誠如レ被示レ詩者為漢朝之語定ニ平他音声一

歌者為三和国之情一以三上下之句一顯三其理一

歌者為三和国之情一以三上下之句一顯三其理一

連歌者為三近代之能一一句之内成三其心一

故近來号三花下新式一定三輪廻傍題韻字一

故近來号三花下新式一定三輪廻傍題韻字一

所謂春秋恋雜者各五句景物多故

所謂春秋恋雜者各五句景物多故

述懷懷旧水辺行路無常 祝言等各三句

述懷懷旧水辺行路無常 祝言等各三句

述懷懷旧水辺行路無常祝言等各三句

述懷懷旧水辺行路無常祝言等各三句

正月十二日 都維那

其後 不ニ申承一貴辺何等御事候哉

其後 不ニ申承一貴辺何等御事候哉

其後不ニ申承一貴辺何等御事候哉

令レ申候也八代集十三代集者誰人御撰

令レ申候也八代集十三代集者誰人御撰

令レ申候也八代集十三代集者誰人御撰

令レ申候也八代集十三代集者誰人御撰

如レ此事者一向奉レ憑ニ貴殿一者也

如レ此事者一向奉レ憑ニ貴殿一者也

柔進退一似ニ雲聳一風為三嬋娟一之粧

柔進退一似ニ雲聳一風為三嬋娟一之粧

柔進退一似ニ雲聳一風為三嬋娟一之粧

柔進退一似ニ雲聳一風為三嬋娟一之粧

芙蓉之眸青黛之眉丹菓之唇

芙蓉之眸青黛之眉丹菓之唇

芙蓉之眸青黛之眉丹菓之唇

なし

〔73〕

容顏美麗也

〔74〕

然間寵愛依レ無レ他レ不レ願ニ無心ニ所レ令ニ言上ニ候也

〔75〕

然間寵愛依レ無レ他レ不レ願ニ無心ニ所レ令ニ言上ニ候也

〔76〕

然間寵愛依レ無レ他レ不レ願ニ無心ニ所レ令ニ言上ニ候也

〔77〕

委細注給候者可レ為ニ恐悦ニ候

〔78〕

委細注給候者可レ為ニ恐悦ニ候

〔79〕

委細注給候者可レ為ニ恐悦ニ候

《九才》

〔80〕

就レ中少童住山之間有ニ入御ニ懸ニ御目ニ候者可ニ畏入ニ候

〔81〕

就レ中少童住山之間有ニ入御ニ懸ニ御目ニ候者可ニ畏入ニ候

〔82〕

就レ中少童住山之間有ニ入御ニ懸ニ御目ニ候者可ニ畏入ニ候

〔83〕

就レ中少童住山之間有ニ入御ニ懸ニ御目ニ候者可ニ畏入ニ候

〔84〕

万鬱期ニ面謁ニ耳恐々謹言

〔85〕

万鬱期ニ面謁ニ耳恐々謹言

〔86〕

万鬱期ニ面謁ニ耳恐々謹言

〔87〕

二月十日 豎者

《九ウ》

〔88〕

御札之旨委細承候畢

〔89〕

抑所レ承秀哥並八代集之次第先

〔90〕

抑所レ承秀哥並八代集之次第先

〔91〕

抑所レ承秀哥並八代集之次第先

〔92〕

抑所レ承秀哥並八代集之次第先

〔93〕

抑所レ承秀哥並八代集之次第先

〔94〕

万葉集者廿卷平城天皇御宇大銅年中左大臣橘諸兄卿撰者也

〔95〕

万葉集者廿卷平城天皇御宇大銅年中左大臣橘諸兄卿撰者也

〔96〕

万葉集者廿卷平城天皇御宇大銅年中左大臣橘諸兄卿撰者也

〔97〕

万葉集者廿卷平城天皇御宇大銅年中左大臣橘諸兄卿撰者也

〔98〕

万葉集者廿卷平城天皇御宇大銅年中左大臣橘諸兄卿撰者也

〔99〕

万葉集者廿卷平城天皇御宇大銅年中左大臣橘諸兄卿撰者也

《二〇才》

〔100〕

古今集者廿卷千九十九首延喜五年

〔101〕

古今集者廿卷千九十九首延喜五年

〔102〕

古今集者廿卷千九十九首延喜五年

〔103〕

四月十五日奉ニ醍醐天皇之勅ニ御書所紀貫之大内記紀友則

〔104〕

四月十五日奉ニ醍醐天皇之勅ニ御書所紀貫之大内記紀友則

容顏美麗

勝ニ于于諸人ニ然間寵愛依レ無レ他事ニ不レ願ニ無心ニ所レ令ニ言上ニ也

勝ニ于于諸人ニ然間寵愛依レ無レ他事ニ不レ願ニ無心ニ所レ令ニ言上ニ也

勝ニ于于諸人ニ然間寵愛依レ無レ他事ニ不レ願ニ無心ニ所レ令ニ言上ニ也

委註給者可レ為ニ恐悦ニ候

委註給者可レ為ニ恐悦ニ候

委註給者可レ為ニ恐悦ニ候

兼又少生住山之間有ニ入御ニ被レ懸ニ御目ニ者可ニ畏入ニ候

兼又少生住山之間有ニ入御ニ被レ懸ニ御目ニ者可ニ畏入ニ候

兼又少生住山之間有ニ入御ニ被レ懸ニ御目ニ者可ニ畏入ニ候

兼又少生住山之間有ニ入御ニ被レ懸ニ御目ニ者可ニ畏入ニ候

万鬱併期ニ面謁ニ恐惶謹言

万鬱併期ニ面謁ニ恐惶謹言

万鬱併期ニ面謁ニ恐惶謹言

二月十三日 豎者

御札之旨委細承候畢

抑所レ蒙八代集十三代集事

抑所レ蒙八代集十三代集事

抑所レ蒙八代集十三代集事

抑所レ蒙八代集十三代集事

抑所レ蒙八代集十三代集事

万葉者平城天皇御宇左大臣橘諸兄公御撰

万葉者平城天皇御宇左大臣橘諸兄公御撰

万葉者平城天皇御宇左大臣橘諸兄公御撰

万葉者平城天皇御宇左大臣橘諸兄公御撰

万葉者平城天皇御宇左大臣橘諸兄公御撰

万葉者平城天皇御宇左大臣橘諸兄公御撰

万葉者平城天皇御宇左大臣橘諸兄公御撰

万葉者平城天皇御宇左大臣橘諸兄公御撰

万葉者平城天皇御宇左大臣橘諸兄公御撰

万葉者平城天皇御宇左大臣橘諸兄公御撰

万葉者平城天皇御宇左大臣橘諸兄公御撰

万葉者平城天皇御宇左大臣橘諸兄公御撰

万葉者平城天皇御宇左大臣橘諸兄公御撰

- 〔105〕四月十五日奉醍醐天皇之勅 御書所紀貫之大内記紀友則
- 〔106〕四月十五日奉醍醐天皇之勅 御書所紀貫之大内記紀友則
- 〔107〕前甲斐目凡河内躬恒右衛門府生壬生忠岑等撰之
- 〔108〕前甲斐目凡河内躬恒右衛門府生壬生忠岑等撰之
- 〔109〕前甲斐目凡河内躬恒右衛門府生壬生忠岑等撰之

《一〇ウ》

- 〔110〕有レ序仮名序貫之真名紀淑望書之不レ入二万葉集哥一後撰集者
廿卷千三百五十六首村上天皇御代天曆五年十月於三照陽舍一別
当藏人少将伊尹

《一一才》

- 〔111〕紀時文坂上望城等撰也
- 〔112〕紀時文坂上望城等撰也
- 〔113〕拾遺集者二十卷千三百五十一首長德年中花山院御自選
- 〔114〕拾遺集者二十卷千三百五十一首長德年中花山院御自選
- 〔115〕拾遺集者二十卷千三百五十一首長德年中花山院御自選
- 〔116〕拾遺集者二十卷千三百五十一首長德年中花山院御自選

《一二ウ》

- 〔117〕後拾遺者二十卷応徳三年白河院御時中納言通俊撰
- 〔118〕後拾遺者二十卷応徳三年白河院御時中納言通俊撰
- 〔119〕後拾遺者二十卷応徳三年白河院御時中納言通俊撰
- 〔120〕後拾遺者二十卷応徳三年白河院御時中納言通俊撰
- 〔121〕金葉集者十卷六百四十四首奉三鳥羽院勅 天治元年
- 〔122〕金葉集者十卷六百四十四首奉三鳥羽院勅 天治元年
- 〔123〕俊頼朝臣撰之
- 〔124〕俊頼朝臣撰之
- 〔125〕詞花集者十卷依三崇徳院仰二天養元年昭輔三位撰之
- 〔126〕詞花集者十卷依三崇徳院仰二天養元年昭輔三位撰之
- 〔127〕詞花集者十卷依三崇徳院仰二天養元年昭輔三位撰之
- 〔128〕詞花集者十卷依三崇徳院仰二天養元年昭輔三位撰之

《一三才》

- 〔129〕千載集者廿卷文治三年依三後白河院仰二入道三位
俊成卿撰之

- 〔130〕新古今者二十卷元久三年依三後鳥羽院仰一

《一四ウ》

- 〔132〕通具有家雅經定家々隆等撰之是号三八代集

貫之躬恒友則
貫之躬恒友則

忠峯等撰

忠峯等撰
忠峯等撰

御撰者天曆御時

紀時文坂上望城等之撰
紀時文坂上望城等之撰

攝政殿御選

拾遺者花山院御代一条攝政殿御選

拾遺者花山院御代一条攝政殿御選

拾遺者花山院御代一条攝政殿御選

後拾遺者白川院御時通俊卿撰
白川院御時通俊卿撰

後拾遺者白川院御時通俊卿撰

後拾遺者白川院御時通俊卿撰

後拾遺者白川院御時通俊卿撰

後拾遺者白川院御時通俊卿撰

後拾遺者白川院御時通俊卿撰

後拾遺者白川院御時通俊卿撰

後拾遺者白川院御時通俊卿撰

後拾遺者白川院御時通俊卿撰

後拾遺者白川院御時通俊卿撰

後拾遺者白川院御時通俊卿撰

後拾遺者白川院御時通俊卿撰

後拾遺者白川院御時通俊卿撰

後拾遺者白川院御時通俊卿撰

後拾遺者白川院御時通俊卿撰

後拾遺者白川院御時通俊卿撰

後拾遺者白川院御時通俊卿撰

- 〔133〕 通具有家雅經定家々隆等撰之是号三八代集
- 〔134〕 通具有家雅經定家々隆等撰之是号三八代集
- 〔135〕 通具有家雅經定家々隆等撰之是号三八代集
- 〔136〕 其後新勅撰者貞永元年依後堀河院之仰一定家卿撰之
- 〔137〕 其後新勅撰者貞永元年依後堀河院之仰一定家卿撰之
- 〔138〕 統後撰者建長二年依後嵯峨院仰為家卿撰之
- 〔139〕 統後撰者建長二年依後嵯峨院仰為家卿撰之

《一二才》

- 〔140〕 統古今者同御代文永二年重而九条内大臣基家
- 〔141〕 号二鶴殿一為行家光俊等撰也
- 〔142〕 号二鶴殿一為行家光俊等撰也
- 〔143〕 統拾遺者建治年中依二龜山院仰一為氏卿撰之
- 〔144〕 統拾遺者建治年中依二龜山院仰一為氏卿撰之
- 〔145〕 新後撰者嘉元年中依二後宇多院仰一為世卿撰之
- 〔146〕 新後撰者嘉元年中依二後宇多院仰一為世卿撰之
- 〔147〕 新後撰者嘉元年中依二後宇多院仰一為世卿撰之

《一二ウ》

〔148〕 其後玉葉集延慶四年依二伏見院之仰一為兼卿撰之統千載集者正和五年重而依二後宇多院仰一為世卿撰之統後拾遺者依二後醍醐院仰一民部卿為藤初撰之為定重而奉レ勅相繼終レ功訖風雅集者貞和五年花園院御自撰新千載集者延文四年入道大納言為定卿奉レ勅撰之

《二四ウ》

- 〔149〕 此外雖レ多一代代々勅撰一家々撰集
- 〔150〕 所謂雪中落巖一点牛片角折点野口長立之点半月雲出之点
- 〔151〕 不レ能レ注二委註一以二此八代集一可レ為二本歌一也
- 〔152〕 不レ能レ注二委註一以二此八代集一可レ為二本歌一也
- 〔153〕 不レ能レ注二委註一以二此八代集一可レ為二本歌一也
- 〔154〕 不レ能レ注二委註一以二此八代集一可レ為二本歌一也
- 〔155〕 不レ能レ注二委註一以二此八代集一可レ為二本歌一也
- 〔156〕 將又名童御座之由承及候

《二五才》

- 〔157〕 如何様近日之程企二推参二可レ入二見参一候
- 〔158〕 委曲期二面謁一候恐惶謹言
- 〔159〕 委曲期二面謁一候恐惶謹言

通具有家定家々隆雅經等撰也以此八代集号通具有家定家々隆雅經等撰也以此八代集号其後新勅撰者定家卿撰也以此八代集号其後新勅撰者定家卿撰也

統古今者

為家鶴殿行家光俊等撰
為家鶴殿行家光俊等撰

統後拾遺

並統千載集者為世卿撰也
並統千載集者為世卿撰也

なし

此外代代々勅撰家家撰集雖レ多レ之

所謂雪中落雁之点牛行角折之点野口長立之点半月雲出之点
不レ能レ注二委註一以二此等一作二例之本歌一
不レ能レ注二委註一以二此等一作二例之本歌一
不レ能レ注二委註一以二此等一作二例之本歌一
不レ能レ注二委註一以二此等一作二例之本歌一
不レ能レ注二委註一以二此等一作二例之本歌一
將又名童御座之由承及候

如何様近日之程企二推参二可レ入二見参一候

委細期二面拜一誠恐惶謹言
委細期二面拜一誠恐惶謹言

〔160〕委曲期_二面謁_一候恐惶謹言
〔161〕委曲期_二面謁_一候恐惶謹言
〔162〕二月十三日 注記

《二五ウ》

〔163〕良久不_二申承_一候何事候哉不審之至也
〔164〕良久不_二申承_一候何事候哉不審之至也
〔165〕良久不_二申承_一候何事候哉不審之至也
〔166〕抑無心之申狀雖_レ不_レ少_二其憚_一候当世之風聞候
〔167〕抑無心之申狀雖_レ不_レ少_二其憚_一候当世之風聞候
〔168〕抑無心之申狀雖_レ不_レ少_二其憚_一候当世之風聞候
〔169〕抑無心之申狀雖_レ不_レ少_二其憚_一候当世之風聞候
〔170〕依_二十服茶之勝負_一此間方々人々新渡之莊物令_二秘計_一
〔171〕依_二十服茶之勝負_一此間方々人々新渡之莊物令_二秘計_一

《二六才》

〔172〕成_二一会_一事候画軸部類思恭积迦三尊
〔173〕成_二一会_一事候画軸部類思恭积迦三尊
〔174〕成_二一会_一事候画軸部類思恭积迦三尊
〔175〕成_二一会_一事候画軸部類思恭积迦三尊
〔176〕成_二一会_一事候画軸部類思恭积迦三尊
〔177〕成_二一会_一事候画軸部類思恭积迦三尊
〔178〕梅竹牧溪和尚_二達磨政黄牛郁三主川鷓鴣石鴿
〔179〕梅竹牧溪和尚_二達磨政黄牛郁三主川鷓鴣石鴿
〔180〕梅竹牧溪和尚_二達磨政黄牛郁三主川鷓鴣石鴿
〔181〕梅竹牧溪和尚_二達磨政黄牛郁三主川鷓鴣石鴿
〔182〕梅竹牧溪和尚_二達磨政黄牛郁三主川鷓鴣石鴿
〔183〕月湖_二觀音漁藍馬良婦李堯栗鼠花鳥
〔184〕月湖_二觀音漁藍馬良婦李堯栗鼠花鳥

《二六ウ》

〔185〕堪殿主_二布袋寒山十德朝陽对月
〔186〕堪殿主_二布袋寒山十德朝陽对月
〔187〕此外八鋪一对_二瀟湘夜雨洞庭秋月山市青嵐漁村夕照
〔188〕此外八鋪一对_二瀟湘夜雨洞庭秋月山市青嵐漁村夕照
〔189〕此外八鋪一对_二瀟湘夜雨洞庭秋月山市青嵐漁村夕照
〔190〕江天暮雪遠寺晚鐘遠浦帰帆平沙落雁又半出達磨

《二七才》

委細期_二面拜_一誠恐謹言
委細期_二面拜_一誠恐謹言
二月十八日 注記

良久不_二申承_一何条御事候哉不審千万々々
良久不_二申承_一何条御事候哉不審千万々々
良久不_二申承_一何条御事候哉不審千万々々
抑無心_二申狀雖_レ不_レ少_二其恐_一候上_二当世風聞_一
抑無心_二申狀雖_レ不_レ少_二其恐_一候上_二当世風聞_一
抑無心_二申狀雖_レ不_レ少_二其恐_一候上_二当世風聞_一
抑無心_二申狀雖_レ不_レ少_二其恐_一候上_二当世風聞_一
依_二十服茶之勝負_一此間方々新渡之莊令_二秘計_一
依_二十服茶之勝負_一此間方々新渡之莊令_二秘計_一

成_二一会_一之事候画軸之部者思教之积迦三尊
成_二一会_一之事候画軸之部者思教之积迦三尊
成_二一会_一之事候画軸之部者思教之积迦三尊
成_二一会_一之事候画軸之部者思教之积迦三尊
成_二一会_一之事候画軸之部者思教之积迦三尊
成_二一会_一之事候画軸之部者思教之积迦三尊
成_二一会_一之事候画軸之部者思教之积迦三尊
梅竹木桂之達磨政黄牛郁三主河鷓鴣石鴿
梅竹木桂之達磨政黄牛郁三主河鷓鴣石鴿
梅竹木桂之達磨政黄牛郁三主河鷓鴣石鴿
梅竹木桂之達磨政黄牛郁三主河鷓鴣石鴿
梅竹木桂之達磨政黄牛郁三主河鷓鴣石鴿
月湖之觀音漁藍馬良婦_二栗鼠花鳥
月湖之觀音漁藍馬良婦_二栗鼠花鳥

堪殿主_二布袋寒山拾得朝陽对月
堪殿主_二布袋寒山拾得朝陽对月
此外八幅一对_二瀟湘夜雨洞庭秋月山市晴嵐漁村夕照
此外八幅一对_二瀟湘夜雨洞庭秋月山市晴嵐漁村夕照
此外八幅一对_二瀟湘夜雨洞庭秋月山市晴嵐漁村夕照
江天暮雪遠寺晚鐘遠浦帰帆平沙落雁又半出達磨

- [191] 出山 積迦遊行之羅漢遊山之仙人野馬虎蘆雁鷲
- [192] 出山 積迦遊行之羅漢遊山之仙人野馬虎蘆雁鷲
- [193] 出山 積迦遊行之羅漢遊山之仙人野馬虎蘆雁鷲
- [194] 出山 積迦遊行之羅漢遊山之仙人野馬虎蘆雁鷲
- [195] 鷹悉有二象牙 軸梅花鈍子表補衣也
- [196] 鷹悉有二象牙 軸梅花鈍子表補衣也
- [197] 鷹悉有二象牙 軸梅花鈍子表補衣也

《二七ウ》

- [198] 將又紫檀卓紫藤机花梨木椅子弧牀曲桌
- [199] 將又紫檀卓紫藤机花梨木椅子弧牀曲桌
- [200] 管絃聯句詩韻作文等皆是有三巨多之賭
- [201] 將又紫檀卓紫藤机花梨木椅子弧牀曲桌
- [202] 並木蘇豹虎敷皮氈白氈金欄魚綾打敷
- [203] 並木蘇豹虎敷皮氈白氈金欄魚綾打敷
- [204] 又一建溪之秋萌浮梁之小葉此等者為三漢朝四箇之本所
- [205] 並木蘇豹虎敷皮氈白氈金欄魚綾打敷
- [206] 並木蘇豹虎敷皮氈白氈金欄魚綾打敷
- [207] 並木蘇豹虎敷皮氈白氈金欄魚綾打敷
- [208] 又壺瓶瓢部瓦真壺石壺年々壺東陽瓶西陽瓶青香白瓜冬瓜大海口壺鶴頸肩築平壺瓶子形茄子形茶桶一對燒香具足茶碗香炉古銅花瓶鑰石香匙火箸棗器形香箱赤銅白蠟蠟燭之台燭鑽雲母金盆等被三恩借一者是可レ為三生前之大望一者也委旨期三見參之時一候恐々謹言

《二八ウ》

- [209] 三月十八日 阿闍梨隆鏤
- [210] 三月十八日 阿闍梨隆鏤

《二九才》

- [211] 芳札之趣委細承候畢
- [212] 如三來命一遙不三申承一自他不審無レ極候
- [213] 如三來命一遙不三申承一自他不審無レ極候
- [214] 如三來命一遙不三申承一自他不審無レ極候
- [215] 兼又所レ被レ示新渡敵物
- [216] 兼又所レ被レ示新渡敵物

《七一ウ》

- [217] 妓樂者讚談仏法之功德大会莊嚴之相也

- 出山之積迦遊行 羅漢遊山仙人野馬虎狩蘆雁鷲
- 出山之積迦遊行 羅漢遊山仙人野馬虎狩蘆雁鷲
- 出山之積迦遊行 羅漢遊山仙人野馬虎狩蘆雁鷲
- 出山之積迦遊行 羅漢遊山仙人野馬虎狩蘆雁鷲
- 鷹悉有二象牙之軸 梅花鈍子表背
- 鷹悉有二象牙之軸 梅花鈍子表背
- 鷹悉有二象牙之軸 梅花鈍子表背

- 將又紫檀卓紫藤机花輪木椅子弧牀曲錄
- 將又紫檀卓紫藤机花輪木椅子弧牀曲錄
- 管絃連歌歌合聯句詩賦作文皆有三百多課物
- 將又紫檀卓紫藤机花輪木椅子弧牀曲錄
- 並文卓豹虎之敷皮氈白氈金欄吳綾之打敷等
- 並文卓豹虎之敷皮氈白氈金欄吳綾之打敷等
- 又一建溪秋萌浮梁小葉是者為三漢朝四所之本味
- 並文卓豹虎之敷皮氈白氈金欄吳綾之打敷等
- 並文卓豹虎之敷皮氈白氈金欄吳綾之打敷等
- 並文卓豹虎之敷皮氈白氈金欄吳綾之打敷等
- 壺瓢部者饒州定州鎖乳油滴水滴大海作鶴頸部壺瓶子成肩築平壺茄子成燒香之具足者茶坑之香炉胡銅之花瓶鑰石之香筋火匙赤銅之台白錫之蠟燭台雲母之銀盤等被三恩借一者生前之望可レ足者也委細期三見參一候誠恐謹言

- 三月十五日 阿闍梨
- 三月十五日 阿闍梨

芳札之旨委細承候畢

- 如レ仰一久不三申承一自他不審無レ極
- 如レ仰一久不三申承一自他不審無レ極
- 如レ仰一久不三申承一自他不審無レ極
- 抑所レ被レ示新渡敵
- 抑所レ被レ示新渡敵

- 妓樂者讚三嘆仏法之功德大会莊嚴 相

《二四ウ》

〔218〕此外雖レ多ニ代々勅撰ニ家々撰集不能レ注ニ委細一

《三ウ》

〔219〕連歌者為ニ近代態一一句之内成ニ其心一

《七四才》

〔220〕謹上園城寺大僧正御房御返報

〔221〕謹上園城寺大僧正御房御返報

〔222〕謹上園城寺大僧正御房御返報

〔223〕謹上園城寺大僧正御房御返報

〔224〕十二月廿五日 法務某

《一九才》

〔225〕並喫茶之具足者唐石磨確一帖祇陀利生駒確各一帖拽木羽轄黒塗之茶節黃楊茶瓢象牙之茶杓並竹茶酌同免足紫竹茶筵茶椀茶櫛茶襦茶巾梅之壺弘於湯涌一者耳白鐘子天明团瓶並釜銅湯瓶同湛瓶鉛水瓶鉄錘等奈良風炉於三吞物一者青兔毫黃兔毫建盞二对各有梨花金絲花青漆銀絲花九練絲犀皮等台一同古盞各在二堆紅堆朱堆漆鷄楊桂漆雲朱台盆等一建州坑饒州坑定州鎮乳雨滴茶器水吞七入円盆六入茶盆朱漆木椀厨子櫛馬上盞唐折敷同黒漆赤漆折敷各三束納二楊編一荷借進候

《二一才》

〔226〕種茶御会何比候哉以ニ其期一為ニ囉齋一可ニ推参一而已

〔227〕種茶御会何比候哉以ニ其期一為ニ囉齋一可ニ推参一而已

〔228〕種茶御会何比候哉以ニ其期一為ニ囉齋一可ニ推参一而已

〔229〕種茶御会何比候哉以ニ其期一為ニ囉齋一可ニ推参一而已

〔230〕種茶御会何比候哉以ニ其期一為ニ囉齋一可ニ推参一而已

《二一ウ》

〔231〕三月十八日 權律師明範

〔232〕三月十八日 權律師明範

〔233〕謹上 醍醐寺助阿闍梨御房

〔234〕依レ無ニ差事一久不ニ申承候之条自然懈怠失ニ本意一候

〔235〕依レ無ニ差事一久不ニ申承候之条自然懈怠失ニ本意一候

〔236〕抑茶者養生之仙菓延齡之妙術也

《二一才》

〔237〕当世之貴賤上下之好士達数多所レ玩本兆之茶可レ令ニ秘計候

〔238〕出所之茶梅尾千金黄金燒香雨前

此外代々勅撰家々撰集雖レ多レ之不能レ注ニ委註一

連歌者為ニ近代之態一一句之内成ニ其心一

謹上園城寺大政大僧正御坊

謹上園城寺大政大僧正御坊

謹上園城寺大政大僧正御坊

〔225〕十二月二十五日 法務某

並喫茶具足者唐石磨確黒塗之茶節耳白鐘子同奈良風炉紫竹茶筵黃楊茶瓢象牙茶杓茶坑桶茶襦茶巾梅弘壺唐竹茶杓上品天目五対随分建盞三对各有梨花金絲青漆之台七入円椀六入之茶盤銅湯瓶鉛水瓶鉄手取朱漆木椀並椀子櫛皆具ニ金絲花銀絲花九練絲犀皮堆紅堆朱堆漆鷄楊桂漆雲朱世良田等香箱納ニ細編一荷借進候

茶御会何日候哉以ニ其期一為ニ囉齋一可レ企ニ推参一候而已恐々謹言

茶御会何日候哉以ニ其期一為ニ囉齋一可レ企ニ推参一候而已恐々謹言

茶御会何日候哉以ニ其期一為ニ囉齋一可レ企ニ推参一候而已恐々謹言

茶御会何日候哉以ニ其期一為ニ囉齋一可レ企ニ推参一候而已恐々謹言

茶御会何日候哉以ニ其期一為ニ囉齋一可レ企ニ推参一候而已恐々謹言

《二一ウ》

三月十九日 權律師

三月十九日 權律師

進上 醍醐寺助阿闍梨御房

依レ無ニ指事一久不ニ申承候自然懈怠失ニ本意一候

依レ無ニ指事一久不ニ申承候自然懈怠失ニ本意一候

抑茶者養生之仙菓延齡之妙術也

当世之貴賤上下之好士達数多所レ玩本兆之茶可レ令ニ秘計

出所 茶者於三梅尾寺者千金黄金燒香雨露

〔239〕出所之茶 梅尾 千金黃金燒香雨前
 〔240〕出所之茶 梅尾 千金黃金燒香雨前
 〔241〕出所之茶 梅尾 千金黃金燒香
 〔242〕出所之茶 梅尾 千金黃金燒香雨前
 〔243〕出所之茶 梅尾 千金黃金燒香雨前
 〔244〕於大和一者室尾寺 風肝舉慮白雪春雪
 〔245〕於大和一者室尾寺 風肝舉慮白雪春雪
 〔246〕於大和一者室尾寺 風肝舉慮白雪春雪

出所茶者於梅尾寺者千金黃金燒香雨露
 出所茶者於梅尾寺者千金黃金燒香雨露
 出所茶者於梅尾寺者千金黃金燒香雨露
 出所茶者於梅尾寺者千金黃金燒香雨露
 出所茶者於梅尾寺者千金黃金燒香雨露
 於大和室尾寺者鳳肝舉慮白雪春雪
 於大和室尾寺者鳳肝舉慮白雪春雪

〔247〕於一般若寺者錄山水厄
 〔248〕於一般若寺者錄山水厄
 〔249〕於一般若寺者錄山水厄

於一般若寺者錄山水厄午後煙
 於一般若寺者錄山水厄午後煙
 於一般若寺者錄山水厄午後煙

〔250〕於伊勢者小山寺之雲映雀舌鷹爪
 〔251〕於伊勢者小山寺之雲映雀舌鷹爪
 〔252〕於伊勢者神尾寺之鎗鏝小葉
 〔253〕於伊勢者神尾寺之鎗鏝小葉
 〔254〕於丹波者神尾寺之鎗鏝小葉
 〔255〕於丹波者神尾寺之鎗鏝小葉
 〔256〕於丹波者神尾寺之鎗鏝小葉

於伊勢小山寺雲映雀舌鷹爪
 於伊勢神尾寺鎗旗小葉
 於丹波之神尾寺鎗旗小葉
 於丹波之神尾寺鎗旗小葉
 於丹波之神尾寺鎗旗小葉
 於丹波之神尾寺鎗旗小葉
 於丹波之神尾寺鎗旗小葉

〔257〕故引慈雲於西極 霑 法雨於東岳 不二委子細 期 二面拜

故引慈雲於西極 灑 法雨於東岳 不二委子細 併期 二面拜

〔258〕仁和寺初番上葉醍醐之脇萌石山寺之茶
 〔259〕仁和寺初番上葉醍醐之脇萌石山寺之茶

仁和寺初番上醍醐脇萌石山
 仁和寺初番上醍醐脇萌石山

〔260〕又一武藏之河越駿河之關茶伊賀服部伊勢河并近江比叡之茶
 〔261〕又一武藏之河越駿河之關茶伊賀服部伊勢河并近江比叡之茶
 〔262〕又一武藏之河越駿河之關茶伊賀服部伊勢河并近江比叡之茶
 〔263〕又一武藏之河越駿河之關茶伊賀服部伊勢河并近江比叡之茶
 〔264〕又一武藏之河越駿河之關茶伊賀服部伊勢河并近江比叡之茶
 〔265〕又新渡宋朝之茶 羅漢洞之初番天台茶
 〔266〕又新渡宋朝之茶 羅漢洞之初番天台茶
 〔267〕又新渡宋朝之茶 羅漢洞之初番天台茶

又一武藏河越駿河關茶伊賀服部伊勢河居近江比叡茶
 又一武藏河越駿河關茶伊賀服部伊勢河居近江比叡茶
 又一武藏河越駿河關茶伊賀服部伊勢河居近江比叡茶
 又一武藏河越駿河關茶伊賀服部伊勢河居近江比叡茶
 又一武藏河越駿河關茶伊賀服部伊勢河居近江比叡茶
 又新渡宋朝茶者羅漢洞初番天台井
 又新渡宋朝茶者羅漢洞初番天台井
 又新渡宋朝茶者羅漢洞初番天台井

〔268〕又一建溪 秋萌浮梁之小葉此等者為漢朝四箇之本所

又一建溪 秋萌浮梁小葉是者為漢朝四所之本味

《七三ウ》

〔269〕故引慈雲於西極霑法雨於東岳不委子細期二面拜

《二三ウ》

〔270〕又一建溪之秋萌浮梁之小葉此等者為漢朝四箇之本所

〔271〕又一建溪之秋萌浮梁之小葉此等者為漢朝四箇之本所

〔272〕又一建溪之秋萌浮梁之小葉此等者為漢朝四箇之本所

〔273〕然間亂容十種茶四種十返三種四服

〔274〕然間亂容十種茶四種十返三種四服

〔275〕源氏茶对合客六色茶系圖茶四季三種之釣茶

〔276〕源氏茶对合客六色茶系圖茶四季三種之釣茶

〔277〕源氏茶对合客六色茶系圖茶四季三種之釣茶

《二四才》

〔278〕山墮按排無據新古打攢合不合山里本兆儀勢

〔279〕山墮按排無據新古打攢合不合山里本兆儀勢

〔280〕山墮按排無據新古打攢合不合山里本兆儀勢

〔281〕山墮按排無據新古打攢合不合山里本兆儀勢

〔282〕茶搗遠近葉之大小壺善惡青火拵

〔283〕茶搗遠近葉之大小壺善惡青火拵

〔284〕茶搗遠近葉之大小壺善惡青火拵

〔285〕なし

〔286〕若又珍敷御茶出来候者令隨身可給候恐々謹言

〔287〕若又珍敷御茶出来候者令隨身可給候恐々謹言

〔288〕若又珍敷御茶出来候者令隨身可給候恐々謹言

〔289〕若又珍敷御茶出来候者令隨身可給候恐々謹言

〔290〕若又珍敷御茶出来候者令隨身可給候恐々謹言

《二四ウ》

〔291〕芳札之旨具以承候

〔292〕芳札之旨具以承候

〔293〕久不致二面拜一候之間不審之處御音信為悅無極候

〔294〕久不致二面拜一候之間不審之處御音信為悅無極候

《二五才》

〔295〕抑茶之御会浦山敷奉思候

〔296〕然者山谷生者其地神靈也人倫摘之服者其命長云云

〔297〕然者山谷生者其地神靈也人倫摘之服者其命長云云

〔298〕然者山谷生者其地神靈也人倫摘之服者其命長云云

故引慈雲於西極灑法雨於東岳不委子細併期二面拜

又一建溪秋萌浮梁小葉是者為漢朝四所之本味

又一建溪秋萌浮梁小葉是者為漢朝四所之本味

又一建溪秋萌浮梁小葉是者為漢朝四所之本味

然間亂容十種茶直合对引合四種十返二種四服

然間亂容十種茶直合对引合四種十返二種四服

源氏茶六色茶四季三種釣茶

源氏茶六色茶四季三種釣茶

源氏茶六色茶四季三種釣茶

山墮按排無雜古打攢合不合山里本非儀勢

山墮按排無雜古打攢合不合山里本非儀勢

山墮按排無雜古打攢合不合山里本非儀勢

山墮按排無雜古打攢合不合山里本非儀勢

茶搗遠近葉大小壺善惡青火認

茶搗遠近葉大小壺善惡青火認

茶搗遠近葉大小壺善惡青火認

雖御指合相構可有二入御一候

若又珍御茶御所持候者令隨身給上候諸事期二面拜謹言

若又珍御茶御所持候者令隨身給上候諸事期二面拜謹言

若又珍御茶御所持候者令隨身給上候諸事期二面拜謹言

若又珍御茶御所持候者令隨身給上候諸事期二面拜謹言

若又珍御茶御所持候者令隨身給上候諸事期二面拜謹言

貴札之旨具以承候畢

貴札之旨具以承候畢

久不啓二案内不審之處御音信返々悦入候

久不啓二案内不審之處御音信返々悦入候

久不啓二案内不審之處御音信返々悦入候

抑茶御会浦山敷奉思候

然者山谷生之其地神靈也人倫摘之其人長命也云々

然者山谷生之其地神靈也人倫摘之其人長命也云々

然者山谷生之其地神靈也人倫摘之其人長命也云々

然者山谷生之其地神靈也人倫摘之其人長命也云々

〔299〕夫茶者源起自仙家漸流出我朝一萬飲之祖百葉之宗也
〔300〕夫茶者源起自仙家漸流出我朝一萬飲之祖百葉之宗也
〔301〕夫茶者源起自仙家漸流出我朝一萬飲之祖百葉之宗也
〔302〕夫茶者源起自仙家漸流出我朝一萬飲之祖百葉之宗也
〔303〕夫茶者源起自仙家漸流出我朝一萬飲之祖百葉之宗也

《二五ウ》

〔304〕啜之更添聰敏玉川七院已作清風之氣一坡山之三盃
〔305〕啜之更添聰敏玉川七院已作清風之氣一坡山之三盃
〔306〕啜之更添聰敏玉川七院已作清風之氣一坡山之三盃
〔307〕爰以蘇摩童子經云諸仏加護德五藏調和煩惱自在
〔308〕爰以蘇摩童子經云諸仏加護德五藏調和煩惱自在
〔309〕爰以蘇摩童子經云諸仏加護德五藏調和煩惱自在
〔310〕爰以蘇摩童子經云諸仏加護德五藏調和煩惱自在

《二六才》

〔311〕息災延命天魔隨心諸天加護臨終不乱等各說十種之德
〔312〕息災延命天魔隨心諸天加護臨終不乱等各說十種之德
《二六ウ》

〔313〕先哲猶如此後生何不賞哉

〔314〕又所承之愚茶者深瀨小島天狗谷

〔315〕又所承之愚茶者深瀨小島天狗谷

〔316〕又所承之愚茶者深瀨小島天狗谷

〔317〕一瀨外畑岩伝門不見之茶等

〔318〕依為御大事随分上品之青香冬瓜遠山玉壺所納茶悉奉之

〔319〕依為御大事随分上品之青香冬瓜遠山玉壺所納茶悉奉之

《七二ウ》

〔320〕是以名無翼而能飛道無根而能固云々

《二六ウ》

〔321〕依為御大事随分上品之青香冬瓜遠山玉壺所納茶悉奉之

《二七才》

〔322〕御批判之後可披本名者也心事期二面拜之時候恐々謹言

〔323〕御批判之後可披本名者也心事期二面拜之時候恐々謹言

《五八ウ》

〔324〕王臣之政何事不構天心能察之

〔325〕行其政則風雨順時万物成熱

〔326〕行其政則風雨順時万物成熱

夫茶者源起自仙家流至于我朝一萬飲之祖百葉之宗也
夫茶者源起自仙家流至于我朝一萬飲之祖百葉之宗也
夫茶者源起自仙家流至于我朝一萬飲之祖百葉之宗也
夫茶者源起自仙家流至于我朝一萬飲之祖百葉之宗也
夫茶者源起自仙家流至于我朝一萬飲之祖百葉之宗也

啜之更添聰敏玉州七院已作清風之氣一坡山之三盃
啜之更添聰敏玉州七院已作清風之氣一坡山之三盃
啜之更添聰敏玉州七院已作清風之氣一坡山之三盃
爰以蘇摩童子經云諸神加護五藏調和煩惱自在
爰以蘇摩童子經云諸神加護五藏調和煩惱自在
爰以蘇摩童子經云諸神加護五藏調和煩惱自在
爰以蘇摩童子經云諸神加護五藏調和煩惱自在

息災延命天魔隨身諸天加護臨終不乱等各說十種之德
息災延命天魔隨身諸天加護臨終不乱等各說十種之德

先哲猶如此後生何不賞哉

兼又所承愚茶深瀨小島天狗谷

兼又所承愚茶深瀨小島天狗谷

兼又所承愚茶深瀨小島天狗谷

一瀨外畑岩伝門不見之茶等

依御大事随分上品青香冬瓜遠山玉壺所納茶悉奉之

依御大事随分上品青香冬瓜遠山玉壺所納茶悉奉之

以名無翼而飛道無根而固

依御大事随分上品青香冬瓜遠山玉壺所納茶悉奉之

御批判之後可披開本銘也每事期二後信一候謹言

御批判之後可披開本銘也每事期二後信一候謹言

王臣之政何事不構天心能察之

改其政時風雨順時万物成熱

改其政時風雨順時万物成熱

《五九才》

- 【327】羽音 乱時者則每レ人知レ可レ有レ危
- 【328】羽音乱時者則每レ人知レ可レ有レ危
- 【329】勸三聖人所為レ須直三愚慮曲事一也
- 【330】勸三聖人所為レ須直三愚慮曲事一也
- 【331】勸三聖人所為レ須直三愚慮曲事一也
- 【332】勸三聖人所為レ須直三愚慮曲事一也

《二七才》

- 【333】御批判之後可レ披三本名一者也心事期三面拜之時一候恐々謹言
- 【334】御批判之後可レ披三本名一者也心事期三面拜之時一候恐々謹言
- 【335】卯月十一日 法眼

《二七ウ》

- 【336】謹上東大寺中納言僧都御坊
- 【337】御見參之後久不レ啓三案内一鬱念無レ極候
- 【338】御見參之後久不レ啓三案内一鬱念無レ極候
- 【339】御見參之後久不レ啓三案内一鬱念無レ極候
- 【340】御見參之後久不レ啓三案内一鬱念無レ極候
- 【341】縱雖下重レ山隔上レ海思三藥石之前言一何忘三魚水之旧契一哉
- 【342】縱雖下重レ山隔上レ海思三藥石之前言一何忘三魚水之旧契一哉
- 【343】縱雖下重レ山隔上レ海思三藥石之前言一何忘三魚水之旧契一哉
- 【344】抑礼三拜仏神一 法者焼香散花為レ先

《二八才》

- 【345】聊欲レ行三少仏事一
- 【346】然間七山之内建長寺円覚寺寿福寺建仁
- 【347】然間七山之内建長寺円覚寺寿福寺建仁
- 【348】然間七山之内建長寺円覚寺寿福寺建仁
- 【349】然間七山之内建長寺円覚寺寿福寺建仁
- 【350】東福南禅浄智寺等之長老
- 【351】東福南禅浄智寺等之長老
- 【352】東福南禅浄智寺等之長老
- 【353】並頭首方者前堂後堂兩首座書記藏主知客浴主殿主浄頭知事方都官都聞都寺監寺副寺維那直歲典座是等兩班也此外塔主堂主又侍者分者焼香書狀請客湯菜衣鉢侍者聖僧侍者沙弥喝食行人工等可二供養一候將又仏殿僧堂庫裏法堂方丈山門総門照堂塔頭書院眠藏廊下

《二九才》

- 羽音乱時則每レ人知レ可レ有レ危
- 羽音乱時 則每レ人知レ可レ有レ危
- 可レ勸三正人之所為レ須直三愚慮之曲事一也
- 可レ勸三正人之所為レ須直三愚慮之曲事一也
- 可レ勸三正人之所為レ須直三愚慮之曲事一也
- 可レ勸三正人之所為レ須直三愚慮之曲事一也

- 御批判之後可レ披三本銘一也每事期三後信一候謹言
- 御批判之後可レ披三本銘一也每事期三後信一候謹言
- 卯月十二日 法眼

《二七ウ》

- 謹上東大寺中納言僧都御坊
- 見參之後久不レ申三案内一何事候哉鬱念無レ極
- 見參之後久不レ申三案内一何事候哉鬱念無レ極
- 見參之後久不レ申三案内一何事候哉鬱念無レ極
- 見參之後久不レ申三案内一何事候哉鬱念無レ極
- 雖三重レ山隔上レ海思三藥石之前言一者何忘三魚水之旧契一哉
- 雖三重レ山隔上レ海思三藥石之前言一者何忘三魚水之旧契一哉
- 雖三重レ山隔上レ海思三藥石之前言一者何忘三魚水之旧契一哉
- 抑礼三拜仏神之法者焼香散花為レ先

《二八才》

- 聊可レ行三小仏事一
- 然間七山之内建長寺円覚寺寿福寺建仁寺
- 然間七山之内建長寺円覚寺寿福寺建仁寺
- 然間七山之内建長寺円覚寺寿福寺建仁寺
- 然間七山之内建長寺円覚寺寿福寺建仁寺
- 東福南禅浄智寺等之長老
- 東福南禅浄智寺等之長老
- 東福南禅浄智寺等之長老
- 並首座書記藏主侍者都寺監寺副寺典座維那直歲浄頭殿主堂主知客沙弥喝食行人工等可二供養一候仏殿僧堂庫裏法堂將又照堂塔頭山門方丈廊下庫裏眠藏

《二九才》

〔354〕 將又仏殿僧堂庫裏法堂方丈山門總門照堂塔頭書院眠藏廊下
〔355〕 將又仏殿僧堂庫裏法堂方丈山門總門照堂塔頭書院眠藏廊下
〔356〕 妓樂者讚談仏法之功德大会莊嚴之相也
〔357〕 東司後架之掃除之次第

〔二九ウ〕

〔358〕 猶又囉齋行脚僧陪堂法眷相伴相看之僧旦過來集候
〔359〕 猶又囉齋行脚僧陪堂法眷相伴相看之僧旦過來集候
〔360〕 猶又囉齋行脚僧陪堂法眷相伴相看之僧旦過來集候
〔361〕 猶又囉齋行脚僧陪堂法眷相伴相看之僧旦過來集候
〔362〕 猶又囉齋行脚僧陪堂法眷相伴相看之僧旦過來集候
〔363〕 猶又囉齋行脚僧陪堂法眷相伴相看之僧旦過來集候
〔364〕 猶又囉齋行脚僧陪堂法眷相伴相看之僧旦過來集候
〔365〕 兼又点心之樣委細示給候者喜悅之至候
〔366〕 兼又点心之樣委細示給候者喜悅之至候
〔367〕 兼又点心之樣委細示給候者喜悅之至候
〔368〕 兼又点心之樣委細示給候者喜悅之至候

〔三〇オ〕

〔369〕 每事期三面拜之時一候恐惶謹言
〔370〕 每事期三面拜之時一候恐惶謹言
〔371〕 謹上日野少納言僧都御坊
〔372〕 謹上日野少納言僧都御坊
〔373〕 謹上日野少納言僧都御坊
〔374〕 而今披二恩札一明万鬱一抑御仏事之經營御物恩奉レ察候
〔375〕 而今披二恩札一明万鬱一抑御仏事之經營御物恩奉レ察候
〔376〕 而今披二恩札一明万鬱一抑御仏事之經營御物恩奉レ察候
〔377〕 而今披二恩札一明万鬱一抑御仏事之經營御物恩奉レ察候
〔378〕 而今披二恩札一明万鬱一抑御仏事之經營御物恩奉レ察候
〔三七ウ〕 是以名無レ翼而能飛道無レ根而能固云々

〔三〇オ〕

〔380〕 而今披二恩札一明万鬱一抑御仏事之經營御物恩奉レ察候
〔三〇ウ〕

〔381〕 僧侶招請之時可有二茶湯之法一先湯次茶喫茶点心已前
〔382〕 僧侶招請之時可有二茶湯之法一先湯次茶喫茶点心已前
〔383〕 僧侶招請之時可有二茶湯之法一先湯次茶喫茶点心已前

又仏殿僧堂法堂照堂塔頭山門方丈廊下庫裏眠藏
又仏殿僧堂法堂照堂塔頭山門方丈廊下庫裏眠藏
又仏殿僧堂法堂照堂塔頭山門方丈廊下庫裏眠藏
又仏殿僧堂法堂照堂塔頭山門方丈廊下庫裏眠藏
東司後架之掃除 次第

此外不掛塔邏齋行脚暫到法眷之僧号二相伴相看一多付二旦過一來集
此外不掛塔邏齋行脚暫到法眷之僧号二相伴相看一多付二旦過一來集
此外不掛塔邏齋行脚暫到法眷之僧号二相伴相看一多付二旦過一來集
此外不掛塔邏齋行脚暫到法眷之僧号二相伴相看一多付二旦過一來集
此外不掛塔邏齋行脚暫到法眷之僧号二相伴相看一多付二旦過一來集
此外不掛塔邏齋行脚暫到法眷之僧号二相伴相看一多付二旦過一來集
此外不掛塔邏齋行脚暫到法眷之僧号二相伴相看一多付二旦過一來集
兼又点心樣委注承候者可レ為二恐悅一候
兼又点心樣委注承候者可レ為二恐悅一候
兼又点心樣委注承候者可レ為二恐悅一候
兼又点心樣委注承候者可レ為二恐悅一候

心事期二参会一不宜謹言
心事期二参会一不宜謹言
謹上日野中納言大僧都御坊
謹上日野中納言大僧都御坊
謹上日野中納言大僧都御坊
然今得二恩問一日来不番只今散畢抑御仏事經營之御物念奉二察思一候
然今得二恩問一日来不番只今散畢抑御仏事經營之御物念奉二察思一候
然今得二恩問一日来不番只今散畢抑御仏事經營之御物念奉二察思一候
然今得二恩問一日来不番只今散畢抑御仏事經營之御物念奉二察思一候
然今得二恩問一日来不番只今散畢抑御仏事經營之御物念奉二察思一候
然今得二恩問一日来不番只今散畢抑御仏事經營之御物念奉二察思一候
以名無レ翼而飛道無レ根而一固

然今得二恩問一日来不番只今散畢抑御仏事經營之御物念奉二察思一候
僧侶嘔請之時先可有二茶湯之法一茶者喫茶湯者葉湯也
僧侶嘔請之時先可有二茶湯之法一茶者喫茶湯者葉湯也
僧侶嘔請之時先可有二茶湯之法一茶者喫茶湯者葉湯也
僧侶嘔請之時先可有二茶湯之法一茶者喫茶湯者葉湯也

【384】兼又點心者夏者水織冬者温槽
【385】兼又點心者夏者水織冬者温槽
【386】兼又點心者夏者水織冬者温槽

《三一才》

【387】此外白魚羹糟鷄羹臘腸

【388】龜羹羊羹猪羹蠔羹羊羹卷餅水团五味粥索麵餛飩饅頭兔耳羹

小鳥羹納短麵等也

《三一ウ》

【389】茶子者麩指物零余子串指筍干生栗干松茸豆腐上物

【390】茶子者麩指物零余子串指筍干生栗干松茸豆腐上物

【391】是以名無翼而能飛道無根而能固云々

【392】油煎和布青苔出雲苔煎昆布紫苔海雲甘苔菊地苔

【393】油煎和布青苔出雲苔煎昆布紫苔海雲甘苔菊地苔

【394】油煎和布青苔出雲苔煎昆布紫苔海雲甘苔菊地苔

《三一オ》

【395】大豆牛房梳物菓子者柑子橘椎柘榴枇杷桃杏梅

【396】大豆牛房梳物菓子者柑子橘椎柘榴枇杷桃杏梅

【397】大豆牛房梳物菓子者柑子橘椎柘榴枇杷桃杏梅

【398】串柿楊梅梨柚柑胡椒檳榔棗栳干棗等也

【399】串柿楊梅梨柚柑胡椒檳榔棗栳干棗等也

【400】串柿楊梅梨柚柑胡椒檳榔棗栳干棗等也

【401】串柿楊梅梨柚柑胡椒檳榔棗栳干棗等也

【402】雖レ然可レ為レ本二美飯一也諸事有二紙面一恐惶謹言

【403】雖レ然可レ為レ本二美飯一也諸事有二紙面一恐惶謹言

【404】雖レ然可レ為レ本二美飯一也諸事有二紙面一恐惶謹言

《三一ウ》

【405】進上勸修寺大藏法橋御房

【406】進上勸修寺大藏法橋御房

【407】久不レ致二面拜一積憂之至欲二參申一猶貴殿如何

【408】久不レ致二面拜一積憂之至欲二參申一猶貴殿如何

【409】久不レ致二面拜一積憂之至欲二參申一猶貴殿如何

【410】抑住山之間余吟然之遊戲為レ宗

【411】抑住山之間余吟然之遊戲為レ宗

《三三才》

【412】然者改年初月遊宴毬打鬪的手増之困甚乱困甚將某

點心事夏者水織冬者温槽
點心事夏者水織冬者温槽
點心事夏者水織冬者温槽

此外白魚羹糟鷄羹臘腸

卷餅水团五味粥索麵餛飩饅頭龜羹猪羹細短麵羊羹蠔羹烏龜茄等也

小鳥羹納短麵等也

《三一ウ》

茶子者麩差物零余子串柿筍干生栗干松茸豆腐上物

茶子者麩差物零余子串柿筍干生栗干松茸豆腐上物

以名無翼而飛道無根而固

油煎伽陀布和布青苔出雲苔炙昆布紫苔菊地苔

油煎伽陀布和布青苔出雲苔炙昆布紫苔菊地苔

油煎伽陀布和布青苔出雲苔炙昆布紫苔菊地苔

大豆牛房削物菓子者柑子橘椎柘榴枇杷桃杏

大豆牛房削物菓子者柑子橘椎柘榴枇杷桃杏

大豆牛房削物菓子者柑子橘椎柘榴枇杷桃杏

串柿林檎楊梅檳榔梨子胡椒檳榔棗栳干棗等也

串柿林檎楊梅檳榔梨子胡椒檳榔棗栳干棗等也

串柿林檎楊梅檳榔梨子胡椒檳榔棗栳干棗等也

串柿林檎楊梅檳榔梨子胡椒檳榔棗栳干棗等也

雖レ然以二美飯一為レ本諸事期二对面一誠恐謹言

雖レ然以二美飯一為レ本諸事期二对面一誠恐謹言

雖レ然以二美飯一為レ本諸事期二对面一誠恐謹言

謹上勸修寺大藏法橋御房

謹上勸修寺大藏法橋御房

久不レ面拜一積憂之至申猶有レ余貴殿如何

久不レ面拜一積憂之至申猶有レ余貴殿如何

久不レ面拜一積憂之至申猶有レ余貴殿如何

久不レ面拜一積憂之至申猶有レ余貴殿如何

抑住山之間冷然之余遊戲為レ宗

抑住山之間冷然之余遊戲為レ宗

然初月遊者毬打羽莖鬪的手増困甚乱困甚將某

《三五ウ》

- 〔443〕 抑種々御遊之条返々浦山敷奉レ思候
- 〔444〕 抑種々御遊之条返々浦山敷奉レ思候
- 〔445〕 抑種々御遊之条返々浦山敷奉レ思候
- 〔446〕 如何様此間企ニ推參ニ可ニ申承ニ之由朝暮有増令レ存候
- 〔447〕 如何様此間企ニ推參ニ可ニ申承ニ之由朝暮有増令レ存候
- 〔448〕 如何様此間企ニ推參ニ可ニ申承ニ之由朝暮有増令レ存候
- 〔449〕 夫以詩哥風月者月卿雲客之態聯句連調者都鄙之玩也
- 〔450〕 夫以詩哥風月者月卿雲客之態聯句連調者都鄙之玩也
- 〔451〕 夫以詩哥風月者月卿雲客之態聯句連調者都鄙之玩也

《三六ウ》

- 〔452〕 白拍子 狂言音曲乱拍子曲舞歌物催ニ酒宴之一興
- 〔453〕 白拍子 狂言音曲乱拍子曲舞歌物催ニ酒宴之一興
- 〔454〕 白拍子 狂言音曲乱拍子曲舞歌物催ニ酒宴之一興
- 〔455〕 白拍子 狂言音曲乱拍子曲舞歌物催ニ酒宴之一興
- 〔456〕 蹴鞠管絃楊弓雀小弓等者自世上ニ之風体也
- 〔457〕 蹴鞠管絃楊弓雀小弓等者自世上ニ之風体也
- 〔458〕 蹴鞠管絃楊弓雀小弓等者自世上ニ之風体也

《三六ウ》

- 〔459〕 犬笠懸兵法 非ニ箕裘之家ニ不レ可レ好レ之者歟
- 〔460〕 犬笠懸兵法 非ニ箕裘之家ニ不レ可レ好レ之者歟
- 〔461〕 犬笠懸兵法 非ニ箕裘之家ニ不レ可レ好レ之者歟
- 〔462〕 騎馬細工料理庖丁者男芸能之隨一也
- 〔463〕 双六博奕貧欲之者必盜人之基也堅可ニ禁制者一也
- 〔464〕 双六博奕貧欲之者必盜人之基也堅可ニ禁制者一也
- 〔465〕 双六博奕貧欲之者必盜人之基也堅可ニ禁制者一也
- 〔466〕 双六博奕貧欲之者必盜人之基也堅可ニ禁制者一也

《三七ウ》

- 〔467〕 定老後悔無レ限不レ如令ニ懈怠ニ雖下不レ少ニ心懷一候上短志不具謹言
 - 〔468〕 謹上東大寺阿闍梨御坊
 - 〔469〕 謹上東大寺阿闍梨御坊
- 《三七ウ》
- 〔470〕 細々企ニ參入ニ可ニ申承ニ之由相存候処
 - 〔471〕 細々企ニ參入ニ可ニ申承ニ之由相存候処
 - 〔472〕 細々企ニ參入ニ可ニ申承ニ之由相存候処

抑 御遊覽之条返々浦山敷奉レ思

抑御遊覽之条返々浦山敷奉レ思

抑御遊覽之条返々浦山敷奉レ思

如何様此間企ニ推參ニ可ニ申承ニ之由荒猿仕候

如何様此間企ニ推參ニ可ニ申承ニ之由荒猿仕候

何様此間企ニ推參ニ可ニ申承ニ之由荒猿仕候

夫 詩哥風月者月卿雲客之態聯句連歌者都鄙之玩

夫 詩哥風月者月卿雲客之態聯句連歌者都鄙之玩

夫 詩哥風月者月卿雲客之態聯句連歌者都鄙之玩

白拍子者狂言之音曲乱拍子曲舞歌物者催ニ酒宴之一興

白拍子者狂言之音曲乱拍子曲舞歌物者催ニ酒宴之一興

白拍子者狂言之音曲乱拍子曲舞歌物者催ニ酒宴之一興

白拍子者狂言之音曲乱拍子曲舞歌物者催ニ酒宴之一興

蹴鞠管絃楊弓小弓者自世上ニ之風体也

蹴鞠管絃楊弓小弓者自世上ニ之風体也

蹴鞠管絃楊弓小弓者自世上ニ之風体也

騎馬細工料理庖丁者男芸能之隨一也

騎馬細工料理庖丁者男芸能之隨一也

騎馬細工料理庖丁者男芸能之隨一也

騎馬細工料理庖丁者男芸能之隨一也

又双六博奕者盜人之基也相構可レ禁レ之

又双六博奕者盜人之基也相構可レ禁レ之

又双六博奕者盜人之基也相構可レ禁レ之

又双六博奕者盜人之基也相構可レ禁レ之

又双六博奕者盜人之基也相構可レ禁レ之

又双六博奕者盜人之基也相構可レ禁レ之

定可レ有ニ後悔為レ述ニ心懷一且上ニ短志一諸事不具謹言

謹上東大寺師得業御房

謹上東大寺師得業御房

謹上東大寺師得業御房

細々企ニ參上ニ可ニ申入ニ心地相存候之処

細々企ニ參上ニ可ニ申入ニ心地相存候之処

細々企ニ參上ニ可ニ申入ニ心地相存候之処

細々企ニ參上ニ可ニ申入ニ心地相存候之処

〔473〕自然之懈怠殊無二本意二次第也

〔474〕抑レ礼二拜二仏二神二法二者二燒二香二散二花二為レ先

〔475〕近代甲乙之僧俗所レ玩二名二香二令二秘二計一

〔476〕近代甲乙之僧俗所レ玩二名二香二令二秘二計一

〔三八才〕

〔477〕可レ遂二勝負一由小生之所望候

〔478〕可レ遂二勝負一由小生之所望候

〔479〕仍御香一燒レ可レ蒙二御恩一候哉

〔480〕相構二而二無二相違一者レ可レ為二恐悅一候

〔481〕如二此事一依レ無二内外一自由之申狀雖二恐入候一

〔三八ウ〕

〔482〕不レ顧二無心一所二申入一也

〔483〕若又及二欠一如二候者一可レ為二生涯一之恥辱一候

〔484〕若又及二欠一如二候者一可レ為二生涯一之恥辱一候

〔485〕新渡之名香一同一焚レ被二恩加一者レ畏入候二每事期二參拜一之次一

〔486〕新渡之名香一同一焚レ被二恩加一者レ畏入候二每事期二參拜一之次一

〔487〕新渡之名香一同一焚レ被二恩加一者レ畏入候二每事期二參拜一之次一

〔488〕重車レ隨レ油レ走レ路レ無心レ鉄木レ猶如レ斯レ矧レ於二人倫一哉

〔489〕新渡之名香一同一焚レ被二恩加一者レ畏入候二每事期二參拜一之次一

〔490〕新渡之名香一同一焚レ被二恩加一者レ畏入候二每事期二參拜一之次一

〔491〕新渡之名香一同一焚レ被二恩加一者レ畏入候二每事期二參拜一之次一

〔三九才〕

〔492〕七月十三日 大藏卿

〔493〕謹言二聖護院大納言一内二供御房一

〔494〕久不レ及二面一拜レ鬱望二之二処一只二今二預二恩札一日二來一之不二審忽一以二散畢一

〔495〕久不レ及二面一拜レ鬱望二之二処一只二今二預二恩札一日二來一之不二審忽一以二散畢一

〔496〕久不レ及二面一拜レ鬱望二之二処一只二今二預二恩札一日二來一之不二審忽一以二散畢一

〔497〕久不レ及二面一拜レ鬱望二之二処一只二今二預二恩札一日二來一之不二審忽一以二散畢一

〔498〕久不レ及二面一拜レ鬱望二之二処一只二今二預二恩札一日二來一之不二審忽一以二散畢一

〔499〕久不レ及二面一拜レ鬱望二之二処一只二今二預二恩札一日二來一之不二審忽一以二散畢一

〔三九ウ〕

〔500〕伽羅木レ妬レ茄レ藍レ忠レ春レ容レ宇レ治レ鳥レ羽レ山レ陰レ奧レ山レ初レ時レ雨

〔501〕伽羅木レ妬レ茄レ藍レ忠レ春レ容レ宇レ治レ鳥レ羽レ山レ陰レ奧レ山レ初レ時レ雨

〔502〕是以レ名レ無レ翼レ而レ能レ飛レ道レ無レ根レ而レ能レ固レ云々

自然之懈怠殊背二本意二次第也

抑レ礼二拜二仏二神二法二者二燒二香二散二花二為レ先

然者近代甲乙之僧俗所レ玩二名二香二令二秘二計一

然者近代甲乙之僧俗所レ玩二名二香二令二秘二計一

可レ遂二勝負一之由小性達所望候

可レ遂二勝負一之由小性達所望候

仍御香一燒レ可レ蒙二御恩一候哉

相構二々々一而二無二相違一者レ可レ為二恐悅一候

如二此事一依レ無二内外一自由之申狀雖二恐入候一

〔三八ウ〕

不レ顧二無心一所二申入一候也

若又及二欠一如二候者一生涯レ可レ為二恥辱一候

若又及二欠一如二候者一生涯レ可レ為二恥辱一候

又未レ聞二新渡名香一同一燒レ被二恩加一候者レ可レ悅入二候二每事期二參拜一之次一候

又未レ聞二新渡名香一同一燒レ被二恩加一候者レ可レ悅入二候二每事期二參拜一之次一候

又未レ聞二新渡名香一同一燒レ被二恩加一候者レ可レ悅入二候二每事期二參拜一之次一候

又未レ聞二新渡名香一同一燒レ被二恩加一候者レ可レ悅入二候二每事期二參拜一之次一候

又未レ聞二新渡名香一同一燒レ被二恩加一候者レ可レ悅入二候二每事期二參拜一之次一候

又未レ聞二新渡名香一同一燒レ被二恩加一候者レ可レ悅入二候二每事期二參拜一之次一候

〔三九才〕

七月十三日 供達

謹言二聖護院大納言一内二供御房一

久不レ及二面一謁レ鬱望二候二之二処一只二今二恩札一給二日二來一不二審忽一以二散了一

久不レ及二面一謁レ鬱望二候二之二処一只二今二恩札一給二日二來一不二審忽一以二散了一

久不レ及二面一謁レ鬱望二候二之二処一只二今二恩札一給二日二來一不二審忽一以二散了一

久不レ及二面一謁レ鬱望二候二之二処一只二今二恩札一給二日二來一不二審忽一以二散了一

久不レ及二面一謁レ鬱望二候二之二処一只二今二恩札一給二日二來一不二審忽一以二散了一

伽羅木レ妬レ茄レ藍レ宇レ治レ鳥レ羽レ山レ陰レ奧レ山レ初レ時レ雨

伽羅木レ妬レ茄レ藍レ宇レ治レ鳥レ羽レ山レ陰レ奧レ山レ初レ時レ雨

以レ名レ無レ翼レ而レ能レ飛レ道レ無レ根レ而レ能レ固レ

葉山深山松風富士峯切利羅漢木橘花 擲花伊勢海疎竹

《四〇才》

- 504 寒草老梅梅花 梯薰遠水蓼花山蓼絲薄野菊山鞠
- 505 寒草老梅梅花 梯薰遠水蓼花山蓼絲薄野菊山鞠
- 506 寒草老梅梅花 梯薰遠水蓼花 山蓼絲薄野菊山鞠
- 507 寒草老梅梅花 梯薰遠水蓼花山蓼 絲薄野菊山鞠
- 508 朝霞薄霧薄雲武藏野異皮茶苑合香龍涎白檀
- 509 朝霞薄霧薄雲武藏野異皮茶苑合香龍涎白檀
- 510 薰陸香八煎紫雲 等乏少之至雖下不少其憚一候上獻レ之
- 511 薰陸香八煎紫雲等之少之至雖下不少其憚一候上獻レ之
- 512 薰陸香八煎紫雲等之少之至雖下不少其憚一候上獻レ之

《四〇ウ》

- 513 将又新渡 名香者未レ聞ニ其名一
- 514 将又新渡 名香者未レ聞ニ其名一
- 515 将又新渡 名香者未レ聞ニ其名一
- 516 相三尋故実之仁一自レ是委可レ申候不具謹言
- 517 相三尋故実之仁一自レ是委可レ申候不具謹言
- 518 相三尋故実之仁一自レ是委可レ申候不具謹言
- 519 七月十五日 内供
- 520 謹言青蓮院大藏卿御房
- 521 謹言青蓮院大藏卿御房

《四一才》

- 522 抑聞レ昔見レ今揚ニ名於一天一顯ニ德於四方一無レ過ニ筆跡一能書一
- 《四一ウ》
- 523 然 問同宿等自ニ此間ニ可レ始ニ手習一由申候
- 524 然 問同宿等自ニ此間ニ可レ始ニ手習一由申候
- 525 然 問同宿等自ニ此間ニ可レ始ニ手習一由申候
- 526 就レ其手本者用ニ何人筆跡一
- 527 不審々々又家々習入木法所々額文字御願寺碑文
- 528 不審々々又家々習入木 法所々額文字御願寺碑文
- 529 不審々々又家々習入木法所々額文字御願寺碑文
- 530 不審々々又家々習入木法所々額文字御願寺碑文

《四二才》

- 531 異国 返牒御表卷物諸人願文貴所屏風障子色紙形
- 532 異国 返牒御表卷物諸人願文貴所屏風障子色紙形
- 533 異国 返牒御表卷物諸人願文貴所屏風障子色紙形

- 寒草老梅梅花竹花 薰遠水蓼花蓼檀山蓼河蓼梯絲薄野菊山鞠
- 寒草老梅梅花竹花 薰遠水蓼花蓼檀山蓼河蓼梯絲薄野菊山鞠
- 寒草老梅梅花竹花 薰遠水蓼花蓼檀山蓼河蓼梯絲薄野菊山鞠
- 寒草老梅梅花竹花 薰遠水蓼花蓼檀山蓼河蓼梯絲薄野菊山鞠
- 朝霞薄霧薄雲武藏野異皮茶苑合香龍涎白檀
- 朝霞薄霧薄雲武藏野異皮茶苑合香龍涎白檀
- 薰陸香八煎紫雲煎香等之少之至其恐雖下不少候上奉レ之
- 薰陸香八煎紫雲煎香等之少之至其恐雖下不少候上奉レ之
- 薰陸香八煎紫雲煎香等之少之至其恐雖下不少候上奉レ之

- 将又新渡 之名香未レ聞ニ其名一候
- 将又新渡 之名香未レ聞ニ其名一候
- 将又新渡 之名香未レ聞ニ其名一候
- 相三尋故実之仁一自レ是 可ニ申入一候恐々謹言
- 相三尋故実之仁一自レ是 可ニ申入一候恐々謹言
- 相三尋故実之仁一自レ是 可ニ申入一候恐々謹言
- 七月十三日 内供
- 謹言青蓮院大藏卿殿
- 謹言青蓮院大藏卿殿

抑聞レ昔見レ今揚ニ名於一天一顯ニ德於四方一無レ過ニ筆跡一能書一

- 然之間同宿等自ニ此間ニ可レ始ニ手習一之由令レ申候
- 然之間同宿等自ニ此間ニ可レ始ニ手習一之由令レ申候
- 然之間同宿等自ニ此間ニ可レ始ニ手習一之由令レ申候
- 付レ其手本者用ニ何人筆跡一
- 不審候又家々習入木之法所々額文字御願寺之扉文
- 不審候又家々習入木之法所々額文字御願寺之扉文
- 不審候又家々習入木之法所々額文字御願寺之扉文
- 不審候又家々習入木之法所々額文字御願寺之扉文

- 異国之返牒御表官物諸人之願文貴所之屏風障子色紙形
- 異国之返牒御表官物諸人之願文貴所之屏風障子色紙形
- 異国之返牒御表官物諸人之願文貴所之屏風障子色紙形

〔534〕異国返牒御表卷物諸人願文貴所 屏風障子色紙形

〔535〕團扇番帳戒牒哥合懷紙等雖二非器候

〔536〕團扇番帳戒牒哥合懷紙等雖二非器候

〔537〕團扇番帳戒牒哥合懷紙等雖二非器候

〔538〕如レ形 欲レ令三存知三其法一聊示給者可三喜入一候

〔539〕如レ形 欲レ令三存知三其法一聊示給者可三喜入一候

〔540〕如レ形 欲レ令三存知三其法一聊示給者可三喜入一候

〔541〕長紙短筆具以難レ載レ之恐惶謹言

〔542〕八月十三日 某

〔543〕然者請僧之御布施各八丈一疋砂金一裏導師之引出物 龍蹄一疋

〔544〕然者請僧之御布施各八丈一疋砂金一裏導師之引出物 龍蹄一疋

〔545〕然者玉章蓮レ行花筆写レ文蒼頡一尋二鳥跡一文字一以来

〔546〕梵字者通三二国一漢字者兼二和漢一仮名者限二我朝一

〔547〕雖レ多二能書一漢朝之六義懸針垂露廻鸞魚鱗虎爪六様写

〔548〕雖レ多二能書一漢朝之六義懸針垂露廻鸞魚鱗虎爪六様写

〔549〕雖レ多二能書一漢朝之六義懸針垂露廻鸞魚鱗虎爪六様写

〔550〕雖レ多二能書一漢朝之六義懸針垂露廻鸞魚鱗虎爪六様写

〔551〕雖レ多二能書一漢朝之六義懸針垂露廻鸞魚鱗虎爪六様写

〔552〕又即之者藤花雲行楊柳枯木四様図

〔553〕又即之者藤花雲行楊柳枯木四様図

〔554〕其外日域聞仁者店曆年中村上天皇御宇木工頭

〔555〕其外日域聞仁者店曆年中村上天皇御宇木工頭小

〔556〕其外日域聞仁者店曆年中村上天皇御宇木工頭

〔557〕然者請僧之御布施各八丈一疋砂金一裏導師之引出物 龍蹄一疋

〔558〕然者請僧之御布施各八丈一疋砂金一裏導師之引出物 龍蹄一疋

〔559〕所謂鳥相蛇形枯立師子尾垂露下藤上雲出雨足雁飛点仁頭

〔560〕所謂鳥相蛇形枯立師子尾垂露下藤上雲出雨足雁飛点仁頭

〔561〕龍走木折点高峰墜石乱草落玉之点月方丈人頭等之点也

〔562〕龍走木折点高峰墜石乱草落玉之点月方丈人頭等之点也

異国之返牒御表官物諸人之願文貴所之屏風障子色紙形

折扇團扇番帳張戒牒哥合懷紙等不番多候之間

折扇團扇番帳張戒牒哥合懷紙等不番多候之間

折扇團扇番帳張戒牒哥合懷紙等不番多候之間

如レ形所レ欲レ令三存三知其法一聊示給候者可三悅入一候長

如レ形所レ欲レ令三存三知其法一聊示給候者可三悅入一候

如レ形所レ欲レ令三存三知其法一聊示給候者可三悅入一候

長紙短筆具以難レ載レ之恐惶謹言

八月十三日 法印

然者請僧之御布施者各八丈一疋砂金一裏宛導師之引出物者龍蹄一疋

然者請僧之御布施者各八丈一疋砂金一裏宛導師之引出物者龍蹄一疋

然者玉章連レ行花筆写レ文蒼頡一尋二鳥跡一文字一以来

梵字者通三二国一漢字者兼二和漢一仮字者限二我朝一

然者雖レ多二能書一漢朝六義者懸針垂露返鸞魚鱗虎爪六様図

然者雖レ多二能書一漢朝六義者懸針垂露返鸞魚鱗虎爪六様図

然者雖レ多二能書一漢朝六義者懸針垂露返鸞魚鱗虎爪六様図

然者雖レ多二能書一漢朝六義者懸針垂露返鸞魚鱗虎爪六様図

又周即者藤花雲行楊柳枯木之四様図

其後日域成レ聞仁者天曆年中村上天皇之御宇木工頭

《七三ウ》

【563】導師之法式者讚嘆六根之次揚二妙經之大意一絲竹者調二呂律一

《四四才》

【564】龍足折点高峰墜石乱草落玉一点月輪方丈人頭等点也

【565】龍足折点高峰墜石乱草落玉点月輪方丈人頭等点也

【566】龍足折点高峰墜石乱草落玉点月輪方丈人頭等点也

《四四ウ》

【567】長和冷泉院之御代正三位兼左兵衛藤原佐理卿者

【568】長和冷泉院之御代正三位兼左兵衛藤原佐理卿者

【569】長和冷泉院之御代正三位兼左兵衛藤原佐理卿者

【570】長和冷泉院之御代正三位兼左兵衛藤原佐理卿者

【571】長和冷泉院之御代正三位兼左兵衛藤原佐理卿者

【572】長和冷泉院之御代正三位兼左兵衛藤原佐理卿者

【573】於二一字一成三五之形図一

【574】於二一字一成三五之形図一

【575】所謂雪中落雁点牛片角折点野口長立之点

【576】所謂雪中落雁点牛片角折点野口長立之点

【577】所謂雪中落雁点牛片角折点野口長立之点

【578】半月雲出之点遠山雲行之点等也

《四五才》

【579】寬仁之朝一条院御宇大納言藤原行成卿者成二十六形図一

【580】寬仁之朝一条院御宇大納言藤原行成卿者成二十六形図一

【581】寬仁之朝一条院御宇大納言藤原行成卿者成二十六形図一

【582】寬仁之朝一条院御宇大納言藤原行成卿者成二十六形図一

《四五ウ》

【583】青草乱絲下登上石散海岸石平嚴立点也

【584】青草乱絲下登上石散海岸石平嚴立点也

【585】青草乱絲下登上石散海岸石平嚴立点也

【586】以レ斯為三師一圖一号二筆法一得レ伝

【587】以レ斯為三師一圖一号二筆法一得レ伝

【588】此外雖レ有代代々之能書家々之口伝一

【589】此外雖レ有代代々之能書家々之口伝一

《四六才》

【590】委不能注万事併期二面謁一候恐惶謹言

【591】委不能注万事併期二面謁一候恐惶謹言

導師法儀式者先讚二嘆六根一 次揚二妙經大意一 絃竹者調二呂律一

龍走木折点高峰墜石乱草落玉之点月方丈人頭等之点也

龍走木折点高峰墜石乱草落玉之点月方丈人頭等之点也

龍走木折点高峰墜石乱草落玉之点月方丈人頭等之点也

長和之比冷泉院御代正三位兼家左兵衛之佐藤原之佐理卿者

長和之比冷泉院御代正三位兼家左兵衛之佐藤原之佐理卿者

長和之比冷泉院御代正三位兼家左兵衛之佐藤原之佐理卿者

長和之比冷泉院御代正三位兼家左兵衛之佐藤原之佐理卿者

長和之比冷泉院御代正三位兼家左兵衛之佐藤原之佐理卿者

長和之比冷泉院御代正三位兼家左兵衛之佐藤原之佐理卿者

長和之比冷泉院御代正三位兼家左兵衛之佐藤原之佐理卿者

於二永一字一成三五形図一

於二永一字一成三五形図一

所謂雪中落雁之点牛行角折之点野口長立之点

所謂雪中落雁之点牛行角折之点野口長立之点

所謂雪中落雁之点牛行角折之点野口長立之点

半月雲出之点遠山雲井之点等也

寬仁之比一条院御時大納言藤原行成者十六形図一

寬仁之比一条院御時大納言藤原行成者十六形図一

寬仁之比一条院御時大納言藤原行成者十六形図一

寬仁之比一条院御時大納言藤原行成者十六形図一

青草乱絲下登上等小石散海岸石平嚴立之点也

青草乱絲下登上等小石散海岸石平嚴立之点也

青草乱絲下登上等小石散海岸石平嚴立之点也

以レ斯為三師之圖一 号二筆法之得伝一

以レ斯為三師之圖一 号二筆法之得伝一

此外雖レ有代代々之能書家々之口伝一

此外雖レ有代代々之能書家々之口伝一

委細不能レ記耳万事期二高面一恐々謹言

委細不能レ記耳万事期二高面一恐々謹言

委細不能レ記耳万事期二高面一恐々謹言

委細不能レ記耳万事期二高面一恐々謹言

〔592〕 委不能注万事併期二面謁一候恐惶謹言
〔593〕 委不能注万事併期二面謁一候恐惶謹言
〔594〕 委不能注万事併期二面謁一候恐惶謹言
〔595〕 委不能注万事併期二面謁一候恐惶謹言
〔596〕 謹上常住院式部法印御房

〔597〕 常欲二申入一候之処
〔598〕 依下無二差事候上久閣レ筆候之条真実失二本意一候
〔599〕 依下無二差事候上久閣レ筆候之条真実失二本意一候
〔600〕 依下無二差事候上久閣レ筆候之条真実失二本意一候

《四六ウ》

〔601〕 其身者雖レ住二他処一|心者侍二君辺一|片時無レ奉レ忘寤寐弥思レ之
〔602〕 其身者雖レ住二他処一|心者侍二君辺一|片時無レ奉レ忘寤寐弥思レ之
〔603〕 其身者雖レ住二他処一|心者侍二君辺一|片時無レ奉レ忘寤寐弥思レ之
〔604〕 其身者雖レ住二他処一|心者侍二君辺一|片時無レ奉レ忘寤寐弥思レ之
〔605〕 其身者雖レ住二他処一|心者侍二君辺一|片時無レ奉レ忘寤寐弥思レ之
〔606〕 諸家形図一筆法口伝甚深而不審惟多
〔607〕 諸家形図一筆法口伝甚深而不審惟多
〔608〕 諸家形図一筆法口伝甚深而不審惟多
〔609〕 諸家形図一筆法口伝甚深而不審惟多

《四七才》

〔610〕 真行草之三体者筆墨之所持書写之故実主君貴人之仰書
〔611〕 真行草之三体者筆墨之所持書写之故実主君貴人之仰書
〔612〕 真行草之三体者筆墨之所持書写之故実主君貴人之仰書
〔613〕 本書消息 体色紙双紙書樣並小湯殿八曲之次第等
〔614〕 本書消息 体色紙双紙書樣並小湯殿八曲之次第等
〔615〕 本書消息 体色紙双紙書樣並小湯殿八曲之次第等
〔616〕 本書消息 体色紙双紙書樣並小湯殿八曲之次第等

《四七ウ》

〔617〕 依二貴殿於憑申一不レ顧二無心一|令三言上一候之条
〔618〕 依二貴殿於憑申一不レ顧二無心一|令三言上一候之条
〔619〕 然者偏令レ施二慈恩一|助二愚慮一|令レ開二迷闇之眉一者
〔620〕 然者偏令レ施二慈恩一|助二愚慮一|令レ開二迷闇之眉一者

《六九才》

〔621〕 爾者此時三賢十地之人士悉為二眷屬一也
〔622〕 爾者此時三賢十地之人士悉為二眷屬一也

委細不能レ記耳万事 期二高面一|恐々謹言
委細不能レ記耳万事 期二高面一|恐々謹言
委細不能レ記耳万事 期二高面一|恐々謹言
委細不能レ記耳万事 期二高面一|恐々謹言
謹上常住院式部法印御坊

雖下欲二細々可レ令レ申之由一候
依レ無二指事一|久閣レ筆候之条真実失二本意一候
依レ無二指事一|久閣レ筆候之条真実失二本意一候
依レ無二指事一|久閣レ筆候之条真実失二本意一候

其身者 住二他所一|心在二君辺一|片時無レ奉レ忘事一|寤寐弥思レ之
其身者 住二他所一|心在二君辺一|片時無レ奉レ忘事一|寤寐弥思レ之
其身者 住二他所一|心在二君辺一|片時無レ奉レ忘事一|寤寐弥思レ之
其身者 住二他所一|心在二君辺一|片時無レ奉レ忘事一|寤寐弥思レ之
其身者 住二他所一|心在二君辺一|片時無レ奉レ忘事一|寤寐弥思レ之
諸家之形図筆跡之口伝甚深之体而不審多レ惟
諸家之形図筆跡之口伝甚深之体而不審多レ惟
諸家之形図筆跡之口伝甚深之体而不審多レ惟
諸家之形図筆跡之口伝甚深之体而不審多レ惟

然者真行草之三体筆墨之所持書写之故実主君貴人仰書
然者真行草之三体筆墨之所持書写之故実主君貴人仰書
然者真行草之三体筆墨之所持書写之故実主君貴人仰書
然者真行草之三体筆墨之所持書写之故実主君貴人仰書
本書消息之体色紙双紙之書樣並小湯殿之八曲次第等
本書消息之体色紙双紙之書樣並小湯殿之八曲次第等
本書消息之体色紙双紙之書樣並小湯殿之八曲次第等
本書消息之体色紙双紙之書樣並小湯殿之八曲次第等

年来貴殿付二憑申一不レ顧二無心一|令三言上一候之条
年来貴殿付二憑申一不レ顧二無心一|令三言上一候之条
雖レ然偏令レ施二慈恩一|併被レ助二愚慮一|於レ令レ開二迷闇之眉一者
雖レ然偏令レ施二慈恩一|併被レ助二愚慮一|於レ令レ開二迷闇之眉一者
余此時三賢十地 人士悉眷屬也
余此時三賢十地 人士悉眷屬也

《七三ウ》

〔623〕導師之法式者讚嘆六根之次揚妙經之大意。絲竹者調呂律。

《六九才》

〔624〕爾者此時三賢十地之大士悉為眷屬也。

〔625〕四禪六欲之天衆皆俱侍從而已。今生之所願滅後之証果無疑者也。

〔626〕四禪六欲之天衆皆俱侍從而已。今生之所願滅後之証果無疑者也。

〔627〕四禪六欲之天衆皆俱侍從而已。今生之所願滅後之証果無疑者也。

〔628〕四禪六欲之天衆皆俱侍從而已。今生之所願滅後之証果無疑者也。

〔629〕四禪六欲之天衆皆俱侍從而已。今生之所願滅後之証果無疑者也。

《四七ウ》

〔630〕然者偏令施慈恩。助愚慮。於令開迷闇之眉者。

《四八才》

〔631〕令開迷闇之眉者一向可為芳恩者也。

〔632〕万事隨仰可令言上。候恐々謹言。

〔633〕万事隨仰可令言上。候恐々謹言。

〔634〕謹上法勝寺形部卿威儀師御房。

《四八ウ》

〔635〕芳問之趣委細承候訖。

〔636〕芳問之趣委細承候訖。

〔637〕如三貴命久閑筆不申承候。候條。

〔638〕只今御音信宛如開蒙霧。

〔639〕只今御音信宛如開蒙霧。

〔640〕抑筆法並小湯殿之八曲者一者得二手習能書。

〔641〕抑筆法並小湯殿之八曲者一者得二手習能書。

〔642〕抑筆法並小湯殿之八曲者一者得二手習能書。

《四九才》

〔643〕以下為五百字。古詞云能自習一字。愚可習千字云々。

〔644〕以下為五百字。古詞云能自習一字。愚可習千字云々。

〔645〕以下為五百字。古詞云能自習一字。愚可習千字云々。

〔646〕以下為五百字。古詞云能自習一字。愚可習千字云々。

〔647〕真行草。三者以真為骨。

《四九ウ》

〔648〕二者書写之故実者。硯和墨弱摺硯堅墨能力入可摺也。

〔649〕二者書写之故実者。硯和墨弱摺硯堅墨能力入可摺也。

〔650〕二者書写之故実者。硯和墨弱摺硯堅墨能力入可摺也。

導師法儀式者先讚嘆六根之次揚妙經。大意。絃竹者調呂律。

余此時三賢十地大士。悉眷屬也。

四禪六欲。天衆皆俱侍衛耳。生果所願滅後之証果無疑者也。

四禪六欲。天衆皆俱侍衛耳。生果所願滅後之証果無疑者也。

四禪六欲。天衆皆俱侍衛耳。生果所願滅後之証果無疑者也。

四禪六欲。天衆皆俱侍衛耳。生果所願滅後之証果無疑者也。

四禪六欲。天衆皆俱侍衛耳。生果所願滅後之証果無疑者也。

雖。然偏令施慈恩。併被助愚慮。於令開迷闇之眉者。

於令開迷闇之眉者一向可為御芳恩者也。

万事隨仰可企參上。再拜謹言。

万事隨仰可企參上。再拜謹言。

謹上法勝寺形部卿威儀師御房。

芳問之趣委細承。畢。

如三貴命久閑筆不申承候之処。

只今之御音信宛如對面。存候。

只今之御音信宛如對面。存候。

抑如筆法。並小湯殿之八曲。一者得二手習之能書。

抑如筆法。並小湯殿之八曲。一者得二手習之能書。

抑如筆法。並小湯殿之八曲。一者得二手習之能書。

抑如筆法。並小湯殿之八曲。一者得二手習之能書。

抑如筆法。並小湯殿之八曲。一者得二手習之能書。

五百字為下品。云々。詩歌消息之古詞。自習一字能可知。千字云々。

五百字為下品。云々。詩歌消息之古詞。自習一字能可知。千字云々。

五百字為下品。云々。詩歌消息之古詞。自習一字能可知。千字云々。

五百字為下品。云々。詩歌消息之古詞。自習一字能可知。千字云々。

真行草之三者以真為骨。

二者書写之故実。書者硯和墨堅弱摺之硯堅墨和入力可摺云々。

二者書写之故実。書者硯和墨堅弱摺之硯堅墨和入力可摺云々。

二者書写之故実。書者硯和墨堅弱摺之硯堅墨和入力可摺云々。

二者書写之故実。書者硯和墨堅弱摺之硯堅墨和入力可摺云々。

〔651〕二者書寫之故実者硯和墨弱摺 硯堅墨能力入可摺也
〔652〕二者書寫之故実者硯和墨弱摺硯堅墨能力入可摺也
〔653〕二者書寫之故実者硯和墨弱摺硯堅墨能力入可摺也
〔654〕又色紙蒔画之上墨不付入糯粉可摺也
〔655〕又色紙蒔画之上墨不付入糯粉可摺也
〔656〕三者令書寫色紙文字 可用夏毛

《五〇才》

〔657〕若唐筆虎羊毛筆者但依料紙可用之歟
〔658〕雖屏風障子 風情異至終筆之所者同体可書之
〔659〕雖屏風障子風情異至終筆之所者同体可書之
〔660〕定有形凶 努々勿背之不知知之者有難
〔661〕定有形凶 努々勿背之不知知之者有難
〔662〕定有形凶 努々勿背之不知知之者有難

《五〇ウ》

〔663〕要文和頌詩哥等 先可書祝言
〔664〕真行草者可隨主所好
〔665〕真行草者可隨主所好
〔666〕四者墨付本書双紙者同存長久
〔667〕四者墨付本書双紙者同存長久
〔668〕四者墨付本書双紙者同存長久
〔669〕四者墨付本書双紙者同存長久
〔670〕墨濃様可書之以墨薄為難手本者可依紙
〔671〕墨濃様可書之以墨薄為難手本者可依紙

《五一才》

〔672〕消息者一字墨濃為難之
〔673〕又行之始有濃墨 必三字計之後可統墨自余以是可知
〔674〕又行之始有濃墨 必三字計之後可統墨自余以是可知
〔675〕又行之始有濃墨 必三字計之後可統墨自余以是可知
〔676〕又行之始有濃墨 必三字計之後可統墨自余以是可知
〔677〕又行之始有濃墨 必三字計之後可統墨自余以是可知

〔678〕導師之法式者讚嘆六根之次揚妙經之大意 絃竹者調呂律

《五一才》

〔679〕又行始有濃墨 必三字計之後可統墨自余以是可知
〔680〕五者不謂親疎上下一手本書者摺墨染筆向心正路

二者書寫之故実書者硯和墨堅弱摺之硯堅墨和入力可摺云々
二者書寫之故実書者硯和墨堅弱摺之硯堅墨和入力可摺云々
二者書寫之故実書者硯和墨堅弱摺之硯堅墨和入力可摺云々
又色紙蒔画之上不付墨入糯粉可摺之也
又色紙蒔画之上不付墨入糯粉可摺之也
三者令書寫色紙文字 時者可用夏毛

《五〇才》

若唐筆虎羊毛 但依料紙可用之歟
雖屏風障子之風情 終筆者同体可書之
雖屏風障子之風情 終筆者同体可書之
定有形凶 努々莫背之依不知知之者有難也
定有形凶 努々莫背之依不知知之者有難也
定有形凶 努々莫背之依不知知之者有難也

《五一才》

要文和頌詩哥等先可書祝言
又真行草者可隨主好
又真行草者可隨主好
四者墨統者本書双紙同存長久
四者墨統者本書双紙同存長久
四者墨統者本書双紙同存長久
四者墨統者本書双紙同存長久
墨滋様可書之以墨薄為難手本紙
墨滋様可書之以墨薄為難手本紙

《五一才》

消息者必可為薄墨濃一字薄一字為難之
又行 始有厚墨 者必三字計後可統墨自余以是可知
又行 始有厚墨 者必三字計後可統墨自余以是可知
又行 始有厚墨 者必三字計後可統墨自余以是可知
又行 始有厚墨 者必三字計後可統墨自余以是可知
又行 始有厚墨 者必三字計後可統墨自余以是可知
又行 始有厚墨 者必三字計後可統墨自余以是可知

導師法儀式者先讚嘆六根 次揚妙經大意 絃竹者調呂律

又行始有厚墨 者必三字計後可統墨自余以是可知
五者不謂親疎上下一書手本 先摺墨染筆向心正路

〔681〕五者不謂親疎上下一手本書者 摺墨染筆向心正路

《五一ウ》

- 〔682〕能々閑性学 流流 筆勢 如家々口伝可書レ之
- 〔683〕能々閑性学 流流 筆勢 如家々口伝可書レ之
- 〔684〕能々閑性学 流流 筆勢 如家々口伝可書レ之
- 〔685〕但漢字假名詩哥消息 詞者真行草可隨主之好云々
- 〔686〕但漢字假名詩哥消息 詞者真行草可隨主之好云々
- 〔687〕但漢字假名詩哥消息 詞者真行草可隨主之好云々
- 〔688〕但漢字假名詩哥消息 詞者真行草可隨主之好云々
- 〔689〕但漢字假名詩哥消息 詞者真行草可隨主之好云々
- 〔690〕六者筆墨之所持之樣共能々裏綿常可令隨身
- 〔691〕六者筆墨之所持之樣共能々裏綿常可令隨身
- 〔692〕六者筆墨之所持之樣共能々裏綿常可令隨身

《七二ウ》

〔693〕導師之法式者 讀嘆六根之次揚妙經之大意 絃竹者調呂律

《五一オ》

- 〔694〕松煙者以新蘭可裏レ之
- 〔695〕若朽者石鍋湯 洗レ之塗膠干レ之可レ用
- 〔696〕若朽者石鍋湯 洗レ之塗膠干レ之可レ用
- 〔697〕若朽者石鍋湯 洗レ之塗膠干レ之可レ用
- 〔698〕又筆持様夏者不指レ笠冬者可入レ笠常以塩湯洗レ之
- 〔699〕又筆持様夏者不指レ笠冬者可入レ笠常以塩湯洗レ之
- 〔700〕又筆持様夏者不指レ笠冬者可入レ笠常以塩湯洗レ之
- 〔701〕七者書双紙之歌 如レ簞晴天村雲
- 〔702〕七者書双紙之歌 如レ簞晴天村雲

《五二ウ》

- 〔703〕なし
- 〔704〕筆仙多用レ之以假名文字 墨統有別習
- 〔705〕筆仙多用レ之以假名文字 墨統有別習
- 〔706〕筆仙多用レ之以假名文字 墨統有別習
- 〔707〕筆仙多用レ之以假名文字 墨統有別習
- 〔708〕努々不レ可レ書 異様 必後見之可レ有 僻読 甚可 斟酌 事也
- 〔709〕努々不レ可レ書 異様 必後見之可レ有 僻読 甚可 斟酌 事也
- 〔710〕努々不レ可レ書 異様 必後見之可レ有 僻読 甚可 斟酌 事也
- 〔711〕八者消息之法可奉貴人 一状者

五者不謂親疎上下一書 手本 先摺墨染筆向心正路

- 能々閑性覚 流々之筆勢 堪家々之口伝 可書レ之
- 能々閑性覚 流々之筆勢 堪家々之口伝 可書レ之
- 能々閑性覚 流々之筆勢 堪家々之口伝 可書レ之
- 但漢字假名詩哥消息之詞 真行草者可隨主好云々
- 但漢字假名詩哥消息之詞 真行草者可隨主好云々
- 但漢字假名詩哥消息之詞 真行草者可隨主好云々
- 但漢字假名詩哥消息之詞 真行草者可隨主好云々
- 但漢字假名詩哥消息之詞 真行草者可隨主好云々
- 六者筆墨所レ持口伝云毫筆共能々裏綿常可令隨身
- 六者筆墨所レ持口伝云毫筆共能々裏綿常可令隨身
- 六者筆墨所レ持口伝云毫筆共能々裏綿常可令隨身

導師法儀式者先讀嘆六根次揚妙經大意 絃竹者調呂律

- 松煙 以新蘭可裏レ之
- 若朽者石鍋湯 涌洗レ之後染膠干レ之可レ用
- 若朽者石鍋湯 涌洗レ之後染膠干レ之可レ用
- 若朽者石鍋湯 涌洗レ之後染膠干レ之可レ用
- 又筆持者夏不指レ笠冬可入レ笠常以塩湯洗レ之
- 又筆持者夏不指レ笠冬可入レ笠常以塩湯洗レ之
- 又筆持者夏不指レ笠冬可入レ笠常以塩湯洗レ之
- 七者書双紙 歌 如レ簞晴天村雲
- 七者書双紙 歌 如レ簞晴天村雲

可レ書レ之又硯水苦辛出可レ入也 是為レ令長久一也

- 筆仙多用レ之次假名之文字 統々者有別習
- 筆仙多用レ之次假名之文字 統々者有別習
- 筆仙多用レ之次假名之文字 統々者有別習
- 筆仙多用レ之次假名之文字 統々者有別習
- 努々不レ可レ書 異様之文字 必後見之可レ有 僻読 其可 斟酌 事也
- 努々不レ可レ書 異様之文字 必後見之可レ有 僻読 其可 斟酌 事也
- 努々不レ可レ書 異様之文字 必後見之可レ有 僻読 其可 斟酌 事也
- 八者消息 法者可奉貴人 一状之

〔712〕八者消息之法可奉貴人一狀者
〔713〕八者消息之法可奉貴人一狀者

《五三才》

〔714〕文字不レ可レ書極草墨黑可レ書是恐レ人法也
〔715〕文字不レ可レ書極草墨黑可レ書是恐レ人法也
〔716〕但為レ傍輩一者如レ乱秋風之万草可レ書レ之

《五二ウ》

〔717〕書終而後以三硯水洗筆可レ指レ笠也
〔718〕書終而後以三硯水洗筆可レ指レ笠也
〔719〕導師之法式者讚嘆六根之次揚妙經之大意一絲竹者調三呂律
〔720〕隨レ多三委曲不レ可レ過レ之千万期三參入之時一候恐々謹言
〔721〕隨レ多三委曲不レ可レ過レ之千万期三參入之時一候恐々謹言
〔722〕謹上長樂寺民部卿從儀師
〔723〕謹上長樂寺民部卿從儀師

《五四才》

〔724〕久不レ及三面拜一鬱結之至甚深也貴辺如何候哉
〔725〕久不レ及三面拜一鬱結之至甚深也貴辺如何候哉
〔726〕久不レ及三面拜一鬱結之至甚深也貴辺如何候哉
〔727〕久不レ及三面拜一鬱結之至甚深也貴辺如何候哉
〔728〕故妙音大士之奏三妓樂於雲雷音王仏既為三仏道直路一
〔729〕故妙音大士之奏三妓樂於雲雷音王仏既為三仏道直路一
〔730〕故妙音大士之奏三妓樂於雲雷音王仏既為三仏道直路一

《五四ウ》

〔731〕然間可レ為レ宗三管絃一樂器之具者
〔732〕然間可レ為レ宗三管絃一樂器之具者
〔733〕然間可レ為レ宗三管絃一樂器之具者
〔734〕先樅裝束漢竹橫笛奇竹高麗笛金形之錦革袋入レ之
〔735〕先樅裝束漢竹橫笛奇竹高麗笛金形之錦革袋入レ之
〔736〕先樅裝束漢竹橫笛奇竹高麗笛金形之錦革袋入レ之
〔737〕先樅裝束漢竹橫笛奇竹高麗笛金形之錦革袋入レ之
〔738〕先樅裝束漢竹橫笛奇竹高麗笛金形之錦革袋入レ之
〔739〕先樅裝束漢竹橫笛奇竹高麗笛金形之錦革袋入レ之
〔740〕相裝束胡竹簫有ニ紫檀家一帶口白大和竹笙笛入ニ詩画之箱一
〔741〕相裝束胡竹簫有ニ紫檀家一帶口白大和竹笙笛入ニ詩画之箱一
〔742〕相裝束胡竹簫有ニ紫檀家一帶口白大和竹笙笛入ニ詩画之箱一

八者消息法者可レ奉貴人一狀之
八者消息法者可レ奉貴人一狀之

文字者不レ可レ書極草墨黑一可レ書墨黑一是則恐レ人法也
文字者不レ可レ書極草墨黑一可レ書墨黑一是則恐レ人法也
但為レ傍輩一者如レ乱秋風一万草一可レ書レ之

書竟後以三硯水洗筆可レ指レ笠
書竟後以三硯水洗筆可レ指レ笠

導師法儀式者先讚嘆六根一次揚妙經大意一絃竹者調三呂律
雖レ多三異曲不レ可レ過レ之千万期三參入之時一言上恐々謹言
雖レ多三異曲不レ可レ過レ之千万期三參入之時一言上恐々謹言
謹上長樂寺民部卿從儀師御坊
謹上長樂寺民部卿從儀師御坊

久不レ及三高聞一鬱結之至甚深御辺如何
久不レ及三高聞一鬱結之至甚深御辺如何
久不レ及三高聞一鬱結之至甚深御辺如何
久不レ及三高聞一鬱結之至甚深御辺如何
故妙音大士者奏三妓樂於雲雷音王仏既斯為三仏道之直路一
故妙音大士者奏三妓樂於雲雷音王仏既斯為三仏道之直路一
故妙音大士者奏三妓樂於雲雷音王仏既斯為三仏道之直路一

然之間可レ為レ宗三管絃一故令三秘計一調儲処之樂器之具足者
然之間可レ為レ宗三管絃一故令三秘計一調儲処之樂器之具足者
然之間可レ為レ宗三管絃一故令三秘計一調儲処之樂器之具足者

先樅裝束之漢竹之橫笛奇竹高麗笛入ニ金形之錦之革袋
先樅裝束之漢竹之橫笛奇竹高麗笛入ニ金形之錦之革袋
先樅裝束之漢竹之橫笛奇竹高麗笛入ニ金形之錦之革袋
先樅裝束之漢竹之橫笛奇竹高麗笛入ニ金形之錦之革袋
先樅裝束之漢竹之橫笛奇竹高麗笛入ニ金形之錦之革袋
相裝束之胡竹之簫在ニ紫檀之家一帶口白大和竹之笙笛納ニ詩絵之箱一
相裝束之胡竹之簫在ニ紫檀之家一帶口白大和竹之笙笛納ニ詩絵之箱一
相裝束之胡竹之簫在ニ紫檀之家一帶口白大和竹之笙笛納ニ詩絵之箱一

- 〔743〕 相裝束胡竹簫有紫檀家帶口白大和竹笙笛入詩画之箱
- 〔744〕 相裝束胡竹簫有紫檀家帶口白大和竹笙笛入詩画之箱
- 〔745〕 相裝束胡竹簫有紫檀家帶口白大和竹笙笛入詩画之箱
- 〔746〕 相裝束胡竹簫有紫檀家帶口白大和竹笙笛入詩画之箱
- 〔五五才〕
- 〔747〕 常雖不用之紫竹尺八唐竹龍笛並陽笛獨槽箏入額額之袋
- 〔748〕 常雖不用之紫竹尺八唐竹龍笛並陽笛獨槽箏入額額之袋
- 〔749〕 常雖不用之紫竹尺八唐竹龍笛並陽笛獨槽箏入額額之袋
- 〔750〕 常雖不用之紫竹尺八唐竹龍笛並陽笛獨槽箏入額額之袋
- 〔七三才〕
- 〔751〕 導師之法式者讚嘆六根之次揚妙經之大意絲竹者調呂律
- 〔五五才〕
- 〔752〕 常雖不用之紫竹尺八唐竹龍笛並陽笛獨槽箏入額額之袋
- 〔753〕 常雖不用之紫竹尺八唐竹龍笛並陽笛獨槽箏入額額之袋
- 〔七三才〕
- 〔754〕 唄散花梵音勺錫杖對揚伽陀各尽音声極妙曲
- 〔五五才〕
- 〔755〕 紫檀槽琵琶黃楊水牛之撥有赤地錦之袋
- 〔756〕 紫檀槽琵琶黃楊水牛之撥有赤地錦之袋
- 〔757〕 紫檀槽琵琶黃楊水牛之撥有赤地錦之袋
- 〔758〕 紫檀槽琵琶黃楊水牛之撥有赤地錦之袋
- 〔759〕 紫檀槽琵琶黃楊水牛之撥有赤地錦之袋
- 〔七三才〕
- 〔760〕 唄散花梵音勺錫杖對揚伽陀各尽音声極妙曲
- 〔五五才〕
- 〔761〕 梧桐槽和琴納唐綾之袋候畢
- 〔五五才〕
- 〔762〕 此外二十五絃琴並五絃瑟赤龍頭鷓首太鼓梨筒羯鼓羊革
- 〔763〕 此外二十五絃琴並五絃瑟赤龍頭鷓首太鼓梨筒羯鼓羊革
- 〔764〕 此外二十五絃琴並五絃瑟赤龍頭鷓首太鼓梨筒羯鼓羊革
- 〔765〕 此外二十五絃琴並五絃瑟赤龍頭鷓首太鼓梨筒羯鼓羊革
- 〔766〕 此外二十五絃琴並五絃瑟赤龍頭鷓首太鼓梨筒羯鼓羊革
- 〔767〕 此外二十五絃琴並五絃瑟赤龍頭鷓首太鼓梨筒羯鼓羊革
- 〔768〕 此外二十五絃琴並五絃瑟赤龍頭鷓首太鼓梨筒羯鼓羊革
- 〔769〕 此外二十五絃琴並五絃瑟赤龍頭鷓首太鼓梨筒羯鼓羊革

- 相裝束之胡竹之簫在紫檀之家帶口白大和竹之笙笛納詩繪之箱
- 相裝束之胡竹之簫在紫檀之家帶口白大和竹之笙笛納詩繪之箱
- 相裝束之胡竹之簫在紫檀之家帶口白大和竹之笙笛納詩繪之箱
- 相裝束之胡竹之簫在紫檀之家帶口白大和竹之笙笛納詩繪之箱
- 常雖不用紫竹之尺八唐竹之枕笛並陽笛獨槽箏琴入額額袋
- 常雖不用紫竹之尺八唐竹之枕笛並陽笛獨槽箏琴入額額袋
- 常雖不用紫竹之尺八唐竹之枕笛並陽笛獨槽箏琴入額額袋
- 導師法儀式者先讚嘆六根次揚妙經大意絃竹者調呂律
- 常雖不用紫竹之尺八唐竹之枕笛並陽笛獨槽箏琴入額額袋
- 常雖不用紫竹之尺八唐竹之枕笛並陽笛獨槽箏琴入額額袋
- 唄散花梵音勺錫杖對揚伽陀各尽美音極妙典
- 紫檀槽琵琶並黃楊醉牛之撥納在赤地錦袋
- 紫檀槽琵琶並黃楊醉牛之撥納在赤地錦袋
- 紫檀槽琵琶並黃楊醉牛之撥納在赤地錦袋
- 紫檀槽琵琶並黃楊醉牛之撥納在赤地錦袋
- 紫檀槽琵琶並黃楊醉牛之撥納在赤地錦袋
- 唄散花梵音勺錫杖對揚伽陀各尽美音極妙典
- 梧桐槽和琴納唐綾之袋
- 此外二十五絃之琴又五絃之瑟並龍頭鷓首之大鼓梨子筒羯鼓羊皮之
- 此外二十五絃之琴又五絃之瑟並龍頭鷓首之大鼓梨子筒羯鼓羊皮之
- 此外二十五絃之琴又五絃之瑟並龍頭鷓首之大鼓梨子筒羯鼓羊皮之
- 此外二十五絃之琴又五絃之瑟並龍頭鷓首之大鼓梨子筒羯鼓羊皮之
- 此外二十五絃之琴又五絃之瑟並龍頭鷓首之大鼓梨子筒羯鼓羊皮之
- 此外二十五絃之琴又五絃之瑟並龍頭鷓首之大鼓梨子筒羯鼓羊皮之
- 此外二十五絃之琴又五絃之瑟並龍頭鷓首之大鼓梨子筒羯鼓羊皮之
- 此外二十五絃之琴又五絃之瑟並龍頭鷓首之大鼓梨子筒羯鼓羊皮之

《五七ウ》

〔802〕宝性仏心蔵火音夏季赤色苦味舌根南方麦穀也

〔803〕羽者司盤涉調律

〔804〕釈迦腎臓水音冬季黑色鹹味耳根北方大豆穀也

〔805〕釈迦腎臓水音冬季黑色鹹味耳根北方大豆穀也

《五八才》

〔806〕大食調者呂通宮然間以宮為レ王

〔807〕故聞此五音乱否既識天下之興衰

〔808〕故聞此五音乱否既識天下之興衰

〔809〕故聞此五音乱否既識天下之興衰

〔810〕若宮音乱則主上可レ知有レ危応レ在二其德政

〔811〕若宮音乱則主上可レ知有レ危応レ在二其德政

〔812〕若宮音乱則主上可レ知有レ危応レ在二其德政

〔813〕祈禱者不レ過レ政故自欽可レ仰二万神

〔814〕祈禱者不レ過レ政故自欽可レ仰二万神

〔815〕祈禱者不レ過レ政故自欽可レ仰二万神

《五八ウ》

〔816〕商音乱則臣下可レ知有レ危其祈禱者識二察忠勤

〔817〕商音乱則臣下可レ知有レ危其祈禱者識二察忠勤

〔818〕商音乱則臣下可レ知有レ危其祈禱者識二察忠勤

〔819〕商音乱則臣下可レ知有レ危其祈禱者識二察忠勤

〔820〕商音乱則臣下可レ知有レ危其祈禱者識二察忠勤

〔821〕商音乱則臣下可レ知有レ危其祈禱者識二察忠勤

〔822〕なし

〔823〕角音乱則百姓之所為可レ知有レ危

〔824〕角音乱則百姓之所為可レ知有レ危

〔825〕角音乱則百姓之所為可レ知有レ危

〔826〕角音乱則百姓之所為可レ知有レ危

〔827〕徵音乱則草木万物可レ知有レ不熟

〔828〕徵音乱則草木万物可レ知有レ不熟

〔829〕王臣之政何事不レ構二天心

《五九才》

〔830〕凡松吹風岸打波人倫禽獸之声悉皆出二五音七声

《五九ウ》

〔831〕故今笛於三七穴有二七声即随二調子二輪転云云

宝性仏心蔵火音夏季赤色苦味舌根南方麦穀也

羽者司盤涉調律

釈迦如来腎臓水音冬季黑色鹹味耳根北方大豆穀也

釈迦如来腎臓水音冬季黑色鹹味耳根北方大豆穀也

大食調者呂通宮然者以宮為レ王

故聞此五音之乱則識天下之興衰

故聞此五音之乱則識天下之興衰

故聞此五音之乱則識天下之興衰

若宮音乱時則主上知有レ危可レ有レ其德政二祈禱不レ過二德政

若宮音乱時則主上知有レ危可レ有レ其德政二祈禱不レ過二德政

若宮音乱時則主上知有レ危可レ有レ其德政二祈禱不レ過二德政

若宮音乱時則主上知有レ危可レ有レ其德政二祈禱不レ過二德政

若宮音乱時則主上知有レ危可レ有レ其德政二祈禱不レ過二德政

祈禱者不レ過二德政二故自可レ欽二仰二万神

祈禱者不レ過二德政二故自可レ欽二仰二万神

商之音乱時則臣下可レ知有レ危則可レ致二其祈禱二其祈禱者識二察於臣之忠勤

商之音乱時則臣下可レ知有レ危則可レ致二其祈禱二其祈禱者識二察於臣之忠勤

商之音乱時則臣下可レ知有レ危則可レ致二其祈禱二其祈禱者識二察於臣之忠勤

商之音乱時則臣下可レ知有レ危則可レ致二其祈禱二其祈禱者識二察於臣之忠勤

商之音乱時則臣下可レ知有レ危則可レ致二其祈禱二其祈禱者識二察於臣之忠勤

商之音乱時則臣下可レ知有レ危則可レ致二其祈禱二其祈禱者識二察於臣之忠勤

可レ諫二非政二故不レ諫則諫可レ諫行可レ行

角音乱時者則百姓之所為知可レ有レ危替二於政二行レ民也

角音乱時者則百姓之所為知可レ有レ危替二於政二行レ民也

角音乱時者則百姓之所為知可レ有レ危替二於政二行レ民也

角音乱時者則百姓之所為知可レ有レ危替二於政二行レ民也

角音乱時者則百姓之所為知可レ有レ危替二於政二行レ民也

徵音乱時則草木万物知可レ有レ不熟

徵音乱時則草木万物知可レ有レ不熟

王臣之政何事不レ構二天心

凡松吹風岸打波人倫虫獸之声悉皆出二五音七声

故今笛出三七穴有二七声即随二調子二輪転云云

〔832〕然者五音乱 則天下有レ憂云々

〔833〕何又非レ仏道之直路一哉

《六〇才》

〔834〕十月十五日 執行法印

〔835〕謹上中山寺別当御房

〔836〕愚鬱之至無レ極候

〔837〕為レ自身一始終 非レ才学

《六〇ウ》

〔838〕手習学文者揚レ名頭レ德基也故先哲 遺風云

〔839〕手習学文者揚レ名頭レ德基也故先哲遺風云

〔840〕然而幼時不レ学徒送ニ日月一老而後悔之条既以愚也

〔841〕然而幼時不レ学徒送ニ日月一老而後悔之条既以愚也

《六一才》

〔842〕然者昔車胤孫弘者聚レ螢積レ雪照ニ書卷誦レ文

〔843〕然者昔車胤孫弘者聚レ螢積レ雪照ニ書卷誦レ文

〔844〕然者昔車胤孫弘者聚レ螢積レ雪照ニ書卷誦レ文

〔845〕然者昔車胤孫弘者聚レ螢積レ雪照ニ書卷誦レ文

〔846〕古之蘇秦俊敬以レ錐刺レ股頸懸レ繩驚レ眠勤学

〔847〕古之蘇秦俊敬以レ錐刺レ股頸懸レ繩驚レ眠勤学

〔848〕古之蘇秦俊敬以レ錐刺レ股頸懸レ繩驚レ眠勤学

〔849〕古之蘇秦俊敬以レ錐刺レ股頸懸レ繩驚レ眠勤学

〔850〕忘レ飢除レ睡者全不レ可レ劣ニ古人一者歟

〔851〕忘レ飢除レ睡者全不レ可レ劣ニ古人一者歟

〔852〕然則撰ニ吉日良辰一可レ始ニ外典談議一之由思立候

〔853〕然則撰ニ吉日良辰一可レ始ニ外典 談議一之由思立候

《六一ウ》

〔854〕俗典等少々可レ借預 候一見之後急速可レ令ニ返牒一候

〔855〕俗典等少々可レ借預 候一見之後急速可レ令ニ返牒一候

〔856〕俗典等少々可レ借預 候一見之後急速可レ令ニ返牒一候

〔857〕俗典等少々可レ借預 候一見之後急速可レ令ニ返牒一候

〔858〕俗典等少々可レ借預 候一見之後急速可レ令ニ返牒一候

〔859〕俗典等少々可レ借預 候一見之後急速可レ令ニ返牒一候

〔860〕俗典等少々可レ借預 候一見之後急速可レ令ニ返牒一候

〔861〕俗典等少々可レ借預 候一見之後急速可レ令ニ返牒一候

然者五音乱時則天下有レ憂云々

何又不レ有レ仏道之直路一哉

十月二十五日 執行法印

謹上中山寺別当御坊

恐鬱之至無レ極候

為レ自身一始終之非レ才学

手習学文者揚レ名頭レ德基也故先哲之遺風曰

手習学文者揚レ名頭レ德基也故先哲之遺風曰

然者幼時不レ学徒送ニ日月一老後悔之条既以愚也

然者幼時不レ学徒送ニ日月一老 後悔レ之条既以愚也

〔842〕然者昔車胤宣士等者聚レ螢積レ雪稽古

〔843〕然者昔車胤宣士等者聚レ螢積レ雪稽古

〔844〕然者昔車胤宣士等者聚レ螢積レ雪稽古

〔845〕然者昔車胤宣士等者聚レ螢積レ雪稽古

〔846〕蘇秦俊敬者股刺レ錐頸懸レ繩勤学

〔847〕蘇秦俊敬者股刺レ錐頸懸レ繩勤学

〔848〕蘇秦俊敬者股刺レ錐頸懸レ繩勤学

〔849〕蘇秦俊敬者股刺レ錐頸懸レ繩勤学

〔850〕今何誰於ニ学文一忘レ飢除レ眠者全不レ可レ劣ニ古人一者歟

〔851〕今何誰於ニ学文一忘レ飢除レ眠者全不レ可レ劣ニ古人一者歟

〔852〕然者則撰ニ吉日良辰一可レ始ニ外典之談議一之由思立候

〔853〕然者則撰ニ吉日良辰一可レ始ニ外典之談議一之由思立候

俗典 少々借預候哉一見之後者急速可レ令ニ返進一候

俗典 少々借預候哉一見之後者急速可レ令ニ返進一候

俗典 少々借預候哉一見之後者急速可レ令ニ返進一候

俗典 少々借預候哉一見之後者急速可レ令ニ返進一候

俗典 少々借預候哉一見之後者急速可レ令ニ返進一候

俗典 少々借預候哉一見之後者急速可レ令ニ返進一候

俗典 少々借預候哉一見之後者急速可レ令ニ返進一候

俗典 少々借預候哉一見之後者急速可レ令ニ返進一候

俗典 少々借預候哉一見之後者急速可レ令ニ返進一候

俗典 少々借預候哉一見之後者急速可レ令ニ返進一候

俗典 少々借預候哉一見之後者急速可レ令ニ返進一候

《六一才》

〔863〕十一月廿日 寺務某

〔864〕謹上行願寺院主御房

〔865〕欲_レ從_レ是_レ令_レ申候之處遮而預_レ芳札一条不_レ知_レ所_レ謝候

〔866〕欲_レ從_レ是_レ令_レ申候之處遮而預_レ芳札一条不_レ知_レ所_レ謝候

〔867〕抑如_レ仰幼時不_レ學者老而可_レ有_レ後悔_レ者歟

〔868〕抑如_レ仰幼時不_レ學者老而可_レ有_レ後悔_レ者歟

〔869〕壳_二千金_一雖_レ有_レ市買_二一字_一無_レ棚云々

〔870〕壳_二千金_一雖_レ有_レ市買_二一字_一無_レ棚云々

〔871〕壳_二千金_一雖_レ有_レ市買_二一字_一無_レ棚云々

〔872〕壳_二千金_一雖_レ有_レ市買_二一字_一無_レ棚云々

《六一ウ》

〔873〕先言有_レ耳就_レ其所_二仰蒙_一 俗典

〔874〕先言有_レ耳就_レ其所_二仰蒙_一 俗典

〔875〕雖_二左道之本書_一隨_二貴命_一借進候

〔876〕雖_二左道之本書_一隨_二貴命_一借進候

〔877〕毛詩廿卷尚書十三卷禮記廿卷左傳三十卷周禮十七

〔878〕毛詩廿卷尚書十三卷禮記廿卷左傳三十卷周禮十七

〔879〕毛詩廿卷尚書十三卷禮記廿卷左傳三十卷周禮十七

〔880〕毛詩廿卷尚書十三卷禮記廿卷左傳三十卷周禮十七

〔881〕義禮十七卷公羊傳十二卷穀梁傳十三卷論語十卷孝經一卷

〔882〕義禮十七卷公羊傳十二卷穀梁傳十三卷論語十卷孝經一卷

《六一オ》

〔883〕老子經上下卷莊子卅三篇孟子七篇是号二十三經

〔884〕老子經上下卷莊子卅三篇孟子七篇是号二十三經

〔885〕老子經上下卷莊子卅三篇孟子七篇是号二十三經

〔886〕班固之史記一部梁昭明太子文選一部白氏文集一部等令進覽

〔887〕班固之史記一部梁昭明太子文選一部白氏文集一部等令進覽

〔888〕若又漢書後漢書東觀漢記貞觀政要臣軌帝範蒙求百詠朗詠

〔889〕若又漢書後漢書東觀漢記貞觀政要臣軌帝範蒙求百詠朗詠

〔890〕故伝供之讀者覺_二聰衆之眠_一鏡鉢之響_レ驚_二貴賤之耳_一

《六一オ》

〔891〕若又漢書後漢書東觀漢記貞觀政要臣軌帝範蒙求百詠朗詠

《六一ウ》

十一月二十日 寺務某

謹上行願寺院主御坊

自_レ是_レ可_レ令_レ申候之處折節御芳札之至不_レ知_レ所_レ謝候

自_レ是_レ可_レ令_レ申候之處折節御芳札之至不_レ知_レ所_レ謝候

抑如_レ仰稚時不_レ學者老後定可_レ有_レ後悔_レ者歟

抑如_レ仰稚時不_レ學者老後定可_レ有_レ後悔_レ者歟

然者壳_二千金_一有_レ市易_二買_二一字_一無_レ町云々

然者壳_二千金_一有_レ市易_二買_二一字_一無_レ町云々

然者壳_二千金_一有_レ市易_二買_二一字_一無_レ町云々

然者壳_二千金_一有_レ市易_二買_二一字_一無_レ町云々

先言在_レ耳就_レ之所_二蒙_レ仰俗典之書事

先言在_レ耳就_レ之所_二蒙_レ仰俗典之書事

先言在_レ耳就_レ之所_二蒙_レ仰俗典之書事

雖_レ為_二左道之本書_一隨_二貴命_一借進之

雖_レ為_二左道之本書_一隨_二貴命_一借進之

毛詩二十卷尚書十三卷禮記二十卷左傳三十卷周禮十七

毛詩二十卷尚書十三卷禮記二十卷左傳三十卷周禮十七

毛詩二十卷尚書十三卷禮記二十卷左傳三十卷周禮十七

儀禮公羊傳十二卷穀梁傳十三卷論語十卷孝經一卷

儀禮公羊傳十二卷穀梁傳十三卷論語十卷孝經一卷

老子經上下 莊子廿三卷是号二十三經

老子經上下 莊子廿三卷是号二十三經

老子經上下 莊子廿三卷是号二十三經

班固之史記一部梁昭明太子文選一部樂天之文集一部等令進覽

班固之史記一部梁昭明太子文選一部樂天之文集一部等令進覽

若又三國史八代史漢書後漢書東觀漢記貞觀政要臣軌帝範蒙求百詠

若又三國史八代史漢書後漢書東觀漢記貞觀政要臣軌帝範蒙求百詠

若又三國史八代史漢書後漢書東觀漢記貞觀政要臣軌帝範蒙求百詠

伝供之讀者覺_二聰衆之眠_一鏡鉢之響_レ驚_二貴賤之耳_一

若又三國史八代史漢書後漢書東觀漢記貞觀政要臣軌帝範蒙求百詠

若又三國史八代史漢書後漢書東觀漢記貞觀政要臣軌帝範蒙求百詠

若又三國史八代史漢書後漢書東觀漢記貞觀政要臣軌帝範蒙求百詠

若又三國史八代史漢書後漢書東觀漢記貞觀政要臣軌帝範蒙求百詠

〔892〕 文粹等之小文者雖御用可承候万端期參入候恐々謹言
〔893〕 文粹等之小文者雖御用可承候万端期參入候恐々謹言
〔894〕 文粹等之小文者雖御用可承候万端期參入候恐々謹言
〔895〕 文粹等之小文者雖御用可承候万端期參入候恐々謹言
〔896〕 進上鞍馬寺寺務御房
〔897〕 進上鞍馬寺寺務御房

《六四才》

〔898〕 臘月良暮日来不審雪共積
〔899〕 抑愚僧隔滅後二千余年一生東土之境
〔900〕 抑愚僧隔滅後二千余年一生東土之境
〔901〕 適反積氏之名遥雖離俗塵闇苦恒沙劫之間
〔902〕 適反積氏之名遥雖離俗塵闇苦恒沙劫之間
〔903〕 適反積氏之名遥雖離俗塵闇苦恒沙劫之間
〔904〕 適反積氏之名遥雖離俗塵闇苦恒沙劫之間
〔905〕 適反積氏之名遥雖離俗塵闇苦恒沙劫之間

《七一ウ》

〔906〕 故伝供之讚者覺聽衆之眠鏡鉢之響驚貴賤之耳

《六四ウ》

〔907〕 然者水塵道凝遵之莫知其際法流湛寂挹之莫測其源
〔908〕 然者水塵道凝遵之莫知其際法流湛寂挹之莫測其源
〔909〕 然者水塵道凝遵之莫知其際法流湛寂挹之莫測其源
〔910〕 雖然依有二年來宿願勸貴賤構広太之法事
〔911〕 雖然依有二年來宿願勸貴賤構広太之法事
〔912〕 雖然依有二年來宿願勸貴賤構広太之法事
〔913〕 故宝樹宝幢尽数建庭前綵幡蔽室内
〔914〕 故宝樹宝幢尽数建庭前綵幡蔽室内
〔915〕 故宝樹宝幢尽数建庭前綵幡蔽室内
〔916〕 故宝樹宝幢尽数建庭前綵幡蔽室内
〔917〕 故宝樹宝幢尽数建庭前綵幡蔽室内

《六五才》

〔918〕 仏壇花机螺鈿金物錦之天蓋唐綾之宝緻綺綺幡
〔919〕 仏壇花机螺鈿金物錦之天蓋唐綾之宝緻綺綺幡
〔920〕 仏壇花机螺鈿金物錦之天蓋唐綾之宝緻綺綺幡
〔921〕 仏壇花机螺鈿金物錦之天蓋唐綾之宝緻綺綺幡
〔922〕 仏壇花机螺鈿金物錦之天蓋唐綾之宝緻綺綺幡

文粹等小文者隨御用可承候万端期參入之時不具謹言
文粹等小文者隨御用可承候万端期參入之時不具謹言
文粹等小文者隨御用可承候万端期參入之時不具謹言
文粹等小文者隨御用可承候万端期參入之時不具謹言
謹上鞍馬寺寺務御坊
謹上鞍馬寺寺務御坊

臘月良暮日来之不審積雪共積

抑愚僧隔滅後二千受生於東土之境
抑愚僧隔滅後二千受生於東土之境
適反積氏之名遥雖離俗塵之闇苦爰恒沙之間
適反積氏之名遥雖離俗塵之闇苦爰恒沙之間
適反積氏之名遥雖離俗塵之闇苦爰恒沙之間
適反積氏之名遥雖離俗塵之闇苦爰恒沙之間
適反積氏之名遥雖離俗塵之闇苦爰恒沙之間

伝供之讚者覺聽衆之眠鏡鉢之響驚貴賤之耳

然者名道凝玄遵之莫知其際法流湛寂挹之莫測其深
然者名道凝玄遵之莫知其際法流湛寂挹之莫測其深
然者名道凝玄遵之莫知其際法流湛寂挹之莫測其深
而依有二年來之宿願勸貴賤構広大之法事
而依有二年來之宿願勸貴賤構広大之法事
而依有二年來之宿願勸貴賤構広大之法事
故宝樹宝幢尽功而建庭前綵幡綵綵調色莊室内
故宝樹宝幢尽功而建庭前綵幡綵綵調色莊室内
故宝樹宝幢尽功而建庭前綵幡綵綵調色莊室内
故宝樹宝幢尽功而建庭前綵幡綵綵調色莊室内
故宝樹宝幢尽功而建庭前綵幡綵綵調色莊室内

仏壇花机打螺鈿之金物錦天蓋唐綾宝緻綺綺幡
仏壇花机打螺鈿之金物錦天蓋唐綾宝緻綺綺幡
仏壇花机打螺鈿之金物錦天蓋唐綾宝緻綺綺幡
仏壇花机打螺鈿之金物錦天蓋唐綾宝緻綺綺幡
仏壇花机打螺鈿之金物錦天蓋唐綾宝緻綺綺幡

〔923〕玉珠花縵金玉羅網高座禮盤前机磨_レ貝有_二詩画_一
〔924〕玉珠花縵金玉羅網高座禮盤前机磨_レ貝有_二詩画_一

〔七二ウ〕合掌者諸仏敬礼之義_レ心性不乱之相也

〔六五ウ〕

- 〔926〕鍮石香炉唐樣之鷲尾金羅三衣袋紫檀香炉箱羅絲草座
- 〔927〕鍮石香炉唐樣之鷲尾金羅三衣袋紫檀香炉箱羅絲草座
- 〔928〕鍮石香炉唐樣之鷲尾金羅三衣袋紫檀香炉箱羅絲草座
- 〔929〕鍮石香炉唐樣之鷲尾金羅三衣袋紫檀香炉箱羅絲草座
- 〔930〕鍮石香炉唐樣之鷲尾金羅三衣袋紫檀香炉箱羅絲草座
- 〔931〕鍮石香炉唐樣之鷲尾金羅三衣袋紫檀香炉箱羅絲草座
- 〔932〕水精念珠花箱散花籠皆尋常_レ具足也
- 〔933〕請僧三十口出仕_レ体者唐綾法服錦之袈裟同横皮精好帷鈍衣綴
- 〔934〕請僧三十口出仕_レ体者唐綾法服錦之袈裟同横皮精好帷鈍衣綴
- 〔935〕請僧三十口出仕_レ体者唐綾法服錦之袈裟同横皮精好帷鈍衣綴
- 〔936〕請僧三十口出仕_レ体者唐綾法服錦之袈裟同横皮精好帷鈍衣綴
- 〔937〕請僧三十口出仕_レ体者唐綾法服錦之袈裟同横皮精好帷鈍衣綴

〔六六才〕

- 〔938〕鈍色織物白裳縑奴袴_下袴浮氎綾表袴練貫襪黑漆鼻_上錦草鞋
- 〔939〕鈍色織物白裳縑奴袴_下袴浮氎綾表袴練貫襪黑漆鼻_上錦草鞋
- 〔940〕鈍色織物白裳縑奴袴_下袴浮氎綾表袴練貫襪黑漆鼻_上錦草鞋
- 〔941〕楊之斑袈裟綠衫衣紫柳青柳紫赤紫香_五帖等裝束親調美麗也
- 〔942〕楊之斑袈裟綠衫衣紫柳青柳紫赤紫香_五帖等裝束親調美麗也
- 〔943〕楊之斑袈裟綠衫衣紫柳青柳紫赤紫香_五帖等裝束親調美麗也
- 〔944〕楊之斑袈裟綠衫衣紫柳青柳紫赤紫香_五帖等裝束親調美麗也
- 〔945〕楊之斑袈裟綠衫衣紫柳青柳紫赤紫香_五帖等裝束親調美麗也

〔四才〕

〔946〕一座一句之物者名草名木名鳥名獸蟲昔古夕暮昨日平雨夕立
村雨嵐木枯隱家朝月夕月又二句之物者春月夏冬月梅雁今日
故鄉宿代春風秋風松風五月雨旅之字又三句物者桜柳四句物
者花雪有明水閑鐘又七句可_レ去物者松竹夢船月与_レ月淚田
与_レ田衣与_レ衣五句可_レ去物者日与_レ日風与_レ風雲与_レ雲山与_レ
山_レ水辺与_レ水_レ水_レ居所与_レ居所_レ夜分詞字神祇釈教恋無常祝
言衣類等同字可_レ隔_二五句_一也三句物者月日星木与_レ草鳥与_レ
獸降物与_レ降物_レ聳物与_レ聳物又可_レ嫌_二打越_一物者冬枯野山

玉珠花縵金玉羅網高座禮盤前机磨_レ乱貝有_二詩絵_一
玉珠花縵金玉羅網高座禮盤前机磨_レ乱貝有_二詩絵_一

合掌者諸仏敬礼之儀_レ心性不乱之相也

- 鍮石香炉唐樣鷲尾金羅之上衣袋紫檀香炉箱同居箱羅絲草座
- 鍮石香炉唐樣鷲尾金羅之上衣袋紫檀香炉箱同居箱羅絲草座
- 鍮石香炉唐樣鷲尾金羅之上衣袋紫檀香炉箱同居箱羅絲草座
- 鍮石香炉唐樣鷲尾金羅之上衣袋紫檀香炉箱同居箱羅絲草座
- 鍮石香炉唐樣鷲尾金羅之上衣袋紫檀香炉箱同居箱羅絲草座
- 鍮石香炉唐樣鷲尾金羅之上衣袋紫檀香炉箱同居箱羅絲草座
- 水精念珠花箱散花籠皆尋常_レ之具足也
- 請僧三十口出仕_レ之体者唐綾法服錦袈裟同横尾精好帷鈍衣有
- 請僧三十口出仕_レ之体者唐綾法服錦袈裟同横尾精好帷鈍衣有
- 請僧三十口出仕_レ之体者唐綾法服錦袈裟同横尾精好帷鈍衣有
- 請僧三十口出仕_レ之体者唐綾法服錦袈裟同横尾精好帷鈍衣有
- 請僧三十口出仕_レ之体者唐綾法服錦袈裟同横尾精好帷鈍衣有

- 鈍色綺白裳縑奴袴_下浮泉綾表袴練貫襪黑漆鼻_上錦草鞋
- 鈍色綺白裳縑奴袴_下浮泉綾表袴練貫襪黑漆鼻_上錦草鞋
- 鈍色綺白裳縑奴袴_下浮泉綾表袴練貫襪黑漆鼻_上錦草鞋
- 楊斑之袈裟紫柳青柳紫赤等_五帖等裝束親調容儀美麗也
- 楊斑之袈裟紫柳青柳紫赤等_五帖等裝束親調容儀美麗也
- 楊斑之袈裟紫柳青柳紫赤等_五帖等裝束親調容儀美麗也
- 楊斑之袈裟紫柳青柳紫赤等_五帖等裝束親調容儀美麗也
- 楊斑之袈裟紫柳青柳紫赤等_五帖等裝束親調容儀美麗也

又花桜雪者改_レ体三句梅春冬二句雁春秋二句將又木与_レ木草与_レ草同類並詞字同文
字等其中五句兼又雨露雪雲霞霧煙人倫異名草木音声魚虫禽獸之類可_レ去_二三句_一
雖_レ然_レ月松夢淚同季者可_レ去_二中七句_一也此他頭_レ名物皆悉可_レ為_二一座一句自余可_レ
令_レ准_二三知_一之委細如_二式目載_一二万端期_二三而_一而已恐々謹言

植物竹与草木一礎衣装之類恋与思老与昔古与故郷一
与一雲曇面影陰像形見稍与末音与声遠与遥無与少木
花与雪花自余可準一知之委細新式目錄可一見知一也万端
期三面拜一恐々謹言

《六六ウ》

- 【947】 承仕 淨衣中童子狩衣大童子如木水干中間男者男色々直垂也
- 【948】 承仕 淨衣中童子狩衣大童子如木水干中間男者男色々直垂也
- 【949】 承仕 淨衣中童子狩衣大童子如木水干中間男者男色々直垂也
- 【950】 承仕 淨衣中童子狩衣大童子如木水干中間男者男色々直垂也
- 【951】 又導師之威儀 如一積尊一從僧氣色等羅漢体也
- 【952】 又導師之威儀 如一積尊一從僧氣色等羅漢体也
- 【953】 又導師之威儀 如一積尊一從僧氣色等羅漢体也
- 【954】 又導師之威儀 如一積尊一從僧氣色等羅漢体也
- 【955】 又導師之威儀 如一積尊一從僧氣色等羅漢体也
- 【956】 次日大曼陀羅供寅一点之乱声辰時之集会
- 【957】 次日大曼陀羅供寅一点之乱声辰時之集会

《六七ウ》

- 【958】 又難波奈良之伶人舞人尽数高麗新羅之曲一至極
- 【959】 讚衆持金剛執蓋與昇持幡供花之在様伽陀梵唄勢
- 【960】 讚衆持金剛執蓋與昇持幡供花之在様伽陀梵唄勢
- 【961】 讚衆持金剛執蓋與昇持幡供花之在様伽陀梵唄勢
- 【962】 打一太鼓一吹一螺氣色各尽一美極一妙

《六八ウ》

- 【963】 響一天搖一地聽聞道俗集会貴賤門前成レ市
- 【964】 響一天搖一地聽聞道俗集会貴賤門前成レ市
- 【965】 響一天搖一地聽聞道俗集会貴賤門前成レ市
- 【966】 響一天搖一地聽聞道俗集会貴賤門前成レ市
- 【967】 幡蓋飄一風移一自在天之粧一沈檀薰一砌
- 【968】 幡蓋飄一風移一自在天之粧一沈檀薰一砌
- 【969】 類一海此岸之芳一 大阿闍梨法儀疑一智証城之教主
- 【970】 類一海此岸之芳一 大阿闍梨法儀疑一智証城之教主
- 【971】 類一海此岸之芳一 大阿闍梨法儀疑一智証城之教主

《六八オ》

- 【972】 持金剛振之体偏想一像法界宮之侍從一
- 【973】 持金剛振之体偏想一像法界宮之侍從一

- 承仕者淨衣中童子者狩衣大童子者如木水干中間男共者色々直垂也
- 承仕者淨衣中童子者狩衣大童子者如木水干中間男共者色々直垂也
- 承仕者淨衣中童子者狩衣大童子者如木水干中間男共者色々直垂也
- 承仕者淨衣中童子者狩衣大童子者如木水干中間男共者色々直垂也
- 又導師之威儀者如一積尊一從僧之氣色者等一羅漢之体一
- 又導師之威儀者如一積尊一從僧之氣色者等一羅漢之体一
- 又導師之威儀者如一積尊一從僧之氣色者等一羅漢之体一
- 又導師之威儀者如一積尊一從僧之氣色者等一羅漢之体一
- 又導師之威儀者如一積尊一從僧之氣色者等一羅漢之体一
- 次日大曼茶羅供寅一点乱声辰時之集会
- 次日大曼茶羅供寅一点乱声辰時之集会

- 又難波奈良一伶人舞人尽数高麗新羅之曲一至極
- 讚衆持一金剛執蓋一與昇持幡供花之有様伽陀梵唄之勢
- 讚衆持一金剛執蓋一與昇持幡供花之有様伽陀梵唄之勢
- 讚衆持一金剛執蓋一與昇持幡供花之有様伽陀梵唄之勢
- 打一太鼓一吹一螺氣色各尽一美極一妙

- 莫一不響一天搖一地而聽聞之道俗集会之貴賤門前成レ市
- 莫一不響一天搖一地而聽聞之道俗集会之貴賤門前成レ市
- 莫一不響一天搖一地而聽聞之道俗集会之貴賤門前成レ市
- 莫一不響一天搖一地而聽聞之道俗集会之貴賤門前成レ市
- 幡蓋飄一風移一自在天之粧一沈檀薰一砌
- 幡蓋飄一風移一自在天之粧一沈檀薰一砌
- 類一海岸之芳一 大阿闍梨法儀疑一智証城之教主
- 類一海岸之芳一 大阿闍梨法儀疑一智証城之教主
- 類一海岸之芳一 大阿闍梨法儀疑一智証城之教主

- 持金剛僧之振舞偏思一像法界宮侍從一
- 持金剛僧之振舞偏思一像法界宮侍從一

974 珠幡縛_レ七宝_二捧_二童子手_一 宝螺表_二六瑞_一 驚_二四部衆耳_一
975 珠幡縛_レ七宝_二捧_二童子手_一 宝螺表_二六瑞_一 驚_二四部衆耳_一
976 讚嘆和_レ風上下涼_レ肝鏡鉢_レ徹_レ雲貴賤覺_レ眠
977 讚嘆和_レ風上下涼_レ肝鏡鉢_レ徹_レ雲貴賤覺_レ眠

《六八ウ》

978 將又鈴杵五鈷_三鈷_三獨_三金剛_三盤_三灑_三水_三塗_三香_三闍_三伽_一
979 將又鈴杵五鈷_三鈷_三獨_三金剛_三盤_三灑_三水_三塗_三香_三闍_三伽_一
980 將又鈴杵五鈷_三鈷_三獨_三金剛_三盤_三灑_三水_三塗_三香_三闍_三伽_一
981 將又鈴杵五鈷_三鈷_三獨_三金剛_三盤_三灑_三水_三塗_三香_三闍_三伽_一
982 花瓶火舍輪宝_一 檄標皆指_二滅金_一 仏具也
983 花瓶火舍輪宝_一 檄標皆指_二滅金_一 仏具也
984 五色之絲檀供壇上之莊_レ驚_レ耳目_一
985 五色之絲檀供壇上之莊_レ驚_レ耳目_一
986 五色之絲檀供壇上之莊_レ驚_レ耳目_一
987 故見_レ之_レ直捨_レ邪見_一 入_二無生忍_一 忽滿_二三祇_一 成_二功德_一
988 故見_レ之_レ直捨_レ邪見_一 入_二無生忍_一 忽滿_二三祇_一 成_二功德_一
989 故見_レ之_レ直捨_レ邪見_一 入_二無生忍_一 忽滿_二三祇_一 成_二功德_一

《六九ウ》

990 速越_二四禪淨慮_一 將登_二五智果位_一
991 速越_二四禪淨慮_一 將登_二五智果位_一
992 巨細之注進如_レ斯諸事有_二紙面_一 恐惶謹言
993 巨細之注進如_レ斯諸事有_二紙面_一 恐惶謹言
994 巨細之注進如_レ斯諸事有_二紙面_一 恐惶謹言
995 巨細之注進如_レ斯諸事有_二紙面_一 恐惶謹言
996 巨細之注進如_レ斯諸事有_二紙面_一 恐惶謹言

《六九ウ》

997 十二月十一日 前大僧正
998 進上延曆寺内大臣法務御坊
999 進上延曆寺内大臣法務御坊
1000 臘月之光甚速也
1001 年華爰易暮日既近_二明春_一
1002 歲暮之嵐鬱々_レ深雪軒積之処賜_二貴札_一 令_レ散_二不審_一 畢
1003 歲暮之嵐鬱々_レ深雪軒積之処賜_二貴札_一 令_レ散_二不審_一 畢
1004 歲暮之嵐鬱々_レ深雪軒積之処賜_二貴札_一 令_レ散_二不審_一 畢

《七〇才》

珠幡縛_レ七宝_二童子捧_二童子手_一 宝螺表_二六瑞_一 驚_二四部衆耳_一
讚嘆和_レ風上下冷_レ肝鏡鉢_レ之聲_レ徹_レ雲貴賤覺_レ眠
讚嘆和_レ風上下冷_レ肝鏡鉢_レ之聲_レ徹_レ雲貴賤覺_レ眠

將又鈴杵五鈷_三鈷_三獨_三金剛_三盤_三灑_三水_三塗_三香_三闍_三伽_一
將又鈴杵五鈷_三鈷_三獨_三金剛_三盤_三灑_三水_三塗_三香_三闍_三伽_一
將又鈴杵五鈷_三鈷_三獨_三金剛_三盤_三灑_三水_三塗_三香_三闍_三伽_一
將又鈴杵五鈷_三鈷_三獨_三金剛_三盤_三灑_三水_三塗_三香_三闍_三伽_一
花瓶火舍輪宝_一 檄標皆指_二滅金_一 仏具也
花瓶火舍輪宝_一 檄標皆指_二滅金_一 仏具也
五色之絲檀供壇上之莊_レ莫_レ不_レ驚_レ耳目_一
五色之絲檀供壇上之莊_レ莫_レ不_レ驚_レ耳目_一
故見_レ之_レ者捨_レ邪見_一 入_二無生忍_一 忽滿_二三祇_一 成_二功德_一
故見_レ之_レ者捨_レ邪見_一 入_二無生忍_一 忽滿_二三祇_一 成_二功德_一
故見_レ之_レ者捨_レ邪見_一 入_二無生忍_一 忽滿_二三祇_一 成_二功德_一

速超_二四禪淨侶_一 將登_二五智果位_一
速超_二四禪淨侶_一 將登_二五智果位_一
巨細_二注進之_一 以若_レ斯諸事有_二貴面_一 恐々謹言
巨細_二注進之_一 以若_レ斯諸事有_二貴面_一 恐々謹言
巨細_二注進之_一 以若_レ斯諸事有_二貴面_一 恐々謹言
巨細_二注進之_一 以若_レ斯諸事有_二貴面_一 恐々謹言
巨細_二注進之_一 以若_レ斯諸事有_二貴面_一 恐々謹言

十二月十日 前大僧正
謹上延曆寺内大臣法務御坊
謹上延曆寺内大臣法務御坊
臘月之影甚速也
年花焉暮日既近_二明春_一
歲暮之嵐鬱々_レ而深雪之軒積之処賜_二貴札_一 令_レ散_二不審_一
歲暮之嵐鬱々_レ而深雪之軒積之処賜_二貴札_一 令_レ散_二不審_一
歲暮之嵐鬱々_レ而深雪之軒積之処賜_二貴札_一 令_レ散_二不審_一

1005 抑弘災箒功德 尽念招祥袖者 仏僧之衣袴也
1006 抑弘災箒功德 尽念招祥袖者 仏僧之衣袴也
1007 抑弘災箒功德 尽念招祥袖者 仏僧之衣袴也
1008 抑弘災箒功德 尽念招祥袖者 仏僧之衣袴也
1009 隱二梅檀煙中 鷲峰山日光入 双林之枝条悲哉
1010 隱二梅檀煙中 鷲峰山日光入 双林之枝条悲哉
1011 隱二梅檀煙中 鷲峰山日光入 双林之枝条悲哉
1012 隱二梅檀煙中 鷲峰山日光入 双林之枝条悲哉
1013 我等稟二生末世 雖二慕 在二世之昔 更有二勞無二誠
1014 我等稟二生末世 雖二慕 在二世之昔 更有二勞無二誠
1015 我等稟二生末世 雖二慕 在二世之昔 更有二勞無二誠

《七〇ウ》

1016 未レ知二舍濤之金言 如盲目之蒙 益更有レ勞無レ益哀哉
1017 未レ知二舍濤之金言 如盲目之蒙 益更有レ勞無レ益哀哉
1018 愚昧之窓内 弥暗重婚夜深 未レ見二清明炬燭之光 痛哉
1019 火宅 者恒樓増二貪欲瞋恚之煙熾盛 而未レ聞二妙法甘露之沢
1020 火宅者恒樓増二貪欲瞋恚之煙熾盛 而未レ聞二妙法甘露之沢
1021 火宅者恒樓増二貪欲瞋恚之煙熾盛 而未レ聞二妙法甘露之沢
1022 火宅者恒樓増二貪欲瞋恚之煙熾盛 而未レ聞二妙法甘露之沢
1023 火宅者恒樓増二貪欲瞋恚之煙熾盛 而未レ聞二妙法甘露之沢
1024 火宅者恒樓増二貪欲瞋恚之煙熾盛 而未レ聞二妙法甘露之沢

《七一才》

1025 故為二歲暮之勤 欲レ礼二過現当 三世之仏名経
1026 故為二歲暮之勤 欲レ礼二過現当 三世之仏名経
1027 故為二歲暮之勤 欲レ礼二過現当 三世之仏名経
1028 從二開白二至二結願 於二聲明 者争二大原妙音院之両流
1029 從二開白二至二結願 於二聲明 者争二大原妙音院之両流
1030 梵唄穿レ雲儼法響レ砌受持之人
1031 梵唄穿レ雲儼法響レ砌受持之人

《七一ウ》

1032 誦誦之音 解說之体 書写之樣 須レ受二大師之旧儀
1033 誦誦之音 解說之体 書写之樣 須レ受二大師之旧儀
1034 誦誦之音 解說之体 書写之樣 須レ受二大師之旧儀
1035 誦誦之音 解說之体 書写之樣 須レ受二大師之旧儀
1036 誦誦之音 解說之体 書写之樣 須レ受二大師之旧儀

抑弘災箒功德之懸 念招二祥袖 仏僧之衣襟也
抑弘災箒功德之懸 念招二祥袖 仏僧之衣襟也
抑弘災箒功德之懸 念招二祥袖 仏僧之衣襟也
抑弘災箒功德之懸 念招二祥袖 仏僧之衣襟也
隱二梅檀之煙中 靈鷲山之日光入 双林之枝条 悲哉
隱二梅檀之煙中 靈鷲山之日光入 双林之枝条 悲哉
隱二梅檀之煙中 靈鷲山之日光入 双林之枝条 悲哉
隱二梅檀之煙中 靈鷲山之日光入 双林之枝条 悲哉
我等生稟二遠末世 雖二恋 在二世之昔 誠
我等生稟二遠末世 雖二恋 在二世之昔 誠
我等生稟二遠末世 雖二恋 在二世之昔 誠

未レ知二舍衛之金言 如盲目之蒙 益更有レ勞無レ益哀哉
未レ知二舍衛之金言 如盲目之蒙 益更有レ勞無レ益哀哉
愚昧之窓内 弥添二闇冥重昏之長夜之深 未レ見二清明炬燭之光 痛哉
火宅之恒樓増二貪欲瞋恚之焰熾盛 而未レ聞二妙池法雨之沢
火宅之恒樓増二貪欲瞋恚之焰熾盛 而未レ聞二妙池法雨之沢
火宅之恒樓増二貪欲瞋恚之焰熾盛 而未レ聞二妙池法雨之沢
火宅之恒樓増二貪欲瞋恚之焰熾盛 而未レ聞二妙池法雨之沢
火宅之恒樓増二貪欲瞋恚之焰熾盛 而未レ聞二妙池法雨之沢
火宅之恒樓増二貪欲瞋恚之焰熾盛 而未レ聞二妙池法雨之沢

故為二歲暮之勤 欲レ礼二過現当 之三千 仏名経
故為二歲暮之勤 欲レ礼二過現当 之三千 仏名経
故為二歲暮之勤 欲レ礼二過現当 之三千 仏名経
從二發願二至二開關 於二聲明 者小原之妙法院 諍二両縁
從二發願二至二開關 於二聲明 者小原之妙法院 諍二両縁
凡梵唄穿レ雲呂律響レ砌受持之人
凡梵唄穿レ雲呂律響レ砌受持之人

誦誦之声 解脱体 書写樣 須移二大師之旧議
誦誦之声 解脱体 書写樣 須移二大師之旧議
誦誦之声 解脱体 書写樣 須移二大師之旧議
誦誦之声 解脱体 書写樣 須移二大師之旧議
誦誦之声 解脱体 書写樣 須移二大師之旧議

1037 誦誦之音解說之體書寫之樣須受大師之旧儀
 1038 相三当第七日可有二十種之供養
 1039 相三当第七日可有二十種之供養
 1040 所謂花者万行之因以三感果為義
 1041 所謂花者万行之因以三感果為義
 1042 所謂花者万行之因以三感果為義
 1043 香者真如内薰之義以三介覆為能
 1044 香者真如内薰之義以三介覆為能
 1045 瓔珞者仏界無尽之義道場莊嚴之相也

《七一才》

1046 抹香者真如随縁之相遂成三利物之義也
 1047 抹香者真如随縁之相遂成三利物之義也
 1048 塗香者成三五分法身之無体無物証之儀也
 1049 塗香者成三五分法身之無体無物証之儀也
 1050 燒香者十方如來之使者諸仏菩薩之所乘也
 1051 燒香者十方如來之使者諸仏菩薩之所乘也
 1052 慈悲覆護之相大智甚深之義也
 1053 慈悲覆護之相大智甚深之義也

《七一ウ》

1054 衣服者信樂慙愧之心柔和忍辱之相也
 1055 衣服者信樂慙愧之心柔和忍辱之相也
 1056 妓樂者讚談仏法之功德大会莊嚴之相也

誦誦之声解脫體書寫樣須移大師之旧議
 相三当第七日有二十種供養
 相三当第七日有二十種供養
 所謂花者万行之因花以三盛花為儀
 所謂花者万行之因花以三盛花為儀
 所謂花者万行之因花以三盛花為儀
 所謂花者万行之因花以三盛花為儀
 香者真如内薰之儀以三芬覆蘊為能
 香者真如内薰之儀以三芬覆蘊為能
 瓔珞者仏界無尽之德道場莊嚴之相也

抹香者真如随縁之相遂成三利物之義
 抹香者真如随縁之相遂成三利物之義
 塗香者成三五分法身無体無証之相好
 塗香者成三五分法身無体無証之相好
 燒香者十方如來使者諸仏菩薩所乘也
 燒香者十方如來使者諸仏菩薩所乘也
 幡蓋者慈悲覆護之相大智甚深之儀也
 幡蓋者慈悲覆護之相大智甚深之儀也

衣服者信樂慙愧之心柔和忍辱相
 衣服者信樂慙愧之心柔和忍辱相
 妓樂者讚三嘆仏法之功德大会莊嚴相

【初出一覧】

第一章 往来物の誕生と諸相 (新稿)

第二章 『新撰遊覚往来』考

第一節 『新撰遊覚往来』の諸相 (新稿)

第二節 『新撰遊覚往来』の本文の比較 (新稿)

第三節 『新撰遊覚往来』に見る増補について (二〇一四年三月、二松学舎大学人文論叢92輯、一部改稿)

第四節 『新撰遊覚往来』の誤写・誤刻現象について (二〇一三年三月、二松学舎大学人文論叢90輯、一部改稿)

第五節 『新撰遊覚往来』の特殊な語彙について (新稿)

第六節 『新撰遊覚往来』における漢字表記について (二〇一二年一二月、二松学舎大学人文学会第106回大会発表)

第七節 傍訓から見た『新撰遊覚往来』 (新稿)

第三章 『新撰遊覚往来』と『異制庭訓往来』の比較 (二〇一四年三月、大学院紀要二松第28集、一部改稿)

第四章 庭訓往来型往来の比較 (新稿)

終章 (新稿)

本稿の資料編1 (二〇一三年五月、日本語と辞書十八輯、一部改稿)

本稿の資料編2 (新稿)